

## 事業評価書目次（令和4年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-1-1	1	福祉特別乗車券交付事業（民営バス）
7-1-1	2	総務諸費
7-1-1	3	金沢シーサイドライン乗車券交付事業
7-1-1	4	社会福祉基金積立金

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 1目 福祉特別乗車券交付事業(民営バス)		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、横浜市福祉特別乗車券交付事務取扱要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者に対し、地下鉄、市営バス、金沢シーサイドライン全線及び市内相互間を運行している民営バスの乗車時に運賃が無料になる特別乗車券を交付することによって、交付対象者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の社会参加支援及び福祉の増進のため、民営バスに乗車できる福祉特別乗車券を交付した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由	障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,237,699千円	1,247,889千円	1,346,187千円	1,513,049千円
		支出済額		1,235,276千円	1,241,904千円	1,331,190千円	1,510,620千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		2,423千円	5,985千円	14,997千円	2,429千円
		執行率(%)		100%	100%	99%	100%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		1,244,061千円	1,250,727千円	1,339,960千円	1,519,390千円		
増▲減		—	6,666千円	89,233千円	179,430千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業が廃止になった場合、対象者の支出のうち、交通費の占める割合が増え、外出を控えるようになる可能性がある。このことにより、福祉対象者の社会参加及び福祉の増進が図られなくなる恐れがあるほか、バスの利用者が減少し、バス路線が廃止されていくことも懸念され、外出したくても外出できない市民が増える可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車券の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車券の受取り手続きが一連で可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 制度改正の際は、学識経験者・市民公募委員等による提言や、市民アンケートを実施している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	交付者数が増加していることを考慮して、交通事業者の負担軽減のため、令和2年度から負担金積算手法を採用することとした。今後も、利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 東 宏子	移動支援 係 櫻井 智子		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 1目 総務諸費	所管区局・課	健康福祉局総務課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-1 2		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	日常の庶務事務作業等、総務課に係る業務の適切かつ円滑な執行を図る。					
	具体的な 事業内容	(1) 市会委員会、同視察等 (2) 大都市民生主管局長会議等 (3) その他事務経費 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	1,246,503千円	34,846千円	52,679千円	52,525千円	
		支出済額	1,238,244千円	40,431千円	33,876千円	36,176千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	8,259千円	△ 5,585千円	18,803千円	16,349千円	
		執行率(%)	99%	116%	64%	69%	
		人 件 費	一般職職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
	総事業費	1,238,244千円	40,431千円	33,876千円	36,176千円		
	増▲減	—	▲ 1,197,813千円	▲ 6,555千円	2,300千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	より効率的な事務を執行するため、引き続き組織横断的な見直しを推進していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 □ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	複写機使用経費や自動車借上料など、自己努力が可能なものは昨年度に引き続き削減に努めていくが、毎年業務量が増加しているため必要経費の削減は非常に難しい。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 半田 恒太郎	係長 稲垣 純子	庶務 係 寺畑 亜砂		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 1目 金沢シーサイドライン乗車券交付事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-1 3
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券等交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者に対し、地下鉄、市営バス、金沢シーサイドライン全線及び市内相互間を運行している民営バスの乗車時に運賃が無料になる特別乗車券を交付することによって、交付対象者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。				
	具体的な 事業内容	福祉対象者の社会参加支援及び福祉の増進のため、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券及び金沢シーサイドライン福祉特別定期券を交付した。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績				
		目標実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由	障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額	63,550千円	63,612千円	63,968千円	66,501千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)	100%	100%	100%	100%
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費	72,335千円	72,435千円	72,738千円	75,271千円		
増▲減	—	100千円	303千円	2,533千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業が廃止になった場合、外出したくても外出できない障害者が増える可能性がある。				
	事業目的に 対する 有効性	福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	金沢シーサイドライン定期券及び乗車券の交付に必要となる福祉特別乗車券の交付にあたり、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車券の受取り手続きが一連で可能となっている。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 制度改正の際は、学識経験者・市民公募委員等による提言や、市民アンケートを実施している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	交付者数が増加していることを考慮して、今後も利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 東 宏子	移動支援 係 櫻井 智子	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 1目 社会福祉基金積立金	所管区局・課	健康福祉局 総務課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-1 4		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	地方自治法、横浜市社会福祉基金条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成22年度に受け入れた市民の方からの遺贈の申し出による寄附金を契機に、福祉分野への活用を希望する市民等からの寄附金を有効活用するため横浜市社会福祉基金を設置。					
	具体的な 事業内容	基金への寄附申込みの受付、受納手続及び基金の運用					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		寄附受納件数 (件)	目標 実績	-	-	-	-
			実績	369	402	1,019	1,628
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		行為の性質上、指標の設定になじまないため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		100,000千円	25,000千円	76,000千円	121,866千円
		繰越額		96,770千円	15,689千円	56,486千円	121,866千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		3,230千円	9,311千円	19,514千円	0千円
		人 件 費	一般職職員	97%	63%	74%	100%
再任用職員			0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
概算人件費	0.0人		0.0人	0.0人	0.0人		
総事業費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円		
増▲減		99,406千円	18,336千円	59,117千円	124,497千円		
		-	▲ 81,070千円	40,781千円	65,380千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	介護保険制度の創設や障害者自立支援法の制定等、2000年代以降の社会福祉施策は、大きな転換を迎え、市民の福祉や社会保障に対する関心もより一層高くなっている。寄附をすることで市の福祉施策の充実に貢献したいと考える寄附受納希望者のために、その受け皿となる当該基金の運用は必要と考える。					
	事業目的に 対する 有効性	年度ごとの寄附受納額に差はあるものの、一定数以上の方から寄附をいただいている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	教育や文化等、さまざまな寄附メニューを設けている横浜市の寄附金において、社会福祉基金は、福祉・子ども・医療等の社会福祉に関するメニューとして整理されている。メニューの一つとして新設することで、社会福祉に関心の高い市民等からの寄附を受け付けやすく、その意向を反映しやすい基金となった。厳しい財政状況の中で社会ニーズに応えるための財源として、一定の効果が期待できる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		事業内容が、寄附受納手続と積立のみであるため、市民等外部意見の反映に適さない事業である。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	29年4月から、寄附金のメニューに、「子どもの貧困対策」、「高齢者福祉・障害者福祉の充実」、「地域医療・災害医療の充実」を新たに加えたことにより、ご寄附いただく方のお気持ちによりきめ細かく応えていけるようになった。引き続き、社会福祉基金の存在を広く知っていただくために、PR等を行っていく。「ふるさと納税に係るワンストップ特例申請」の開始等、寄附のしやすい制度改正が浸透したことにより、令和2年度に引き続き、受納件数が急増したため、受納事務手続きの効率化・迅速化を進めている。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長  
半田 恒太郎係長  
渡辺 悠司経理 係  
昆野 早登美



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 2目 横浜市地域福祉活動補助金		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-2 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	社会福祉法において「地域福祉の推進役」として位置づけられている横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の活動費の助成等を行うことで、地域福祉の推進を図ります。					
	具体的な 事業内容	福祉保健の生活課題の解決に向け、地域住民の参加を促進し、横浜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び、社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉を推進し、横浜市社会福祉協議会の活動費助成を実施しました。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地区アセスメント シートの作成(地区)	目標 実績	地区別計画の推進 256	地区別計画の推進 256	地区別計画の推進 256	地区別計画の推進 256
		長期借入金の着実 な削減(百万円)	目標 実績	9,000 8,220	7,670 7,670	7,120 7,120	6,570 6,570
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度 1,094,733千円	令和元年度 1,094,143千円	令和2年度 1,099,706千円	令和3年度 1,106,406千円
		支出済額		1,091,143千円	1,085,033千円	1,052,512千円	1,055,494千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,590千円	9,110千円	47,194千円	50,912千円
		執行率(%)		100%	99%	96%	95%
		人 件 費	一般職職員	1.4人	1.4人	1.4人	1.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	12,299千円		12,352千円	12,278千円	12,278千円		
総事業費		1,103,442千円	1,097,385千円	1,064,790千円	1,067,772千円		
増▲減		—	▲ 6,057千円	▲ 32,595千円	2,982千円		
事業評価 の視点に よる点検 ・検証・ 評価	本市が行う 必要性	支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者が増加するなか、制度の狭間となる課題への対応が必要とされています。これまでの分野別の公的支援制度では、課題の解決が難しい状況であり、地域の実情に応じた地域福祉の取組が有効とされています。地域の福祉関係者等からなる社会福祉協議会の活動の推進が地域福祉の推進につながるため、助成を行う必要があります。					
	事業目的に 対する 有効性	ボランティア活動支援、区社協・地区社協の活動支援などを通じて、地域福祉の推進を図ることができています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	社会福祉法に規定された地域福祉の推進を担う団体のため、他の団体との類似点は多くありません。社会福祉施設整備のための貸付については新規貸付が平成30年度で終了しました。また、経費の見直しを行うことにより経営改善を進めていきたいと考えています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	理事会、評議員会の委員として地域福祉関係者、社会福祉施設関係者が法人の意思決定に参加しています。また協議会組織として各分野ごとに部会を設置し意見を反映しています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	社会福祉法や介護保険制度の改正への柔軟な対応や権利擁護事業の一層の推進、制度の狭間となる問題への対応が必要とされています。また、地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり、区社協・地区社協の機能強化に向けた支援、自主財源の安定的な確保が課題となっています。新しい生活様式を踏まえた地域の創意工夫によって生み出された活動を引き続き支援し、地域での見守りの目を増やしていく必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

新井 隆哲

係長

松島 雄一

係

長岡 かなえ

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 ノンステップバス導入促進補助事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 2	
						政策番号	20	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	横浜市ノンステップバス導入促進補助金交付要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	市民に身近な交通機能等の充実					
		施策(事業)	地域交通の維持・充実					
事業の目的	車いす使用者をはじめ、歩行困難者や障害者、高齢者、妊産婦、ベビーカー使用者などあらゆる利用者に対し利便性を発揮するノンステップバス導入促進により、公共交通機関の利用環境の改善と福祉のまちづくりの推進を図るため事業を開始しました。							
具体的な 事業内容	横浜市内に営業所を持つ民営バス事業者に対し、ノンステップバス導入に係る経費の一部を補助します。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		ノンステップバス導入補助		668台(累計)(29年度)	762台(累計)	888台(累計)		
	備考	政策21・主な政策6・想定事業量③に再掲 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		30,323千円	41,350千円	5,570千円	1,107千円	
		支出済額		19,862千円	25,376千円	5,501千円	1,101千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		10,461千円	15,974千円	69千円	6千円	
執行率(%)		66%	61%	99%	99%			
人件費		一般職職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		24,255千円	29,788千円	9,886千円	5,486千円			
増▲減		—	5,533千円	▲19,902千円	▲4,400千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国から示されているノンステップバスの導入目標を達成するためには、各バス事業者が長期的な計画のもとで継続的に導入していくことが必要です。しかし、事業者の自己資金のみでは経済的負担が大きく、補助金の交付を前提としない導入は難しい状況です。一方、市民等からは導入促進の要望が寄せられています。このようなことから、本市の補助は引き続き実施していく必要があると考えます。						
	事業目的に 対する有効 性	市内のノンステップバス導入率は着実に上がっており、多くの市民がその利便性を享受しています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	平成25年度に補助金の上限額を引き下げたほか、交付対象を限定しています。 ※現行は1台あたり550千円の定額。 本事業のような、ノンステップバスの導入に対する補助制度に類似する他事業はありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		国の方針等を踏まえ実施している事業であるため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の拡大により、路線バスの利用者が大きく減少し、バス事業者の経営状況が悪化したことから、ノンステップバスの導入計画を見直すバス事業者が増え、市内の新規導入台数の伸びは鈍化傾向にあります。国の制度の動向を踏まえながら、バス事業者と随時情報共有を行い、適正に執行します。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	各バス事業者の間で導入率に開きが生じており、地域によってノンステップバスを利用しにくいエリアがあるため、将来的には市内均一に走行していることが望まれます。利用者の公平性の担保を目指し、本市の厳しい財政状況を踏まえた上で、導入率が低い事業者に対して優先的に補助を実施するなど、効率的な取組が必要だと考えます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				江塚 直也	田邊 誠	中世古 健太		



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」運 営事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 3
						政策番号	14
						主な施策(事業)番号	5
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	社会福祉法第80条、第81条、民法、任意後見契約に関する法律、老人 福祉法、成年後見制度利用促進法、社会福祉法人横浜市社会福祉協 会横浜生活あんしんセンター事業実施要領	
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進				
		施策(事業)	権利擁護の推進				
事業の目的	横浜市成年後見制度利用促進基本計画(計画期間:令和元~5年度)に基づいた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進 めます。また、市民後見人の養成・活動支援や法人後見団体への支援、親族後見人等への支援を実施します。横浜市の後見推進機 関である「横浜生活あんしんセンター」は、判断能力が十分でない高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、権利擁護事業を 実施します。						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関の運営、地域の権利擁護の推進(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)</li> <li>・市民後見人養成・活動支援事業</li> <li>・権利擁護事業(相談調整事業、定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス)</li> <li>・成年後見事業</li> </ul>						
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
	地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数		682件(29年度)	707件	800件		
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
	区社協あんしんセンター権利擁護事業利用者数		1028人(29年度)	1128人	1250人		
備考							
事業 実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		333,028千円	351,795千円	370,860千円	385,158千円	
	支出済額		333,027千円	352,578千円	370,422千円	385,158千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		1千円	△ 783千円	438千円	0千円	
	執行率(%)		100%	100%	100%	100%	
	人 件 費	一般職員	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	6,150千円	6,176千円	6,139千円	6,139千円	
	総事業費		339,177千円	358,754千円	376,561千円	391,297千円	
増▲減		—	19,578千円	17,807千円	14,736千円		
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	権利擁護事業、成年後見事業を実施することにより、地域における権利擁護の推進をすすめ、高齢者や障害者が身近な地域で安心し てその人らしい生活ができるよう、身近な地域での権利擁護を進める必要があります。					
	事業目的に 対する有効 性	令和2年4月に本市の成年後見制度利用促進の司令塔的機能を担う中核機関「よこはま成年後見推進センター」が設置されました。そ れに伴い、市協議会が設置され、地域連携ネットワークの構築に向けた体制も整いました。市域における成年後見制度の利用促進の 状況を分析し、利用促進支援の課題を抽出し取り組みを進めます。 市民後見人養成活動支援事業においては市民後見人として総計84人(R4.3月末時点)が家庭裁判所に選任されており、着実に効果 があがっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法律に基づく事業であり、他に類似するものではありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 業務監督審査会、市民後見推進委員会、本市における成年後見制度利用促進に向けた市協議会(横浜市成年後見サポートネット)等 に弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等が参画し、権利擁護体制の構築に向けた意見交換を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加や「親亡き後」の障害者の生活支援の問題など、成年後見制度へのニーズは増大しています。また家族 が小規模化する中で、本人、家族を中心としたきめ細かなチーム支援が求められています。また、令和4年3月には、国の第二期成年後見制度利用 促進基本計画が策定され、制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護施策の充実、運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワー クづくりに取り組むとされています。前述の通り、令和2年4月に設置された中核機関を中心に、地域連携ネットワークの構築に取り組み、更なる相談体制の 整備や関係する専門職団体、関係機関との連携体制の強化、成年後見制度利用促進に取り組みます。					

中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護事業は、利用ニーズが年々増加傾向にあり、実施体制の見直し等を行うことにより、令和3年度末で利用者は1128人となっていま す。新規利用者の受け入れが進められるよう、各区の相談支援機関や中核機関と連携し、現在の利用者が必要な方には成年後見制度の利 用につなげる支援を行い、利用者の増加に努めます。</li> <li>・成年後見事業においては、制度の利用がなかなか進まない障害分野の利用促進を目的に、障害者施設等の職員を対象とした研修を動画 配信でも行い、障害者本人、家族向けの出席講座等も行いました。また、法人後見連絡会を2回開催し、リーフレットの増刷も行いました。</li> <li>・市民後見人養成については、第5期市民後見人養成講座を実施し、新たに31人が市民後見人バンク登録者として登録されました。市民後 見人バンク登録者向けには、研修実施や専用のホームページで毎月のメール配信でのタイムリーな情報提供など活動支援を行いました。</li> </ul>
--------------------------------------	--

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	新井 隆哲	小森 武信	河口 友美

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 福祉保健システム運用事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 2 4	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び精神保健福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	福祉保健事業には多くのサービスがあり、制度も複雑で膨大な事務量になります。福祉保健システムでは、福祉保健サービスの給付、障害者手帳等の交付、各種決定などの事務をシステムで集中的に行うことにより、迅速、正確に処理することができ、職員が手作業で行うよりもはるかに効率的です。また、総合台帳機能により、市民の福祉サービスの利用状況を網羅的に把握でき、市民の心身の状態や所得状況に応じた福祉保健の案内を可能とし、市民の福祉向上に寄与しています。また、システムを利用することにより、職員一人当たりの事務コストが削減され、職員は直接市民と接する時間を確保し、きめ細かなサービスを提供できます。						
	具体的な 事業内容	福祉保健システム(健康福祉局、こども青少年局が所管する36事業)のシステム運用。 (1) システム運用保守(実行、監視、障害対応、端末管理)、プログラム保守、帳票作成、口座振替処理等の各種業務委託 (2) 機器類の賃借料、ネットワーク回線使用料の支払い (3) 共通機能に関するシステム改修委託 (4) システム運用に必要な消耗品・備品費等の調達						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		システム運用	目標	安定運用の継続	安定運用の継続	安定運用の継続	安定運用の継続	
			実績	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	
		目標						
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		システム運用は、システム障害を監視し、エラーを修復しながら正常に稼働させるものである。定量的にエラー修復数を積算するものでもなく、安定運用や制度改正対応としている。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		312,536千円	296,462千円	295,036千円	292,548千円	
		支出済額		269,554千円	202,479千円	228,846千円	254,833千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		42,982千円	93,983千円	66,190千円	37,715千円			
執行率(%)		86%	68%	78%	87%			
人 件 費		一般職職員		2.5人	2.5人	2.5人	2.5人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		21,963千円	22,058千円	21,925千円	21,925千円		
総事業費		291,517千円	224,537千円	250,771千円	276,758千円			
増▲減		—	▲ 66,980千円	26,235千円	25,987千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	システムを保有・管理・運用する本市において、事業所管課と運用担当課が密に連携し、適時適切に保守を行うことにより、システム運用に支障をきたすことなく運用が可能となります。						
	事業目的に 対する 有効性	制度変更に伴う柔軟な対応、情報化資源の有効活用により事務費の軽減が図られています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	福祉保健システムは、他システムとともに情報共有基盤システムを共通プラットフォームとし、安定的・効率的な運用を図っています。限られた資源の中で、所管課・区等からの要望に対し、費用対効果を踏まえた合理的な改修を実施する必要があります。また、福祉保健システムはパッケージシステムのカスタマイズではなく、独自開発システムのため、運用に関し類似性はありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業支援システムの運用経費であり、内部管理業務にあたるため、意見聴取の仕組みはありません。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	システム標準化対応、対象業務の制度改正への対応、関連機器(端末等)の更新、補充を行い、より効率的な運用を行います。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	江塚 直也	山崎 由佳	梅田 亜希

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 地域福祉保健計画推進事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 5	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	社会福祉法第107条 (市町村地域福祉計画)		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	地域福祉保健推進のための基盤づくり					
事業の目的	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、平成16年に第1期横浜市地域福祉計画を策定(第2期から横浜市地域福祉保健計画に名称変更)、それに基づき各区でも平成17年、18年に区計画を策定しました。令和3年度は第4期市計画を推進するとともに、中間評価を実施し、第4期区計画の策定及び推進支援を行いました。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間評価については、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(以下、「委員会」という。)委員に書面で意見をいただき、横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会で検討し、委員会の委員長と副委員長に確認した上で中間評価を確定(新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会は中止)</li> <li>・市民向けに市計画冊子の増刷及び市役所のデジタルサイネージで啓発動画の放映</li> <li>・区計画担当者等に向けた会議や研修での情報共有等による区計画・地区別計画の策定・推進支援</li> </ul>							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数(件)		682件(29年度)	707件	800件		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		地域福祉保健計画の地区別計画推進組織設置地区数(地区)		237地区(累計)(29年度)	256地区	254地区(累計)		
	備考		政策33・主な施策1・想定事業量②の達成にも関連					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現予算額		8,720千円	15,628千円	19,397千円	13,597千円	
		支出済額		8,185千円	13,531千円	12,414千円	11,241千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		535千円	2,097千円	6,983千円	2,356千円	
執行率(%)		94%	87%	64%	83%			
人件費		一般職員		3.5人	2.0人	2.0人	2.3人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		30,748千円	17,646千円	17,540千円	20,171千円		
総事業費		38,933千円	31,177千円	29,954千円	31,412千円			
増▲減		—	▲ 7,756千円	▲ 1,223千円	1,458千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	社会福祉法で規定された行政計画であり、超高齢化、単身世帯化、単身世帯の増加、地域とのつながりの希薄化等、社会状況の変化への対応を進めるために、地域での支え合いの仕組みづくりを目的とした地域福祉保健計画を推進していく必要があります。						
	事業目的に対する有効性	身近な地域での計画策定・推進により、地域の生活課題を地域の「つながり」で解決できる支え合いの仕組みづくりが推進され、安心して生活できる社会の実現につながっています。						
	本事業の効率性・類似性	地域における支え合いの仕組みづくりについては、分野別の関係局・関係課の事業と関連するものもあるため、取組推進の際は、連携しながら進めていく必要があります。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		計画の策定及び計画の推進状況の評価等を目的とした委員会(附属機関)を設置し、公募による市民委員の他、各分野の関係団体の代表者、学識経験者等で構成しています。また、計画策定時にパブリックコメントを実施しています。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期市計画の中間評価結果をふまえ、引き続き第4期市計画を推進するとともに、第5期市計画策定の検討を行います。</li> <li>・区計画・地区別計画の推進にあたり、身近な地域における支え合いの仕組みづくりが一層推進されるよう、必要な情報提供等を行い、区計画推進支援を行います。</li> </ul>						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期市計画の推進にあたり、市民向けに計画の周知を行うとともに、第4期市計画の中間評価を踏まえ、関係局区検討プロジェクトの開催など関係課・関係機関等と連携した取組を検討・実施します。</li> <li>・第4期区計画の推進にあたり、各種研修の開催、情報共有を行うなど区を支援し、第4期地区別計画の推進に当たっては、区、関係機関等が連携し、支援を行います。</li> <li>・地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に一時減少しましたが、令和3年度は回復に転じました。今後も引き続き地域の社会資源と地域住民や組織の連携及び協働を支援します。</li> </ul>							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				新井 隆哲	星野 普	森田 悦子		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 ごみ問題を抱えている人への支援事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 6	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	3	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の 防止を図るための支援及び措置に関する条例			
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策					
事業の目的	不良な生活環境を解消し、発生を防止することにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。							
具体的な 事業内容	各区に設置されている対策連絡会議を中心に、状況把握及び情報共有等を行い、当事者に寄り添った福祉的な支援を通じて、不良な生活環境の解消や発生の防止を図る。また、資源循環局と協力して、自ら解消することができない堆積者への排出支援を実施する。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		近隣に影響があるいわゆる「ごみ屋敷」の解消件数		73件(累計)(29年度)	24件 121件(4か年)	200件(4か年)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		排出支援回数		46回(累計)(29年度)	20回 77回(4か年)	120回(4か年)		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		28,281千円	28,281千円	23,853千円	23,791千円	
		支出済額		18,362千円	20,332千円	16,378千円	16,411千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		9,919千円	7,949千円	7,475千円	7,380千円	
執行率(%)		65%	72%	69%	69%			
人件費		一般職員		4.0人	4.0人	4.0人	4.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		35,140千円	35,292千円	35,080千円	35,080千円		
総事業費		53,502千円	55,624千円	51,458千円	51,491千円			
増▲減		—	2,122千円	▲4,166千円	33千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成29年6月に改正された社会福祉法では、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり等が規定され、各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備などが求められています。いわゆる「ごみ屋敷」問題は、これまで高齢者、障害者、子どもといった対象ごとに整備されてきた公的支援とは異なり、包括的に対応していく必要がある事業となっています。こうした中、中期4か年計画に掲げる施策14の主な取組として実施しているほか、第4期横浜市地域福祉保健計画の推進の柱2「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」の重点項目取組にも位置づけ実施しています。						
	事業目的に 対する有効 性	定量的な目標として、解消件数と排出支援回数を指標、想定事業量としています。3年度までの実績は、4か年の目標値に対し解消件数は約6割(累計121件)、排出支援回数は約6割程度(累計77回)の達成状況ですが、早期発見・早期介入を行うことで予防を図るとともに、堆積物が軽微なうちに解消されている状況もあり、引き続き一定の成果が得られています。また、いわゆる「ごみ屋敷」の解消については、資源循環局と協力した排出支援が有効に機能しています。本事業はいわゆる「ごみ屋敷」の解消だけでなく発生の防止も図ることとしているため、定量的な評価だけではなく、定性的な評価の導入が課題です。						
	本事業の 効率性・ 類似性	執行率は69%でした。本事業は平成28年12月に条例を施行し開始した事業であるため、実施体制を含め試行錯誤が続いていますが、いわゆる「ごみ屋敷」事例の把握や調査等を通じて、より効果的な取組が行われるよう推進していく必要があります。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消と発生の防止に関する審議会を開催し、有識者等から意見聴取し、事業内容、研修内容に反映しました。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	排出支援はいわゆる「ごみ屋敷」の解消の手段として非常に有効であることから、引き続き、実施します。また、複雑困難なニーズを抱える当事者等に対し、各機関の職員のスキルアップや連携に引き続き力を入れて取り組みます。本事業は、いわゆる「ごみ屋敷」の解消だけでなく発生の防止も図ることとしているため、社会的孤立の防止に関連する事業や地域取組の支援に向けて支援のあり方を検討し、他事業とも連携して進めていく必要があります。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で排出支援回数や解消件数が増加し、60件のいわゆる「ごみ屋敷」を把握し、24件を解消しています。また、長年課題となっていた案件や緊急性の高い案件については地域、関係機関と連携しながら排出支援を行い、着実に解消しています。 この問題の背景となっている、社会的な孤立や生活困窮などの課題を解決していくために、単に行政や関係機関による福祉的な支援を行うだけでなく、近隣住民によるネットワークを構築しながら、ごみ問題を抱えている人への支援を進めていきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長			
				樋田 美智子	小森 武信	飛田 はるか		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 災害時要援護者支援事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 7	
						政策番号	35	
						主な施策(事業)番号	6	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	災害対策基本法、横浜市震災対策条例、 横浜市災害時要援護者名簿作成事務要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	災害に強い人づくり・地域づくり(自助・共助の推進)					
		施策(事業)	災害時要援護者等支援の強化など災害対応の充実					
事業の目的	震災や風水害では、自力で避難することが難しい高齢者や障害者等の要援護者が被害にあう可能性が高いこと、震災直後に行政がすぐに初動体制を取りづらいつい状況も考えられることから、地域で平常時から災害に備えた取組をする必要があり、事業を開始しました。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の支援活動が円滑に行われるよう、各区において名簿提供や、共助の取組を支援</li> <li>要援護者名簿作成のため、災害時要援護者管理システムの運用・保守等を実施</li> <li>福祉避難所の機能充実のため、協定締結施設へ備蓄物資を整備</li> </ul>							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		災害時要援護者支援の取組を実施している自治会町内会の割合		85.1%(29年度)	95.6%	95%		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		地域に名簿情報を提供している要援護者数		51,215人(29年度)	46,939	72,700人		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		26,345千円	36,498千円	73,010千円	53,941千円	
		支出済額		22,040千円	34,795千円	64,079千円	36,057千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		4,305千円	1,703千円	8,931千円	17,884千円	
執行率(%)		84%	95%	88%	67%			
人件費		一般職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円		
総事業費		39,610千円	52,441千円	81,619千円	53,597千円			
増▲減		—	12,831千円	29,178千円	▲ 28,022千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、地域の自主的な取組の中で、日頃から地域住民と要援護者との間で顔の見える関係をつくり、災害時における支え合いや支援体制の構築など、共助による支援の推進を目指すものです。しかし、近年は住民同士の関係の希薄化や活動の担い手の高齢化などにより、共助の支援体制づくりが難しい状況です。地域の中で見守りの裾野が広がるよう、地域ごとに要援護者を支援する取組が異なる中、横浜市としてニーズに合った支援をしていくことが必要であると考えます。						
	事業目的に 対する有効 性	平成25年10月からの情報共有方式の開始により、新たに区と協定を締結する地域が増えるなど、地域の取組が推進されています。また、本事業は、中期計画政策35「災害に強い人づくり・地域づくり」に位置付けられており、共助の取組の推進に貢献するものです。今後は、地域の取組のさらなる推進・充実のために、区局連携して地域の取組支援や事業の周知啓発を進めていく必要があります。						
	本事業の 効率性・ 類似性	要援護者を地域で把握し、日頃からの関係づくりや見守り活動等地域の支え合いの取組支援を目的とした類似事業が実施されているものの、根拠規程や実施手法が異なるため、整理統合等は困難ですが、他の事業担当と事業の推進状況を共有するなど連携した事業実施は今後も必要と考えます。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		各地域での事業の実施にあたっては、区と地域の自主防災組織等で調整が行われています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地域の名簿を活用した先進的な取組をまとめた事例集を活用した、地域への協定締結等の働きかけ</li> <li>②事業実施地域における要援護者に対する取組の支援</li> <li>③要援護者名簿管理システムの再構築</li> <li>④福祉避難所の運用の見直し</li> <li>⑤災害対策基本法改正に伴い、個別避難計画の作成スキームをモデル事業で実施・検証</li> </ol>						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	災害時の要援護者支援については、近年の災害による被害状況等から社会的要請や対象者のニーズが高まっています。特に、風水害の被害が大きいことから、国は令和3年度に災害対策基本法を改正し、個別避難計画の作成を市町村の努力義務としました。平常時における地域の方と要援護者とのつながりづくりは、災害発生時においても安心な地域につながります。今後も、より多くの地域で取組が実施され、要援護者とのつながりづくりを進めるための支援を充実させていく必要があると考えます。							

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	江塚 直也	村尾 博美	中村 仁美

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 2目 民生委員・児童委員事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-2 8	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	民生委員法、民生委員法施行令、児童福祉法、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」に始まる。大正7年に大阪府で「方面委員制度」が発足し、本市では、大正9年に横浜市方面委員制度を制定した。その後、昭和3年には方面委員制度が全国的に普及し、昭和21年の民生委員令制定により名称が「民生委員」となり、昭和22年の児童福祉法の制定に伴い、「民生委員・児童委員」として現在に至る。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員の委嘱による地域福祉の増進</li> <li>活動費の区配</li> <li>欠員補充及び増減員の実施</li> <li>民生委員活動をPRするリーフレットの作成</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標	実績				
		目標	実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		342,177千円	350,434千円	349,851千円	349,363千円
		支出済額		342,331千円	353,439千円	338,245千円	347,698千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 154千円	△ 3,005千円	11,606千円	1,665千円
		執行率(%)		100%	101%	97%	100%
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
	総事業費		359,901千円	371,085千円	355,785千円	365,238千円	
増▲減		—	11,184千円	▲ 15,300千円	9,453千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	社会情勢の変化や急激な高齢化に伴い要支援者が増加し、民生委員の活動の幅は広がっている。そのため、定数の増減員等地域の実情に合わせた取組を行った。 <b>【そのほか環境改善の取組】</b> *平成29年度:個人活動費を増額(年間780円増)、主任児童委員区代表の特別活動費区分を新設(年額24,000円)、欠員地区のある区・地区民生委員児童委員協議会の活動費算出基準を現員数から定数に変更(市民児協への補助金として支出)。令和3年度:個人活動費を増額(年間1,200円増)					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 民生委員候補者は、自治会町内会の代表、地区民児協の代表、地域の福祉関係者等で構成される「地区推薦準備会」で選出され、「横浜市民生委員推薦会」での審議、「横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会」での審査を経て厚生労働大臣に推薦する。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	<b>【現状の課題】</b> 高齢化の進展に伴い、要支援者の増加により民生委員の活動量が増え、負担感も増大し、なり手不足が深刻な課題になっている。 <b>【解決に向けた取組】</b> 民生委員の活動支援について、市民生委員児童委員協議会等とともに検討を進め、活動をPRするリーフレットの作成等を行った。引き続き、令和7年度の斉改選を見据え、活動支援策や推薦要件等について検討を行い、活動しやすい環境づくり等に取り組んでいく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

柿沼 千尋

係長

佐藤 靖典

係

中澤 理久

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 福祉保健研修交流センター「ウイリング横浜」 運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 2 9
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市福祉保健研修交流センター条例、横浜市福祉保健研修交流センター条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	「よこはま21世紀プラン」では、福祉施設の整備促進、ホームヘルプ等在宅サービスの拡充、地域ケアシステムの推進などが主要課題として掲げられており、福祉・保健両分野にわたる人材を確保・育成するため、研修、交流をはじめとする総合的な機能を備えた市の拠点施設として整備された。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉保健等に関する研修会等の開催、情報の収集及び提供、調査研究</li> <li>研修室・実習室等の提供</li> </ul>					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		研修室稼働率(%)	目標	62	62	62	62
			実績	63.1	57.6	38.0	41.6
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		282,945千円	287,554千円	281,820千円	254,202千円
		支出済額		271,046千円	275,239千円	278,730千円	253,478千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		11,899千円	12,315千円	3,090千円	724千円
		執行率(%)		96%	96%	99%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.8人	0.0人	0.0人
再任用職員			0.0人	0.8人	0.8人	0.8人	
概算人件費			7,028千円	3,974千円	4,084千円	4,084千円	
総事業費		278,074千円	279,213千円	282,814千円	257,562千円		
増▲減		—	1,139千円	3,601千円	▲ 25,252千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	上記「目的(事業開始の経緯)」記載の趣旨、及び、その後の高齢化の進展や福祉保健ニーズの高まりや制度・事業の変化を踏まえ、福祉と保健の両分野の人材の育成・確保を目的とした研修、情報提供、交流、福利厚生などの機能を併せ持つ本市の中心的な施設としての機能を担うため。					
	事業目的に 対する 有効性	福祉・保健活動従事者等に対して必要な研修、情報の提供等を行い、また交流の場及び機会を提供することにより、福祉・保健活動従事者等の養成及び確保が図られている。研修内容については、学識経験者や関係機関等主に外部委員で構成する研修委員会にて議論のほか、市内大学・専門学校等との連携による研修を企画するなど、常に効果測定と見直しを図る仕組みを作り、有効性を担保している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度により、福祉・保健活動従事者や市民に対し研修、情報提供等を行い、また交流の場及び機会を提供するなど、専門性が発揮される業務と貸館業務との連携が効果的に実施できている。 特定の職種や施設種別に限定せず広く福祉保健人材を対象とし、専門性の向上やキャリアに応じた多様な研修の実施のほか、定着支援のための相談事業等も行い、福祉保健人材の育成、確保・定着支援を総合的に推進する機能を担っており、類似の機関は他に存在しない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者を中心とする研修委員会を設置し、研修事業の方針、企画、進行管理等について協議し、その意見を研修内容に反映</li> <li>研修受講者及び施設利用者のアンケートの実施・分析、意見・苦情の随時受付とスタッフによる共有を通して、研修内容や施設運営の改善に反映</li> <li>選定評価委員会による第三者評価を実施し、指摘された事項を次期指定管理者公募要項等に反映</li> </ul>			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	福祉保健人材の育成、確保・定着支援は本市の重要な政策課題であり、それらの事業を総合的・効果的に実施している本事業は、関係機関等とも連携しながら今後とも機能の充実を図る必要がある。新型コロナウイルス感染症流行を経て、従来の集合型研修に加え、オンラインの活用など新しい研修方法を取り入れるなど、利用者の利便性向上の観点から事業の手法を見直し、合わせて効率的な事業運営にもつなげていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				柿沼 千尋	花摘 梢子	藤生 恵子	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 2目 社会福祉センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-2 10	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市社会福祉センター条例、横浜市社会福祉センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	民間の社会福祉関係諸団体が相互に密接に連携を保ちつつ活動できる拠点として、また母子、高齢者、障害者等が自由に相談に來たり、相互交流しながら活動できる場所として、昭和48年度に策定した「横浜市総合計画・1985」において建設が計画され、昭和56年度に供用を開始した。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター施設の管理運営、ホール・会議室等の貸出</li> <li>・ボランティアに関する相談・支援、情報収集・提供等</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		会議室稼働率(%)	目標	80	80	80	80
			実績	82.6	85.4	72.2	67.6
		ホール稼働率(%)	目標	60	60	60	60
	実績		66.6	57.5	36	40.9	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		130,654千円	132,741千円	139,242千円	135,139千円
		支出済額		129,314千円	167,271千円	134,560千円	136,251千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,340千円	△ 34,530千円	4,682千円	△ 1,112千円
		執行率(%)		99%	126%	97%	101%
		人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	3,514千円		3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		132,828千円	170,800千円	138,068千円	139,759千円		
増▲減		—	37,972千円	▲ 32,732千円	1,691千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	会議室等は市域の福祉保健活動団体の活動の拠点として高いニーズがあり、ボランティアセンターについても、ボランティア活動における様々な機会・活動の場を求める方や、ボランティアによる支援を求める方に対する支援機能として必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	会議室やホールなど施設の稼働率、利用人数について、令和3年度はコロナ禍の影響を受け平年より実績が下がっているが、新しい生活様式におけるニーズは回復傾向にある。ボランティアセンター諸室(録音室、点字製作室など)もボランティア団体により活発に利用されており、社会福祉団体やボランティア等の活動の場として有効に機能している。 また、ボランティア団体の育成や団体間のネットワークづくり、市内企業やNPO法人等との連携による協働事業の推進など、市域のボランティアセンターとして、広域的な課題に対応している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度により、ボランティア活動団体の育成・支援、団体間のネットワークづくり、企業等との連携による協働事業の推進など専門性が発揮される業務と、貸館業務との連携が効果的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 附属機関として設置している「指定管理者選定評価委員会」にて第三者評価を実施。また、施設内に設置してある「ご意見箱」等により、来館者の意見等をいただき、改善に向けた対応を行っている。このほか、施設の提供と社会福祉に関する相談支援の両業務の連携をより重視することや、広域団体・中間支援組織との連携や各区福祉保健活動拠点の支援など市域の施設としての役割強化を指定管理業務に反映させている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	各区のボランティアセンターとの棲み分けや連携を図りつつ、広域を対象とする取組の実施、各区福祉保健活動拠点の支援など、市域におけるボランティアセンター機能を持つ施設としての役割の一層の強化を図っていく。指定管理業務においては自己評価に加えて事業実績評価を導入し、より客観的な視点でPDCAサイクルを運用している。 また、しゅん工から40年以上が経過し施設が老朽化していることから、指定管理者及び入居団体と調整しながら適切な設備改修を実施し、建物の維持管理を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

柿沼 千尋

係長

佐藤 靖典

係

中谷 真理子



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 11	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	民生委員法、老人福祉法、介護保険法、第4期横浜市地域福祉保健計画		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	身近な地域で支援が届く仕組みづくり					
事業の目的	第2期横浜市地域福祉保健計画における「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」を具体化するため、日常生活において支援が必要なひとり暮らし高齢者の状況を把握し、日常の相談支援、地域の見守り活動等につなげる仕組みを作ることを目的として、平成23年度から事業を開始。							
具体的な 事業内容	民生委員や地域包括支援センターが、日常生活において支援が必要なひとり暮らし高齢者等の状況を効果的に把握し、相談支援、地域の見守り活動につなげることを推進するため、行政が保有するひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員等に提供する。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		『ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業』におけるひとり暮らし高齢者等の把握数		133,136人(29年度)	230,177人	167,734人		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		17,598千円	14,970千円	16,343千円	27,141千円	
		支出済額		17,680千円	15,394千円	15,996千円	16,770千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 82千円	△ 424千円	347千円	10,371千円	
執行率(%)		100%	103%	98%	62%			
人件費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円			
総事業費		22,073千円	19,806千円	20,381千円	21,155千円			
増▲減		—	▲ 2,267千円	576千円	774千円			
事業評価の視点による点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	単身世帯の増加、地域や家族の人間関係の希薄化等により、ひとり暮らし高齢者等の孤立が深刻な課題となっており、ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を送ることが出来るよう、民生委員・地域包括支援センター・区役所が連携し、要支援者の状況を把握し、相談支援、地域の見守り活動等につなげるが必要となっている。 また対象者の範囲については、これまでの見守り、訪問活動を行う中で、ひとり暮らしではないものの地域から孤立している「高齢者のみ世帯」への見守りの必要性が新たに浮かび上がってきたことから、令和元年度から、各区の実情に応じて、対象者の範囲を「高齢者のみ世帯」にも拡大している。						
	事業目的に 対する有効性	民生委員及び地域包括支援センターに行政が保有する情報を提供することにより、民生委員活動や地域の見守り活動等の取組を補完し、より実施しやすくなる。民生委員・地域包括支援センター・区役所の情報共有により、支援を要するひとり暮らし高齢者等の把握が進んでいる。 (民生委員による訪問人数 H29:20,912名 H30:21,643名 R元:36,841名 R2:23,561名 R3:29,594名)						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業費については、国費等を活用するとともに、効果的な執行に努める。 <財源確保の状況> 平成23～24年度 介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業」を活用 平成25～26年度 セーフティネット支援対策等事業費 地域福祉等推進特別支援事業費補助金を活用 平成27～令和3年度 生活困窮者就労準備支援事業費を活用						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市・区民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターと協議を行いながら実施している。						
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	ひとり暮らし高齢者等について、日常的な見守りや的確な支援につなげられる仕組みづくりの一層の充実が必要であるが、相談支援や地域の見守り活動等は、区によって取組状況が異なるため、各区の実情に応じて進めていく必要がある。 また対象者の範囲について、ひとり暮らしではないものの地域から孤立している「高齢者のみ世帯」への見守りが必要との意見を踏まえ、令和元年度からは各区の実情に応じて対象者を拡大している。今後も、事業運用上の課題やコロナ禍での活動のあり方等について引き続き検討を行っていく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	民生委員及び地域包括支援センターと地域課題を共有し、課題解決に取り組む支えあいの地域づくりを進めることにより、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立の防止を図っていく。 ひとり暮らしではないものの地域から孤立している高齢者のみ世帯等、本事業の対象者の範囲の拡充を求める意見があり、一部の地域で対象者の範囲を拡大した。一方で、訪問やその後の見守りなど民生委員の負担も増加するため、拡大ができない地域もあり、両者のバランスを考慮した事業運用をいかに図っていくかが引き続きの課題となっている。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				柿沼 千尋	佐藤 靖典	中谷 真理子		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 2目 福祉保健活動拠点運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-2 12	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市福祉保健活動拠点条例 横浜市福祉保健活動拠点施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場を提供することにより、市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現を目指す。 ゆめはま2010プランにおいて、「民間福祉保健活動拠点」を各区に1か所ずつ整備するとされ、平成20年1月に開館した西区拠点をもち、18区に各1拠点が開館した。					
	具体的な 事業内容	福祉保健活動を行う団体の活動場所として諸室(団体交流室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室、多目的研修室)の管理運営及び利用調整を行うとともに、ボランティアにかかる相談やコーディネート、ボランティア育成支援等を実施する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		延べ利用件数	目標	49,000	49,000	49,000	49,000
			実績	47,882	42,466	27,095	34,954
		ボランティア派遣人数	目標	11,000	11,000	11,000	11,000
	実績		11,456	10,460	3,783	1,427	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		442,314千円	448,050千円	464,880千円	467,289千円
		支出済額		444,031千円	448,445千円	460,925千円	471,944千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 1,717千円	△ 395千円	3,955千円	△ 4,655千円		
執行率(%)		100%	100%	99%	101%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		447,545千円	451,974千円	464,433千円	475,452千円		
増▲減		—	4,429千円	12,459千円	11,019千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	福祉保健活動拠点は区域の福祉保健活動団体の活動の拠点としてのニーズがあり、ボランティア活動における様々な機会・活動の場を求める方や、ボランティアによる支援を求める方に対する支援機能として必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	施設は福祉保健活動団体により活発に利用されており、活動の場として有効に機能している。また、ボランティアの育成や団体間のネットワークづくりなど、ボランティア育成支援機能を果たしている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度により、ボランティア相談や育成支援など専門性が発揮される業務と、活動場所の提供との連携が効果的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市指定管理者第三者評価制度				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	区レベルの福祉保健活動の場、ボランティア活動の育成支援を行う機関として定着しており、地域福祉の推進に欠かせない施設になっていることから、引き続き区ごとのニーズに合った事業を行う。施設の立地条件(アクセス、他施設との併設など)や点字製作室や録音室といった特殊な用途での利用を目的とした部屋とその他の部屋の稼働率に差があるため、利用案内の方法や運営方法等の検討が引き続き必要である。また、令和2年度にICT環境の整備に必要な経費を助成しており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「新しい生活様式」に対応したオンラインによる各種講座や会議等の実施も、手法の一つとして引き続き推進していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	柿沼 千尋	藤村 綾香	古谷 朋子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 1 項 2 目 地域ケアプラザ運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 13	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則		具体的 名称	介護保険法等、横浜市地域ケアプラザ条例 条例施行規則、事業実施要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	地域福祉保健推進のための基盤づくり					
事業の目的	市民の誰もが、地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供します。							
具体的な 事業内容	市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域の身近な福祉・保健活動の拠点として様々な取組を行う地域ケアプラザの円滑な運営を行います。また、災害時の福祉避難所として、応急備蓄物資を整備します。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		地域ケアプラザ 設置・運営か所数		運営137か所(累計)(29年度)	設置2か所・運営142か所(累計)	設置6か所・運営143か所(累計)		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		2,770,582千円	2,801,397千円	2,889,283千円	2,991,977千円	
		支出済額		2,710,391千円	2,723,721千円	2,680,215千円	2,766,603千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		60,191千円	77,676千円	209,068千円	225,374千円	
執行率(%)		98%	97%	93%	92%			
人件費		一般職職員		2.5人	2.5人	2.5人	2.5人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費		21,963千円	22,058千円	21,925千円	21,925千円	
総事業費		2,732,354千円	2,745,779千円	2,702,140千円	2,788,528千円			
増▲減		—	13,425千円	▲ 43,639千円	86,388千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	超高齢社会の到来及び社会状況の変化などに伴い、市民の抱える生活上の問題は複雑さを増しています。また自らSOSを発することができず社会的に孤立してしまう方が増えており、地域住民で支え合う地域づくりが求められています。本市ではこのような背景を踏まえ、平成元年の「よこはま21世紀プラン」及び平成3年の「在宅支援サービスセンター基本構想」において地域における福祉保健活動の拠点として整備が始まりました。また、介護保険法に規定される地域包括支援センター機能等を有し、自治体の責務として事業を実施する必要があります。						
	事業目的に 対する有効 性	市民が気軽に訪れることができる中学校区程度の身近なエリアに存在し、地域住民の活動の場の提供、専門職による専門的な相談支援、コーディネーターによる地域支援、区役所、区社会福祉協議会や他の専門機関との連携により、行政では把握が難しい福祉ニーズの発見や、地域ごとの特性を把握した地域支援、多職種による包括的な個別支援の推進など、地域福祉の推進について有効に進めています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度等により、効率的・効果的な施設運営と、地域に密着した活動を両立しています。また、世代・分野を問わず地域住民の様々な生活上の問題に総合的に支援する機能を持った施設は地域ケアプラザ以外にありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 毎年、施設利用者に対して運営への要望や提案等をアンケート調査しています。指定管理者等には、毎年区役所とともに施設運営の振り返りと事業実績評価を基本協定書で義務付けており、PDCAサイクルを実施しています。この他、横浜市指定管理者第三者評価制度等に基づく第三者評価を受審しています。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	高齢化が進む中、市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しています。引き続き、地域ケアプラザ・区社協・区役所のそれぞれの役割のもと、地域ケアプラザの強化を図りながら、地域包括ケアシステムの構築や地域支援等を推進していく必要があります。また、ICTを活用したりリモート相談等により、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」に対応した施設運営を進めてまいります。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	都田地域ケアプラザに関しては令和4年6月開所となりましたが、その他の施設に関しては、想定どおりに進捗しています。施設の運営に当たっては、地域の身近な福祉・保健の拠点として、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援していきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				柿沼 千尋	藤村 綾香	東 一輝		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 3目 国民年金事業	所管区局・課	健康福祉局保険年金課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-3 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律ほか		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として(国民年金法第1条)、昭和36年の現行の制度創設から機関委任事務として、平成14年度以降は法定受託事務及び協力・連携事務(ともに国費の対象)として、業務を実施している。				
	具体的な 事業内容	【法定受託事務】第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る資格取得等届出受付、老齢基礎年金等の裁定請求受付、国民年金保険料の免除等に係る届出受付、年金生活者支援給付金に係る厚生労働大臣への所得情報等の提供 等 【協力・連携事務】資格取得時における保険料納付督促及び口座振替等の促進、未支給年金の請求の受理、国民年金制度等に係る広報誌への掲載及び相談、日本年金機構への各種情報提供 等 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
	実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	170,715千円	162,410千円	161,972千円	155,979千円
		支出済額	137,783千円	128,840千円	124,139千円	124,270千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	32,932千円	33,570千円	37,833千円	31,709千円
		執行率(%)	81%	79%	77%	80%
		人 件 費	一般職職員	83.2人	84.2人	84.8人
再任用職員			8.8人	8.8人	8.3人	8.0人
概算人件費	773,555千円		786,606千円	786,075千円	778,397千円	
	総事業費	911,338千円	915,446千円	910,214千円	902,667千円	
	増▲減	—	4,109千円	▲ 5,232千円	▲ 7,547千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	当事業は法定受託事務等として、原則一律の方法で実施しているが、区ごとの一定の工夫や、日本年金機構との協力・連携を進めることによって、効率的な業務実施を図っている。 また、国費の導入によって事業費の確保を図っている。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	○ 国民年金事業単独では大幅な歳入超過だが、人件費を考慮するといまだに不足が生じている。平成26年度以降国費の単価の改善が進んでいるが、さらに国に対する要望等を行い、一層の国費確保に努める。 ○ 大小様々な制度改正等が連続的に実施されており、年々制度の複雑化が進むとともに、事務の難易度が一層高くなっている。さらに、政治的な動向によって制度の実施、改正が大きく左右されており、市民にとっても極めてわかりにくい状況となっている。そのため、市民に対し直接的にサービス提供を行っている区国民年金係の職員の知識・技能のさらなる向上を図るとともに、窓口対応等を効率的に執行できるよう図る。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 海老原 雅司	係長 松尾 ゆうこ	係 大八木 菜月
--------------------	--------------	--------------	-------------



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 4目 ひとり親家庭等医療費助成事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-4 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とし事業を開始。					
	具体的な 事業内容	母子家庭・父子家庭・養育家庭等の方が、病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額(一部負担金)を助成した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	対象者数(人)	目標		41,081人	40,640人	39,691人	41,026人
		実績		41,211人	40,482人	36,547人	37,925人
	支給件数(件)	目標		629,867件	615,204件	606,843件	619,594件
		実績		626,257件	611,483件	514,447件	538,339件
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,694,539千円	1,672,370千円	1,636,958千円	1,649,198千円
		支出済額		1,700,839千円	1,686,519千円	1,500,280千円	1,611,060千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 6,300千円	△ 14,149千円	136,678千円	38,138千円
		執行率(%)		100%	101%	92%	98%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		1,709,624千円	1,695,342千円	1,509,050千円	1,619,830千円		
増▲減		—	▲ 14,282千円	▲ 186,292千円	110,780千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業を廃止すると、医療費の自己負担が増大し、ひとり親家庭等が困窮することが予想されるため、本市が行う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援する。					
	本事業の 効率性・ 類似性	ひとり親家庭等への支援について、引き続き適切な実施が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	制度改正の際は意見公募を行う。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	医療費助成を必要とする市民に医療費助成を実施している。 神奈川県補助金対象事業であるが、県の助成対象と本市の助成対象の差がある。また、政令市・中核市、その他市町村で補助金区分の格差があるため、県に要望している。(政令市1/3、その他1/2、予算は要望ベースで積算)					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤 修一

係長

加藤 大済

福祉医療 係

生野 さゆみ





## 令和 4 年度 事業 評価 書

中期計画  
関連事業

令和3年度 事業名		7 款 1 項 5 目 小児医療費助成事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 1 - 5	
						政策番号	1	
						主な施策(事業)番号	23	
							5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市小児の医療費助成に関する条例			
		その他	<input type="checkbox"/>		横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則			
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援					
		施策(事業)	小児医療費助成の対象拡大					
事業の目的	安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児の医療費の一部を助成し小児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図るため、県の助成を受けて実施。							
具体的な 事業内容	保険診療の自己負担額を助成した。3歳以降には所得制限あり。 入通院助成・・・0歳から中学3年生 ※1歳から2歳及び小学4年生から中学3年生については通院1回につき、500円までの一部負担金あり。							
事業実績	中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指 標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		小児医療費助成制度の対象拡大		通院助成対象小学6年 生まで(29年度)	—	通院助成中学3年生まで		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はいたしません。 ※通院助成中学3年生までの目標値は令和元年度に達成済みです。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		10,026,137千円	10,569,918千円	8,554,848千円	9,446,590千円	
		支出済額		9,299,329千円	9,510,559千円	7,585,825千円	9,152,525千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		726,808千円	1,059,359千円	969,023千円	294,065千円	
執行率(%)		93%	90%	89%	97%			
人 件 費		一般職職員		3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		9,325,684千円	9,537,028千円	7,612,135千円	9,178,835千円			
増▲減		—	211,344千円	▲1,924,893千円	1,566,700千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業を廃止すると、医療費の自己負担が増大し、小児を抱える世帯の経済的負担が増大することが予想されるため、本市が行う必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	子どものいる家庭の医療費の一部を助成することにより、安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして効果がある。						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似する事業はありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 制度の改正時など、意見聴取の必要が生じた場合は行う予定です。						
自己評価 及び 事業見直し の方向性	・さらなる制度拡充への要求に対応すること ・将来に向けて、事業の持続可能性を高めることを検討する。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	子どものいる家庭の医療費の一部を助成することにより経済的な負担が軽減されることで、その生活の安定及び健やかな成長につながると考えている。 今後は市民の皆さまからの所得制限撤廃等の要望に対して、財政状況や他都市の動向も含め、将来にわたって持続可能な制度となるよう検討を進めていく必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	福祉医療 係		
				佐藤 修一	加藤 大済	二宮 美音		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 1項 5目 小児慢性特定疾病医療給付事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-5 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法 横浜市小児慢性特定疾病審査会要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため医療の給付を実施する。					
	具体的な 事業内容	対象者からの申請を審査し、制度に該当する場合は受給者証を交付することで医療費を補助した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	793,490千円	941,086千円	844,167千円	914,887千円	
		支出済額	762,766千円	820,630千円	851,156千円	843,741千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	30,724千円	120,456千円	△ 6,989千円	71,146千円	
		執行率(%)	96%	87%	101%	92%	
		人 件 費	一般職職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円	
	総事業費	789,121千円	847,099千円	877,466千円	870,051千円		
	増▲減	—	57,978千円	30,367千円	▲ 7,415千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	法制化(平成27年1月施行)に伴い、対象疾患の拡大等を実施。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 小児慢性特定疾病審査会において、委員からの意見を反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	小児慢性特定疾病に対する医療の給付を行うことは、児童だけでなくその家族への補助となっているので、今後も継続していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤 修一

係長

東 慎一郎

福祉医療 係

山根 拓己

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 1 項 5 目 医療給付事業	所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 5 3		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法、障害者総合支援法、児童福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	適切な治療を受けられるように医療給付を行うことで、児童の健康の回復及び維持を図る。					
	具体的な 事業内容	未熟児や結核で長期入院が必要と認められる児童、身体上の障害を有する、または放置すると将来に障害が残ると認められる児童がそれぞれの指定医療機関において治療を受ける場合の医療費等の給付を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	235,861千円	215,857千円	240,773千円	227,829千円	
		支出済額	243,767千円	218,548千円	214,023千円	196,502千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 7,906千円	△ 2,691千円	26,750千円	31,327千円	
		執行率(%)	103%	101%	89%	86%	
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	17,570千円		17,646千円	17,540千円	17,540千円		
	総事業費	261,337千円	236,194千円	231,563千円	214,042千円		
	増▲減	—	▲ 25,143千円	▲ 4,631千円	▲ 17,521千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	小児医療費助成と重なる部分はあるが、本事業はすべて法律に基づく医療給付事業であるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 国の制度ではあるが、仮に市独自の措置を追加等する場合には意見公募を行う。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き国の基準に基づき、適正な医療給付を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 佐藤 修一	係長 東 慎一郎	福祉医療 係 中川 正隆		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 1項 6目 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業		所管区局・課	健康福祉局総務課	令和4年度 事業評価書 番号	7-1-6 1
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則	具体的 名称	・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) ・「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(内閣府)			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が令和3年11月19日に閣議決定された事を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	(1)対象1世帯あたり、100,000円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金を現金で支給 (2)対象と思われる方への申請勧奨、コールセンターの設置運営等、支給にあたり必要な業務の実施					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		臨時特別給付金 (件)	目標				457,900
			実績				229,904
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					49,354,540千円
		支出済額					24,023,881千円
		繰越額					23,535,564千円
差▲引					1,795,095千円		
執行率(%)					96%		
人 件 費		一般職職員					17.0人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					149,090千円	
総事業費					47,708,535千円		
増▲減		—			47,708,535千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うための事業であり、他に代えることができない事業である。実施にあたっては、国が制定している「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」の中で市町村が実施主体とされているため、本市で実施する事が必要。					
	事業目的に 対する 有効性	感染症の影響により、様々な困難に直面し、厳しい状況にある方々に対して、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を現金で支給する事で生活・暮らしの支援が行われている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・住民税非課税世帯の支給要件を満たすことが把握できた世帯に対し、プッシュ型の支給として確認書を発送したことにより、多くの市民に周知ができたと考えられる。しかし、未申請の方も多くいるので、申請勧奨や周知方法について引き続き検討を行う。 ・制度や申請方法が複雑なことにより、コールセンターに多くの問い合わせがあった。制度の分かりやすい説明、申請方法の更なる簡略化及びコールセンターの質の向上等、市民の方に簡潔かつ、丁寧にご案内できるよう引き続き検討を行う。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		国が制定している「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」により、全ての自治体が一律に事務を実施しているため未実施			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	住民税非課税世帯等臨時特別給付金を現金で支給する事により、対象世帯の生活・暮らしの支援が行われた。申請勧奨方法の見直しや申請方法の簡略化、広報内容の拡充等により、市民の関心を高め、支給率を向上させていくための検討を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

加藤 久雄

係長

吉田 登

係

高橋 雄太

## 事業評価書目次（令和4年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-2-1	1	統合事務費
7-2-1	2	障害者総合支援等事務費
7-2-1	3	後見的支援推進事業
7-2-1	4	後見的支援を要する障害者に関する支援事業
7-2-1	5	発達障害者支援体制整備事業
7-2-1	6	障害者就労支援事業
7-2-1	7	居宅介護事業
7-2-1	8	生活援護事業
7-2-1	9	重度障害者入浴サービス事業
7-2-1	10	障害者移動支援事業
7-2-1	11	移動情報センター運営等事業
7-2-1	12	重度障害者タクシー料金助成事業
7-2-1	13	障害者施設等通所者交通費助成事業
7-2-1	14	高額障害福祉サービス費等償還事業
7-2-1	15	心身障害者扶養共済事業
7-2-1	16	医療費公費負担事業
7-2-1	17	精神障害者入院医療援護金助成事業
7-2-1	18	障害者社会参加促進事業
7-2-1	19	障害者相談支援事業
7-2-1	20	計画相談・地域相談支援事業
7-2-1	21	機能強化型障害者地域活動ホーム助成事業
7-2-1	22	地域活動支援センター運営事業（身体・知的 障害者地域作業所型）
7-2-1	23	障害者グループホームA型設置運営費補助事業

7-2-1	24	在宅障害者援護事業
7-2-1	25	地域活動支援センター運営事業（精神作業所型）
7-2-1	26	法定事業移行支援事業（身体・知的、精神）
7-2-1	27	機能強化型地域活動ホーム日中活動事業
7-2-1	28	社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業
7-2-1	29	障害者自立生活アシスタント等事業
7-2-1	30	精神障害者生活支援センター運営事業
7-2-1	31	障害者支援施設等自立支援給付費
7-2-1	32	障害者グループホームB型設置運営費補助事業
7-2-1	33	在宅障害児・者短期入所事業
7-2-1	34	自立生活移行支援助成事業
7-2-1	35	重度障害対応専門医療機関運営費補助事業
7-2-1	36	精神保健福祉対策事業
7-2-1	37	多機能型拠点運営事業
7-2-1	38	依存症対策事業
7-2-1	39	障害者自動車燃料費助成事業
7-2-1	40	新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業
7-2-1	41	障害者福祉施設等感染拡大予防訪問巡回事業

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 統合事務費		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害福祉関連事務の執行にかかる共通事務費					
	具体的な 事業内容	同上					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ							
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	26,849千円	46,052千円	62,632千円	35,844千円	
		支出済額	65,485千円	75,649千円	51,827千円	34,598千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 38,636千円	△ 29,597千円	10,805千円	1,246千円	
		執行率(%)	244%	164%	83%	97%	
		人 件 費	一般職職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	0千円		0千円	0千円	0千円		
	総事業費	65,485千円	75,649千円	51,827千円	34,598千円		
	増▲減	—	10,164千円	▲ 23,822千円	▲ 17,229千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	一括で予算執行をすることにより、業務の効率化を図っている。 引き続き各事務の見直しを実施し、消耗品費、通信運搬費、備品費等の経費削減に努めていく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も効率的な執行のため、一括した予算計上とする。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 佐渡 美佐子	係長 田辺 興司	施策調整 係 高原 和子		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 障害者総合支援等事務費		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成18年4月1日に障害者自立支援法(平成25年に「障害者総合支援法」へ名称変更)が制定され、公平なサービス利用の実現のために手続きや基準の透明化・明確化を図ることとなり、新たに障害程度区分(現在は障害支援区分)認定や支給決定を行うための事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関に対し医師意見書の作成を依頼し、審査会を開催して障害支援区分を認定した。</li> <li>障害福祉サービス等の制度改革に対応し、適切な支給決定を行うため障害福祉システムの保守を行った。</li> <li>各区における認定調査・支給決定を円滑に行うため、嘱託員・アルバイトを雇用した。</li> <li>障害福祉サービス等を提供する事業所の指定を行った。</li> </ul>					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		審査会開催数(回)	目標	243	240	250	250
			実績	235	211	232	224
		事業所新規指定数 (件)	目標	260	280	280	280
			実績	268	254	270	199
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		675,254千円	663,434千円	995,236千円	867,320千円
		支出済額		619,083千円	641,983千円	843,947千円	912,704千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		56,171千円	21,451千円	151,289千円	△ 45,384千円
		執行率(%)		92%	97%	85%	105%
		人 件 費	一般職職員		4.6人	4.0人	9.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			40,411千円	35,292千円	83,315千円	102,609千円	
総事業費		659,494千円	677,275千円	927,262千円	1,015,313千円		
増▲減		—	17,781千円	249,987千円	88,051千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業である自立支援給付等の執行に必要となる事務である。					
	事業目的に 対する 有効性	法令に沿った運用を行っており、成果が上がっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法令によって定められた執行手順に要する義務的経費がほとんどであるため、見直し等は困難である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無	法定事業であるため本市独自で意見は聴取していない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	障害者総合支援法に関連した制度等の情報収集を行い、見直しが必要とされる事務については順次対応していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐渡 美佐子

係長

萩原 昌子

(指定・システム担当) 係

中島 遥香

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 1目 後見的支援推進事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 3
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市後見的支援を要する障害者支援条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	市在宅心身障害者手当の転換策である「将来にわたるあんしん施策」のうち、課題の一つとされた「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」への具体的対応として開始した事業。障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域での見守りネットワークを構築し、本人の意思に基づいた生活の実現を目指すことを目的としている。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「横浜障害者後見的支援制度(以下、「制度」と表記)」を実施し、支援室のスタッフによる登録者への訪問・面談等、及びあんしんキーパー(地域住民の立場から、障害のある人の生活を緩やかに見守る人)の開拓等による、障害のある人の地域での見守り体制を構築した。</li> <li>制度の運用状況や課題等について検証を行う「横浜市障害者後見的支援制度検証委員会(以下、「検証委員会」と表記)」を開催した(年2回)。また、制度に係るあり方検討会を実施の上、制度意義や目的等を明確化した「業務運営指針(ガイドライン)」を策定した。</li> <li>制度に関する普及啓発(動画の作成等)を実施した。</li> </ul>					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		登録者数	目標	1,668	1,852	1,933	1,936
			実績	1,560	1,741	1,797	1,909
		あんしんキーパー※ 登録者数(実人数)	目標	1,150	1,200	1,250	1,300
			実績	1,064	1,150	1,182	1,346
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		615,111千円	629,969千円	651,499千円	645,762千円
		支出済額		579,061千円	572,272千円	590,350千円	598,361千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		36,050千円	57,697千円	61,149千円	47,401千円
		執行率(%)		94%	91%	91%	93%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		587,846千円	581,095千円	599,120千円	607,131千円		
増▲減		—	▲ 6,751千円	18,025千円	8,011千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、市在宅心身障害者手当の転換策である「将来にわたるあんしん施策」の中核的業務の一つとして開始している。障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域での見守りネットワークを構築し、本人の意思に基づいた生活の実現を目指すことを目的としたものである。本市独自の制度として実施することにより、既存の制度や支援機関だけでは実現困難なきめ細やかな見守りの実現を可能としており、「将来にわたるあんしん施策」策定時に課題の一つとされた「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」の解決に向けた具体的対応として必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	制度登録者数は年々増加し続けており、本事業を通じた、障害のある人の地域における見守り体制の構築を着実に進めることができている。また、あんしんキーパー登録者数も年々増加し続けており、障害のある人を見守る地域のネットワークの拡充を図ることができている。 加えて、検証委員会を軸とした外部評価の仕組みを設けることにより、制度に係る課題検証等を効果的に行い、業務の質の担保を図ることができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本制度は、総合支援法上の障害福祉サービスとしての位置付けのない、本市独自の制度である。障害福祉サービスや困り事の有無にかかわらず、制度登録者に対する定期的な訪問や面談を継続することが可能であり、特に既存の制度やサービスとつながりのない障害者に対し有用性を発揮することが多い。加えて、制度登録者への平常時からの関わりの中で、不測の事態に向けた備えを行うとともに、本人の変化が生じた際にそれをキャッチし、適切な支援機関につなぐことができる。 また地域住民とともに制度登録者の見守り体制を構築することにより、支援機関による関わりだけでは実現困難な、きめ細やかな見守りを実現することができる。さらに事業の推進により、地域全体の障害理解促進や意識啓発にもつながる効果を持つ。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		障害当事者やその家族、障害福祉従事者等を委員とする「横浜市障害者後見的支援制度検証委員会」を、横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置し、制度の運用状況や課題等について検証を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和3年度に策定した「業務運営指針(ガイドライン)」に基づき、効果的に制度を運用していく。特に、あんしんキーパーの開拓を促進することで、地域とともに障害のある人を見守る体制の構築を進めていく。 また、本制度を必要とする人につないでいくために、市民や関係機関に向けた制度の普及啓発を、効果的に実施していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 佐渡 美佐子	係長 渡辺 弥美	相談支援推進係 森山 梨香
--------------------	--------------	-------------	------------------

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 1目 後見的支援を要する障害者に関する支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 4
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市後見的支援を要する障害者支援条例、 地域生活支援事業実施要綱等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成12年4月の民法改正により、成年後見制度が施行。平成14年7月に、横浜市後見的支援を要する障害者支援条例を制定するとともに、横浜市成年後見制度利用支援事業要綱を制定。後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、障害者やその家族等の安心を実現する。					
	具体的な 事業内容	成年後見制度の利用にあたり、費用負担が困難な知的障害者・精神障害者に対し、申立て手続きに要する費用や後見人等への報酬の助成を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		申立て助成件数 (件)	目標	32件	25件	34件	28件
			実績	31件	21件	24件	29件
		報酬助成件数(件)	目標	131件	185件	213件	228件
	実績		156件	184件	211件	237件	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		30,746千円	37,823千円	55,708千円	59,437千円
		支出済額		40,364千円	48,061千円	55,565千円	63,278千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 9,618千円	△ 10,238千円	143千円	△ 3,841千円		
執行率(%)		131%	127%	100%	106%		
人 件 費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		43,000千円	50,708千円	58,196千円	65,909千円		
増▲減		—	7,708千円	7,488千円	7,713千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	福祉サービスの利用が措置から契約への流れの中、契約が難しい障害者にとって成年後見制度の利用は必須であり、成年後見制度を利用するための費用を負担することが困難な障害者に対する助成は必要不可欠である。 また、本事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業実施要綱において、必須事業に位置付けられている。					
	事業目的に 対する 有効性	本事業の助成件数(申立て助成件数と報酬助成件数の合計)は年々増加しており、成年後見制度に係る費用負担が困難な障害者の成年後見制度の利用を推進するのに大変有効な事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているため、事業内容等の見直しは困難である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 現在、外部意見を聴取する仕組みはないが、成年後見の審判を行う家庭裁判所との意見交換を実施するとともに、近隣自治体の動向を注視している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	成年後見制度利用支援事業の利用者は、親の高齢化等に伴い増加傾向にあるが、今後は国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進していくことを目指す。そして障害者やその家族に対する成年後見制度の更なる周知を図るとともに、法人後見の推進や、弁護士会等と制度利用推進のため連携を強化していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 佐渡 美佐子	係長 坂下 新悟	計画推進担当 係 井澤 未来	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 発達障害者支援体制整備事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 5	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	発達障害者支援法、地域生活支援事業実施要綱、発達障害者支援センター事業実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	平成17年に発達障害者支援法が施行され、制度の谷間にあった発達障害児・者への支援が開始されたことを契機に開始した事業。各ライフステージに対応した支援体制を整備し、発達障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市障害者施策推進協議会の答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」(令和2年6月)に基づき、発達障害検討委員会において、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するPDCAサイクルの、各段階における評価・検証を中心とした議論を行った。</li> <li>自閉症をはじめとした発達障害に対する理解促進のため、「世界自閉症啓発デーin横浜」を開催した。</li> <li>「アセスメント付きのグループホーム(サポートホーム)」において、地域での一人暮らし等に向けた支援を行った。</li> <li>「発達障害者支援センター」において、発達障害者に対する相談支援、研修、事業所に対するコンサルテーション等の業務を行った。</li> </ul>					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		発達障害検討委員会開催回数(回)	目標 実績	4回 3回	4回 4回	3回 2回	3回 1回
		センター相談件数/機関コンサルテーション件数(件)	目標 実績	6,000件/200件 3,158件/485件	6,000件/200件 3,552件/907件	6,000件/200件 2,033件/1,227件	3,500件/1,000件 1,528件/945件
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・執行額、事業費の推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		83,527千円	92,376千円	91,016千円	91,389千円
		繰越額		82,047千円	87,858千円	88,412千円	90,151千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,480千円	4,518千円	2,604千円	1,238千円
		執行率(%)		98%	95%	97%	99%
人件費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
	再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
	総事業費		84,683千円	90,505千円	91,043千円	92,782千円	
増▲減		—	5,822千円	538千円	1,739千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	発達障害者支援法では、指定都市に中核的な相談機関である「発達障害者支援センター」を設置することとしている。また同法では、発達障害者の支援体制整備を図るための協議会を指定都市に設置することとしており、これに基づき本市では、「発達障害検討委員会」を設置している。加えて、同法では、発達障害の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとしており、本市においても「世界自閉症啓発デーin横浜」等を実施している。 さらに、発達障害者の生活面の支援、自立生活への移行、及び支援手法の全市展開を目的とした「発達障害者サポートホーム事業」等を展開することで、地域における包括的な支援体制を構築し、同法の目的である、発達障害者の自立及び社会参加を推進することが必要である。					
	事業目的に対する有効性	発達障害者支援センターと、地域の相談支援機関・障害福祉サービス事業所等との連携による取組の推進により、市全体としての発達障害児・者への支援体制の拡充が図られている。 また発達障害検討委員会にて、外部有識者による専門的かつ客観的な立場から本市の施策展開に関する評価・検証を行うことができています。さらに、発達障害に関する理解の促進や、発達障害児・者の地域生活をきめ細やかに支える体制の整備につながっている。					
	本事業の効率性・類似性	発達障害者支援センターによる、①発達障害地域連携プログラム(発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携の取組)、②地域支援マネジャー事業(市内の、発達障害・行動障害のある困難ケースを抱える障害福祉サービス事業所等に対する、コンサルテーションの実施)等の実施により、重層的な相談支援体制を整備している。そのため、地域の支援機関と発達障害者支援センターの連携が深まることにより、市全体としての相談支援体制の拡充が図られている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部有識者で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、専門的かつ客観的な立場で発達障害者支援体制について検討している。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	大規模自治体である本市においては、発達障害者支援センターと地域の相談支援機関との連携が不可欠である。また、発達障害のある人の抱える課題が多様化・複雑化する中、今後一層、地域における支援機関同士の連携を強化し、重層的な支援体制を構築することが必要である。 また、発達障害に関する啓発については、関係団体や民間企業等とも協働することにより、それぞれの強みを生かした効果的な取組を進めることが必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	佐渡 美佐子	係長	田辺 興司	相談支援推進 係 森山 梨香

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 障害者就労支援事業 (障害者就労支援センター事業)		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書番号	7-2-1 6	
					政策番号	31	
				主な施策(事業)番号		5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	職業安定法、障害者基本法、雇用対策法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の雇用の促進等に関する法律、横浜市障害者就労支援センター事業実施要綱、横浜市障害者就労支援センター事業補助金交付要綱、横浜市職場実習事業実施要領、横浜市障害者就労支援センターに対する点検及び評価実施要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実				
		施策(事業)	就労支援施策の推進				
事業の目的	平成3年度から神奈川県・横浜市・川崎市の県市協調事業として開始した障害者地域就労援助センター事業について、平成8年度より本市単独事業として実施。(神奈川県補助の廃止。) 障害者の職業能力と適性に応じた就労の場の確保と職場への定着の支援を行うことで、障害の種別を問わず、障害者の就労を促進し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。						
具体的な 事業内容	就労を希望している障害者や就労している障害者を対象に、障害者本人・家族への継続した支援と企業側への支援を関係機関と連携して行う障害者就労支援センターの運営費を補助により実施。						
事業実績	中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		市内企業(本社登記)における雇用障害者数		11,407人(29年度)	14,630人	13,000人	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		就労支援センターの相談支援件数		61,515件/年(29年度)	51,437件	69,000件/年	
	備考						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		299,372千円	299,372千円	299,849千円	300,513千円
		支出済額		286,773千円	293,588千円	296,598千円	289,419千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		12,599千円	5,784千円	3,251千円	11,094千円
執行率(%)		96%	98%	99%	96%		
人 件 費		一般職職員	1.4人	1.4人	1.4人	1.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	12,299千円	12,352千円	12,278千円	12,278千円		
総事業費		299,072千円	305,940千円	308,876千円	301,697千円		
増▲減		—	6,868千円	2,936千円	▲7,179千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成30年度及び令和2年度の法定雇用率の引き上げや、障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わるなど、障害者就労についての社会的関心が高まり、就労を希望する障害者や企業等からのニーズも増加するなど、必要性が高い。					
	事業目的に 対する有効 性	障害者・企業側の双方のニーズに応じることにより、障害者の就労促進及び就労後の定着支援において有効な事業と考える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	国の「障害者就業・生活支援センター」を戸塚就労支援センターに併設し体制強化を図っている。また、運営マニュアル・ガイドラインを作成し、各センターの方向性を揃え、支援の質の向上を図る仕組みを導入した。平成27年度から3年間、社会情勢や障害者雇用の状況の変化に対応するため、「就労支援センターのあり方検討」を行った。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「障害者施策推進協議会」(本市附属機関)の下部組織である「障害者就労支援推進会議」を開催し、各障害者団体や教育、企業等、外部委員からの意見を反映している。また、各就労支援センターに対して、平成25年度から本市が定めた基準に基づく自己点検と外部有識者によるヒアリングを実施している。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	既存9か所体制を維持しつつ個々の支援体制強化を進めていく。また、多様化・専門化するニーズに対応するため、就労支援に携わる職員のスキルアップ等、人材育成にも力を入れていく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	就労支援に関する法定事業の拡充や、新型コロナウイルス感染症対策のための1日あたりの相談件数の制限等の影響により、相談件数が減少した。しかしながら、法定雇用率の引き上げや、障害当事者の就労したいというニーズの高まりにより、市内企業の雇用障害者数は年々増加している。就労支援センターには、生活面での課題も抱えているなど、相談を受けてから実際に就労に至るまで一定程度時間を要する等の、相談期間が限定されている法定事業では解決が困難な相談が増えてきている。そのため、就労支援センターは、そういった内容を含めて、一次相談窓口として対応できるよう、職員のスキルアップ等の人材育成により相談支援機能を強化するとともに、ハローワークや医療機関、教育機関等の関係機関との連携しながら、多様化・専門化するニーズに対応していく役割が求められている。また、ニーズが表出していない方へのアプローチ(アウトリーチ等)にどう取り組むかなどの課題がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	就労支援 係		
			今井 智子	内山 博人	花田 進		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度事業名		7款 2項 1目 居宅介護事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 7
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則・横浜市障害者ガイドヘルパー等受講料助成金交付要綱 他		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	(平成12年度:横浜市重度障害者(児)ホームヘルパー派遣事業開始、平成15年4月:支援費制度施行) 平成18年10月、障害者自立支援法の本格施行により、別立て事業としていた身体・知的と精神の3障害別の事業を一本化。横浜市障害者ホームヘルプ事業実施要綱、横浜市障害者移動支援事業実施要綱を制定し、障害者の自立と社会参加を促進するため、居宅介護事業(障害者ホームヘルプ事業・障害者ガイドヘルプ事業)を開始した。平成25年4月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」と言う)施行。事業は継続して実施。					
具体的な 事業内容	障害者の自立と社会参加を促進するため、身体介護や家事援助を必要とする障害者及び視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対してホームヘルプサービスを、単独で外出が困難な障害者に対してガイドヘルプサービスを提供します。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		ホームヘルプ利用 時間数(時間)	目標	2,558,617時間	2,700,404時間	2,620,066時間	2,620,066時間
			実績	2,481,243時間	2,635,708時間	2,756,574時間	3,254,433時間
		ガイドヘルプ利用時 間数(時間)	目標	767,937時間	784,518時間	786,638時間	786,638時間
		実績	735,075時間	751,205時間	496,180時間	580,689時間	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		13,498,827千円	14,383,333千円	14,603,304千円	16,685,937千円
		支出済額		13,514,989千円	14,512,570千円	14,722,676千円	16,773,465千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 16,162千円	△ 129,237千円	△ 119,372千円	△ 87,528千円		
執行率(%)		100%	101%	101%	101%		
人 件 費		一般職職員	3.0人	2.4人	3.0人	3.0人	
		再任用職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
	概算人件費	31,149千円	26,142千円	31,415千円	31,415千円		
総事業費		13,546,138千円	14,538,712千円	14,754,091千円	16,804,880千円		
増▲減		—	992,574千円	215,379千円	2,050,789千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【ホームヘルプ】障害者総合支援法に基づき国で実施内容を定められた事業であり、障害者が在宅で生活するにあたって必要な援助を行っている。 【ガイドヘルプ】障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業(必須事業)であり、単独で外出が困難な障害者に対して必要な付き添い支援を行っている。					
	事業目的に 対する 有効性	障害者が生活上の援助を受けることにより、在宅での生活や外出を継続することができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	【ホームヘルプ】サービス内容や事業所運営に関する問合せが多く、事業所指導やサービス提供者の育成に力を入れる必要がある。 【ガイドヘルプ】ガイドヘルパーが不足しているとの意見が多く、ヘルパーの確保が必要である。また、ガイドヘルプ事業の範囲外の外出をガイドボランティア事業で担う仕組みを明確にしていく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害者団体等外部からの評価や意見を積極的に収集しており、事業実施の過程においても実施団体との協議の機会がある。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	内容等に関する問い合わせは依然として多い。安定した事業所運営と質の高いサービス提供を確保するためには、事業所育成指導やサービス提供者に対する研修に力を入れる必要がある。 ガイドヘルプ事業については、平成25年4月の制度見直し後のさまざまな課題を解消するため、ヘルパーの確保を進める等、対応していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

今井 智子

係長

(居)中西 勇人/(移)東 宏子

居宅サービス担当/移動支援 係

(居)石川 麻美/(移)知花 美幸

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 生活介護事業	所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 8	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	①補装具費支給事業、②日常生活用具給付事業 身体障害者福祉法等に基づく国事業として開始。その後、現在の障害者総合支援法(旧:障害者自立支援法)の施行に伴い、日常生活用具給付等事業は地域生活支援事業に位置づけられ、市町村事業として実施。補装具費支給事業は従前どおり国事業として実施している。 ③住環境整備事業 平成5年度に、在宅の障害者に対して、障害状況等に合わせた住宅改造費及び自立支援機器の購入・取付費の助成や専門スタッフによる相談・助言を行い、障害者が住みなれた家に住み続けることを支援することを目的に開始。				
	具体的な 事業内容	①補装具費支給事業 身体障害者(児)の障害部位や欠損機能を補う用具(義肢・装具、車いす、補聴器等)の購入費・修理費を支給した。 ②日常生活用具給付事業 在宅の重度障害者(児)に対し、日常生活を円滑にするための各種用具(入浴補助用具、吸引器、拡大読書機、点字図書等)を給付・貸与した。 ③住環境整備事業 住み慣れた家で生活を継続できるようにするため、障害の状況等に合わせた住宅改造の費用及び自立を支援するための機器の購入・取付費の助成を行った。また、必要に応じ専門スタッフの相談・助言を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		公費による給付事業であり、指標設定になじまないため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	1,736,415千円	1,715,573千円	1,739,645千円	1,780,077千円
		支出済額	1,710,303千円	1,862,424千円	1,866,757千円	1,837,645千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		26,112千円	△ 146,851千円	△ 127,112千円	△ 57,568千円	
執行率(%)		98%	109%	107%	103%	
人 件 費		一般職職員	1.8人	1.8人	1.8人	1.8人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	15,813千円	15,881千円	15,786千円	15,786千円	
総事業費		1,726,116千円	1,878,305千円	1,882,543千円	1,853,431千円	
増▲減		—	152,189千円	4,238千円	▲ 29,112千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業としての位置づけであるため、本市が行うことが適当である。				
	事業目的に 対する 有効性	各事業の実施により、対象者の身体機能の維持・向上や、日常生活・在宅生活の支援となっている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	いずれも法定事業であり、一部、当事業(法定)において対象にならない者を想定した市単独事業等による別制度があるものの、基本的に他事業との類似性はない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 ①補装具費支給事業については支給対象となる種目、基準額や原則的な事務手順まで、国の定めによるものであるが、法定の必須事業であるものの市町村に一定の裁量がある。②日常生活用具給付事業、③住環境整備事業については、障害者団体等との協議等により定期的に外部から意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【①補装具費支給事業】平成21年10月から事業者登録制としたが、登録更新の規定がないため、事業者管理(変更・廃止事項の反映)が不十分である。定期的な登録更新や指導の必要性を検討していく。 【②日常生活用具給付事業】法定の市町村必須事業であるが、対象品目や基準額の設定は自治体の裁量とされている。国の基準に基づき、適宜対象品目、対象者、基準額の見直しを検討していく。 【③住環境整備事業】高齢制度との分担、運用の適正化について検討していく。				

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

今井 智子

係長

奈木 修人

福祉給付 係

柴崎 真梨子

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 重度障害者入浴サービス事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 9	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則、横浜市重度障害者入浴サービス事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	在宅での入浴が困難な重度の障害者に対する入浴の手段として、昭和54年に施設入浴を、昭和63年に訪問入浴を順次開始した。					
	具体的な 事業内容	訪問入浴: 移動入浴車で訪問して在宅で入浴をおこなう。 施設入浴: 寝台車等で送迎して、特別養護老人ホーム等の特殊浴槽で入浴をおこなう。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	訪問入浴利用(回)	目標	30,886	28,366	28,522	32,271	
		実績	30,064	32,793	33,887	34,625	
		目標	143	74	88	74	
		実績	154	116	91	77	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		373,516千円	383,465千円	388,338千円	390,753千円
		支出済額		365,811千円	398,058千円	413,178千円	408,584千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		7,705千円	△ 14,593千円	△ 24,840千円	△ 17,831千円
		執行率(%)		98%	104%	106%	105%
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		368,447千円	400,705千円	415,809千円	411,215千円		
増▲減		—	32,258千円	15,104千円	▲ 4,594千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業を実施しないと自宅浴槽での入浴が困難な重度障害者の衛生環境が悪化し、健康保持が困難となる。					
	事業目的に 対する 有効性	自宅浴槽での入浴が困難な重度障害者の健康保持と保健衛生の向上に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に代替となる事業がないため、見直しは困難。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 障害者団体等外部からの評価や意見を積極的に収集し、実情に即した事業実施を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重度障害者の在宅生活を支えていくためには、事業の継続が必要。保健衛生面から見ても他の事業で代替することは困難である。令和元年度から、夏季のみ週3回利用可能と上限回数を増やしたこともあり、実績が見込みを上回った。利用者の清潔保持の観点から、今後通年で週3回利用可能にしていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 中西 勇人	居宅サービス担当 係 松本 美咲		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 障害者移動支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 10	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市ハンディキャブ事業費補助要綱、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱、横浜市ガイドボランティア事業費補助要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	単独で外出困難な障害者の自立と社会参加を促進するため、外出時の移動支援を行う。 《事業開始の経緯》【ハンディキャブ】重度の障害者の自立と社会参加を促進するため、平成3年度に開始。【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】平成23年度に国の補助制度(地域公共交通確保維持改善事業)が施行され、更なる福祉車両の導入促進のため国との協調補助として平成24年度から開始。【ガイドボランティア】障害当事者団体の要望が発端となり、ボランティア派遣事業を市単独事業として開始。					
	具体的な 事業内容	【ハンディキャブ】車椅子を常用する重度障害者を対象にハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出及び運転ボランティアの紹介を横浜市障害者社会参加推進センターへの助成により行った。【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】タクシー事業者に対し、車椅子のまま乗車可能なユニバーサルデザインタクシー車両購入費用の一部を助成した。【ガイドボランティア】視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際、付添い支援を行ったガイドボランティアに対し、事務取扱団体を通して奨励金を支払った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	【ハンディキャブ事業】 運行・貸出・紹介の件数(件)	目標	4,850	4,588	4,494	4,512	
		実績	4,623	4,763	3,343	4,197	
		【ガイドボランティア事業】 支援回数(回)	目標	62,745	64,741	67,944	67,041
		実績	56,183	50,588	42,753	47,452	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		142,404千円	146,156千円	152,632千円	146,067千円
		支出済額		126,041千円	118,958千円	116,501千円	118,379千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		16,363千円	27,198千円	36,131千円	27,688千円
		執行率(%)		89%	81%	76%	81%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		134,826千円	127,781千円	125,271千円	127,149千円		
増▲減		—	▲7,045千円	▲2,510千円	1,878千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【ハンディキャブ事業】重度の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、引き続き、車両等の移動手段を確保する必要がある。 【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】障害者の外出機会の確保のため、UDタクシーが一定数街中を走ることが必要である。 【ガイドボランティア事業】地域の住民活動として、障害者の地域生活を支える重要な仕組みである。					
	事業目的に 対する 有効性	【ハンディキャブ事業】【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】外出困難な障害者に車両の移動手段を確保することで、障害者の社会参加に貢献している。 【ガイドボランティア事業】付き添い支援を行うボランティアに対し奨励金を支払うことで、単独では外出が困難な障害者の外出機会が確保できている。また、養護学校等に通う障害児への案内・誘導・見守りを行うことで、障害がある児童・生徒が安全に自立登校することができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】国の補助事業との協調補助として実施してきたが、国・県(R3年度から補助廃止)・他市町村の補助制度の動向やタクシー車両の実情を注視し、本市の補助の在り方を再考する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 各事業について、障害者団体等外部からの評価や意見を積極的に収集しており、事業実施の過程においても実施団体と協議の機会がある。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【ハンディキャブ事業】【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】UDタクシーの今後の普及状況を踏まえながら、両事業の方向性について検討していく必要がある。 【ガイドボランティア事業】引き続き、適正な制度運用を行うとともに、ボランティアの確保とコーディネート機能の強化に努めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	移動支援係
	今井 智子	東 宏子	知花 美幸

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 移動情報センター運営等事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 11	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	移動情報センター運営等事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	移動支援施策再構築プロジェクトで挙げた課題の解決のため、移動支援の社会資源をより効率的に利用し、地域で生活する障害者の外出支援・社会参加の促進を目指す。					
	具体的な 事業内容	障害者の移動に関する情報の一元化と提供、サービスと利用者のコーディネートを行う情報窓口を区社会福祉協議会に設置し、区内の情報収集、利用者・サービス事業者への情報提供、利用者とのコーディネート、ガイドボランティア等の人材発掘・育成等を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		相談数(件)	目標	3,059	3,212	3,086	3,239
			実績	2,966	3,053	2,168	2,223
		人材発掘(人)	目標	363	381	397	292
	実績		413	361	299	279	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		142,515千円	147,667千円	151,736千円	154,522千円
		支出済額		142,514千円	147,666千円	151,734千円	154,521千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1千円	1千円	2千円	1千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	9,664千円		9,705千円	9,647千円	9,647千円		
総事業費		152,178千円	157,371千円	161,381千円	164,168千円		
増▲減		—	5,194千円	4,010千円	2,787千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、移動支援施策再構築プロジェクトでの検討の結果、障害当事者や家族からの「移動情報の一元化と情報提供サービス」、「地域内での効率良い移動支援体制」といった要望に応えるために開始した事業である。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルスによる外出自粛の影響で実績が減少したものの、令和元年度までは当事業の拡大、定着とともに実績も増大してきており、移動に困難を抱えた障害者の支援に大きく寄与している。あんしん施策実行の責務を果たすためには必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	移動に関する情報が一元化され、支援対象者や関係機関へ必要な情報を提供することができる。また、ガイドボランティアといった人材発掘や育成などを積極的に進めることにより地域での移動支援体制が整備され、必要なときに障害者がサービスを受けられる仕組みが構築されるとともに、地域の障害理解の促進に大きく寄与することが期待できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	移動の相談に応えるためには、センターが地理的な情報や交通事情等を把握していること、支援対象者との密な関係を築いていくこと、支援対象者やボランティアの開拓等において地域の様々な機関やインフォーマルな団体等に通じていること、などが必要であり、他区からの相談対応が困難であることから、18区での設置が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地域の実情に応じて相談者の抱える課題の解決にあたるため、情報共有、協議、連携を図る場として、障害当事者団体や関係機関との推進会議を各区で実施している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	18区のネットワーク力の強化により、職員の相談対応力・コーディネート能力の向上を図るとともに、地域の移動支援の担い手の発掘・育成に引き続き取り組み、事業をより効果的、効率的に推進していくことが必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 東 宏子	移動支援 係 鈴木 悠平		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 重度障害者タクシー料金助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 12	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	重度障害者の社会参加の促進を目的に、昭和58年5月に横浜市の単独事業として開始した制度である。					
	具体的な 事業内容	対象者：①身体障害者1～2級(内部・視覚・下肢・体幹)、②知能指数35以下または療育手帳A1～A2、③身体障害者3級(内部・視覚・下肢・体幹)かつ知能指数50以下又は療育手帳B1、④精神障害者1級 助成額：1枚500円、年額42,000円 交付枚数：年間84枚、週3回以上病院へ人工透析に通う腎臓機能障害者は年間168枚 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		交付冊数(冊)	目標	20,666	20,911	21,492	28,608
			実績	20,390	20,786	21,173	29,468
		利用枚数(枚)	目標	987,008	1,018,784	1,016,142	1,174,073
	実績		965,216	948,195	806,382	1,153,055	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		512,629千円	530,092千円	530,315千円	623,499千円
		支出済額		499,778千円	491,446千円	426,864千円	611,139千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		12,851千円	38,646千円	103,451千円	12,360千円
		執行率(%)		97%	93%	80%	98%
		人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	3,514千円		3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		503,292千円	494,975千円	430,372千円	614,647千円		
増▲減		—	▲ 8,317千円	▲ 64,603千円	184,275千円		
事業評価 の視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	重度障害者の中には公共交通機関を利用することが困難な方もおり、この事業が廃止となった場合そのような障害者の移動手段に対する助成がなくなるため、必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の外出機会を増やし、社会参加の促進に寄与している。新型コロナウイルス感染拡大により、重度障害者の方の外出機会が減ったため、令和2年度は利用枚数が減少した。しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策長期化による生活様式の多様化と、10月からの65歳到達後の身体障害者手帳取得者対象拡大により、令和2年度に比べて大幅に交付冊数と利用枚数が増加した。					
	本事業の 効率性・ 類似性	年度更新事務は、主にシステム処理によるところが大きい、改善の余地がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市民意見募集：①平成24年6月～8月 ダイレクトメール、市民説明会等 ②令和2年1月、7月 障害者団体ヒアリング 反映状況：①平成25年10月制度改正 月毎の利用制限撤廃、施設入所者・精神1級へ対象要件を拡大②令和3年10月制度改正 65歳到達後の身体障害者手帳取得者を対象として拡大					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	令和3年10月から、重度障害者タクシー料金助成の対象を拡大するとともに、障害者自動車燃料費助成事業を新設したことに伴い、これら福祉特別乗車券(敬老特別乗車証)、福祉タクシー利用券及び障害者自動車燃料券を選択制とすることで、事業の有効性を高めるとともに持続可能な制度の実施を図った。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

今井 智子

係長

東 宏子

移動支援 係

櫻井 智子

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 障害者施設等通所者交通費助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 13	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	施設等への通所に要する通所者本人及び送迎介助者の交通費を助成することにより経済的負担の軽減を図るとともに、身体障害者・知的障害者・精神障害者等の社会参加促進を図る。					
	具体的な 事業内容	公共交通機関または自家用車を利用している通所者及びその送迎介助者が通所に要した交通費の一部を助成した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	障害者本人(人)	目標	6,772	6,975	7,254	7,399	
		実績	6,980	6,782	6,627	7,719	
	送迎介助者(人)	目標	596	626	682	730	
		実績	639	638	559	571	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		356,244千円	383,829千円	415,403千円	396,581千円
		支出済額		383,722千円	367,719千円	353,164千円	408,520千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 27,478千円	16,110千円	62,239千円	△ 11,939千円
		執行率(%)		108%	96%	85%	103%
		人 件 費	一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,028千円		7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		390,750千円	374,777千円	360,180千円	415,536千円		
増▲減		—	▲ 15,973千円	▲ 14,597千円	55,356千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	施設利用者にとって通所に要する交通費負担はとて大きく、本事業による助成は、障害者等の社会参加促進を図るためにも、必要不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担が軽減され、もって障害者等の社会参加の促進が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	申請書類等の作成及び審査事務を効率化するため、運賃計算や請求書類の生成等が可能な、インターネットを介した市独自システムを導入している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成28年度に制度改正を行うにあたり、施設や障害者団体等から積極的に意見の収集を実施。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	事務の簡素化及び適正な運用を目指し、平成28年度に制度改正及び市独自システムの導入を実施。今後は制度改正・システム導入後の制度運用状況について注視していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 東 宏子	移動支援 係 櫻井 智子		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 2 項 1 目 高額障害福祉サービス費等償還事業		所管区局・課	健康福祉局障害自立支 援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 14
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市障害者総合支援法の施行に関する条例等施行規則、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者総合支援法第76条の2に基づく法定事業				
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯に障害福祉サービスを利用した者が複数いる場合等に、償還払い方式によって、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減した。</li> <li>・65歳に至るまで相当の長期間に渡り障害福祉サービスを利用していた、一定の高齢障害者について、障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額を償還した。</li> </ul> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	41,385千円	37,908千円	40,670千円	34,895千円
		支出済額	8,180千円	6,890千円	38,515千円	23,964千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	33,205千円	31,018千円	2,155千円	10,931千円
執行率(%)		20%	18%	95%	69%	
人 件 費		一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円	
	総事業費	13,451千円	12,184千円	43,777千円	29,226千円	
	増▲減	—	▲ 1,267千円	31,593千円	▲ 14,551千円	
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	改善・見直しの余地がある。市内事務手順の効率化を検討したい。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業であるため。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に基づき償還を行う制度であるため、制度案内を各区役所窓口へ備え付けたり、必要に応じて郵便物に制度案内を封入する等し、サービス対象者へのより一層の周知を図る。</li> <li>・申請を受けてから実際に償還するまでの期間をできる限り短縮するため、事務の進め方を見直し効率化を図る。</li> </ul>				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 奈木 修人	福祉給付 係 新美 弥生	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 心身障害者扶養共済事業			所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 15
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市心身障害者扶養共済制度条例、同施行規則、独立行政法人福祉医療機構法、心身障害者扶養保険約款			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした、相互扶助の精神に基づく任意加入の制度。					
	具体的な 事業内容	障害者を扶養している保護者が毎月一定額の掛金を納め、保護者死亡時若しくは、著しい障害を有する状態になった時から障害者に対し、終身定額の年金を支給している。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		年金支給口数(口)	目標 実績	865	869	887	887
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		396,916千円	470,764千円	403,809千円	401,878千円
		支出済額		388,964千円	404,103千円	397,262千円	401,066千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		7,952千円	66,661千円	6,547千円	812千円
		執行率(%)		98%	86%	98%	100%
人 件 費		一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費		394,235千円	409,397千円	402,524千円	406,328千円		
増▲減		—	15,162千円	▲ 6,873千円	3,804千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	全地方公共団体に普及し、併せて安定的、効率的に実施するために創設された制度であり、厚生労働省から心身障害者扶養共済制度条例準則等が示され、本市条例に基づき行っている。一種の保険制度であり、制度の維持・継続が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	成果・効果が上がっている。加入者にとって、保護者亡き後の障害者の生活に対する不安軽減の一助となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	改善・見直しの余地がない。原則、加入者が加入時の保険契約に則って運営される制度であるため。ただし、本市条例の改正があった場合には、その定めによる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例を制定しているが、全国統一的に運用しているため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	加入者死亡等で発生する年金給付については、横浜市と独立行政法人福祉医療機構の間で締結している保険契約で担保されるが、本制度対象者数(加入口数及び年金受給口数)に基づき厚生労働省が定める特別調整費については、令和32年まで継続する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 今井 智子	係長 奈木 修人	福祉給付 係 山岸 杏	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 1目 医療費公費負担事業		所管区局・課	健康福祉局 こころの健康相談セン ター	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 16	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	精神保健福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	精神保健福祉法に基づく法定事業。(平成8年4月、大都市特例自立支援医療実施に伴い、県から本市に移管)なお、自立支援医療(精神通院医療)については、平成18年4月の障害者自立支援法(平成18年4月の障害者自立支援法(平成25年4月~障害者総合支援法)の施行により、精神保健福祉法から根拠法令が変更となった。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神症状による自傷他害のおそれが認められ、市長の措置により入院する患者に対し、入院医療費を公費により負担し、適正な医療保護を図った。</li> <li>精神疾患・障害の治療のため継続的な通院加療を要する患者からの申請に基づき、通院医療費を公費により負担し、適正な精神医療(早期治療・再発防止)の普及を図った。</li> </ul> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
			受診件数(入院)	目標 実績				
			受診件数(通院)	目標 実績				
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
			現計予算額	8,182,750千円	8,199,028千円	8,758,290千円	8,674,346千円	
			支出済額	8,307,195千円	8,447,921千円	8,540,030千円	8,974,453千円	
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
			差▲引	△ 124,445千円	△ 248,893千円	218,260千円	△ 300,107千円	
			執行率(%)	102%	103%	98%	103%	
人 件 費			一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円			
		総事業費	8,324,765千円	8,465,567千円	8,557,570千円	8,991,993千円		
		増▲減	—	140,802千円	92,003千円	434,423千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	<ul style="list-style-type: none"> <li>膨大な支給認定事務を短期間に集中して行うため、事務処理センターを効果的に活用するなど、事務処理を効率的に進めていく必要がある。</li> <li>医療機関の請求に対し、効果的にレセプト点検を実施することで、診療報酬の支払いの適正化をより強化していく必要がある。</li> </ul>						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため横浜市独自として市民等外部意見を制度に反映する想定がない。						
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	受給者数・公費負担医療費ともに毎年増え続けているが、今後予定されている精神保健福祉法の改正や診療報酬の改定等、精神科医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、今後も国の動向を含め注視していく必要がある。また、申請者の利便性向上のために平成24年度より精神通院医療の郵送申請による受付を開始しており、令和元年10月からは、関連制度である精神障害者保健福祉手帳についても郵送申請受付を開始した。受付件数の動向を注視し、引き続き郵送申請の件数上昇につながる工夫を行う。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 中村 秀夫	係長 渡邊 雅哉	相談援助係 根本 祐多		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 精神障害者入院医療援護金助成事業		所管区局・課	健康福祉局 こころの健康相談セン ター	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 17	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	神奈川県が昭和48年から適正医療の普及を図ることを目的として実施。 平成8年に大都市特例により神奈川県から横浜市、川崎市(その後相模原市)に事業が引き継がれた。					
	具体的な 事業内容	一定の条件を満たす者に対して、1人1か月あたり10,000円の助成を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		助成件数(件)	目標 実績	17,208	16,967	16,967	16,383
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		173,939千円	180,358千円	184,538千円	185,135千円
		支出済額		179,326千円	175,338千円	176,888千円	170,741千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 5,387千円	5,020千円	7,650千円	14,394千円
		執行率(%)		103%	97%	96%	92%
人 件 費		一般職職員	0.6人	1.0人	1.0人	1.0人	
	再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	5,271千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		184,597千円	184,161千円	185,658千円	179,511千円		
増▲減		—	▲ 436千円	1,497千円	▲ 6,147千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	精神通院についての公費負担同様、精神入院について助成を行うことにより長期入院者の経済負担を軽減する。					
	事業目的に 対する 有効性	精神科入院患者及び家族の経済負担軽減に繋がっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	給付事業であり、県下全域で行われている事業であるため、本市単独での改善・見直しは困難。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	給付事業であり、県下全域で行われている事業であるため。				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	申請月からの制度適用のため、対象者および精神科病院への制度周知に力を入れる必要がある。 精神通院医療(自立支援医療)は法定業務であり、医療費の軽減が安定的に行われている。 一方、精神入院医療の場合の給付事業は本助成のみであり、継続的な執行が求められていると考える。 引き続き、定期的な病院監査等から事務上の課題を抽出し、制度の適正運用に努める必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 中村 秀夫	係長 渡邊 雅哉	相談援助係 根本 祐多		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 障害者社会参加促進事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 18	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法（地域生活支援事業）、 横浜市身体障害者補助犬定期検診等実施要綱、 横浜市中途失明者緊急生活訓練事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	身体障害者の日常生活の利便と自立更生、社会参加を促進するため、各種通訳者養成事業及び障害者社会参加訓練事業を実施します。また、障害者の情報格差の解消、IT活用能力向上を図るため、障害者とその家族及びボランティアを対象とした障害者パソコン講習会の開催とパソコン相談室を運営します。					
	具体的な 事業内容	各種通訳者(手話・要約筆記・点訳・音訳・盲ろう・失語症)養成事業、社会参加訓練事業、IT講習事業、身体障害者補助犬定期検診等事業					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	社会参加訓練事業 (延べ参加人数)	目標	5,101	4,720	4,655	4,635	
		実績	4,261	4,044	1,871	2,868	
	障害者パソコン講習会・ ボランティア養成講座(延 べ参加人数)	目標	768	768	768	768	
		実績	705	541	214	329	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		55,156千円	57,144千円	57,658千円	60,527千円	
	支出済額		53,939千円	57,161千円	46,211千円	56,254千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		1,217千円	△ 17千円	11,447千円	4,273千円	
	執行率(%)		98%	100%	80%	93%	
	人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費		3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		57,453千円	60,690千円	49,719千円	59,762千円		
増▲減		—	3,237千円	▲ 10,971千円	10,043千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する通訳者等の養成事業は必要不可欠です。また、社会参加訓練事業は、障害者が日常生活を送る上で必要な訓練や知識の習得の機会を提供するものであり、非常に重要です。さらに、IT講習会では、ITを活用した一般的な講習内容に加え、多様な障害特性に対応した内容となっており、民間団体等が実施しているパソコン講習とは違いがあります。					
	事業目的に 対する 有効性	各事業を障害当事者が運営することにより、より当事者の視点を生かした事業内容となっています。また、IT講習においては、中期4か年計画にある「横浜市情報化の基本方針」において、具体的施策の一つとして掲げられている「障害者ICT講習事業」として、安全で安心できる豊かな市民生活の確保の一助となっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業を実施することにより、当事者の社会参加の促進のみならず、障害特性についての市民の理解促進も図っています。参加人数については、ホームページの掲載やチラシの配布等、広く参加を呼びかけるための手法をさらに検討していく必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 受講者等のアンケートを実施し、事業内容への意見やニーズについて把握しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数の制限を行うなど感染防止策を講じながら実施することが求められており、令和2年度、3年度は大幅な実績の減となっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化の推進が様々な場面で進んでおり、本事業が障害者のデジタルデバイス対策としてもより一層重要性が増すと考えています。今後も参加者が安心して参加できるよう、感染拡大防止対策を講じながら、時代のニーズに即した事業内容へ見直しを図り、障害者のITスキルの向上と社会参加促進に繋がるよう、取組を進めていきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 工藤 岳	社会参加推進 係 鈴木 希生		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 2 項 1 目 障害者相談支援事業		所管区局・課 健康福祉局 障害施策推進課		令和4年度 事業評価書番号 19		7 - 2 - 1		
						政策番号 31				
						主な施策(事業)番号 1				
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) / 横浜市障害者相談支援事業実施要綱				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	事業の目的	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実						
			施策(事業)	地域生活支援の充実						
具体的な 事業内容	障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう体制を整備するとともに、相談支援体制の確立に向け、障害者に関わる様々な基幹が地域自立支援協議会等に参画し、協力・連携しながら地域の課題把握と支援体制づくりに取り組めることを目的とする。									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日の体制で3障害の相談支援を実施(基幹相談支援センター)</li> <li>・専門的な相談及び一次相談支援機関に対する後方支援を実施(二次相談支援機関)</li> <li>・相談支援体制の充実、相談支援に従事する人材育成及び活用</li> <li>・地域生活支援拠点機能の整備等を図るための検討を実施(自立支援協議会)</li> </ul>									
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		地域生活に係る相談件数(基幹相談支援センター分)		53,658件/年(29年度)	59,109/年	75,000件/年				
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値				
		地域生活支援拠点機能の構築		—(29年度)	18か所	18か所				
	備考	指標の数値は基幹相談支援センター分を計上 (「中期4か年計画」の中では、事業評価書番号7-2-1・27(精神障害者生活支援センター運営事業)と合算)								
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		698,161千円	739,484千円	804,928千円	803,278千円			
		支出済額		662,602千円	720,388千円	782,933千円	787,720千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
		差▲引		35,559千円	19,096千円	21,995千円	15,558千円			
執行率(%)		95%	97%	97%	98%					
人件費		一般職員	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人				
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人				
	概算人件費	6,150千円	6,176千円	6,139千円	6,139千円					
総事業費		668,752千円	726,564千円	789,072千円	793,859千円					
増▲減		—	57,813千円	62,508千円	4,787千円					
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	障害者相談支援事業は、障害者に対するあらゆる支援の入り口であり、重要な役割を担っている。また、障害児者の幅広いニーズに応えるために、18区の基幹相談支援センターに加え、専門的相談支援機関として二次相談支援機関を設置し、各々に障害者相談支援事業を委託することで、重層的な相談支援体制を構築している。 また、国が令和2年度末までの整備を求めた「地域生活支援拠点」において、基幹相談支援センターは中核となる事業である。障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現のためにも当事業を実施していく必要がある。								
	事業目的に対する有効性	障害に関する地域の総合相談窓口である基幹相談支援センターを中心とする一次相談支援機関及び二次相談支援機関が連携し、各々の強みを活かした支援を展開していくことで、支援の充実を図ることができる。								
	本事業の効率性・類似性	障害者相談支援事業における相談支援業務は、区福祉保健センターにおいても実施しており、区と基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、二次相談支援機関、指定特定相談支援事業所をはじめとしたその他の相談支援機関との役割を明確にしたうえで、効率的な実施を検討する必要がある。								
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		市障害者自立支援協議会及び地域生活支援拠点検討部会において、現在の取組状況を報告し、外部意見を反映している。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターが地域生活支援拠点機能の整備をはじめとした役割を發揮することができるように、人材育成、関係機関等との調整を行う必要がある。</li> <li>・近年の相談支援のニーズが複雑化し多岐に渡ることから、二次相談支援機関がさらに専門性を高め一次相談支援機関の後方支援を効果的に行っていく必要がある。</li> <li>・市自立支援協議会と区自立支援協議会とがより連動するための体制整備が必要である。</li> </ul>								
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	障害者相談支援事業については、政策の目標・方向性で掲げた地域生活の支援の充実に向け、令和元年度9区、令和2年度に新たに9区(累計18区)の基幹相談支援センターにコーディネーターを各1名配置し、地域生活支援拠点機能の充足に向けて取り組んだ。令和3年度は、「地域生活支援拠点機能」のさらなる充足・強化に加え、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進にも取り組んだ。 令和4年度は「地域共生社会」の実現に向けて、「地域生活支援拠点機能」と「精神にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一體的に議論し、取組を推進するためにも、自立支援協議会のより一層の活用が必要となる。									
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	相談支援推進係				
				佐渡 美佐子	渡辺 弥美	太田 祐子				

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 計画相談・地域相談支援事業	所管区局・課	健康福祉局障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 20		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成24年度の障害者自立支援法の改正により、計画相談及び地域相談支援が創設された。 計画相談支援では、障害福祉サービスの利用者の希望等を盛り込んだサービス等利用計画の作成等を実施。 地域相談支援では、障害者の地域移行や地域定着の支援等を実施。					
	具体的な 事業内容	市町村が指定する指定特定及び指定一般相談支援事業所において、それぞれ事業を実施。 計画相談支援では、サービス利用支援(サービス等利用計画)及び継続サービス利用支援(モニタリング)を実施。 地域相談支援では、施設入所者や精神科病院入院者の地域移行支援、地域移行後も安心して暮らし続けられるよう定着支援を実施。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		計画相談利用者数	目標	13,412	15,152	16,011	16,303
			実績	9,542	11,906	13,262	14,235
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		428,554千円	973,005千円	793,740千円	946,397千円
		支出済額		487,807千円	665,231千円	782,035千円	903,927千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 59,253千円	307,774千円	11,705千円	42,470千円		
執行率(%)		114%	68%	99%	96%		
人 件 費		一般職職員	0.3人	1.1人	1.0人	1.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	2,636千円	9,705千円	8,770千円	13,155千円		
総事業費		490,443千円	674,936千円	790,805千円	917,082千円		
増▲減		—	184,494千円	115,869千円	126,277千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業のため、実施を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	計画相談の利用者及び関係者から多数のメリットが挙げられているが、利用希望者の全員に導入できていない状況がある。 市内事業者数の伸び悩みや既存事業者の担当件数の少なさが要因と考えられ、今後も引き続き、推進に取り組んでいく必要がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法定事業のため、他事業との統合は困難である。 また、事業実施者は本市職員ではなく、各市町村が指定する事業所であり、事業実施の効率化を図る余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法定事業のため、実施していないが、市自立支援協議会等で計画相談の進捗状況を報告している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	研修等の実施による相談支援専門員の養成を進めるとともに、基幹相談支援センターや各区福祉保健センター社会福祉職による フォロー体制を強化し、本事業の実施促進を図る。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 佐渡 美佐子	係長 萩原 昌子	相談支援推進 係 田中 瑞稀		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 機能強化型障害者地域活動ホーム助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 21	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者地域作業所や障害児地域訓練会などの活動の場を地域の中に確保するため、横浜市独自の施設として昭和55年から「障害者地域活動ホーム」の整備を開始し、昭和56年6月に第1館が開所、平成6年度まで市内に23館が整備された。現在は、各区に1館整備している「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」と区別して、「機能強化型障害者地域活動ホーム」と呼んでいる。					
	具体的な 事業内容	障害児・者や関係団体等の地域活動の拠点となる障害者地域活動ホームの運営に係る経費を助成している。また、運営基盤の強化を図るとともに生活支援事業の充実を図るため、運営法人の統合を行い、かつ生活支援事業の専任職員を配置した機能強化型障害者地域活動ホームに対し「生活支援基本事業」としてその人件費等を助成している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		生活支援基本事業 実施か所数	目標 実績	9 9	9 9	13 11	13 11
		生活支援事業 (ショートステイ)利用 述べ泊数	目標 実績	1,525 1,470	1,634 1,372	1,389 941	1,283 636
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		各年度の利用者や家族等のニーズにより、生活支援事業の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできないが、各年度の見込み数を目標値として記載。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		509,017千円	527,205千円	534,966千円	529,074千円
		支出済額		480,065千円	500,061千円	464,694千円	482,755千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		28,952千円	27,144千円	70,272千円	46,319千円
		執行率(%)		94%	95%	87%	91%
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
	再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		482,701千円	502,708千円	467,325千円	485,386千円		
増▲減		—	20,007千円	▲ 35,383千円	18,061千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域で暮らす障害児・者やその家族を支える重要な活動拠点としての役割を担っているため、市の補助が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	障害者や家族、関係団体等の地域活動の拠点として、障害者が安定して地域生活を継続していけるよう、障害特性や意向を踏まえた支援を行っている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	効率的・効果的な支援ができるよう、市内の活動ホームの連携体制を構築している。また、「地域生活支援拠点」においても、緊急時の受入れ・対応などの役割が期待されている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設職員に加え、利用者や利用者家族の代表、地域障害者団体代表、地域住民団体代表、地域ボランティア団体代表等で構成される「運営委員会」を任意で実施できるよう、要綱に規定している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	地域のニーズを確実に受け止められるよう、ショートステイなどの生活支援事業の充実が求められている一方で、職員体制が不十分なホームもあり課題となっている。引き続き、法人統合により運営強化を図った機能強化型障害者地域活動ホームへ生活支援事業専任職員を配置することで、体制強化を進め、生活支援事業の充実を図る。 また、多くの施設で老朽化が進んでおり、順次補修等を進めていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 坂井 良輔	地域施設支援 係 水野 花菜		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 地域活動支援センター運営事業 (身体・知的 障害者地域作業所型)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 22	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法 横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域活動支援センター運営事業身体・知的障害者地域作業所型(以下「地域作業所型」という。)は、在宅の身体障害者及び知的障害者に対して、地域の実情に応じ、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として、平成18年度に開始した。					
	具体的な 事業内容	在宅の身体障害者及び知的障害者の日中活動(創作的活動や生産活動)の機会等を提供する地域作業所型(事業所)に対し、運営に必要な経費(人件費、借地・借家費等)を助成している。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助対象施設数 (地域作業所型)	目標	-	-	-	-
			実績	92	90	77	76
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		事業実施か所数は、事業所の新設及び廃止(他事業への移行等)により変動するため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		2,128,638千円	2,055,016千円	1,712,963千円	1,769,265千円
		支出済額		1,886,619千円	1,754,569千円	1,652,640千円	1,622,683千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		242,019千円	300,447千円	60,323千円	146,582千円		
執行率(%)		89%	85%	96%	92%		
人 件 費		一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費		1,891,890千円	1,759,863千円	1,657,902千円	1,627,945千円		
増▲減		-	▲ 132,027千円	▲ 101,961千円	▲ 29,957千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域作業所型は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センターとして、事業者が本市からの補助金の交付を受けて運営している。補助金以外の収入がほとんどないため、本市が事業を行わない場合には、事業者は地域作業所型を運営することが不可能となる。					
	事業目的に 対する 有効性	障害支援区分の認定が無くても利用可能であるため、本人に障害の認識のない場合等、広く受け入れることができる事業である。そのため、様々な理由により、障害福祉サービス事業所を利用することができない市民に対してサービス提供を行うことができる事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者の通所先となる施設には、本事業のほか障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業がある。障害福祉サービスの生活介護や就労継続支援において障害者へ提供されるサービスの内容は、本事業と類似していることがある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 各事業所において任意で運営委員会を設置できるよう規定している。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	・地域作業所型は、地域の実情に応じたサービスを提供することが可能である地域生活支援事業の特色を生かし、障害福祉サービスでは受け止められない障害者を受け入れていく施設として、障害福祉サービスとの違いを明らかにし、その役割を果たしていく必要がある。 ・本事業は障害者支援センターを通じた運営費の補助や実地指導等を行っているが、そのために事業所の実態が把握しづらい点が課題である。必要に応じて支援センターの実地指導に同行する等、局の関与も図る必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 坂井 良輔	地域施設支援 係 村本 美由紀		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 2 項 1 目 障害者グループホームA型設置運営費補助 事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 23	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和60年度に障害者が地域で自立した生活を実現するための「生活ホーム」の事業が開始され、運営委員会型グループホーム(A型グループホーム)は試行実施された。同時に在宅介護協会を設置し、運営委員会の事業運営支援を行ってきた。試行期間は平成5年3月31日をもって終了し、現在のA型グループホーム事業となっている。					
	具体的な 事業内容	障害者が地域で自立した生活を送るグループホームに入居する障害者の生活の安定を図るため、グループホームを設置・運営する運営委員会に運営費等の補助を行った。 また、法定事業への移行を促進するため、準備金や人件費の補助を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		法定移行ホーム数	目標	1	2	0	4
			実績	1	2	0	2
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		90,963千円	76,541千円	55,532千円	57,957千円
		支出済額		84,859千円	53,212千円	51,195千円	49,843千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		6,104千円	23,329千円	4,337千円	8,114千円		
執行率(%)		93%	70%	92%	86%		
人 件 費		一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費		90,130千円	58,506千円	56,457千円	55,105千円		
増▲減		—	▲ 31,624千円	▲ 2,049千円	▲ 1,352千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	現状では運営委員会型グループホームの全てが法定事業へ移行できる段階にはない。移行するために必要な支援を継続し、令和4年度を目途に法定事業への移行を目指していく。					
	事業目的に 対する 有効性	法定事業への移行については順調に推移してきた。引き続き、移行するための整備を十分に行ない、安定した運営と利用者への適切な支援を確保することが必要である。今後も、障害者支援センターと連携し法定事業への移行を目指していく。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市街化調整区域に新たに設置又は移転するグループホームについて、補助上限額を177千円から150千円に引き下げた。(平成18年度) 法定事業へ移行するために構築した制度が有効に機能している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	運営委員会型グループホームを管轄する障害者支援センターがモニタリングを実施している。これは、市民等がグループホームを訪問し、運営に関する課題や意見を現場に反映していく仕組みとなっている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	横浜市障害者プランでは、障害者の地域生活への移行を目指しており、障害者の生活の場を確保する必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 佐藤 央一	施設等運営支援 係 古見 明日香		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 在宅障害者援護事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 24	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害児者やその家族の精神的・体力的負担を減らすことを目的に活動するボランティア奉仕員や障害者関係団体等に対し、障害者福祉に関する専門的な相談・研修、地域に向けた広報活動等の事業を実施している。(昭和49年度から)					
	具体的な 事業内容	障害児者団体が実施する活動に対し、その事業費の一部を助成した。また、障害児者やその家族・障害者団体等に対し障害者福祉に関する専門的な相談・研修、地域に向けた広報活動等の事業も実施した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		巡回相談・訪問健康診断 実施回数	目標 実績	1,043 551	982 515	838 414	825 379
		家庭奉仕員派遣回数	目標 実績	1,819 1,418	1,819 1,059	5,094 1,405	5,094 849
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		116,253千円	124,576千円	114,371千円	114,064千円
		支出済額		93,688千円	109,014千円	99,961千円	100,218千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		22,565千円	15,562千円	14,410千円	13,846千円
		執行率(%)		81%	88%	87%	88%
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円
総事業費		96,324千円	111,661千円	102,592千円	102,849千円		
増▲減		—	15,337千円	▲9,069千円	257千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業実施団体の活動資金は本市補助金の割合が大きいのが現状である。障害者施設の職員の育成や特別支援学校卒業生の進路の検討など、障害者の日中活動の支援をしていくために必要な事業である。また、グループホームなどの少数職場へのバックアップ機能の充実等が求められている。					
	事業目的に 対する 有効性	地域活動支援事業について、平成26年度から対象をB型グループホームにも拡大し、巡回相談が有効に利用されている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	一つひとつの事業手法について工夫・改善していく余地があり、引き続き検討していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害者団体とバックアップ検討会等を行い、事業の課題や充実について意見の反映を図っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も特別支援学校等の卒業生の進路の検討や日中活動先の支援が必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 佐藤 央一	施設等運営支援 係 古見 明日香		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 地域活動支援センター運営事業 (精神障害者地域作業所型)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 25	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市地域活動支援センター事業精神 障害者地域作業所型実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域活動支援センター運営事業精神障害者地域作業所型(以下「精神作業所型」という。)は、在宅の精神障害者に対して、地域の 実情に応じ、通所による創作的活動又は生産活動の機会や、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の 促進を図ることを目的として、平成18年に事業を開始。なお、昭和50年代より、前身の地域作業所への助成を行っていたが、現在は全 て精神作業所型又は障害福祉サービス事業所へ移行している。					
	具体的な 事業内容	在宅の精神障害者の日中活動(創作的活動や生産活動)の機会等を提供する精神作業所型(事業所)に対し、運営に必要な経費 (人件費、借地・借家費等)を助成。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助対象施設数 (精神作業所型)	目標	-	-	-	-
			実績	63	62	61	62
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		事業実施か所数は、事業所の新設及び廃止(他事業への移行等)により変動するため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		1,413,340千円	1,364,041千円	1,393,886千円	1,314,362千円
		繰越額		1,275,519千円	1,226,508千円	1,245,068千円	1,276,012千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		137,821千円	137,533千円	148,818千円	38,350千円		
執行率(%)		90%	90%	89%	97%		
人 件 費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		1,284,304千円	1,235,331千円	1,253,838千円	1,284,782千円		
増▲減		-	▲ 48,973千円	18,507千円	30,944千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	精神作業所型は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センターとして、事業者が本市からの補助金の交 付を受けて運営している。補助金以外の収入がほとんどないため、本市が事業を行わない場合には、事業者は地域活動支援セン ターを運営することが不可能となる。					
	事業目的に 対する 有効性	障害支援区分の認定が無くとも利用可能であるため、本人に障害の認識のない場合等、広く受け入れることができる。そのため通所 条件等により、障害福祉サービス事業を利用することができない市民に対してサービス提供を行うことができる事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者の通所先となる施設には、本事業のほか障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業がある。障害福祉サービスの 就労継続支援や自立訓練事業において障害者へ提供されるサービスの内容は、本事業と類似していることがある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 各事業所において任意で運営委員会を設置できるよう規定している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・精神作業所型は、地域の実情に応じたサービスを提供することが可能である地域生活支援事業の特色を生かし、他の障害福祉サービスでは受 け止められない障害者を受け入れていく施設として、他の障害福祉サービスとの違いを整理し、その役割を果たしていく必要がある。 ・運営面において課題を抱えている事業所が多く、解決には専門的な知識が必要となるため事業所の職員が知識習得をするための環境を作る必 要がある。なお、現在、障害者支援センターへ補助金交付業務や実地指導業務を移管することについて関係団体と協議・検討中である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

高橋 昌広

係長

坂井 良輔

地域施設支援 係

末永 昂三朗



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 法定事業移行支援事業(身体・知的、精神)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 26	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者自立支援法が制定された際、法人格のない団体による在来の「障害者地域作業所」等を、障害者自立支援法に定められたサービスに事業移行させることを目的に、平成18年度から20年度まで実施する事業として、法定事業移行支援事業(現在の移行支援準備金、設備整備費)を開始した。平成19年には、上記の事業移行を行った事業所に対して、事業移行から1年間(12か月間)に限り建物の賃借料の助成を実施することとし、平成19年度から21年度まで実施する事業として借地・借家費補助金の交付を開始した。					
	具体的な 事業内容	①地域活動支援センター事業障害者地域作業所型及び精神障害者地域作業所型(以下「作業所型」という。)等から障害福祉サービス事業へ事業移行する際の「移行支援準備金」や「設備整備費」を助成する。 ②事業移行時の金額を上限として建物等の賃借料(借地・借家費)を助成する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		年度末施設数	目標	-	-	-	-
			実績	147	161	156	156
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		障害福祉サービス事業を行う事業所(サービス事業所)への事業移行は、事業者の意思によるものであり、本市が決定しているものではないため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		569,389千円	581,955千円	639,827千円	626,913千円
		支出済額		547,732千円	621,048千円	577,052千円	567,281千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		21,657千円	△ 39,093千円	62,775千円	59,632千円		
執行率(%)		96%	107%	90%	90%		
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		550,368千円	623,695千円	579,683千円	569,912千円		
増▲減		-	73,327千円	▲ 44,012千円	▲ 9,771千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業の実施により、従来あった市内の「障害者地域作業所」等の、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所への移行が進んだ。					
	事業目的に 対する 有効性	現在は、「地域活動支援センター」から「障害福祉サービス」への事業移行に係る経費と、事業移行から1年間経過した後も建物の賃借料を助成する事業として、いずれも実施期間を当面の間延長している。 補助金の交付を受けている間、障害者総合支援法による事業の収入に加えて本市から補助金の収入があり、本事業対象の事業所においては、対象とならない一般の事業所よりも収入の水準が高くなるため、その有効性の検証が必要である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	令和3年度末時点で、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)は約600か所である。このうち、令和3年度に本事業の補助金を交付したのは、事業移行前の事業所単位で156か所である。 作業所型等から障害福祉サービスへ事業移行した事業所に対してのみ交付しており、新規に開所した事業所に対しては類似の補助金制度がない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		作業所型等から障害福祉サービス事業へ事業移行する際に必要な経費を助成するものであり、市民等外部意見を反映させることが難しい。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	借地・借家費補助金は、事業移行から1年間に限り建物の賃借料の助成をするものであったが、1年間経過後も当面の間は継続するものとして現在に至っている。平成18年の事業開始以降、事業所を取り巻く環境は大きく変わっており、特に障害福祉サービス事業所のうち一部の事業所のみを補助対象としている借地・借家費補助金は、事業所間の公平性やその有効性に課題もあることから、見直しが必要である。なお、令和元年10月1日をもって、新規の借地・借家費補助金の受付は終了したが、既存の借地・借家費補助金については、見直しに向けて引き続き検討していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長  
高橋 昌広係長  
坂井 良輔地域施設支援 係  
水野 花菜

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 機能強化型地域活動ホーム日中活動事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 27	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 横浜市地域活動支援センター事業デイサービス型実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成15年度に支援費制度の施行に伴い、従来委託により実施していたデイサービス事業を個別給付事業に移行して実施し、平成19年度からは、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援B型)及び地域活動支援センター事業デイサービス型として実施している。					
	具体的な 事業内容	在宅の障害者が自立した生活を行うために必要な日中活動場所の一つとして実施している、障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援B型)及び地域活動支援センター事業デイサービス型に係る経費を助成している。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		日中活動延べ回数 (回)	目標 実績	153,045 145,878	150,483 147,464	155,035 148,703	155,491 146,961
		生活介護事業実施 箇所数	目標 実績	23 23	23 23	23 23	23 23
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		各年度の利用者や家族等のニーズにより、日中活動の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできないが、各年度の見込み数を目標値として記載。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,726,986千円	1,765,242千円	1,879,423千円	1,894,903千円
		支出済額		1,718,280千円	1,778,487千円	1,789,280千円	1,837,192千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		8,706千円	△ 13,245千円	90,143千円	57,711千円
		執行率(%)		99%	101%	95%	97%
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
	再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		1,720,916千円	1,781,134千円	1,791,911千円	1,839,823千円		
増▲減		—	60,218千円	10,777千円	47,912千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域で生活する障害者やその家族にとって必要な日中活動場所であり、事業の安定的な継続のために市の補助が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	地域に根ざした障害者の日中活動場所として、利用者のニーズに応えたサービス提供を行うことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	主に国の法定給付事業であり、国の基準に基づいて実施している。生活介護、就労継続支援B型については一般の障害福祉サービス事業所も同様のサービスを提供している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	主に国の法定給付事業であり、市民等の外部意見を事業に反映させることは困難である。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	一般の障害福祉サービス事業所がある中で、機能強化型障害者地域活動ホームが実施する日中活動の役割を整理していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 坂井 良輔	地域施設支援 係 水野 花菜		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 社会福祉法人型 障害者地域活動ホーム運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 28	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱 横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成6年に策定した「ゆめはま2010プラン」において、活動ホームを中心とした障害者地域ケアシステムの確立を目指し、日中活動のほか、相談支援事業や各種生活支援サービスの実施、ボランティア活動の支援を行う施設として各区に1館整備することとし、平成11年5月に1館目の運営を開始。平成25年度までに各区1館(市内18館)が整備された。					
	具体的な 事業内容	障害児・者の地域での在宅生活全般を支援する拠点施設として、生活介護などの日中活動事業を行うとともに、ショートステイや一時ケアなどの生活支援事業を行う社会福祉法人型障害者地域活動ホーム(以下「法人地活」という。)に対し、事業の運営に係る経費を補助する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		日中活動利用述べ 人数	目標 実績	179,654 176,173	179,472 174,023	177,231 171,763	173,600 167,884
		生活支援事業 (ショートステイ)利用 述べ泊数	目標 実績	14,624 14,076	14,265 13,568	13,896 9,976	13,374 10,432
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		各年度の利用者や家族等のニーズにより、日中活動や生活支援事業の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできないが、各年度の見込み数を目標値として記載。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		3,371,467千円	3,435,959千円	3,491,705千円	3,469,419千円
		支出済額		3,426,489千円	3,446,982千円	3,414,449千円	3,435,972千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 55,022千円	△ 11,023千円	77,256千円	33,447千円
		執行率(%)		102%	100%	98%	99%
人 件 費		一般職職員		0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
	再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		7,907千円	7,941千円	7,893千円	7,893千円	
総事業費		3,434,396千円	3,454,923千円	3,422,342千円	3,443,865千円		
増▲減		—	20,527千円	▲ 32,581千円	21,523千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	在宅の障害児・者及びその家族が身近な場所において、安定した生活を送るための支援を受け、相談をすることができる地域の拠点施設として、各区に1館、本市が独自に設置してきた。国の基本指針により、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」に備え、障害児者の地域生活を支える拠点として「地域生活支援拠点」が各障害福祉圏域に整備されたが、本市では各区の法人地活がその機能の一部を担っている。					
	事業目的に 対する 有効性	各年度の利用者や家族等のニーズにより、日中活動や生活支援事業の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできない。各年度の利用実績をもとに見込み数を算出し、目標値として記載している。利用実績は特に重度の障害児・者についておおむね増加傾向であり、障害児・者とその家族の地域生活を支援する中核的施設としての役割を担っていると見える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各法人地活の日中活動(生活介護事業)は、受入れ人数が飽和状態に近づいているため、日中活動サービスを提供する他の事業所との連携が必要である。また、生活支援事業については、利用者ニーズがあるにもかかわらず、各区の法人地活によって取組状況に大きなバラつきがあり、検証が必要である。日中活動も生活支援事業のどちらについても、一般の障害福祉サービス事業所でも同様のサービスを提供しており、法人地活の有効性や位置付けの検証が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 法人地活は、地域住民団体や障害者団体、区役所職員などを含む運営委員会の設置を要綱にて義務付けており、地域の意見や情報を把握、共有している。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	障害児・者の地域での在宅生活全般を支援する拠点的施設として、日中活動や生活支援事業を核とした様々な取組を行っている。しかし、各法人地活を客観的に評価する仕組みがなく、取組にバラつきも生じていることから、今後、第三者評価等の導入も視野に入れた検討が必要である。また、「地域生活支援拠点」で求められる5つの機能(相談、緊急受入れ、体験の機会・場の提供、人材育成、地域づくり)のうち、緊急受入れについては、本事業の生活支援事業も活用することとしているが、全区で均一のサービスを提供するために、引き続き各区の抱える課題の整理を行う必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 坂井 良輔	地域施設支援 係 村本 美由紀		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 1目 障害者自立生活アシスタント等事業		所管区局・課	健康福祉局障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 29
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱・障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者自立生活アシスタント事業は、平成13年に開始した市の単独事業。単身生活する障害者等が地域で継続した生活ができるよう、またこれから地域移行をめざす障害者の支援のため、事業所に配置された「自立生活アシスタント」が随時の訪問、相談支援等を行う。自立生活援助は、平成30年度障害者総合支援法で創設された。単身等の障害者に対し、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて相談に応じ、情報提供や助言を行う(支援期間原則1年間)。					
	具体的な 事業内容	○衣食住に関する支援、消費生活に関する支援、コミュニケーションに関する支援、健康管理に関する支援など ○訪問や同行、電話相談などの方法により行う(自立生活援助は、概ね週1回の居宅訪問を想定している)。関係機関との連絡調整を行う。 ○本人及び関係者からの要請を受けて緊急対応を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		障害者自立生活アシスタント利用登録者数	目標	970人	900人	900人	900人
			実績	819人	693人	740人	766人
		自立生活援助支援者数(年延べ人数)	目標	100人	450人	960人	1008人
	実績		12人	288人	456人	475人	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		298,842千円	305,078千円	304,887千円	216,959千円
		支出済額		288,374千円	253,008千円	353,111千円	197,234千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		10,468千円	52,070千円	△ 48,224千円	19,725千円		
執行率(%)		96%	83%	116%	91%		
人件費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		297,159千円	261,831千円	361,881千円	206,004千円		
増▲減		—	▲ 35,328千円	100,050千円	▲ 155,877千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	自立生活援助事業は法定事業のため、実施を継続する必要がある。 障害者自立生活アシスタント事業には、法定事業の枠では対象にできない層を補充している。本市の方針である障害者の地域移行を進めていくためには、双方の事業が共にその役割を発揮することが不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	身近に支援者がいることで、単身や障害者・高齢者のみの世帯の障害者が地域で自立した生活が維持できる。 障害者自立生活アシスタント事業は、より支援の対象が広く、障害者の地域移行を進めることで、真に必要な方が入所施設やグループホームを利用することができ、既存資源の有効活用ができる。また、福祉の支援につながっていない障害者やその世帯に対して、アウトリーチ支援を行うことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者の相談機関は多くあるが、個別に定期訪問や同行を通じて日常生活の相談・助言を行って自立を支援する制度は他にない。自立度の高い障害者の中にも、日常生活の判断等で困難を抱える事例があり、親をはじめとした家族がそのサポートを担ってきたが、高齢化等で困難になってきている。そのような方が、この制度により支援を受けることで施設やグループホームに入所・入居することなく、地域生活を維持することができる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		障害者プランの説明会や障害者自立生活アシスタント連絡会を通じて、市民や利用者からの要望の確認を行って、フィードバックし、支援の質の向上や役割の整理を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	アシスタントを対象とした研修やプロジェクトを通じて、支援の質の向上を図り、安定的なサービスの提供ができるようにする。 障害者自立生活アシスタント事業と自立生活援助事業の役割の整理、他事業との役割の整理を引き続き検討していく。 対象となる国の補助金がないかを検討し、国の補助金の申請を目指す。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	相談支援推進係	
				佐渡美佐子	渡辺 弥美	森 啓子	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書番号	7-2-1	
	精神障害者生活支援センター運営事業				政策番号	30	
					主な施策(事業)番号	31 1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市精神障害者生活支援センター条例、横浜市地域活動支援センター事業実施要綱、横浜市障害者相談支援事業要綱等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>		障害児・者福祉の充実 地域生活支援の充実		
	事業の目的	中期計画	政策				
		施策(事業)					
事業の目的	地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を図ることを目的とする。						
具体的な 事業内容	精神障害者の自立した地域生活を支援するための拠点施設として各区に1館設置(指定管理方式のA型9区、補助金方式のB型9区)。精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や情報の提供、生活維持に必要な入浴や食事その他必要なサービスの提供、地域との交流の機会の提供、精神科病院からの退院促進(地域移行)及び退院後の再入院防止(地域定着)など支援を行う。						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
	地域生活に係る相談件数(精神障害者生活支援センター分)		136,260件/年(29年度)	118,082件/年	186,000件/年(4か年)		
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
	各区精神障害者生活支援センターの相談機能の強化		—(29年度)	18か所	18か所		
	備考	指標の数値は精神障害者生活支援センター分を計上(基幹相談支援センター分を除く) 〔「中期4か年計画」の中では、事業評価書番号7-2-1-19(障害者相談支援事業と合算)〕					
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		972,355千円	1,056,441千円	1,156,895千円	1,278,378千円	
	支出済額		944,559千円	1,030,422千円	1,119,856千円	1,155,866千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		27,796千円	26,019千円	37,039千円	122,512千円	
	執行率(%)		97%	98%	97%	90%	
	人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
	総事業費		953,344千円	1,039,245千円	1,128,626千円	1,164,636千円	
増▲減		—	85,901千円	89,381千円	36,010千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	当事業は、精神障害者の地域生活を支える本市の拠点施設であり、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中で精神障害者支援における中核となる事業である。市内の精神障害者等基礎把握数(区福祉保健センターが把握)は毎年増加しており、国が進める精神障害者の地域移行・地域定着の促進に対応するためにも当事業を実施していく必要がある。					
	事業目的に対する有効性	統合失調症をはじめとした精神障害者やその家族の一次相談支援機関として、相談を核とした様々な支援を行っている。また、居場所の提供、訪問や同行、緊急時の対応、医療機関等関係機関との調整・連携のほか、精神障害者の自主的な活動に対する支援など、自立生活の継続に必要な様々な支援を行っている。加えて、ケアプラザ等他施設と連携を図り、8050問題等の社会的課題にも取り組んでおり、各区における拠点役割を担っている。 令和3年度は、約1万2千6百人が利用登録し、延べ約17万6千人の方がサービスを利用した。また、約11万8千件の相談支援を行った。					
	本事業の効率性・類似性	効率的・効果的な支援のためには、各区の生活支援センターの連携や、区福祉保健センターや基幹相談支援センターとの連携が不可欠であり、また、年々増加するニーズに対応するためには、他の福祉関係事業所や医療機関との連携が必要である。それらに加え、国の方針に基づく「地域生活支援拠点」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核的役割を担うための多角的な視点から、他事業との役割の整理などを有効的に進めていく必要がある。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表等の関係者及び行政機関等で構成する運営連絡会を設置している。また、A型センターは、外部の有識者や当事者・家族等で構成する「指定管理者選定評価委員会」による評価を実施している。					
自己評価及び事業見直しの方向性	指定管理方式であるA型(9区)と補助金方式であるB型(9区)で、職員数や開館日・開館時間などが異なることから、利用できるサービスに区間格差が生じていることが長年の課題となっていたが、令和2年度からは全区のセンターで職員数・開館日・開館時間等を見直し、新たな統一された基準で運営を行った。また、訪問相談支援ニーズの増加など、生活支援センターに求められる役割に応えるため、日中の職員体制を厚くし、相談機能の強化を行った。こうした状況に加え、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核的施設として、関連機関と連携しながら、一層の相談機能の強化を行っていく必要がある。加えて、センター機能標準化後の効果検証の必要がある。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	各区に1館設置している精神障害者生活支援センターの一層の相談支援機能の強化に向けて、平成28年度からA型とB型の機能標準化の取組を行ってきた。令和2年度に全区のセンターの職員体制を厚くしたことや、開館日・開館時間を統一したこと、関係機関との連携の効率化を行い、日中の相談支援体制の強化が図られた。令和3年度は相談支援の質の向上を図るため、全区生活支援センターの主任職員等による意見交換や情報共有などを目的とした会議の場を新設し、職員研修の内容の充実や、ガイドライン策定の検討を行った。またB型センターの課題となっていた第三者評価について、モデル実施として西区生活支援センターにおける自己評価シートの作成を行った。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域施設支援 係				
	高橋 昌広	坂井 良輔	大屋 祐子				

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 障害者支援施設等自立支援給付費	所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 31		
事業概要	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> その他	具体的 名称	障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者自立支援法(平成18年4月施行、施設に関しては18年10月から適用。現・障害者総合支援法)に基づく法定給付。同法施行以前は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に則した支援費制度に基づき給付。					
	具体的な 事業内容	障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付費の支払い。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		事業所件数(か所)	目標	1,248	1,259	1,383	1,446
			実績	1,348	1,387	1,463	1,512
		利用者数(人)	目標	13,388	13,506	14,527	15,590
			実績	13,725	14,636	15,183	16,081
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		29,610,586千円	30,021,602千円	32,246,379千円	34,909,735千円
		支出済額		29,197,710千円	30,301,844千円	32,176,708千円	34,490,500千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		412,876千円	△ 280,242千円	69,671千円	419,235千円
		執行率(%)		99%	101%	100%	99%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
総事業費		29,215,280千円	30,319,490千円	32,194,248千円	34,508,040千円		
増▲減		—	1,104,210千円	1,874,758千円	2,313,792千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	指定障害福祉サービス事業所の主たる財源である。					
	事業目的に 対する 有効性	事業所数は増え続けており、それに伴って障害者の受け入れ枠も増加している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	利用者数の増加が顕著となっている。これは、利用者の高齢化の一方で養護学校の卒業生が毎年加わるほか、精神障害、中途障害などの利用者の間でも制度利用が進んでいることなどが考えられる。事業所数の増加に伴い、今後も更なる事業費増が見込まれる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業のため、事業自体にはなし。不適切な対応を行う事業所などの通報があれば、事実確認を行う。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	指定障害福祉サービス事業所の主たる財源として、障害者の福祉の増進を担っているが、関連団体から給付額が現場での職員配置や支援内容に係る経費に見合っていないとの指摘がある。また、利用者の出欠席に応じた給付制度のため、重症心身障害児者や精神障害者などの通所が不安定な利用者を多く受け入れる事業所は運営が厳しい状況となっている。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 水原 伸浩	施設等運営支援係 係 富田 百世		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 2 項 1 目 障害者グループホームB型設置運営費補助 事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 32	
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律（障害者総合支援法）他			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭 and 57 年度から就労する知的障害者のための生活の場として「通勤ホーム」の事業が開始されました。その後、昭和60年度に就労 条件が撤廃され、障害者が地域で自立した生活を実現するための「生活ホーム」の事業が開始となり、平成元年から国の事業として現 在のグループホーム事業が開始されました。					
	具体的な 事業内容	障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）を実施した場合にかかる費用について、法令で定める自立支援給付 費や要綱に定める補助等を支出することで、障害者等が適切な支援を受けながら、地域で生活するための住まいの場を提供します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		グループホーム数 (200人分※5人定員と仮 定し40か所/年度)	目標	784か所	820か所	852か所	891か所
			実績	764か所	806か所	837か所	873か所
		グループホームの定 員(200人分/年度)	目標	4,300人	4,500人	4,700人	4,900人
	実績		4,364人	4,702人	4,932人	5,191人	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		14,607,434千円	15,322,400千円	16,263,989千円	17,912,197千円
		支出済額		14,341,440千円	15,360,598千円	16,544,102千円	17,379,349千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		265,994千円	△ 38,198千円	△ 280,113千円	532,848千円		
執行率(%)		98%	100%	102%	97%		
人 件 費		一般職職員	3.5人	3.5人	3.5人	3.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	30,748千円	30,881千円	30,695千円	30,695千円		
総事業費		14,372,188千円	15,391,479千円	16,574,797千円	17,410,044千円		
増▲減		—	1,019,291千円	1,183,319千円	835,247千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国の方針として、障害者の地域移行を推進するために、グループホームの設置を進めるとしています。障害者が地域で暮らすため に必要なグループホームを総合的・計画的に設置していくことは、法令に定められた自治体の責務であり、本市では障害者プランに 基づき必要なグループホームを計画的に設置しています。					
	事業目的に 対する 有効性	国は障害者グループホーム制度を法令に定め、全国一律の基準を設けて実施しています。本市が、グループホームの設置・運営費 を補助することで、必要なグループホーム数を計画的に設置しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	国の定める自立支援給付については法定制度のため効率性や類似性を考えることは難しいと思われませんが、グループホームへの実地指導を行 うことで、適正な給付費や補助金請求の担保をしていきます。 関連する補助金については、制度改革の際等に公平性や効率性等を勘案した補助制度の修正等を行ってきました。現在の補助体系について は、国の法定(法人型)グループホームと類似する事業として、国の制度化以前の昭和60年より実施してきた市単独事業である運営委員会型グ ループホームがあります。これについては、法定事業への移行を進めており、市単独補助の削減に寄与しています。 また、平成26年度から実施している既存グループホームへのスプリンクラー設置事業については、国庫補助金等を導入することで、市の経費負 担の軽減を図っています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市障害者プランにおいて、国の定める障害福祉計画(3か年計画)を策定し、数値目標等を定めています。策定にあたっては 市民意見募集や、外部有識者や利用者等の意見を聴くための検討会等を開催しています。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	「グループホームからの自立を希望する障害者がいるのではないかと」の意見をいただいています。グループホームの設置を推進することと合わ せ、必要に応じて自立生活アシスタント事業や平成26年度から実施されたサテライト制度等の活用等によりグループホームからの自立生活を支援 することが課題となっています。令和元年度から、サテライト制度促進のための家賃補助制度を創設して、障害者の自立を推進しています。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

高橋 昌広

係長

佐藤 央一

施設等運営支援 係  
福岡 俊祐

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 在宅障害児・者短期入所事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 33		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	・障害者総合支援法 ・横浜市障害児・者短期入所事業実施要綱等				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	在宅の障害児・者や家族が疲労回復を図るときや、病気・事故、出産又は冠婚葬祭等の理由で障害児・者が介護を受けられないときに、障害児・者が一時的に施設や病院に入所し、又は日中のうちの数時間を施設や病院で過ごし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を受けることができるサービス。						
	具体的な 事業内容	①短期入所事業(一時的に施設や病院に入所、又は日中のうちの数時間を医療機関で過ごす総合支援法の障害福祉サービス) ②日中一時支援事業(日中のうちの数時間を施設や医療機関で過ごす総合支援法の地域生活支援事業) ③緊急一時保護制度(介護人を派遣し一時的に医療機関のベッドを利用する市単独事業) ④その他(ベッド確保事業、緊急対策保護、精神障害者地域生活推進事業)						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			■ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標						
		実績						
		目標 実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		1,533,805千円	1,605,806千円	1,923,189千円	1,933,477千円	
		支出済額		1,730,040千円	1,678,418千円	1,666,401千円	1,844,424千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 196,235千円	△ 72,612千円	256,788千円	89,053千円	
		執行率(%)		113%	105%	87%	95%	
		人 件 費	一般職職員		0.4人	0.6人	0.6人	0.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			3,514千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費			1,733,554千円	1,683,712千円	1,671,663千円	1,849,686千円		
増▲減		—	▲ 49,842千円	▲ 12,049千円	178,023千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	法定の障害福祉サービスである「短期入所事業」は、国の基準に基づき実施している。 市町村の独自事業である「日中一時支援事業」や「緊急一時保護制度」等は、他のサービスや利用者のニーズ等を踏まえ、必要に応じて改善・見直しを行う必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		主に法定事業であるため、市主導で市民等意見を反映することは困難。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	医療的ケアが必要であるが、歩行が可能であったり、上下肢に動きがみられることで重症心身障害者の認定が出ていない障害児・者、いわゆる「動ける医ケア児・者」の受入先が少ない。 また、行動障害判定基準表で基準点以上の障害者について、一定の基準を満たした事業所に対し、新たな加算を設け、受け入れを強化した。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

高橋 昌広

係長

坂井 良輔

地域施設支援 係

水野 花菜



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 自立生活移行支援助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 34	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市自立生活移行支援助成事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	本市が市内の民間障害者施設に対し、利用者支援の水準の維持・向上を推進するため、本助成事業を開始しました。					
	具体的な 事業内容	障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所における利用者への個別的支援及び支援水準の向上を目的として、当該事業所の運営法人に対し人件費等を助成します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		対象法人数	目標	36	50	53	58
			実績	36	50	53	58
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,754,638千円	1,752,418千円	1,816,074千円	1,779,064千円
		支出済額		1,702,681千円	1,722,048千円	1,734,906千円	1,758,943千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		51,957千円	30,370千円	81,168千円	20,121千円
		執行率(%)		97%	98%	96%	99%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		1,711,466千円	1,730,871千円	1,743,676千円	1,767,713千円		
増▲減		—	19,405千円	12,805千円	24,037千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	この事業により、利用者の障害特性に応じた手厚い支援を行えるよう支援員の確保・増員を可能としています。また、施設入所支援利用者の生活環境を地域での生活環境に近づけるように生活の質を向上させ、地域移行を進めていくことを可能となるなど、利用者支援の水準の向上に寄与しています。					
	事業目的に 対する 有効性	事業継続により、各施設における人員配置が国基準以上となり、利用者一人ひとりの障害特性に応じた手厚い支援を可能にします。あわせて、地域生活に近い環境整備やプログラムを実施する施設等に対し助成を行うことで、施設入所者の地域移行に効果的に作用し、「施設から地域へ」という本市障害者施策のプロセスの構築に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害福祉サービス事業所の利用者支援水準の向上及び個別支援の充実を目的とした事業は他にないため、類似性の観点において見直しの余地はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	各協議会等からの要望事項等				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重度障害者や高齢者、触法障害者(在宅)等の要配慮行動がある障害者への支援は、個別に実施する必要性がより高いと考えられます。しかし、国制度での自立支援給付費ではこのような状況に対して十分な評価がされておらず、これらの障害者への支援の充実が求められています。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 水原 伸浩	施設等運営支援 係 藤谷 実央		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 1目 重度障害者対応専門医療機関運営費助成 事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 35	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付 要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	従来、重度重複障害者通所施設併設診療所に対しては、施設運営費助成の一環として非常勤医師の雇用費助成を行っていたが、 重度重複障害者に対する医療には、継続して日々の変化を確実に捉え、状態把握を深めることが求められると判断し、常勤医師の雇 用に係る助成事業を創設した。						
	具体的な 事業内容	身近な地域で診療を受けることができるよう、障害者医療を中心とした医療機関、重度重複障害者を対象とした施設に併設された診 療所における職員雇用費等を補助し、重度障害者医療の安定的な供給を図り、医療的ケアを要する重症心身障害者を含む重度障 害者の地域生活を支援する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		常勤医師を雇用する 施設数(最大3か所)	目標 実績	3か所 3か所	3か所 3か所	3か所 3か所	3か所 3か所	
			目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		80,769千円	78,501千円	79,409千円	78,955千円	
		支出済額		79,408千円	78,802千円	72,241千円	74,758千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		1,361千円	△ 301千円	7,168千円	4,197千円	
		執行率(%)		98%	100%	91%	95%	
		人 件 費	一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		879千円	882千円	877千円	877千円		
総事業費		80,287千円	79,684千円	73,118千円	75,635千円			
増▲減		—	▲ 602千円	▲ 6,566千円	2,517千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	重度の知的障害者は一般病院では対応できないため、日常的な医療受診や緊急時の入院先を探すことが困難であり、本事業により 重度重複障害者に対応できる専門医療機関を確保することが可能になる。						
	事業目的に 対する 有効性	重度の知的障害者の入院先の確保や日常的な医療を提供することが可能となり、重度重複障害者の安心・安全につながる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	重度重複障害者に対応できる専門医療機関に対する補助としては、他に代替となる制度がない。また、この事業は施設利用者及び 地域の重度重複障害者の医療受診機会の確保に大きく寄与しており、廃止になった場合、重度障害者の地域生活に大きな支障をさ たす。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	各協議会等からの要望事項等					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重度重複障害者・知的障害者を専門とする常勤医師を確保することは困難になってきているため、今後とも補助を継続し、安定した 施設利用者及び地域の重度重複障害者の医療受診機会の確保を行う必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 高橋 昌広	係長 水原 伸浩	施設等運営支援 係 藤谷 実央		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 1目 精神保健福祉対策事業		所管区局・課	健康福祉局 精神保健福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 36
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)、地域保健法		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	精神保健福祉施策については昭和62年の精神保健法成立及び平成5年の法改正により、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰の促進を図るための所要の措置が講じられてきた。地域保健法や精神保健法が成立する流れの中で、平成8年の大都市特例により、従来神奈川県が所管してきた精神保健福祉に関する事務全般が横浜市に移管された。現在、精神保健福祉関連業務を主として担っている社会福祉職(医療ソーシャルワーカー)については、昭和24年に神奈川保健所に医療社会事業員として配置されたのを契機に、各保健所への配置が開始された。昭和40年に精神衛生法が改正され、昭和44年以降、社会福祉の専門職としての採用が開始され、現在は区福祉保健センターに3～6名配置されている。					
	具体的な 事業内容	生活教室(昭和59年。前身の患者会は昭和47年)、家族教室(昭和45年)、アディクション家族教室(昭和45年)等が順次開始された。以降、心神喪失者等医療観察法施行により運営事務(平成17年7月)、精神科病院等実地指導・実地審査業務(平成19年4月)が追加され、平成26年度から災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備が追加された。また、精神保健福祉法改正に先駆けて精神科病院等入院患者への退院促進の取組も進め、措置入院者に対する嘱託訪問などを行っている。令和元年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、市、区で協議の場を設置し、取組を行っている。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		精神保健福祉指導基礎把握数(診断確定した人数)	目標				
			実績	93,089	95,107	98,410	103,800
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		相談及び申請は本人の意思に基づくものであり、目標を定めて実績を達成する性質のものとは異なるため				
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		29,745千円	25,778千円	21,670千円	47,635千円
		支出済額		15,259千円	16,159千円	14,859千円	31,461千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		14,486千円	9,619千円	6,811千円	16,174千円		
執行率(%)		51%	63%	69%	66%		
人件費		一般職職員	24.3人	24.9人	24.9人	24.9人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	213,476千円	219,693千円	218,373千円	218,373千円		
総事業費		228,735千円	235,852千円	233,232千円	249,834千円		
増▲減		—	7,117千円	▲2,620千円	16,602千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	平成26年4月1日に施行された改正精神保健福祉法等により精神科病院等入院患者への退院促進支援や、精神障害にも対応した地域包括的ケアシステムの構築が進められている中で、地域で安定した生活ができるような体制整備が求められている。また、平成24年3月の医療法施行規則等の改正により、精神疾患が5大疾病として位置付けられていること、精神疾患の診断が認められた数が年間で3,000人ずつ増え、昨年度においては5,000人増えている現状を鑑みても、今後様々な対策が必要になっている。その他、障害当事者への支援だけでなく一般市民に対しての普及啓発においても本事業の中心である区福祉保健センターで実施される各種精神保健活動の役割は大きい。また、大規模災害時の心のケアに関する体制については、本市だけでなく、他都市での災害時の活動も必要であり、国からもDPAT派遣体制整備を求められているところである。					
	事業目的に対する有効性	○精神疾患の早期発見・介入により、治療をしながらも地域・社会生活の維持が可能になる。 ○各種福祉サービスを利用することで、精神障害者のさらなる社会復帰の促進、地域生活の安定につながる。 ○精神科医療・障害者に対する正しい知識の普及を図ることが市民の精神的健康の保持増進と精神疾患の理解につながる。 ○実地指導及び審査をすることにより、精神科病院に入院する患者の人権を尊重したより良い医療の提供維持・推進ができる。 ○他都市の発災だけでなく、横浜市内で大規模災害が発生した際に心のケアに関する対応を円滑に行うことができる。					
	本事業の効率性・類似性	障害者総合支援法サービス事業所等民間の社会資源は整備されてきているが、当事業の中心である保健所業務(病状悪化時への危機介入や地域のネットワークづくり等)の役割は大きく、今後も、民間の事業所と連携した取組が必要となる。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		普及啓発や地域精神保健福祉対策では、精神保健福祉連絡会等で障害当事者や家族会家族等だけでなく当事者を支える病院や関係機関職員も参加し内容検討、企画・実行している。さらには講演会等を実施した場合には、参加者アンケートをとり市民の意見を反映できるよう活用している。また生活教室などでは、障害当事者から意見を伺いながらプログラム内容を決定している。			
	自己評価及び事業見直しの方向性	保健所業務と市町村業務の両方を担う区福祉保健センターで実施される各種精神保健福祉活動は、精神障害者の地域生活の安定に大きく寄与しており、今後も引き続き実施していく。一方、精神障害者保健福祉手帳関連業務など市町村業務、障害者総合支援法施行以降、自立支援医療、サービス支給決定業務の占める割合が増大し、当事業の中心である保健所業務実施体制の維持が課題である。また、精神科病院等入院患者の退院促進や精神障害者が地域で安定した生活を送るための支援については、国からも様々なメニューが示されており、今後も精神保健福祉法の改正も予定されていることから、それぞれの取組についても引き続き検討していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

中村 秀夫

係長

岡田 由起子

精神保健福祉 係  
今成 早紀

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 1目 多機能型拠点運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-1 37	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市多機能型拠点事業運営実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	医療の進歩により、地域で生活する重症心身障害児等が増加しているが、地域には医療的ケアを必要とする重症心身障害児等を日常的に受け入れることができる入所先や通所先が不足しており、家族の介護負担が増大している。こうした背景から、本市では、医療的ケアを必要とする重症心身障害児等とその家族が安心して地域で生活し続けられるよう、市内方面別6か所(現在3か所整備)に多機能型拠点を整備する方針としており、中期4か年計画にも位置付けられている。					
	具体的な 事業内容	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児等とその家族の、地域での安心・安全な暮らしを支援する拠点として、横浜市が独自に設置する拠点の施設。診療所を拠点内に備え、往診・訪問看護・居宅介護等の訪問型サービスや、一時的な宿泊・滞在(短期入所、日中一時支援)、さらにそれをコーディネートする相談支援機能を提供。その他、日中活動サービス(生活介護、放課後等デイサービス等)を拠点により実施。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		市内方面別6館 に対する助成	目標 実績	3か所 3か所	3か所 3か所	3か所 3か所	3か所 3か所
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	194,132千円	199,638千円	188,208千円	186,227千円	
		支出済額	184,767千円	186,470千円	174,796千円	175,461千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	9,365千円	13,168千円	13,412千円	10,766千円	
		執行率(%)	95%	93%	93%	94%	
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円		
	総事業費	189,160千円	190,882千円	179,181千円	179,846千円		
	増▲減	—	1,722千円	▲11,701千円	665千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業により、医療的ケアを必要とする重症心身障害児等が安心して必要なサービスを利用できる。また、相談支援の他、医療や介護のサポートを受けることで、家族の不安や介護負担を軽減することができ、住み慣れた地域での生活を継続することができる。					
	事業目的に 対する 有効性	医療的ケアを必要とする重症心身障害児等が施設を利用する際、医療的ケアの状況により長距離の移動が困難で利用を控える場合が多い。市内方面別に多機能型拠点を整備することで、送迎等による身体的な負担も軽減され、身近な地域で安心・安全に必要なサービスを利用できるようになることが期待される。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各区に障害者地域活動ホームが整備がされているものの、医療的ケアが必要な重症心身障害児等等の受入れに関しては、看護師の有無や施設の設備等の状況によりばらつきがあり、市内全域で受入れが十分できていないのが現状である。特に、宿泊を伴うサービス(短期入所、ショートステイ)については、医療的ケアが必要であるがゆえに利用を断られている現状があり、より身近な地域においての受止めが必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域住民団体や障害者団体、行政職員などを含む運営委員会の設置を要綱にて義務付けており、地域の意見や情報を把握、共有している。また、利用者の家族との懇談会等(親の会等)での意見交換も行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	市内方面別に6か所整備を進めているが、全館整備されるまでの間、障害者地域活動ホーム等の受入れ状況についても把握しながら、既存の3館が連携して受入れを検討していく必要がある。また、医療的ケアを必要とするが動くことができる方(いわゆる「動ける医療的ケア児者」)等を安心・安全な体制で受け入れることが期待されているが、そのための専門職員を確保することが困難になってきており、今後も補助を継続し、安定した職員確保・定着を支援する必要がある。併せて、令和6年度開所予定の4館目整備に向けて、早期から運用計画作成のサポート等を行っていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 坂井 良輔	地域施設支援 係 大屋 祐子		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 2 項 1 目 依存症対策事業		所管区局・課	健康福祉局 精神保健福祉課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 2 - 1 38
						政策番号	32
						主な施策(事業)番号	5
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法、依存症対策地域支援事業実施要綱、精神保健福祉法、地域生活支援促進事業実施要綱	
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保				
		施策(事業)	依存症対策				
事業の目的	国のアルコール健康障害対策基本法やギャンブル等依存症対策基本法、依存症対策地域支援事業実施要綱(令和4年3月に「依存症対策総合支援事業」から改正)の施行に伴い、市としてもアルコール、薬物、ギャンブル等依存症当事者や家族等を支援するため、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有しながら、必要な施策を推進する。						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>依存症対策検討部会等で検討を行い、依存症対策地域支援事業に基づく「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定した。</li> <li>横浜市依存症関連機関連携会議(以下、連携会議)において、支援者向けガイドライン策定に向けた検討を行った。</li> <li>国のモデル事業として早期発見・早期支援・継続支援事業を実施するとともに、様々な媒体による普及啓発を実施した。</li> <li>依存症専門相談、支援者研修、家族教室、回復プログラム、民間支援団体への補助金事業を継続的に実施した。</li> </ul>						
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
	—		—	—	—		
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
	依存症専門相談件数(延件数)		482件/年(29年度)	1,047件/年 3,977件(4か年)	2,000件(4か年)		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。				
事業 実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		9,983千円	23,342千円	57,478千円	62,523千円	
	支出済額		7,431千円	11,334千円	42,850千円	56,814千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		2,552千円	12,008千円	14,628千円	5,709千円	
	執行率(%)		74%	49%	75%	91%	
	人 件 費	一般職員	3.0人	4.0人	8.0人	7.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	26,355千円	35,292千円	70,160千円	61,390千円	
	総事業費		33,786千円	46,626千円	113,010千円	118,204千円	
増▲減		—	12,840千円	66,384千円	5,194千円		
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	国の依存症対策地域支援事業に基づき、令和3年度に「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定した。都道府県においてもアルコール健康障害やギャンブル等の法定計画があるが、都道府県計画は事業者への取組等も含めた総合的な計画であるのに対して、本市では、当事者や家族等への支援に着目し、関係者と方向性を共有して取り組む計画として策定し、取組を実施している。市内には依存症を支援する民間支援団体や医療機関が複数あるが、支援につなげるための依存症に関する誤解・偏見の解消や相談勧奨は行政において重点的に取り組む必要があり、また、市内の支援機関間の連携を図り、支援を充実させる必要がある。					
	事業目的に 対する有効 性	依存症当事者や家族等の支援の充実のため、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、包括的な支援の提供を目指す「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定した。相談件数は昨年度の実績よりも上回り、中期4か年計画の目標値も大きく上回ったことから、令和3年度に新たに開始した公共交通機関での相談勧奨動画放映を含む普及啓発の有効性があつたといえる。また、連携会議では、支援者向けガイドラインの検討を中心に議論・研修を行い、関係者間の連携を図っている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	「横浜市依存症対策地域支援計画」の策定により、本市の依存症対策における課題と実施すべき施策の全体像が明確となった。引き続き、依存症支援に関わる民間支援団体や関係機関との連携について、依存症対策がより効果的に推進されるよう、有識者や支援者等の幅広い関係者からの意見を取り入れ、検討していく必要がある。また、県でも普及啓発にかかる広報等を実施しており、ターゲットに合わせた効率的な広報を検討していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市精神保健福祉審議会「依存症対策検討部会」において有識者等の意見を取り入れるとともに、連携会議において民間支援団体等と意見交換を行っている。また、地域支援計画策定にあたっては、パブリックコメントを実施した。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定し、民間支援団体や関係機関との支援の方向性を共有するための方針ができた。また、連携会議を開催し、依存症支援に関する情報や課題の共有等を行うとともに、支援者向けガイドライン作成の検討を行うことができた。さらに、依存症の予防や相談勧奨に向け、公共交通機関を含む様々な媒体を活用した普及啓発を拡充することができた。今後は、計画に基づき、相談機能を強化するとともに、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、さらに様々な媒体を活用した普及啓発の取組を充実させる。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	依存症相談拠点であるこころの健康相談センターの依存症専門相談件数については、中期4か年計画の4年間の目標である2,000件を大きく上回った。今後は、計画に基づき、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を充実するとともに、幅広い領域の相談・支援者等が支援に活用可能な支援者向けガイドラインの作成や、相談機能の強化を行う。また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症及び新たに注目されてきたゲーム等の問題に悩む当事者や家族等の支援に向け、必要な施策を検討・実施する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	精神保健福祉 係		
			中村 秀夫	神谷 昌吾	紅野 晴香		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 2 項 1 目 障害者自動車燃料費助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 39	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	重度障害者の移動手段として使用する自動車の燃料費用の一部を助成することにより、外出を支援し、もって社会参加の促進及び福祉の増進を図ることを目的に、令和3年10月に横浜市の単独事業として開始した制度である。					
	具体的な 事業内容	<p>対象者 : 身体障害者1～2級(内部・視覚・下肢・体幹) 知能指数35以下または療育手帳A1～A2 身体障害者3級(内部・視覚・下肢・体幹)かつ知能指数50以下又は療育手帳B1 精神障害者1級</p> <p>助成額 : 1枚1,000円、年額24,000円 交付枚数: 年間24枚、週3回以上病院へ人工透析に通う腎臓機能障害者は年間48枚 契約先 : (株)東日本宇佐美、昭和礦油(株)他37社</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		交付冊数(冊)	目標	—	—	—	6,640
			実績	—	—	—	10,236
		利用枚数(枚)	目標	—	—	—	75,696
	実績		—	—	—	129,422	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					201,387千円
		支出済額					182,429千円
		繰越額					0千円
差▲引					18,958千円		
執行率(%)					91%		
人 件 費		一般職職員					0.4人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					3,508千円	
総事業費					185,937千円		
増▲減		—			185,937千円		
事業評価の視点 による点検・ 検証・評価	本市が行う 必要性	重度障害者の中には公共交通機関やタクシーを利用することが困難な方もおり、この事業が廃止となった場合そのような障害者の移動手段に対する助成がなくなるため、必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	公共交通機関やタクシーを利用することが困難な重度障害者の外出機会を増やし、社会参加の促進に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	年度更新事務は、主にシステム処理によるところが大きいが、改善の余地がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和2年1月及び7月に、障害者団体へヒアリングを行い、新制度実現への切実な要望とともに、券の利用方法や対象者、対象車両の範囲などについても意見を伺った。これにより、当事者の方にとって使い勝手の良い制度となるよう意見を反映し、令和3年10月から制度を開始することができた。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	当初目標としていた利用者数を超える申請があり、市民ニーズを覗うことができた。現在、燃料券を取扱できる事業者が市内に39社あるが、給油所における人件費削減や支払手段のIC化等もあり、今後取扱い事業者を拡大することは見込めない。引き続き、現在契約している事業者と連携をとりながら事業実施し、利用者における利便性を維持していくことが求められる。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

今井 智子

係長

東 宏子

移動支援 係

平野 昌之

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 2 項 1 目 新型コロナウイルス障害福祉サービス 継続支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 40
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業 等補助金交付要綱、等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症に関して、障害福祉サービス事業所等におけるサービスを継続して提供するために必要な、かかり増し経費の助成や感染予防に向けたICTの取組支援を実施する。					
	具体的な 事業内容	障害福祉サービス事業所等からの申請に基づき補助金交付へ向けた事務手続きを行う。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		サービス継続支援事業補助金交付件数	目標	—	—	—	—
			実績	—	—	305件	178件
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額				458,058千円	132,000千円
		支出済額				167,048千円	200,296千円
		繰越額				0千円	0千円
		差▲引				291,010千円	△ 68,296千円
		執行率(%)				36%	152%
		人 件 費	一般職職員				1.0人
再任用職員					0.0人	0.0人	
概算人件費					8,770千円	8,770千円	
総事業費				175,818千円	209,066千円		
増▲減		—		175,818千円	33,248千円		
事業評価の 視点による 点検・ 評価	本市が行う 必要性	コロナ禍においても、障害福祉サービス事業所等が引き続きサービスを継続して提供することを支援するために、実施する必要がある。また、サービス提供時において接触による感染を防止するため、障害福祉サービス事業所等においてオンラインによるサービス提供や会議等を実施するため、ICTの環境整備を支援する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための費用について、補助金交付を行うことにより、障害福祉サービス事業所の負担を軽減することができ、サービス提供の継続に寄与している。また、ICTの環境整備の費用についても、補助金交付を行うことにより、整備費用の負担を軽減し、オンラインによるサービス提供及び関係機関との連携等の実現に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための一時的な支援であり、他に代替するものはない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		国実施要綱等を基に事務手続として要綱を制定しているため、意見聴取は実施していないが、コロナ禍に置けるサービス提供の困りごと等については、施設長会等により各障害福祉サービス事業所と意見交換を実施している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本業務の実施により、障害福祉サービス事業所が安心してサービス提供を継続することができている。また、集合型会議の実施が困難な場合においても、ICTの導入によりオンラインによる会議の実施が達成できている。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 佐渡 美佐子	係長 田辺 興司	施策調整 係 高原 和子	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 2 項 1 目 障害者福祉施設等感染拡大予防 訪問巡回事業	所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 41			
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事 業実施要綱（厚生労働省障害保健福祉部長通知）				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症の予防策として、障害者支援施設等に看護師等の専門職が訪問し、衛生管理指導、助言等を行い、衛生管理に関する相談や問い合わせに対応する。 研修会等を開催し、感染症発生時にサービス提供が継続できるよう業務継続計画の策定を推進する。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に実施した衛生管理等チェックリストの内容を確認のうえ、訪問により現地を目視し、助言や指導を実施する。</li> <li>・巡回訪問実施結果報告会（衛生管理のポイント、質疑応答の共有）の開催。</li> <li>・業務継続計画策定を推進するため、研修会を開催。</li> </ul>						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		衛生管理に関する 巡回指導	目標	—	—	—	—	
			実績	—	—	—	824回	
		業務継続計画策定 支援(研修会開催)	目標	—	—	—	—	
			実績	—	—	—	6回	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		支出済額					31,806千円	
		繰越額					28,426千円	
		差▲引					0千円	
		執行率(%)					3,380千円	
		人 件 費	一般職職員					89%
			再任用職員					0.2人
			概算人件費					0.0人
総事業費					1,754千円			
増▲減		—			30,180千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	対象施設等は、障害者総合支援法に基づくサービスであり、本市でサービス利用の支給決定を行っているため、利用者への感染拡大を予防する目的として、各事業所が適切な衛生管理を実施できるよう指導する必要がある。 また、感染症発生時にサービス提供が継続できるよう業務継続計画の策定は、必要不可欠であり、今後、業務継続計画の策定が義務付けられていくため、策定に向けての支援をする必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	施設等を巡回訪問することにより、その施設等の状況に合わせた衛生管理の助言や指導ができるため、改善点が明確に伝わり効果的な感染拡大予防となる。 障害者支援施設等の特性を踏まえた業務継続計画策定の研修であり、資料の提示だけでなく講義をすることにより理解を深めることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者総合支援法に基づくサービスを実施する事業所を対象としたものであり、他に代替するものはない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 国実施要綱に基づき実施しており、令和3年度に初めて実施した事業となる。障害者支援施設等に対して実施後のアンケート等により、事業実施についての意見を聴取している。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業の実施により、障害者支援施設等に適切な衛生管理について周知することができ、感染症拡大防止に寄与できている。 業種別に業務継続計画策定についての研修を開催し、感染症発生時にサービス提供が継続できるよう業務継続計画を策定することの必要性について理解を深めることができた。障害福祉サービス事業所においては、令和5年度末までに業務継続計画を策定する必要があり、引き続き策定に向けての支援が必要である。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	施策調整 係			
			佐渡 美佐子	田辺 興司	高原 和子			





## 令和4年度事業評価書

令和3年度事業名		7款 2項 2目 障害者更生相談所運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害者更生相談所	令和4年度事業評価書番号	7-2-2 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的名称	身体障害者福祉法第11条、知的福祉法第12条、横浜市障害者更生相談所条例 ほか		
	事業の目的(事業開始の経緯)	障害者更生相談所は身体障害者障害者の更生援護の利便、及び市町村の援護の適切な実施の支援、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とした、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき都道府県に必置の行政機関である。政令指定都市においては、地方自治法施行令を根拠として設置されており、横浜市障害者更生相談所は身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所のそれぞれの機能を併設、統合し、横浜市総合リハビリテーションセンターと連携して運営されている。					
	具体的な事業内容	身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行なった。また、身体障害者手帳及び療育手帳の審査・判定・交付等を実施した。また、令和3年度は、カード様式障害者手帳の交付を開始した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		障害者更生相談所は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づいて設置され、本市における障害者の自立と社会活動のための支援を実施するための専門的機関と位置づけられている。よって業務の性質上、定量的に事業を評価することに適さないため。				
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		17,618千円	22,775千円	89,903千円	81,033千円
		支出済額		14,389千円	18,786千円	58,073千円	43,057千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		3,229千円	3,989千円	31,830千円	37,976千円		
執行率(%)		82%	82%	65%	53%		
人件費		一般職職員		20.0人	20.0人	20.0人	16.0人
		再任用職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	概算人件費		180,494千円	181,427千円	180,505千円	145,425千円	
	総事業費		194,883千円	200,213千円	238,578千円	188,482千円	
増▲減		—	5,330千円	38,365千円	▲ 50,096千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	更生相談所は障害者更生援護に関する技術的中核機関であり、最前線の援護の実施機関である区役所に対して専門的相談指導を行う役割を担っている。また各種(補装具費支給、自立支援医療費支給、区における確かな相談支援のための総合判定など)判定業務、及び身体障害者手帳、療育手帳の交付業務について、横浜市全体を管轄している。よって本市の障害福祉の根幹を担うものとして不可欠である。					
	事業目的に対する有効性	当相談所における相談・判定業務及び手帳の発行業務は障害者福祉の根幹となる業務である。これらの事業がなくなれば各種福祉制度の運用が困難になり、障害者の生活が著しく阻害されることになるほか、市域における障害者支援の統一化を図ることが難しくなる。					
	本事業の効率性・類似性	各種判定、手帳交付の判定・審査について、18区で受け付けた申請を更生相談所で一手に対応している。判定・審査や相談を集約することにより、障害者更生相談所の専門性を活かしながら、効率的かつ効果的に業務を進めることができている					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	身体障害者障害程度審査部会(社会福祉審議会部会)等、医師、施設職員など専門知識を持つ委員で構成される委員会等を開催し、委員会等での意見を、医療面や福祉的支援の実態把握や適正な判定・審査業務の実施に活かすことができている。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	専門的・総合的な相談、判定および認定事業を行っており、横浜市総合リハビリテーションセンターとの連携を密にして当センターの機能を最大限に活用した更生援護の実施が可能となっている。関係機関との連絡・協議及び情報交換の場を提供し、市域における身体・知的障害者への一貫したリハビリテーション活動の推進に寄与している。また、区に対して集合研修や出張研修を行うことにより、区役所職員の相談スキルの向上を図っている。障害者手帳交付者数が増加傾向にある中、公正な審査・判定のもとに、適正かつ迅速な手帳交付業務を行うため、障害者手帳交付業務について、業務の委託化や手続きの簡略化等、随時、事業の見直しを検討していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	事務係	
				横井 剛	梅津 亜矢子	足立 実綿子	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 2目 こころの健康相談センター事業	所管区局・課	健康福祉局 こころの健康相談セン ター	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-2 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	精神保健福祉法第6条・精神保健福祉センター運営要領・ 横浜市こころの健康相談センター条例ほか			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	精神保健福祉法の改正に伴い、平成14年4月1日から精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図るための機関である精神保健福祉センターを指定都市にも設置することとなった。この改正を受け、本市の精神保健福祉センターとして「横浜市こころの健康相談センター」を設置し、事業開始となった。					
	具体的な 事業内容	こころの健康づくりの推進、人材育成、自立支援医療・手帳判定(手帳作成・交付含む)、精神医療審査会の事務局業務等を実施した。また、措置入院者等の退院後支援や、電話相談等を始めとしたメンタルヘルスに関する取り組みを実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	支援者に対する 人材育成(延べ人数)	目標	700	750	750	750	
		実績	740	770	1280	1923	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	目標					
		実績					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		54,417千円	55,530千円	124,815千円	129,390千円
		支出済額		54,720千円	59,959千円	111,224千円	123,850千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 303千円	△ 4,429千円	13,591千円	5,540千円
執行率(%)		101%	108%	89%	96%		
人 件 費		一般職職員	13.0人	15.0人	12.0人	12.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	114,205千円	132,345千円	105,240千円	105,240千円		
総事業費		168,925千円	192,304千円	216,464千円	229,090千円		
増▲減		—	23,379千円	24,160千円	12,626千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成24年度に従来の四大疾病に精神疾患が加わり五大疾病とされ、精神保健福祉の充実が求められている。また、自殺対策や精神障害者等への退院後支援のほか、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策の必要性も高まっているなか、精神保健福祉のさらなる充実を図っていく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市民のこころの健康に関する意識が向上し、早期発見・早期治療が進み、精神疾患等を抱えている方の地域生活の安定が図られる。また、区福祉保健センターを含む相談支援機関における相談支援に関する技術の向上、関係機関による連携の強化が図られることにより、市民のこころの健康の保持増進する。					
	本事業の 効率性・ 類似性	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条に基づき本市に1か所設置されている精神保健福祉センターであり、その法定業務を行う必要がある。法定業務以外の事務については業務効率化を引き続き検討する。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 講演会及び研修会については、参加者にアンケートを実施し、次年度以降の事業計画に反映している。精神科病院入院患者の人権擁護のために精神医療審査会を附属機関として月4回開催。手帳・医療については、判定にあたって外部嘱託医師の意見を聞き、その上でセンター長が決している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	○手帳所持者は毎年前年度比約6%増の割合で増加しているため、事務量の増加が見込まれる。 ○計画相談支援事業の開始により、二次相談支援機関として新たな役割を求められている。 ○措置入院者等の退院後支援について、現行法下での取り組みを着実に実施するとともに、法改正の動向を注視しつつ事業の安定性を図るための取り組みを進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	相談援助 係
	中村 秀夫	渡邊 雅哉	藤原 尚子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 2 項 2 目 自殺対策事業		所管区局・課		健康福祉局 こころの健康相談セン ター		令和4年度 事業評価書番号 7 - 2 - 2 3		
								政策番号 32		
								主な施策(事業)番号 4		
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	自殺対策基本法、地域自殺対策推進センター運営事業実施 要項ほか				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保							
		施策(事業)	自殺対策							
事業の目的	平成10年以降、全国の自殺者数が年間3万人を越える状況が続いていたことを受け、平成18年10月に自殺対策基本法が施行した。本 法では、自殺対策における社会的取組の重要性、国や地方公共団体の責務などが明記されている。本市においても、自殺の予防は 緊急の課題であるとともに本法の趣旨を踏まえ、平成19年度から当該事業を開始した。									
具体的な 事業内容	自殺総合対策大綱の重点施策に沿って、講演会等の普及啓発、ゲートキーパー養成のための人材育成研修の開催、自死遺族の集いの 開催や自死遺族ホットラインの開設、自殺未遂者再発防止事業の委託等展開し、平成30年度は自殺対策基本法に基づく「横浜市自 殺対策計画」を策定。令和3年度は、令和2年度に拡充したインターネットを活用した相談支援事業の継続実施や、自殺者が増加した 年代等に対する啓発を実施するなど、コロナ禍を踏まえ、計画に沿って事業を実施した。									
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指 標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		自殺死亡率		14.7(28年)	15.0(令和2年)	13.1(令和2年)				
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値				
		ゲートキーパー数		3,411人/年(29年度)	3,791人 15,703人(4か年)	15,000人(4か年)				
	備考									
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		31,717千円	50,934千円	55,628千円	67,588千円			
		支出済額		23,727千円	36,803千円	50,978千円	64,657千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
		差▲引		7,990千円	14,131千円	4,650千円	2,931千円			
執行率(%)		75%	72%	92%	96%					
人 件 費		一般職職員		3.0人	3.0人	3.0人	3.1人			
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,310千円	27,187千円				
総事業費		50,082千円	63,272千円	77,288千円	91,844千円					
増▲減		—	13,190千円	14,016千円	14,556千円					
事業 評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地方公共団体は自殺対策を推進する責務を有している。様々な取組により、市内 の自殺者数は平成22年をピークに減少傾向にあったが、自殺死亡率が先進国と比較して高い水準であること、若年層の死亡者数が多い ことなどから、引き続き、全市を挙げての取組が求められている。また、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自殺者数 が増加に転じ、令和3年も減少していない。その背景には経済・生活問題、健康問題、労働問題などが複雑に重なっており、社会全体 の問題として捉え、今後も継続的な事業実施が必要である。								
	事業目的に 対する有効 性	過労や多重債務、リストラ、子育て・介護疲れ、いじめなど、自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に絡んでいるとされ、総合的な対 策が求められている。また、令和3年度は、令和2年度に拡充したインターネットを活用した相談支援事業の継続実施や、自殺者が増加 した年代等に対する啓発を実施するなど、コロナ禍を踏まえ、計画に沿った事業が実施できている。								
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度に地域自殺対策強化交付金が創設され、各事業に国庫補助が導入。自殺対策として効果的なメニューが体系化されてお り、それを実施することで効果的・効率的に実施できている。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部の関係機関・職能団体等で構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県・川崎市・相模原市と共同で設置するとともに、平成 26年度から「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、有識者、関係団体との情報交換並びに連携及び協力の推進に関する活 動の場を設けている。								
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「自殺総合対策大綱(H29.7月改定)」や「市町村自殺対策計画策定の手引」を受け、基本的な取組とともに、本市の特徴を踏まえた取 組を進めるために、平成31年3月に「横浜市自殺対策計画」を策定した。重点施策である若年層対策としてインターネットを活用した相 談支援事業を令和元年度に開始し、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、インターネットを活用した相談事業の 拡充や自殺者が増加した年代等に対する啓発を実施するなどコロナ禍を踏まえた計画に沿った事業を実施することができている。今 後も計画に沿った対策を実施する。								
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	平成31年3月に「横浜市自殺対策計画」を策定し、本市の自殺者の特徴を踏まえた対策の充実を図りながら総合的な自殺対 策を実施することができている。中期4か年計画の指標である自殺死亡率は、目標を達成することができなかったが、ゲートキー パー養成数は、15,000人を達成することができた。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの上昇等、社会 情勢に合わせた対策を実施する。 令和4年度は、自殺対策計画の見直しに向けて、市民意識調査を行う。調査結果から把握された課題や、今後の国の自殺総 合対策大綱の見直しを踏まえ、相談支援などにおけるICTの活用も含め、より効果的な自殺対策を計画的に進めていく。									
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	相談援助 係				
				中村 秀夫	佐々木 祐子	福石 直美				

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 2目 精神科救急医療対策事業		所管区局・課	健康福祉局 精神保健福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-2 4
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 厚生労働省 精神科救急医療体制整備事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)を根拠として、24時間365日体制の精神科救急医療体制を整備することを目的として神奈川県が実施していた事業だが、平成8年度に、大都市特例に伴い事業の実施権限が政令市に移管され、神奈川県、川崎市、相模原市及び本市での協調体制により、精神科救急医療対策事業を実施してきた。					
	具体的な 事業内容	警察官通報などの精神保健福祉法に基づく通報等の対象となる患者や、本人家族からの相談で把握される、精神症状の急激な悪化により緊急で精神科医療を必要とする患者を、人権に配慮しながら迅速かつ適切に精神科医療へつなげるため、24時間365日の精神科救急受入体制を運営する。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		横浜市内の医療機関 受診につなげた割合	目標	83.00%	83.00%	83.00%	83.00%
			実績	80.00%	82.04%	82.94%	84.35%
		平日17時時点での市 内の病床確保の割合	目標	68.00%	68.00%	68.00%	68.00%
			実績	60.25%	65.00%	66.26%	50.00%
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		320,930千円	346,215千円	372,861千円	355,636千円
		支出済額		293,822千円	319,052千円	323,161千円	339,611千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		27,108千円	27,163千円	49,700千円	16,025千円
		執行率(%)		92%	92%	87%	95%
		人 件 費	一般職職員	7.0人	7.0人	7.0人	7.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	61,495千円		61,761千円	61,390千円	61,390千円		
総事業費		355,317千円	380,813千円	384,551千円	401,001千円		
増▲減		—	25,496千円	3,738千円	16,450千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11に定められており、都道府県(政令市)は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保すること、その他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めることとされている。精神科救急システムは、市民生活を支えるうえで欠かせない社会インフラである。					
	事業目的に 対する 有効性	本事業は、国が事業実施要綱に定める通り「緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、(中略)医療体制を確保すること」を目的としている。精神科救急システムの構築により、精神症状が急激に悪化した患者が迅速に精神科を受診できる体制を整えることで、誰もが地域で安心して生活ができるようになる。事業の実施に当たっては、神奈川県の医療資源が全国で最下位である状況を踏まえ、夜間休日を含む24時間365日稼働する救急医療システムを、4区市協調体制によって効率的に運用していく必要がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法的に規定されたセーフティネットの仕組みであり、他の事業で類似するものはない。また、神奈川県には医療資源が乏しいため、全県で一医療圏として、4区市協調体制で救急医療システムの運営を行うことで、効率性を担保している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 神奈川県精神科救急医療調整会議や各区精神保健福祉業務連絡会では、通報から診察までの時間短縮や、夜間休日に受入れを行う基幹病院での在院日数が長期に渡る一部事例の改善などの意見が出ており、4区市間で課題解決のための検討を進めている。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	再度、増加傾向にある精神保健福祉法に基づく通報件数に対応するため、引き続き、医療資源の拡充や通報対応の強化および夜間休日の空床確保を実施した。新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年度7月から開始した感染疑い患者を受け入れた病院に対する補助金事業を引き続き実施し、精神科救急に参画する病院の支援を行った。また、本事業を通じ、各医療機関とのコミュニケーションがより深まったことにより、医療機関における精神科救急受入時の実態や懸念事項の把握が可能となった。こうした現状を踏まえたうえで、今後の精神科救急医療を安定的に運営し、市民が迅速かつ切れ目なく精神科医療機関へつなげることができる体制を確保していくため、既存事業の継続と並走して、今後起こりうる未曾有の危機へも臨機応変に対応できるよう、緊急時における最適な医療機関支援についても検討を進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 秀夫	山内 航	清水 瑠子



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 3目 特別障害者手当等給付事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-3 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	在宅の重度及び最重度障害児者に手当を支給することにより、その障害から生じる負担軽減の一助とし、福祉の増進を図ることを目的とする。障害基礎年金と併せて創設された国による所得補償制度で、昭和61年度より開始した。				
	具体的な 事業内容	在宅の重度及び最重度障害児者に対し、その障害から生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。				
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	1,088,638千円	1,088,908千円	1,064,216千円	1,073,251千円
		支出済額	1,055,847千円	1,067,949千円	1,089,019千円	1,113,495千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	32,791千円	20,959千円	△ 24,803千円	△ 40,244千円
		執行率(%)	97%	98%	102%	104%
人 件 費		一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
	再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	7,907千円	7,941千円	7,893千円	7,893千円	
	総事業費	1,063,754千円	1,075,890千円	1,096,912千円	1,121,388千円	
	増▲減	—	12,136千円	21,022千円	24,476千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	入院や施設への入所などの資格喪失要件について、市の保有情報では完全に把握できず本人からの申請に基づかざるを得ない。手当支給の都度振込ハガキで周知したり、年1回の所得状況調査の際に事実確認を行っているが、過払金が発生することがある。周知の徹底及び返還金の収納率向上が今後の課題である。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法定事業のため未実施				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	制度の周知については区の担当職員の協力もあり浸透してきているように思われる。反面、制度そのものへの理解度が低く、手当の対象とならなかったためトラブルになるケースも多い。制度の周知と理解を得られるように広報等の見直しは随時行っていく。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 奈木 修人	福祉給付 係 天利 春香	





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 4目 重度障害者医療費助成事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-4 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例、横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	重度障害者が医療を受けた際に要する費用(医療保険自己負担分)の援助を行うことにより、重度障害者の健康保持及び生活の安定に寄与することを目的とする。					
	具体的な 事業内容	<p>保険診療総医療費のうち、医療保険各法により規定されている保険給付分を除いた自己負担相当額を助成。 対象は市内に住所を有する医療保険加入者であって、次のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳1級または2級 ②知能指数35以下 ③知能指数36以上50以下でかつ身体障害者手帳3級④精神障害者保健福祉手帳1級(入院医療費を除く)</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		対象者数(人)	目標	53,794人	56,552人	56,807人	57,743人
			実績	55,936人	56,239人	56,764人	56,279人
		受診件数(件)	目標	1,978,011件	1,978,529件	1,929,543件	1,958,946件
	実績		1,892,125件	1,861,881件	1,767,840件	1,834,472件	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		10,419,578千円	11,226,340千円	10,893,454千円	11,231,239千円
		支出済額		10,839,320千円	11,020,482千円	10,566,657千円	11,005,859千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 419,742千円	205,858千円	326,797千円	225,380千円
		執行率(%)		104%	98%	97%	98%
人 件 費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円		
総事業費		10,856,890千円	11,038,128千円	10,584,197千円	11,023,399千円		
増▲減		—	181,238千円	▲ 453,931千円	439,202千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業廃止すると重度障害者の医療費の自己負担が増大し、困窮することが予想されるため、本事業は必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	障害者が地域で快適な生活を送ることのできる社会の実現のひとつとして効果がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	重度障害者への支援として、引き続き適切な実施が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	制度改正の際は意見公募を行う。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	神奈川県補助金対象事業であるが、県の助成対象と本市の助成対象の差があるため、是正を要望している。また、政令市・中核市、その他町村で補助金区分の格差がある。(政令市・中核市1/3、その他1/2、予算上は1/2)					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤 修一

係長

加藤 大済

福祉医療 係

園部 貴成

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 4目 更生医療給付事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-4 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	身体障害者が、その障害を除去・軽減するために必要な医療を給付する。				
	具体的な 事業内容	身体障害者の有する障害の軽減・除去を行いその更生を図るため、国および都道府県(指定都市・中核市)の指定する医療機関で医療給付を行った(関節形成術、心臓手術、人工透析療法、抗免疫療法、抗HIV療法等)。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績				
		目標実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	4,885,000千円	5,011,029千円	4,912,916千円	5,002,913千円
		支出済額	4,928,991千円	4,980,465千円	4,916,296千円	4,850,653千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	△ 43,991千円	30,564千円	△ 3,380千円	152,260千円
		執行率(%)	101%	99%	100%	97%
人件費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
	総事業費	4,937,776千円	4,989,288千円	4,925,066千円	4,859,423千円	
	増▲減	—	51,512千円	▲ 64,222千円	▲ 65,643千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性					
	事業目的に対する有効性					
	本事業の効率性・類似性	国の法律による事業であり、引き続き適切な実施が必要である。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無 国の制度ではあるが、仮に市独自の措置を行う際には意見公募を行う。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	国の定める基準に基づき、適正に医療給付を行っている。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 佐藤 修一	係長 東 慎一郎	福祉医療 係 野口 幸彦	



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 5目 松風学園運営事業		所管区局・課	健康福祉局障害施設 サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-5 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市知的障害者生活介護型施設条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	横浜市総合計画に基づき、横浜市国際障害者年記念事業として設置。昭和35年8月「精神薄弱児施設」として設置。昭和55年11月「精神薄弱者更生施設」として精神薄弱児施設と分離。平成19年10月障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の「障害者支援施設」として位置付け。昭和59年5月 通所施設、福祉ホーム、短期宿泊訓練施設開設。令和元年度末 福祉ホーム、短期宿泊訓練施設でのサービス終了。					
	具体的な 事業内容	日中の生活介護事業及び夜間の施設入所支援事業において、知的障害等がある利用者への心身の状況に応じた適切な介護や支援、創作的活動を行った。また短期入所支援事業では、保護者の疾病などにより家庭において介護を受けることが一時的に困難になった障害者への介護及び支援を行った。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	入所者数	目標		81	76	76	76
		実績		81	76	76	75
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額			268,288千円	261,973千円	291,206千円	294,500千円
	支出済額			278,349千円	252,239千円	256,290千円	251,282千円
	繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引			△ 10,061千円	9,734千円	34,916千円	43,218千円	
執行率(%)			104%	96%	88%	85%	
人件費	一般職職員		87.0人	96.0人	91.0人	89.0人	
	再任用職員		4.0人	4.0人	6.0人	7.0人	
	概算人件費		783,471千円	866,876千円	828,700千円	816,265千円	
総事業費			1,061,820千円	1,119,115千円	1,084,990千円	1,067,547千円	
増▲減			—	57,295千円	▲ 34,125千円	▲ 17,443千円	
事業評価 の視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内唯一の市立の障害者入所施設であり、民間施設で受け入れが難しい知的障害等のある方の日常生活の支援等を担っており、重要な役割を果たしている。また、障害福祉の現場における課題を把握し、今後の本市の施策に反映していく場としても施設運営は必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	知的障害等のある入所者への生活介護を日常的に提供し、生活の質を確保すると共に家族の負担軽減につながっている。また、本市における障害福祉サービスの向上に寄与しているが、入所者等の障害程度の重度化、高齢化が進んでおり、入所者等及び家族の意思を尊重しながらの地域移行に向けた取り組みが課題となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の老朽化が進んでいるが、厳しい財政状況の中で、最低限の修繕や設備更新等の対応を行っている。支援ニーズの高い強度行動障害のある重度障害者に対応した施設構造の見直し、公立施設として運営することの意義、長期的視点でのコストの見直し等を含め、平成30年度から推進している再整備事業の中で引き続き検討していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市障害児・者施設苦情解決制度における第三者委員を、横浜ふくしネットワークのオンブズパーソンに委嘱することにより、利用者の思いを汲み取るノウハウ及び施設の抱える課題について、高い見識を持つ人材による苦情解決を図っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	公立の入所施設としての役割を、より具体的に整理していく必要がある。施設は築後35年以上が経過し、設備機器類の経年劣化により知的障害等のある入所者の生活環境は悪化している。平成30年度から再整備事業を推進しているが、再整備中の入所者の日常生活を守りながら、建物の長寿命化のための改修工事を適切に進めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設管理 係
	高橋 昌広	品田 和紀	水谷 実香

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 5目 つたのは学園運営事業	所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-5 2		
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市知的障害者生活介護型施設条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	知的障害者に対し、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の推進を図るため、知的障害者生活介護型施設を設置。平成19年10月1日に、知的障害者福祉法に基づく知的障害者通所更生施設から、障害者総合支援法に基づく事業(生活介護)へ移行。平成21年4月1日に、指定管理者制度及び利用料金制度の導入。平成31年4月1日より第2期指定管理開始。					
	具体的な 事業内容	生活介護及び日中一時支援事業において、個別支援プログラムに基づく利用者ど家族及び関係者への支援を実施し、行事やボランティアの受入れを通じた地域交流など、在宅の知的障害者が地域生活でより豊かで自立した生活が営めるよう支援を行った。また、地域で生活する知的障害者とその家族や関係者に対し、社会生活活動に関する相談・支援を実施した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		定員目標(50人)まで 利用登録を増やす。 (人)	目標 実績	50 50	50 50	50 49	50 49
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		52,090千円	49,885千円	50,297千円	51,862千円
		支出済額		48,865千円	39,056千円	41,039千円	44,073千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,225千円	10,829千円	9,258千円	7,789千円
		執行率(%)		94%	78%	82%	85%
		人 件 費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円	
総事業費		53,258千円	43,468千円	45,424千円	48,458千円		
増▲減		—	▲9,790千円	1,957千円	3,034千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	知的障害者の日中活動の場がなくなることで、在宅のみでの生活を余儀なくされ、家族の介護の負担が増となるため、施設は必要である。また、自閉症や強度行動障害など、重度の市内知的障害者の地域生活を支えていくために、専門性を備えた公設の通所施設として重要な役割を担っている。					
	事業目的に 対する 有効性	公立施設から指定管理施設への転換時に、利用者数の半減が見られたが、法人のノウハウを生かした事業展開や、効率的運営により、利用の登録は増加した。引き続き、サービス内容の向上が求められている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	横浜市の公の施設として求められる役割について、なお検討を加え、改善していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指定管理者において、令和3年度に福祉サービスの第三者評価を受審。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	平成21年度の指定管理者制度及び利用料金制度の導入後、知的障害者の日中活動の場として、施設の効用が最大に発揮されるよう、利用者数の増を推進してきた。平成31年4月より開始した、第2期指定管理においても指定管理料の適切な執行が行われている。今後も施設の効用が最大に発揮されるよう利用者数の維持に努める。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 品田 和紀	施設管理 係 水谷 実香		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 5目 福祉授産所運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-5 3
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市福祉授産所条例、同条例施規則 ほか		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和45年から、障害者が将来の社会生活や就労に向けて軽作業等の訓練を行う通所施設として、知的障害者福祉法の法定授産施設の位置付けで市内6か所に設置。平成18年の障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)施行により、平成19年度から就労継続支援B型事業所となった。その後、順次4か所が民営化し、残り2か所も令和4年度に民営化した。					
	具体的な 事業内容	2か所の福祉授産所において、知的障害等がある利用者が、企業からの受注作業のほか所外活動や地域との交流を通じて、就労に向けた訓練や社会生活を送るための能力の習得を行った。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		1日当たり平均利用 人数(人)	目標	146	144	72	70
			実績	113	103	54	28
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		84,912千円	179,966千円	55,288千円	180,751千円
		支出済額		83,416千円	148,728千円	46,799千円	144,743千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,496千円	31,238千円	8,489千円	36,008千円
		執行率(%)		98%	83%	85%	80%
		人 件 費	一般職職員	22.0人	26.0人	11.0人	11.0人
再任用職員			4.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
概算人件費	212,446千円		244,299千円	111,785千円	111,785千円		
総事業費		295,862千円	393,027千円	158,584千円	256,528千円		
増▲減		—	97,165千円	▲234,443千円	97,944千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市立福祉授産所は、民間事業所での受け入れが難しい利用者の受け皿として、重要な役割を果たしてきた。また、障害福祉の現場における課題を把握し、今後の本市の方針を率先して実践していく場としても公立施設を必要としていた。障害者自立支援法施行後は、公立・民間を問わず同一基準のもと事業を実施することになり、令和2年度までに4か所、令和4年度までに2か所、全ての民営化を実施した。					
	事業目的に 対する 有効性	本市における障害福祉サービスの向上に寄与しているが、近年は利用者数が減少傾向にあった。より多くの利用者にとって利用しやすい施設にするため、民営化後の運営について指導の徹底を図る。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の老朽化が進んでいるため、修繕や設備更新等の費用が多額になっていた。 民間の事業所が多数あるなか、公立施設である意義や長期的視点でのコストの見直し等を鑑み、すべての授産所の民営化を実施した。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		横浜市障害児・者施設苦情解決制度における第三者委員を通じて、外部の意見をとり入れる仕組みを構築している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	市内6か所に設置していた福祉授産所の民営化が完了した。 民営化後も利用者に対するよりよい支援を継続するため運営や設備管理について指導していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 高橋 昌広	係長 品田 和紀	施設管理 係 白岩 澄枝	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 5目 中山みどり園運営事業	所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-5 4		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市知的障害者生活介護型施設条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	知的障害者に対し、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設を設置し、運営支援を行う。 平成18年9月 指定管理者制度及び利用料金制度を導入 平成19年10月 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく事業(生活介護・自立訓練)に移行					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援プログラムに基づく支援</li> <li>地域の知的障害者の社会生活活動に関する相談、支援</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		定員の9割の利用登録を維持	目標	40	40	40	40
			実績	40	40	40	40
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		33,825千円	33,628千円	33,438千円	33,188千円
		支出済額		30,008千円	31,817千円	26,638千円	20,864千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,817千円	1,811千円	6,800千円	12,324千円
		執行率(%)		89%	95%	80%	63%
		人 件 費	一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
総事業費		33,522千円	35,346千円	30,146千円	24,372千円		
増▲減		—	1,824千円	▲ 5,200千円	▲ 5,774千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	知的障害者の日中活動の場がなくなることで、在宅のみでの生活を余儀なくされ、家族の介護の負担が増となるため、施設は必要である。また、自閉症や強度行動障害など、重度の市内知的障害者の地域生活を支えていくために、専門性を備えた公設の通所施設として重要な役割を担っている。					
	事業目的に 対する 有効性	指定管理者制度を採用することにより効果的な運営が図られているが、支援方法についてはより一層の向上が求められる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本市の公立施設として求められる役割について、改善の必要性を含め検討していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	指定管理者において、福祉サービスの第三者評価を受けている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	指定管理者は自主事業によるサービスを経費の増を伴わず執行できており、指定管理料の適切な執行が行われている。令和3年度より、前期からの同指定管理者による第3期指定期間の運営が開始しており、指定管理者としての役割を明確化するとともに、課題の検討・調整を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長  
高橋 昌広係長  
品田 和紀施設管理 係  
毒島 望美

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 2 項 5 目 障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 5 5
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者研修保養センター条例 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害児・者、その家族及び健常者が研修、保養、レクリエーション等を通じて、相互の親睦を深め、障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の管理運営を行います。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供</li> <li>障害者等の保養のための施設の提供</li> <li>障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供</li> </ul>					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		利用者数(人)	目標	8,270人	8,270人	8,270人	8,270人
			実績	7,896人	5,763人	1,444人	2,384人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		174,167千円	257,018千円	194,452千円	214,609千円
		支出済額		176,608千円	257,436千円	197,594千円	200,503千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 2,441千円	△ 418千円	△ 3,142千円	14,106千円		
執行率(%)		101%	100%	102%	93%		
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		179,244千円	260,083千円	200,225千円	203,134千円		
増▲減		—	80,839千円	▲ 59,858千円	2,909千円		
事業評価の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	民間宿泊施設のバリアフリー化が進み、主に身体障害者に対応した施設は増えていますが、重症心身障害者や精神障害者等が一般の宿泊施設を利用するには、未だ様々な課題があります。知的障害及び精神障害者も含め全ての障害特性に応じたきめ細やかなサービスを提供できる、横浜あゆみ荘のような宿泊施設は県内にはありません。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、臨時休館や再開後も利用者数等の制限を行うなど感染防止策を講じながらの運営となったため、令和元年度以降は利用者数が減少しています。 一方で、全ての障害特性に応じたきめ細やかなサービスを提供できる施設は、県内には横浜あゆみ荘以外にはなく、障害者の社会参加及び福祉の増進に繋がっており、特別支援学校をはじめ様々な団体・個人から利用の相談を受けています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	近隣の施設及び指定管理者の他施設と協力し、各施設で実施しているボランティア講座などの類似事業を共催で実施することなどにより、事務経費等の節減や新たな利用者の発掘につなげていきます。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		毎年、利用者アンケートを実施するとともに、指定期間の中間年度において、外部有識者等による指定管理者選定評価委員会(第三者評価)を実施しています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減しました。インターネット予約サイトへの登録やPR動画の作成等を実施し、利用状況の改善を図っている効果もあつてか、学校利用や個人利用は戻りつつあります。 施設・設備面では、経年劣化による不具合が生じており、計画的な修繕が必要となります。利用者が安心して利用できるよう関係部署や指定管理者と調整しながら対応していきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 今井 智子	係長 工藤 岳	社会参加推進 係 佐々木 愛	





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 6目 横浜市総合リハビリテーションセンター管理運営費		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-6 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市総合リハビリテーションセンター条例、横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者等に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設として、当該施設を設置している。					
	具体的な 事業内容	様々な障害のある方及びその疑いのある方を対象に、総合的かつ専門的なリハビリテーション等を実施する施設として、横浜市総合リハビリテーションセンターの管理運営を行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		指定管理者が利用者へ提供する多様なリハビリテーションサービスについて、単独の指標で評価することは困難であるため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,711,151千円	1,716,201千円	1,798,386千円	1,755,316千円
		支出済額		1,702,876千円	1,682,079千円	1,716,630千円	1,711,213千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		8,275千円	34,122千円	81,756千円	44,103千円		
執行率(%)		100%	98%	95%	97%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		1,711,661千円	1,690,902千円	1,725,400千円	1,719,983千円		
増▲減		—	▲ 20,759千円	34,498千円	▲ 5,417千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	乳幼児から高齢者までの障害のある方及びその疑いのある方に対して、地域の関係機関とも連携しながら、医療をはじめ社会的、心理的及び職業的分野に至るまでの専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことを目的とする施設であり、リハビリテーションサービスに関する横浜市の中核機関であるため。					
	事業目的に 対する 有効性	高度な専門性と総合性を生かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	設立当初から、法改正や利用者ニーズの変遷により、求められる役割が変化してきており、今後のあり方について、引き続き検討していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 指定管理施設の第三者評価を協定中に行っており、外部からの指摘・意見について指定管理者にフィードバックをしている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	昭和62年10月の開所以来30年以上が経過し、設備の老朽化や建物構造等の制約による問題(診療施設での個室対応ができない等)が生じているため、関係部署や指定管理者と調整しながら対応していく必要がある。また、障害者等をとりまく環境の変化や、それに伴うニーズの多様化に対応するため、横浜市外郭団体等経営向上委員会からの答申や、第三者評価委員会、指定管理者選定委員会での評価結果を事業に反映させ、専門性を活かしたより効果的な事業の推進を図る。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 奈木 修人	福祉給付 係 山岸 杏		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 2項 6目 福祉機器支援センター管理運営費		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-6 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市総合リハビリテーションセンター条例、横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者等に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを身近な地域で行うための拠点として、福祉機器支援センターを設置している。						
	具体的な 事業内容	身近な地域において、福祉機器や住宅改造及び介護等に関する相談・情報提供・訪問によるリハビリテーションサービス等を実施する施設として、市内3か所に設置された福祉機器支援センターの管理運営を行う。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		相談件数(件)	目標					
			実績	1,413	1,389	1,274	1,310	
			目標					
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		55,680千円	56,639千円	56,926千円	55,874千円	
		支出済額		55,193千円	53,444千円	54,249千円	55,772千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		487千円	3,195千円	2,677千円	102千円	
		執行率(%)		99%	94%	95%	100%	
		人 件 費	一般職職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費			0千円	0千円	0千円	0千円		
総事業費		55,193千円	53,444千円	54,249千円	55,772千円			
増▲減		—	▲1,749千円	805千円	1,523千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	リハビリテーションセンターの方面別拠点として整備されており、主に在宅リハビリテーション事業を通じて市内の障害者や支援者・支援機関からのニーズに総合的なリハビリテーションの視点から支援する役割を担っているため。						
	事業目的に 対する 有効性	身近な地域において、福祉機器や住宅改造及び介護等に関する相談・情報提供・訪問によるリハビリテーションサービス等を実施している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	設立当初から、法改正や利用者ニーズの変遷により、求められる役割が変化してきており、今後のあり方について、引き続き検討していく必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		指定管理施設の第三者評価を指定期間中に行っており、外部からの指摘・意見について指定管理者にフィードバックをしている。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	障害者等や福祉機器をとりまく環境の変化や、それに伴うニーズの多様化に対応するため、横浜市外郭団体等経営向上委員会からの答申や、第三者評価委員会、指定管理者選定委員会での評価結果を事業に反映させ、専門性を活かしたより効果的な事業の推進を図る。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 今井 智子	係長 奈木 修人	福祉給付 係 山岸 杏			

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 2項 6目 障害者スポーツ文化センター管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-2-6 3
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者基本法 横浜市障害者スポーツ文化センター条例 横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者のスポーツ、レクリエーション、文化活動、聴覚障害者情報提供施設事業等を通じて、障害者の健康づくりと社会参加の促進、障害の有無を超えた市民相互の交流を図ることを目的に、平成4年に障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、令和元年度からはラポール上大岡を設置しています。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のためのスポーツ教室・スポーツ大会等の開催及びスポーツ指導者の育成等</li> <li>・横浜市障害者スポーツ大会(ハマピック)の開催等</li> <li>・障害者の自主的な文化活動を促進するための事業等</li> <li>・手話・筆記通訳者派遣事業等</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		横浜ラポール 利用者数(人)	目標	—	—	—	—
			実績	435,874	390,896	105,589	182,967
		ラポール上大岡 利用者数(人)	目標	—	—	—	—
	実績		—	302	10,850	18,582	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		964,146千円	1,161,454千円	1,304,506千円	1,514,670千円
		支出済額		929,291千円	1,042,414千円	1,150,594千円	1,463,272千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		34,855千円	119,040千円	153,912千円	51,398千円
		執行率(%)		96%	90%	88%	97%
		人 件 費	一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,907千円		7,941千円	7,893千円	7,893千円		
総事業費		937,198千円	1,050,355千円	1,158,487千円	1,471,165千円		
増▲減		—	113,157千円	108,132千円	312,678千円		
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	横浜市内2か所の障害者のためのスポーツ・文化センターであり、障害者が安全で安心してスポーツ活動に取り組める環境を整備することは、行政の責務であり必要性があります。					
	事業目的に 対する 有効性	例年40万人程度の利用があり、教室の開催や地域支援等を通じて障害者スポーツ文化の普及や裾野を広げる役割を担っています。また、聴覚障害者情報提供施設として、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者の相談等の聴覚障害者へのサポートを行っています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	横浜市における障害者スポーツ・文化活動の中核拠点として、その推進に取り組んできています。バリアフリー設備と共に大規模な駐車場を備えており、様々な障害特性の方が安心して利用できる環境を整えており、市内に類似の施設はありません。また、障害者スポーツ等の活動を支える人材育成にも取り組み、障害者が活動できる機会と場の充実を進めています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 施設内に意見箱を設置し、利用者からの投書に対する対応を実施するとともに、指定期間の中間年度において、外部有識者等による指定管理者選定評価委員会(第三者評価)を実施しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルスの影響により、通常よりも利用定員等を制限しての運営が求められていますが、利用者ニーズに合わせたメニュー・教室等の開催を検討し、効率的な運営を図っていく必要があります。設備等については、経年劣化による不具合が生じ、修繕の相談が増加しているため、関係部署や指定管理者と調整しながら対応していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

今井 智子

係長

工藤 岳

社会参加推進 係

佐藤 史彬



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 1 目 介護人材支援事業		所管区局・課		健康福祉局 高齢健康福祉課		令和4年度 事業評価書番号	7 - 3 - 1 1	
								政策番号	16	
								主な施策(事業)番号	6	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	介護人材就業セミナー等支援事業補助金交付要綱、介護職員住居上支援事業補助金交付要綱、外国人留学生受入支援事業補助金交付要綱、介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱、介護福祉士専門学校学費補助事業費補助金交付要綱			
		その他	■							
	中期計画	政策	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり							
		施策(事業)	介護人材の確保・定着支援・専門性の向上							
事業の目的	増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組むこと									
具体的な 事業内容	<主な取り組みの例> ・訪日前日本語等研修事業：横浜市内で介護の仕事希望する外国人を対象に、介護の知識や日本語等の研修を海外現地で実施 ・外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業：介護の仕事希望する留学生等と介護施設等を対象にマッチングを支援 ・住居借上支援事業：新たに雇用した職員のために住居を借り上げた介護事業所に、費用を補助 等									
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指 標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		—		—	—	—				
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値				
		住居借上支援事業新規補助数		—(29年度)	55戸	100戸/年				
		介護職員初任者研修受講者数(本市委託事業分のみ)		79人/年	91人	160人/年				
	備考		政策3・主な施策5・想定事業量②、政策16・主な施策6・想定事業量②の達成にも関連 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		119,378千円	120,427千円	174,900千円	206,040千円			
		支出済額		58,985千円	105,911千円	129,375千円	162,346千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
差▲引		60,393千円	14,516千円	45,525千円	43,694千円					
執行率(%)		49%	88%	74%	79%					
人 件 費		一般職職員		0.5人	1.0人	1.0人	1.0人			
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費		4,393千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円			
総事業費		63,378千円	114,734千円	138,145千円	171,116千円					
増▲減		—	51,357千円	23,411千円	32,971千円					
事業 評価 の視 点に よる 点 検・ 検 証・ 評 価	本市が行う 必要性	団塊の世代が75歳以上を迎える2025年には、市内で約6,500人の介護人材不足が見込まれている。こうした中で、介護人材不足は事業者努力を超えた緊急の課題として、国・県・市を挙げて介護事業者と共に、介護人材の確保・定着に向けて取り組む必要がある。								
	事業目的に 対する有効 性	新たに職員を雇用しようとする介護事業所に対する支援や、介護事業所へ就労を希望する者を対象とした就労支援等が、介護分野への新たな人材の参入に一定の効果を上げている。								
	本事業の 効率性・ 類似性	住居借上支援事業をきっかけとした本市での介護人材確保が進むよう、マッチング支援事業の受託者と連携し、外国人介護人材の採用を検討する介護事業者に対し住居借上支援事業を紹介し、採用決定の動機となるよう働きかけを行った。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		住居借上支援事業等の補助金事業について、補助金の説明の機会や補助申請のやりとりをする中で挙がった申請者からの意見を踏まえ、要綱改正を含めた必要な見直しを行っている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	昨今の高齢化の状況において介護人材不足は緊急の課題であることから、引き続き①新たな介護人材の確保、②介護職員の定着支援、③専門性の向上を3本柱として一体的に推進し、介護人材確保に取り組む必要がある。これまでの取組を更に進めていくことに加え、これまであまりアプローチできていない若年世代に対し、将来、介護業界への就職が選択肢となるような施策を検討する。								
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	平成30年度、ベトナムの3都市・5学校と介護分野における覚書を締結し、令和元年度は、新たにベトナムの1校、中国の3都市・7学校と覚書を締結したほか、訪日前日本語等研修をベトナムの2校において開始し、マッチング支援事業を開始した。令和2年度には、訪日前日本語等研修を新たに中国の3校で実施(合計5校(ベトナム2校、中国3校))するなどし、介護人材不足に対応するため、外国人介護人材を確保するためのルート開拓を行った。市内の介護現場で働く外国人は確実に増加しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの入国ができない状況が後半まで続き、今後も再び状況が悪化することも懸念されるため、国内人材の確保とバランスよく取り組んでいく必要がある。									
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	鳥居 俊明		係長	榊原 剛		生きがい 係 仲野 颯馬	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 1 目 養護老人ホーム等措置費		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	老人福祉法			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	老人福祉法に基づく法定の措置事業である。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を、養護老人ホームへ措置入所させた。</li> <li>被措置者及び扶養義務者から、その負担能力に応じて、老人ホームの措置に要する費用を徴収した。</li> <li>措置費(施設運営のための職員の給与費、施設管理費、入所者の生活費及び教育費等)を施設に対し支払った。</li> </ul> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		被措置者数	目標	6,180	6,720	7,104	7,056
			実績	6,299	6,561	6,889	6,963
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,300,528千円	1,445,386千円	1,492,700千円	1,466,012千円
		支出済額		1,314,820千円	1,373,467千円	1,446,134千円	1,466,394千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 14,292千円	71,919千円	46,566千円	△ 382千円		
執行率(%)		101%	95%	97%	100%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		1,318,334千円	1,376,996千円	1,449,642千円	1,469,902千円		
増▲減		—	58,662千円	72,646千円	20,260千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	老人ホームへの入所措置は高齢者福祉の最終的なセーフティネットの機能を有するものであるため、本市が事業を継続していくことは必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	措置件数は増加傾向にあり、高齢者虐待や他種別施設へ入所することに馴染まない者への対応等、措置事業に対する需要は高まっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本人負担分等の滞納者への対応は、区役所職員が債権回収に関する知識を身につけるとともに、施設の相談員と連携して金銭管理等を行い、支払いを促す等、確実に利用料を徴収できるような工夫を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<p>【自己評価】 法定の扶助費であり、適正に執行されている。また、措置費単価は国の基準に準じており、適正に算出されている。</p> <p>【見直しの方向性】 高齢化に伴い、介護の必要性が高い入所者が増えており、個々の状況に応じて特別養護老人ホームへの入所を検討する。</p>					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 松村 健也	係長 池村 明広	施設運営 係 長田 剛輝
--------------------	-------------	-------------	-----------------

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 1 目 軽費老人ホーム事務費補助事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 3	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 □ 規則	具体的 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法</li> <li>横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例</li> <li>軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について</li> <li>軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱</li> </ul>			
	その他	■						
	事業の目的 (事業開始の経緯)	国要綱により事務費の一部を助成されていることとされており、国庫補助事業として事業を開始した。						
具体的な 事業内容	軽費老人ホームについては老人福祉法により、無料または低額な料金で老人を入所させることとなっている。国の技術的助言によりサービスの提供に要する費用と本人の収入に基づく徴収額との差額が助成基準額とされており、国の基準に基づき適正に助成を行った。							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績		
	達成指標	入所人員(人)	目標	7,356	7,428	7,404	7,312	
			実績	7,361	7,312	7,252	7,169	
		目標	実績					
			実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		475,781千円	492,591千円	480,082千円	489,271千円	
		支出済額		469,044千円	480,871千円	473,721千円	469,332千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		6,737千円	11,720千円	6,361千円	19,939千円	
		執行率(%)		99%	98%	99%	96%	
		人 件 費	一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費			3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		472,558千円	484,400千円	477,229千円	472,840千円			
増▲減		—	11,842千円	▲ 7,171千円	▲ 4,389千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	補助金が施設運営に係る収入の多くを占めており、事業終了により施設運営が困難になるため必要である。						
	事業目的に 対する 有効性	「自立した日常生活を営むことに不安のある」入所者が安心して生活するために、施設サービスの提供のための費用を補助することで、健全で安定的な施設運営を図ることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	他事業との類似性はなく、国の基準に基づき、毎年単価改正を実施して補助金を交付しているため見直しの余地はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国の基準に基づき実施しているため、市民等外部意見を反映する仕組みを設けていない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<b>【自己評価】</b> 補助金が施設運営に係る収入の多くを占めており、事業の縮小は困難である。 <b>【見直しの方向性】</b> 対象施設の安定的運営のために実情に応じて補助を行っていく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

池村 明広

施設運営 係

長田 剛輝



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 3 項 1 目 老人ホーム法外扶助費		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 4	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市民間社会福祉施設等法外扶助費支給要綱 ・老人福祉施設法外扶助費取扱基準 ・民間社会福祉施設入所者に対する日常生活費支給要領			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	民間社会福祉施設の入所者の処遇向上、施設職員の処遇改善及び施設運営の健全化・安定化を図る。					
	具体的な 事業内容	民間老人ホームに対する入所者の処遇の向上、職員の処遇改善並びに施設運営の安定性を確保するため、次の費用を対象として扶助した。 人件費：職員雇用費、職員処遇改善費、援護加算、県所管養護老人ホームに対する負担 管理費：管理費加算 事業費：事業費加算、日常生活費 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		施設数	目標	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設
			実績	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設
		目標	実績				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		255,127千円	276,535千円	281,627千円	278,751千円
		支出済額		248,875千円	269,371千円	283,568千円	285,781千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		6,252千円	7,164千円	△ 1,941千円	△ 7,030千円
執行率(%)		98%	97%	101%	103%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		252,389千円	272,900千円	287,076千円	289,289千円		
増▲減		—	20,511千円	14,176千円	2,213千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	養護老人ホームや軽費老人ホームの健全な運営を図り、入所者の適切な処遇を行うために、本市が事業を継続していくことは必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	対象施設入所者の処遇向上、施設職員の処遇改善及び施設運営の健全性・安定性が保たれている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他事業との類似性はなく、対象施設入所者の処遇向上や施設職員の処遇改善及び健全・安定的な施設運営のために本市基準に基づいて効率的に実施している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業に反映できるよう、随時各施設からの意見を聴取している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【自己評価】 対象施設入所者の処遇向上、施設職員の処遇改善及び健全・安定的な施設運営が図られている。 【見直しの方向性】 経済不安及び市の財政難の中、対象施設の安定的運営のために実情に応じて扶助することが必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 松村 健也	係長 池村 明広	施設運営 係 長田 剛輝		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 3項 1目 災害時応急備蓄物資整備事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-1 5	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	災害時に地域防災拠点での生活に適応しない要援護者等を福祉避難所として受け入れる施設に対し、物資の購入・配付を行う。					
	具体的な 事業内容	災害時において在宅要援護者を受け入れる福祉避難所を運営する老人福祉施設等に対し、応急備蓄物資を配付した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	整備施設数	目標	212	242	258	270	
		実績	207	214	155	217	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		35,116千円	41,038千円	43,373千円	30,983千円
		支出済額		18,523千円	21,493千円	15,847千円	15,433千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		16,593千円	19,545千円	27,526千円	15,550千円
		執行率(%)		53%	52%	37%	50%
		人 件 費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	4,393千円		4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		22,916千円	25,905千円	20,232千円	19,818千円		
増▲減		—	2,989千円	▲ 5,673千円	▲ 414千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	特別養護老人ホーム等では、入所者用の物資の備蓄は義務化されているが、その他の要援護者の受入に必要な物資については、義務がない。そのため、福祉避難所の協定施設の維持・拡大と災害発生時の円滑な要援護者の受入のためには、応急備蓄物資の整備が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	区と協定を締結し福祉避難所として指定された施設において、要援護者等の受入に必要な物資が整備できていることにより、災害発生時には円滑な要援護被災者の受入が実現する。また、今後、市内の高齢者人口の増加を見込み、福祉避難所を増設していく必要があると考える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	災害時応急備蓄物資整備について、市内部で予算が複数課に分かれていることにより、照会・調整事項が多く、事務が煩雑になっていた。令和4年度から効率的な事業実施のために、健康福祉局福祉保健課で一括して災害時応急備蓄物資整備事業を行う。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 福祉避難所に対して調査実施の際などに意見を聞く機会はあるが、施設種別等によって状況が異なるため、意見の反映は困難である。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和3年度は、軽量で組立の簡単な段ボールベッドおよび間仕切りの発注・配布を行う等、整備物資の工夫を行った。令和4年度から、事務の効率化のために福祉避難所の所管課である健康福祉局福祉保健課で一括して災害時応急備蓄整備事業を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 松村 健也	係長 池村 明広	施設運営 係 草野 謙介		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 1 目 医療対応促進助成事業		所管区局・課	健康福祉局高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 ■	具体的 名称	横浜市特別養護老人ホーム等医療対応促進助成要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所において利用者の重度化が進み、医療的ケアが必要な方のサービス利用が困難となっている現状を鑑み、医療的ケアが必要な方に継続したサービスを提供する事業所に対して、運営支援としての助成を行うことにより、医療的ケアが必要な方の受入れを促進する。					
	具体的な 事業内容	医療的ケアが必要な利用者が、施設定員(ショートステイは月ごとの実利用者数)に対し、15%(ショートステイは10%)以上の事業所に対して、助成を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		特別養護老人ホーム 助成対象施設数 (延べ施設数)	目標	808	841	857	911
			実績	853	868	916	902
		ショートステイ 助成対象施設数 (延べ施設数)	目標	96	53	57	103
			実績	111	87	116	127
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		365,640千円	359,140千円	369,660千円	375,440千円
		支出済額		358,210千円	351,040千円	373,030千円	365,290千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		7,430千円	8,100千円	△ 3,370千円	10,150千円
		執行率(%)		98%	98%	101%	97%
		人 件 費	一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,028千円		7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		365,238千円	358,098千円	380,046千円	372,306千円		
増▲減		—	▲ 7,140千円	21,948千円	▲ 7,740千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	医療的ケアが必要な方に対応するため、在宅医療・介護の連携や医療対応可能な施設の充実を図るためには、当事業により医療的ケアが必要な方の受入れを促進することが必要不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	事業計画書を作成する際の最新の実績を基に目標を設定し、医療的ケアが必要な方の受入れを促進することができ、有効に制度が機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	類似する事業はなく、事業所に運営支援としての補助金を交付することで、医療的ケアが必要な方の受入れを促進する効果が得られているため、見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成27年4月から特養への入所要件が原則として要介護3以上の方となり、中重度の要介護者を支える施設としての役割が明確化されましたが、令和4年4月の要介護3以上の入所待ち者数は、4,500人程度もいる状況が続いている。また、従来からの課題であった、施設の看護職員不足等により医療的ケアが必要な方の一部が入所に結びついていない状況も続いている。このような状況を踏まえ、各施設における医療的ケアが必要な入所者の受入れを更に促進するため、今後も引き続き医療対応促進事業の拡充の効果検証を行い、更なる拡充が必要か検討していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

細川 周蔵

施設運営 係

阿部 洋平

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 1目 新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-1 7	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について（令和3年4月老発0408第1号）</li> <li>神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱</li> <li>横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱</li> </ul>		
		その他	■					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費に対して支援を実施する。						
	具体的な 事業内容	利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等のサービス継続に必要な衛生用品の購入費や人員確保のための(割増)賃金・手当等の経費を助成した。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		助成事業所数	目標実績			※目標値なし	164	
			実績			496	328	
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由	目標実績					
	実績							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額				256,472千円	204,781千円	
		支出済額				454,796千円	188,743千円	
		繰越額				0千円	0千円	
		差▲引				△198,324千円	16,038千円	
執行率(%)				177%	92%			
人件費		一般職職員			3.0人	1.5人		
		再任用職員			0.3人	3.0人		
	概算人件費			27,842千円	28,470千円			
総事業費				482,638千円	217,213千円			
増▲減		—		482,638千円	▲265,425千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	介護サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症は継続して発生した。介護サービス事業所等のサービス提供の継続は不可欠であり、感染拡大防止に必要な経費の迅速な助成は不可欠である。 ※令和3年度: 県費補助率 事業費の10/10、令和4年度: 県費補助率 事業費の10/10予定						
	事業目的に 対する 有効性	介護サービス事業所等が事業継続に必要としている費用を助成することにより、感染拡大防止、サービスの継続に寄与し、高齢者が安心して生活を送ることが可能となる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	類似の事業はなく、令和3年度は受付期間の設定により効率的な運用を実施した。令和4年度も継続して、迅速・効率的な運用を目指す。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	介護サービス事業所等への丁寧な周知を実施し、本事業を必要としている多くの事業所に助成を行った。令和4年度は、手続きをよりスムーズに行えるよう申請方法を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を見極めながら事業を進めていく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

池村 明広

施設運営 係

草野 謙介

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 1目 高齢者施設等感染防止対策事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-1 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	なし		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症の第4波およびそれ以降の感染拡大の対応策として、専門的知識を持った看護師等が市内高齢者施設等を巡回し、感染症対策の適切な助言や指導を実施することにより、高齢者施設等での感染拡大の防止を図るとともに、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供できるようにする。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的知識を持った看護師等がチームで高齢者施設等に訪問し、感染防止対策の徹底に向けた指導、助言(感染対応マニュアル・手引き(厚生労働省作成)に基づいた指導およびBCP策定状況の確認、指導)を行った。</li> <li>指導内容や取組状況については報告書を作成し、報告会を実施した。他の模範となるような取組については、ホームページへ掲載する資料等を作成した。</li> </ul> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		訪問施設数	目標				1,144
			実績				995
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					47,205千円
		支出済額					33,383千円
		繰越額					0千円
		差▲引					13,822千円
		執行率(%)					71%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						2,631千円	
総事業費					36,014千円		
増▲減		—			36,014千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	保健所の立入指導や疫学調査チームの活動等、すでに実施されている本市の感染対応とあわせて、感染の発生予防とBCP策定に重点を置く巡回指導を実施し、高齢者施設に向けた感染対策の取組の強化をはかる必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をはかるとともに、BCP策定のための助言を行うことで、感染を未然に防止し、高齢者施設のサービスを継続することが可能となる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	専門職がチームを組んであたる巡回指導に加え、研修や報告会をオンライン等の手法にて効率的に行うことにより、高齢者施設従事者の感染予防意識の向上につながった。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	高齢者施設等での感染防止対策とBCPの策定について、意識の向上や良い取組の共有等、一定の効果がみられたため、令和3年度で終了した。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

田中 牧子

施設運営 係

小林 琢磨

## 事業評価書目次（令和4年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-3-2	1	全国健康福祉祭参加事業
7-3-2	2	老人クラブ助成事業
7-3-2	3	敬老特別乗車証交付事業(民営バス分)
7-3-2	4	金沢シーサイドライン乗車券交付事業
7-3-2	5	高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業
7-3-2	6	生きがい就労支援スポット運営事業
7-3-2	7	認知症支援事業
7-3-2	8	外出支援サービス事業
7-3-2	9	中途障害者支援事業
7-3-2	10	緊急ショートステイ事業
7-3-2	11	社会福祉法人による利用者負担軽減事業
7-3-2	12	高齢者施設・住まいの相談センター運営事業
7-3-2	13	特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業
7-3-2	14	高齢者施設への退院支援事業
7-3-2	15	地域密着型サービス事業所開設準備補助事業

令和4年度事業評価書

中期計画  
関連事業

令和3年度 事業名		7 款 3 項 2 目 全国健康福祉祭参加事業		所管区局・課 健康福祉局 高齢健康福祉課		令和4年度 事業評価書番号	7 - 3 - 2 1
						政策番号	7
						主な施策(事業)番号	7
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	全国健康福祉祭開催要綱	
		その他	■				
		中期計画	政策	スポーツで育む地域と暮らし			
	施策(事業)		全国健康福祉祭(ねんりんピック)かながわ2021(仮称)の開催				
事業の目的	全国健康福祉祭に参加することで、当該祭典の目的である「高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成」に寄与する事を目的とする。						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県で行われる大会への横浜市選手団の派遣(岐阜大会が中止となったため大会へ派遣はできなかった。選手選考等の事業は実施した。)</li> <li>・神奈川県及び3政令市が主催となる第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会(「ねんりんピックかながわ2022」)において、横浜市で開催となるテニスとサッカーの交流大会開催準備(横浜市実行委員会を設立し準備業務を実施した。)</li> </ul>						
中期4か年 計画の指標、 想定事業量	指 標		計画策定時		令和3年度	目標値	
	スポーツ事業参加者数		1,647,309人/年(29年度)		383,532	1,710,000人/年	
	想定事業量		計画策定時		令和3年度	目標値	
	各種準備・機運醸成・大会運営		県・他指定都市との協議(29年度)		各種準備 ※	各種準備・機運醸成・大会運営	
	備考	※ 実行委員会設立等(新型コロナウイルス感染症の影響により、大会開催が令和3年度から令和4年度に延期となった)					
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		13,889千円	28,957千円	9,818千円	54,344千円	
	支出済額		16,129千円	20,448千円	3,510千円	24,012千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		△ 2,240千円	8,509千円	6,308千円	30,332千円	
	執行率(%)		116%	71%	36%	44%	
	人 件 費	一般職職員	0.2人	2.6人	1.2人	1.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	1,757千円	22,940千円	10,524千円	12,278千円	
	総事業費		17,886千円	43,388千円	14,034千円	36,290千円	
増▲減		—	25,502千円	▲ 29,354千円	22,256千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の全国健康福祉祭(岐阜大会)に横浜市代表として参加する市民は約200名を予定していた。予選会参加者等の競技人口を含めれば多くの市民が本事業の対象となっていることから事業実施の必要性がある。</li> <li>・ねんりんピックかながわ2022については、主催者として神奈川県・川崎市・相模原市と協力し、開催準備を進めていくものである。</li> </ul>					
	事業目的に 対する有効 性	岐阜大会へ参加派遣予定であった19種目について本市代表選手の選考会を行い、派遣予定者を含めた選手・関係者の健康維持・増進、社会参加、生きがいづくりを促進することができた。(岐阜大会の中止により全国健康福祉祭への参加には至らなかった。)ねんりんピックかながわ2022の準備では、神奈川県・川崎市・相模原市と協力し、県実行委員会として広報PR活動を行った。また横浜市で開催するテニス、サッカーのリハーサル大会を実施し、大会実施の機運醸成ができた。					
	本事業の 効率性・ 類似性	厚生労働省の定めた全国健康福祉祭開催要綱により当該祭典が実施され、その開催は各都道府県により順次行われていることから類似性のある事業はない。ねんりんピックかながわ2022の横浜市で行うテニス、サッカー交流大会については、市実行委員会を主体とし、その運営方法を外部委託により効率的に行うことを検討する。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		厚生労働省の定めた全国健康福祉祭開催要綱に基づく事業のため実施していない。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和4年度に開催されるねんりんピックかながわ2022の開催に向けたテニス、サッカーのリハーサル大会の実施、また令和3年度岐阜大会参加に向けた予選会の実施など、全国健康福祉祭への取り組みを滞りなくできたことは評価できる。しかしながら、コロナ禍による岐阜大会の中止などの状況もあることから、かながわ大会の開催に向けて更なる機運を高める必要がある。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	<p>中期4か年計画の最終年度となる3年度に開催の「かながわ大会」に向けた事業実施であったが、コロナ禍の影響を受け、2年度岐阜大会が3年度へ延期(3年度は中止)となり、かながわ大会は開催が4年度へ変更となった。</p> <p>本計画期間中は、30年度富山大会、元年度和歌山大会への選手派遣を行い、また岐阜大会に向けた予選会の実施などの取組により、健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等の機運を高めることができた。</p> <p>令和4年度開催の「ねんりんピックかながわ2022」を成功させるための事業実施を進めていく。</p>						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	喜内 亜澄		係長	藤木 康子		生きがい 係 浅水 雅志

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 3 項 2 目 老人クラブ助成事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	老人福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域を基盤とした高齢者の自主的組織である老人クラブを育成し、その健全な発展を図るために老人クラブ事業に対して助成を行うことと高齢者の福祉と生きがいを推進する。					
	具体的な 事業内容	単位老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対する助成等					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	老人クラブ数(クラブ)	目標	1,670	1,658	1,648	1,577	
		実績	1,648	1,577	1,520	1,451	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		293,998千円	294,096千円	294,541千円	290,717千円
		支出済額		293,712千円	293,778千円	294,069千円	290,113千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		286千円	318千円	472千円	604千円		
執行率(%)		100%	100%	100%	100%		
人 件 費		一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	7,907千円	7,941千円	7,893千円	7,893千円		
総事業費		301,619千円	301,719千円	301,962千円	298,006千円		
増▲減		—	100千円	243千円	▲ 3,956千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域の高齢者がそれぞれの地域で自主的組織を作り、スポーツ活動や友愛活動を通して、社会参加の機会を増やしている。生きがいづくりや健康維持のためにも、本市が財政的な補助を行い、活動を支援する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	高齢者の社会参加が活発となり、高齢者相互の交流を通じてそれぞれが生きがいを持ち、健康を維持する上でも必要な事業となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	老人クラブが行っている友愛活動、認知症に関する事業及びシニアスポーツ事業を通じて、高齢者の社会参加を促す地域福祉の担い手として、高齢者福祉に幅広く貢献している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 非会員も参加している「横浜シニア大学」や「シニアの祭典」において、アンケートを実施し事業運営に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	ここ数年、新型コロナウイルス等の影響により、老人クラブ数・会員数が減少傾向にある。老人クラブ活動の維持・発展のため、老人クラブが担う社会的役割を周知し、会員の加入促進・減少防止を図る必要がある。非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」の開催を引き続き支援し、健康づくりや介護保険の知識をはじめ、セカンドライフの様々な選択肢を提案する内容の講座を通じ、高齢者の仲間づくりを進めるとともに、今後を担う新たなリーダーの養成を行う。30人未満クラブ(ミニクラブ)については、引き続き支援を進める。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

喜内 亜澄

係長

藤木 康子

生きがい 係

大和田 雅貴



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 3 項 2 目 敬老特別乗車証交付事業 (民営バス分)		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 3
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市敬老特別乗車証条例 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢者が公共交通機関を利用して気軽に外出し、友人との交流や趣味、ボランティアなどの地域社会とのつながりを深めることで、豊かで充実した生きがいのある生活を送ること(高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」)を目的として事業を開始した。				
	具体的な 事業内容	対象者(70歳以上の市民)の「社会参加の支援」及び「福祉の増進」のため、市営交通機関、民営バス、金沢シーサイドラインに乗車できる敬老特別乗車証(敬老パス)を交付した。				
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	高齢者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	5,701,903千円	6,067,684千円	6,227,302千円	7,341,005千円
		支出済額	5,694,332千円	6,032,923千円	6,191,187千円	7,295,126千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	7,571千円	34,761千円	36,115千円	45,879千円
		執行率(%)	100%	99%	99%	99%
人 件 費		一般職職員	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	14,056千円	14,117千円	14,032千円	14,032千円	
	総事業費	5,708,388千円	6,047,040千円	6,205,219千円	7,309,158千円	
	増▲減	—	338,652千円	158,179千円	1,103,939千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	令和3年度末時点で対象者が77万人を超え、令和2年度末と比較して約1万3千人増加している。急激な高齢化が進展する中で、高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のため、事業の必要性はますます高まる一方、持続可能な制度運営が必要である。				
	事業目的に 対する 有効性	令和3年度末時点の交付者数は約40万人となっており、利用実態調査(バス利用者)では、一日あたり延べ約23万人(平日)が利用していることから、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車証の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車証の受取り手続きが一連で可能となっている。				
		■ 有 □ 無				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。また、令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされた。これを受け、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全6回開催し、IC化に向けて検討を行った。現在、令和4年10月を目指し、敬老パスのICカード化に向けて準備を進めている。				
自己評価 及び 事業見直し の方向性	持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、令和4年10月を目指し、敬老パスのICカード化に向けて準備を進めている。今後、高齢者等外出支援の観点で、ICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老パス制度も含め、地域の総合的な移動サービスの検討を進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

喜内 亜澄

係長

藤原 秀美

生きがい 係

鈴木 裕子

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 3項 2目 金沢シーサイドライン乗車券交付事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 4	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市敬老特別乗車証条例 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のために敬老特別乗車証(敬老パス)所持者が、金沢シーサイドラインを利用できるように乗車券を交付する。					
	具体的な 事業内容	福祉定期券及び往復乗車券の交付を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
			目標 実績				
			目標 実績				
			上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	高齢者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの 相関関係を測るのが困難なため。			
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			現計予算額	462,024千円	519,296千円	500,486千円	539,931千円
			支出済額	461,836千円	519,298千円	499,560千円	539,158千円
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引	188千円	△ 2千円	926千円	773千円
			執行率(%)	100%	100%	100%	100%
予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人 件 費	一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
		総事業費	463,593千円	521,063千円	501,314千円	540,912千円	
		増▲減	—	57,470千円	▲ 19,749千円	39,598千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	高齢化が進展する中で、高齢者の社会参加支援と福祉の増進のため、持続可能な制度運営が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	定期券発行枚数が約12,000枚、往復乗車券発行枚数が約79万枚となる等、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	定期券の発行等については、事業者へ委託するなど、効率的な運営に努めている。					
		■ 有 □ 無					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。 また、令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり 方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされた。 これを受け、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全6回開催し、IC化に向けて検討を 行った。現在、令和4年10月を目指し、敬老パスのICカード化に向けて準備を進めている。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、令和4年10月を目指し、敬老パスのICカード化に向けて準備 を進めている。今後、高齢者等外出支援の観点で、ICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老パス制度も含め、地 域の総合的な移動サービスの検討を進めていく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	生きがい 係		
			喜内 亜澄	藤原 秀美	鈴木 裕子		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 2目 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成 事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 5	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 ■	具体的 名称	令和3年度疾病予防対策事業費等補助金交付要綱、 横浜市高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高く、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性がある。特に高齢者施設では、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、高齢者施設へ入所を予定している者のPCR検査にかかる費用を助成することで、感染者の入所を予防し、高齢者施設における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する。						
	具体的な 事業内容	新規で高齢者施設(特別養護老人ホーム等)へ入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査を行う場合に、その費用を助成する。検査は委託契約を締結した医療機関にて実施する。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		検査実施件数	目標 実績			- 342件	2,200件 1,632件	
			目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額				111,000千円	108,540千円	
		支出済額				8,110千円	91,110千円	
		繰越額				0千円	0千円	
		差▲引				102,890千円	17,430千円	
		執行率(%)				7%	84%	
		人 件 費	一般職職員				1.0人	1.0人
			再任用職員				0.0人	0.0人
			概算人件費				8,770千円	8,770千円
	総事業費				16,880千円	99,880千円		
増▲減			—	16,880千円	83,000千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する公益的な事業であるため、本市が財政的な補助を行う必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	市内の高齢者施設への入所予定者のうち、PCR検査を希望する1,632名に対し、入所前の検査を実施することができた。						
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業については、医療機関の他、民間の検査機関への委託による事業実施も検討したが、市の補助スキームに則って事業を実施できる事業者が見つからなかった。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		本事業について、横浜市福祉事業経営者会や横浜市医師会など、関係団体の意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後、市内における新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等の状況を注視しながら、事業の必要性を検討していく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	計画調整 係
	鳥居 俊明	川添 祐子	清水 優

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 2 目 生きがい就労支援スポット運営事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 3 - 2 6	
						政策番号	28	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	第8期横浜市高齢者保健福祉計画		
		その他	■					
	中期計画	政策	シニアが活躍するまち					
		施策(事業)	地域貢献・社会参加支援					
事業の目的	高齢者ご自身の課題の改善(健康増進、地域社会との関わりの増加、生きがいの向上)が見込まれ、また、地域社会における課題の解決(企業・地域活動等における人手不足の解消、社会的孤立問題の改善)にも寄与する。							
具体的な 事業内容	高齢者が自身の生きがいを考える際の一助となるよう、「生きがい就労支援スポット」において、就労・社会参加を希望する者への総合的な相談対応などの事業運営を、委託により民間企業のノウハウを活用して行う。また、定年退職を迎える世代が地域へ生活基盤を移した際に生きがいのある生活が展開されるよう、元気高齢者向け施策の情報提供やサービス利用等の情報を発信する。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		シニアの就職及び起業した人数(延べ数)		7,712人/年(29年度)	6,774人 27,938人(4か年)	32,000人(4か年)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		就労・ボランティア活動等のマッチング数		58件/年(29年度)	108件 489件(4か年)	1,050件(4か年)		
	備考	政策28・主な施策1・想定事業量②の達成にも関連						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		24,159千円	26,429千円	26,429千円	24,936千円	
		支出済額		24,168千円	26,651千円	26,407千円	24,818千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 9千円	△ 222千円	22千円	118千円	
執行率(%)		100%	101%	100%	100%			
人件費		一般職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		27,682千円	30,180千円	29,915千円	28,326千円			
増▲減		—	2,498千円	▲ 265千円	▲ 1,589千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	ハローワークやシルバー人材センターなどによる就労情報の提供を行う取組はあるが、本事業はシニア向けの就労・活動情報の提供及び斡旋にあたり、利用者のニーズ(年齢・活動時間等)にマッチするよう企業や団体との調整を図る「オーダーメイド型求人開拓」や、高齢者の就労等に結びつけるための意識変容を促すセミナーを実施しており、他の事業にはない取組を実施することで高齢者の生きがいづくりの促進に寄与するものであり、本市が事業を行う必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	金沢区・港北区の「生きがい就労支援スポット」で事業を実施し、「オーダーメイド型求人開拓」によるシニアに寄り添った取組ができていいる。また、企業や団体と調整を図り、また利用者との相互理解を深めたうえでのマッチング決定者の定着状況は良好である。(3か月定着率 金沢:87.5% 港北:87.8%)						
	本事業の 効率性・ 類似性	地域活動や企業活動の担い手として高齢者を必要とするニーズを集約し、その情報を高齢者へ提供することを目的の一つとしているが、高齢者の就労希望が非常に多くなっている。就労ニーズへの対応にあたっては、現状の丁寧な相談対応や、「オーダーメイド型求人開拓」は効果的であるが、限りある人員や経費の中で多くのニーズに対応するためには、ハローワークやシルバー人材センターなどの事業分野との整理や連携を改めて行う必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 地域の社会福祉協議会やシルバー人材センター等の外部機関と情報共有を図るため、生きがい就労支援スポット連絡会を開催し、高齢相談者の対応を補完しあえる関係づくりをしている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者のニーズにマッチするための「オーダーメイド型求人開拓」やセミナーの開催、就労等の定着支援は「生きがい就労支援スポット」の特徴ある取組として評価できる。しかし、限られた人員での生きがい就労支援スポット運営体制の中で、より多くの利用者を支援し、マッチング決定に結びつけるため効率的な面談方法を工夫する必要がある。また、本来の目的を踏まえ、ただの就労を支援を目的とした施策とならぬよう、高齢者の就労以外の社会活動への参加や、生きがいにつながるような相談支援方法を検討する必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新型コロナウイルス感染症の影響等により、ニーズにマッチするよう求人件数を十分に確保することができなかったことなどにより、マッチング数の目標には至らなかったが、利用者に寄り添った取組ができており、また、マッチング決定者の定着状況は良好である。引き続きマッチングの質は維持しながら、新たな利用者の発掘と、効率的な執行体制の見直しを委託事業者と連携を図り進めていく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	生きがい 係		
				鳥居 俊明	榎原 剛	川島 明		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 2目 認知症支援事業		所管区局・課		健康福祉局 高齢在宅支援課		令和4年度 事業評価書番号		7-3-2	
								政策番号		16	
								主な施策(事業)番号		4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	横浜市福祉保健センター精神保健福祉業務実施要綱、横浜市認知症高齢者等緊急対応事業実施要綱、認知症疾患医療センター運営事業実施要綱、認知症地域医療支援事業実施要綱等				
		その他	■								
	中期計画	政策	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり								
		施策(事業)	認知症支援								
事業の目的	昭和51年度から開始。精神保健事業として旧衛生局主管事業として実施していたが、平成14年度から高齢者の認知症については現在の高齢在宅支援課へ移管。平成17年度から、認知症地域医療支援事業やまちかどケア推進事業を開始し、認知症の人への支援とともに、認知症の早期発見、早期対応と、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指した普及啓発を推進している。さらに、平成24年度から認知症疾患医療センター設置を進め、認知症医療と介護の有機的な連携体制構築の強化を目指している。										
具体的な 事業内容	○平成17年度よりかかりつけ医等各専門職研修を実施。 ○令和3年度より早期発見事業(もの忘れ検診)を本格実施。 ○認知症の正しい理解の普及啓発を目的に、平成19年度より認知症サポーターキャラバン事業を実施。 ○認知症の人と家族等の支援を目的とし、平成22年度よりコールセンターを設置。 ○平成24年度より認知症疾患医療センターを設置するとともに認知症サポート医を養成。										
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値					
		認知症サポーター養成講座受講者数(認知症キャラバン・メイト含む)		266,039人(累計)(29年度)	357,737人(累計)	371,300人(累計)					
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値					
		認知症対応力向上研修受講者数		2,006人(累計)(29年度)	3,572人(累計)	4,000人(累計)					
	備考										
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			現計予算額		65,303千円	67,719千円	95,005千円	124,620千円			
			支出済額		59,788千円	63,665千円	79,031千円	109,206千円			
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
			差▲引		5,515千円	4,054千円	15,974千円	15,414千円			
執行率(%)			92%	94%	83%	88%					
一般職員			2.0人	2.0人	2.0人	2.0人					
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人					
概算人件費			17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円					
総事業費			77,358千円	81,311千円	96,571千円	126,746千円					
増▲減		—	3,953千円	15,260千円	30,175千円						
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	高齢化の進展に伴う認知症の人の増加が予測されるため、認知症の人や家族等が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域単位での保健・医療・介護の総合的かつ継続的な支援体制を構築するとともに、普及啓発を両輪で進めていく必要がある。									
	事業目的に 対する有効 性	・認知症疾患医療センターを設置し、かかりつけ医認知症対応力向上研修等の専門職向け研修や認知症疾患医療センター地域連携会議等を実施することにより認知症の医療と介護の有機的な連携体制を構築することができている。また、認知症サポーター養成講座受講者数が増え認知症の理解が進んでおり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指した普及啓発も順調に行っている。									
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業では、事業を効率的・効果的に実施するため、多くの取組で業務委託の形をとっている。また、認知症の医療と介護の有機的な連携体制の構築については「認知症初期集中支援推進事業」と、普及啓発については「地域で支える介護者支援事業」と一部、重複する可能性があるため、両事業の実施状況を考慮しつつ効率的に事業を実施していく必要がある。									
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 高齢者実態調査、認知症施策検討会、認知症疾患医療センター連絡会、認知症コールセンター連絡会、認知症疾患医療センター地域連携会議(認知症疾患医療センター主催)、各区認知症支援や虐待防止事業に関する連絡会、介護保険運営協議会等。									
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	・認知症の早期受診・早期対応のための体制構築のため、かかりつけ医等専門職向け認知症対応力向上研修の充実を図るとともに、市民への普及啓発に取り組んでいく。 ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症サポーター養成講座等、普及啓発の取組を充実させるとともに、養成された認知症サポーターの活動支援に取り組んでいく。									
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	・認知症の早期発見・早期対応や、認知症の状態に応じた切れ目のない適切なサービス提供が行えるよう、専門職向けの認知症対応力向上研修をより効果的に行っていく必要がある。 ・認知症サポーターキャラバン事業は区・地域ケアプラザ・キャラバンメイト・関係機関等が各区の実情に合わせた具体的な活動に繋がるよう、事業の委託先とも連携して支援していく必要がある。 ・若年性認知症支援において、若年性認知症支援コーディネーターを中心とする地域資源の把握が必要。										
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長		認知症等担当 係				
				水野 直樹	高野 利恵 京増 高志		飯島 遼太郎				

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 3項 2目 外出支援サービス事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢在宅支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 8	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市外出支援サービス事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公共交通機関を利用した外出が困難な要介護3以上の在宅高齢者に対し、ボランティア等の運転による効率的・効果的な運営形態により、外出する機会を提供し、高齢者の保健福祉の向上を図る。					
	具体的な 事業内容	公共交通機関による外出が困難な在宅高齢者を、ボランティア等が運転する専用車両等により、病院、福祉施設等へ送迎した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	運行回数(回)	17,991	15,564	12,775	9,892	
		目標 実績	12,775	9,892	1,566	1,054	
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		65,784千円	66,383千円	69,663千円	62,750千円
		支出済額		64,731千円	65,244千円	69,607千円	61,805千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,053千円	1,139千円	56千円	945千円
執行率(%)		98%	98%	100%	98%		
人 件 費		一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
	再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		66,488千円	67,009千円	71,361千円	63,559千円		
増▲減		—	521千円	4,352千円	▲7,802千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	公共交通機関を利用した外出が困難な高齢者について、利用者の居宅から医療機関等への間での送迎が必要となる。市内全域で移動制約者に対する移動手段を確保するためには、本市委託事業による実施が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	高齢移動制約者の外出ニーズに対応し、在宅での生活の質を向上させることができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	ボランティア等による運転、利用者からの運賃徴収等、市民による互助の運営形態により、効率的な事業展開となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の中に記載し、介護保険運営協議会で意見を聴取して反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	UDタクシー・介護タクシーの普及等の社会環境の変化に加えて、運転ボランティアの高齢化等により、事業実施が困難となっているため、事業の見直しを検討する必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 水野 直樹	係長 阪柳 雅也	在宅支援 係 中林 春花		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 2 目 中途障害者支援事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢在宅支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 9
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的な 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法</li> <li>・横浜市地域活動センターの設備及び運営の基準に関する条例</li> <li>・横浜市補助金等の交付に関する規則</li> <li>・横浜市地域活動支援センター事業実施要綱</li> <li>・横浜市中途障害者支援事業実施要綱</li> <li>・横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型実施要綱</li> <li>・横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費補助要綱</li> </ul>			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	その他 ■		<p>脳血管疾患の後遺症その他の傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者に対し、横浜市では昭和58年の老人保健法施行に先駆けて機能訓練を実施し支援を行ってきた。そのような状況のなか、中途障害者地域活動センターは、平成3年に機能訓練教室参加者からの要望で当事者を中心に設置し、その後平成15年には全区に設置された。中途障害者地域活動センターでは、自己の健康管理能力を高め、生活圏の拡大及び日常生活動作機能の維持と改善を目指して生活訓練等を行っており、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ることを目的としている。</p>			
	具体的な 事業内容	<p>1 中途障害者地域活動センターへの運営費補助金          (1) 中途障害者地域活動センターへの運営費の補助 (18か所)          (2) 中途障害者地域活動センターでリハビリ教室を開催する経費の補助 (18か所) (平成20年度から)          2 中途障害者支援事業          (1) リハビリ教室を円滑に推進するため、関係職種・機関による連絡会の開催          (2) リハビリ教室を円滑に推進するため、一般市民・従事者等を対象とした研修の実施          (3) 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者に対する理解を深めるための普及啓発</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	中途障害者地域活動センター及びリハビリ教室延参加者数(人)	目標	60,929	60,782	60,616	57,740	
		実績	59,318	52,582	39,949	47,592	
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・執行額、事業費の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		408,205千円	414,342千円	414,090千円	419,764千円	
	支出済額		402,025千円	403,566千円	400,354千円	408,251千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		6,180千円	10,776千円	13,736千円	11,513千円	
執行率(%)		98%	97%	97%	97%		
人件費	一般職職員	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人		
	再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	6,150千円	6,176千円	6,139千円	6,139千円		
	総事業費	408,175千円	409,742千円	406,493千円	414,390千円		
増▲減		—	1,568千円	▲3,249千円	7,897千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	脳血管疾患の後遺症その他傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者に対して、社会参加を目指した通過型の施設として現行の介護保険サービスでは担うことの難しい社会的障害の回復に向けた中核機関として中途障害者地域活動センターが必要である。それらの施設に対し、行政としても、運営費を補助することや、連絡会、研修の実施を通して、中途障害者に対する理解を深めるための支援をしていくことが必要である。					
	事業目的に対する有効性	脳血管疾患の後遺症等による中途障害者は、意欲が低下し閉じこもりがちで、社会参加が難しい状況にある。本事業により、中途障害者の自己の健康管理能力を高め、生活圏の拡大及び日常生活動作機能の維持と改善を目指して生活訓練等を行う場を提供でき、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ることが有効となる。					
	本事業の効率性・類似性	中途障害者地域活動センターについては、横浜市の支援により、平成15年度に各区に1施設の整備が完了し、平成19年度から21年度にかけて区内全18か所のNPO法人化を達成した。このことにより、国・県の補助金導入ができています。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の中に記載し、介護保険運営協議会の意見を聴取する仕組みがある。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	今後も現行の介護保険サービスでは担うことの難しい社会的障害の回復に向けた支援を行い、中途障害者を支援する中核機関としてより地域に根ざした施設となるよう、中途障害者地域活動センターへの支援が必要。 引き続き、中途障害者地域活動センターに対して、運営費の補助を行い、連絡会等の実施を通して事業を周知し、中途障害者に対する理解を深めるための普及啓発を行っていく。閉じこもりがちな対象者を把握し、効果的なアプローチにより中途障害者支援事業につなげ、必要な支援が受けられるようにしていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 水野 直樹	係長 郷原 達也	在宅支援係 富山 章
--------------------	-------------	-------------	---------------

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 2 目 緊急ショートステイ事業		所管区局・課	健康福祉局高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 10	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市高齢者緊急ショートステイ事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	在宅の高齢者が、介護者の急病等の理由により、緊急にショートステイを利用したい場合に備え、予め緊急利用に対応できるベッドを確保し、速やかにショートステイを利用できることを目的とする。						
	具体的な 事業内容	要支援1から要介護5に認定されている高齢者を対象に、緊急利用に備えた一般型(12施設:12床)、個室対応型(3施設:3床)、新型コロナウイルス対応型(1施設:10床)のベッドを確保し、速やかにショートステイを利用できる体制を整えた。						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		利用日数 (一般・個室対応型)	目標	732	680	780	850	
			実績	838	789	508	598	
		利用日数 (コロナ対応型)	目標	-	-	-	730	
	実績		-	-	-	442		
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額			21,059千円	16,246千円	16,446千円	43,581千円
		支出済額			20,479千円	15,701千円	14,828千円	42,674千円
		繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引			580千円	545千円	1,618千円	907千円
		執行率(%)			97%	97%	90%	98%
		人 件 費	一般職職員			0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費			7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費			27,507千円	22,759千円	21,844千円	49,690千円		
増▲減			-	▲ 4,748千円	▲ 915千円	27,846千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	介護者の不在等、緊急の事態に備え、民間が行う通常の介護保険サービスでは対応が困難な事案に対応できる受入施設を確保し、緊急時の介護需要に幅広く応えることが本市で求められている。また、各種助成の加算により、緊急に介護が必要な高齢者を受け入れることができる。						
	事業目的に 対する 有効性	介護者が急病及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等においても、円滑にショートステイを利用可能となることが期待できる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	緊急利用に迅速に対応できるようベッドを確保しているため、効率的に実施できている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	在宅の高齢者が介護者の急病等の理由により緊急にショートステイを利用したい場合に備え、予め緊急利用に対応できるベッドを確保することは、急病及び新型コロナウイルス感染により介護者不在となった場合の介護需要に答えることができるため、引き続き実施する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	施設運営 係		
				松村 健也	田中 牧子	南雲 駿		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 2目 社会福祉法人による利用者負担軽減事業		所管区局・課	健康福祉局高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 11	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(国) 社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施要綱(横浜市) 社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施事業所に対する補助金交付要綱(横浜市)			
	その他	■						
	事業の目的 (事業開始の経緯)	低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。						
具体的な 事業内容	利用者負担金の軽減措置を行った社会福祉法人に対し、軽減額の一部を市が助成した。							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		助成対象者数(人)	目標	818	957	1,181	981	
			実績	1,046	951	994	959	
		助成額(千円)	目標	17,996	23,925	25,982	24,525	
	実績		22,865	23,461	23,096	22,219		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		22,749	30,829千円	33,166千円	33,321千円	
		支出済額		25,583	26,529千円	25,728千円	28,974千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 2,834千円	4,300千円	7,438千円	4,347千円	
		執行率(%)		112%	86%	78%	87%	
		人 件 費	一般職職員		1.8人	1.8人	1.5人	1.8人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			15,813千円	15,881千円	13,155千円	15,786千円		
総事業費		41,396千円	42,410千円	38,883千円	44,760千円			
増▲減		—	1,014千円	▲ 3,527千円	5,877千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人福祉保健局長通知)により、事業を実施するよう定められている。						
	事業目的に 対する 有効性	低所得で生計困難な利用者に対し、利用者負担金を軽減することで、介護保険サービスの利用促進が図られている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	利用者に対する確認証の発行事務については、従来のAccess台帳による管理では手作業が多くミスが発生する可能性も高いため、平成29年度中にシステム化を実施し、作業効率を向上させた。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業のため					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者に対する確認証の発行事務については、介護保険課所管の介護サービス自己負担助成事業の処理方法の変更に伴い、平成29年度より高齢施設課での処理件数・確認証の更新に係る事務が増加したため、会計年度任用職員の採用を行い、作業効率の向上に努めている。また、年度更新時期には、コールセンターを委託契約し、市民からの問合せに迅速に対応を行っている。引き続き作業効率の向上を検討していく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

細川 周蔵

施設運営 係

阿部 洋平

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 2目 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業		所管区局・課		健康福祉局 高齢施設課		令和4年度 事業評価書 番号		7-3-2 12		
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金交付要綱							
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	(1) 各事業者団体との連携により高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約・提供する窓口を設置し、多様な施設サービスに関する相談や情報提供のワンストップ化を図る。 (2) 特別養護老人ホーム入所申込者の現在の状況を把握するために、電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を配置することにより、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援する。 (3) 特別養護老人ホームの入所申込の受付を一括して行うことにより、入所申込手続の公平性・透明性・効率性を確保する。										
	具体的な 事業内容	(1) 特養・老健・グループホーム等施設情報等の収集 (2) 専門の相談員による高齢者施設に関する入所相談(特養、老健、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等) (3) 市民向け相談会の実施 (4) 施設のコンシェルジュによる電話等によるアプローチ (5) 特養の入所申込一括受付や各施設及び健康福祉局に対する情報提供 (運営主体) 公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ										
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績					
		相談件数(件)	目標	2,600	5,000	5,500	4,800					
			実績	4,758	5,219	5,357	6,138					
		施設のコンシェルジュによるアプローチ実績(人)	目標	7,025	7,797	6,682	7,287					
	実績		12,727	11,597	11,587	10,372						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由											
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		現計予算額		44,211千円	48,405千円	50,644千円	51,056千円					
		支出済額		44,877千円	49,153千円	50,234千円	51,321千円					
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円					
差▲引		△ 666千円	△ 748千円	410千円	△ 265千円							
執行率(%)		102%	102%	99%	101%							
人件費		一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人						
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人						
	概算人件費	7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円							
総事業費		51,905千円	56,211千円	57,250千円	58,337千円							
増▲減		—	4,306千円	1,039千円	1,087千円							
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	【高齢者施設・住まいの相談センター】 ・高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、多様な施設サービスに関する相談受付や情報提供をワンストップで行えるような窓口が必要であり、運営主体である公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会は財源の確保が困難なことから引き続き運営の補助が必要である。また、特別養護老人ホーム入所申込者へ電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を配置することにより、現在生じているアンマッチの状態を解消し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援することができている。なお、28年度から配置した「施設のコンシェルジュ」については、アプローチ対象者を特別養護老人ホーム入所申込者全員に広げたことから29年度に2.5人から8人に増員している。 【特別養護老人ホーム入所申込受付センター】 ・入所者選定の公平性・透明性・効率性を確保するため、引き続き運営を補助していく必要がある。										
	事業目的に対する有効性	【高齢者施設・住まいの相談センター】 ・高齢者の施設や住まいに関する相談を1つの窓口で行えるため、サービスの選択がより効率的に行えるようになる。また同時に、「施設のコンシェルジュ」を配置することにより、現在生じているアンマッチの状態を解消し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援することができる。 【特別養護老人ホーム入所申込受付センター】 ・入所申し込みについて、一括して受付を行い情報を管理することにより、常に入所待ち者の状態を把握することができ、同時に申込者の手続きの負担が軽減されている。										
	本事業の効率性・類似性	【高齢者施設・住まいの相談センター】 ・サービスが多様化する中で、高齢者施設や住まいに関する相談をワンストップで行えるような窓口は、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を行う上で必要な機能である。また、28年度より、同センターに配置した「施設のコンシェルジュ」については、29年度に増員し、アプローチ対象者を特別養護老人ホーム入所申込者全員とした。 【特別養護老人ホーム入所申込受付センター】 ・高齢者の増加に伴い特養のニーズが高まっている中で、入所申し込みを一括して受理し、情報管理することにより、常に入所待ち者の状態を把握することができ、同時に申込者の手続き上の負担が軽減されている。										
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の作成に当たり、関係団体との協議を行っている。										
	自己評価及び事業見直しの方向性	出張相談の開催やコンシェルジュの増員により、相談件数及びアプローチ件数ともに目標を上回る数値で推移している。市民の方が高齢者の施設や住まいに関する相談をより身近な場所で行えるように、相談実績を基に、出張相談の開催場所等について検引き続き検討を行う必要がある。										

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設運営係
	松村 健也	細川 周蔵	新井 雄大

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 3項 2目 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 13
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市施設開設経費助成特別対策事業補助金交付要綱</li> <li>神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱</li> <li>施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領</li> </ul>		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	特別養護老人ホーム等施設の円滑な開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であるため、その開設準備経費を助成することにより、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援する。					
	具体的な 事業内容	<p>(1) 補助単価上限: 令和元年10月時点の補助単価を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホーム及び併設型ショートステイ用居室 定員1人あたり839千円</li> <li>介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備 定員1人あたり219千円</li> </ul> <p>(2) 補助対象期間: 施設の開設年度内の、開設前6か月を上限とする。</p> <p>(3) 補助対象経費: 需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		新規開設床数(床)	目標	420	526	704	1056
			実績	420	404	438	776
		新規開設数(施設)	目標	3	5	9	-
	実績		3	4	6	-	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		336,032千円	333,200千円	463,592千円	801,206千円
		支出済額		333,974千円	321,371千円	306,434千円	377,787千円
		繰越額		0千円	0千円	134,240千円	0千円
		差▲引		2,058千円	11,829千円	22,918千円	423,419千円
		執行率(%)		99%	96%	95%	47%
		人 件 費	一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,028千円		7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		341,002千円	328,429千円	447,690千円	384,803千円		
増▲減		—	▲ 12,573千円	119,261千円	▲ 62,887千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	施設整備に係る補助金はあるが、開設前の諸費用については、介護報酬もなく、法人の負担となってしまうため、円滑な開設に向けて法人への補助を実施する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	開設前に要する諸費用について助成することで、開設後の人件費やその他運営費に余裕ができ、開設時から安定した質の高いサービスを提供することができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	特別養護老人ホーム及び介護医療院に対する開設前の諸費用について、補助する制度は他にはない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	全額県費での補助事業であるため、本市において市民の外部意見を聴取することになじまない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルスの影響により、建築部材等の納入遅延が発生したことから工事及び施設の開所時期に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難となった施設があったが、当該補助金により、開設時から安定した運営を確保することができているため、引き続き、県と連携を図り、円滑な施設開所を支援する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

北條 雅之

係長

岩瀬 敬二

施設整備 係

鶴見 遥

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 3項 2目 高齢者施設への退院支援事業		所管区局・課	健康福祉局高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 14	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市新型コロナウイルス感染症退院者受入支援金助成事業補助金交付要綱 横浜市高齢者退院支援ショートステイ事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市内医療機関から療養期間を経過し退院するコロナ治癒者を、市内介護老人保健施設等で受け入れることにより、退院促進を図る。					
	具体的な 事業内容	新型コロナウイルス感染症により入院中の高齢者等(以下、「高齢者等」という。)が退院後にショートステイを必要とする場合に備え、速やかに利用できるベッドを確保し、円滑にショートステイを利用できる体制を整える。 高齢者等が、更なる療養を必要とする場合に、介護老人保健施設等への速やかな入所を支援する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		退院者受入支援金 施設利用者数(人)	目標	-	-	-	9
			実績	-	-	-	19
		退院支援ショート 利用日数(日)	目標	-	-	-	274
			実績	-	-	-	354
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					76,526千円
		支出済額					56,977千円
		繰越額					0千円
		差▲引					19,549千円
		執行率(%)					74%
人 件 費		一般職職員					0.8人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					7,016千円	
総事業費					63,993千円		
増▲減					63,993千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	療養期間を経過したコロナ治癒者の市内医療機関から市内高齢者施設への移行を支援することにより、日常生活への復帰を促すとともに、逼迫している病床を確保する上で必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	高齢者等が退院後に施設入所及びショートステイを必要とする場合に備え、速やかな利用に対応できるベッドを確保することで、円滑に施設入所及びショートステイの利用が可能となることが期待できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	療養期間を経過したコロナ治癒者の受入に対応できるようベッドを確保しているため効率的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有      ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	コロナ治癒者の退院促進と、市内医療機関の病床確保を図ることができるため、引き続き実施する。 また、令和4年度から、特別養護老人ホームで確保している10ベッドのうち5ベッドについては、本事業で使用しない場合は、横浜市高齢者緊急ショートステイ事業で使用できるよう見直しを行った。今後さらに効率性を高めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

田中 牧子

施設運営 係  
南雲 駿

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 3項 2目 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業		所管区局・課	健康福祉局 介護事業指導課	令和4年度 事業評価書 番号	7-3-2 15	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域密着型サービスを新規に開設する事業者に対し、開設時に必要な事業費の負担を軽減することで、事業者の新規参入を促すために開始。					
	具体的な 事業内容	市内で地域密着型サービスを開設する法人に対し、開設準備経費及び事業の転換に要する費用の助成を行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助金を活用して 開設した事業所数	目標	30事業所	29事業所	17事業所	17事業所
			実績	14事業所	17事業所	7事業所	8事業所
		/	目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		213,419千円	248,243千円	105,950千円	154,156千円
		支出済額		205,898千円	219,147千円	107,224千円	128,758千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		7,521千円	29,096千円	△ 1,274千円	25,398千円		
執行率(%)		96%	88%	101%	84%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		214,683千円	227,970千円	115,994千円	137,528千円		
増▲減		—	13,287千円	▲ 111,976千円	21,534千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内で整備を必要とするサービス及び市内地域への誘導・促進施策として、今後も本市が事業を継続していく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	補助金の交付により新規参入の促進が期待でき、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の整備目標達成に寄与すると考える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業所の開設準備にかかる経費の補助金は他にはなく、県の基金を財源として活用しながら、効果的に整備を進めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業所の指定にあたっては、市民を含めた有識者等で構成される「地域密着型サービス運営部会」に諮り、意見を反映している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	開設準備経費に係る助成については、新規参入の促進に有効であると考えことから、引き続き実施する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 川原 博	係長 大岩 真人	運営支援 係 前里 佳穂		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 3 項 3 目 老人福祉センター管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 3 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	老人福祉法、横浜市老人福祉施設条例、横浜市老人福祉条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	老人福祉センターは、老人福祉法における老人福祉施設に位置付けられる施設であり、高齢者の各種相談に応じること、健康増進・教養の向上・レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。					
	具体的な 事業内容	①老人福祉センターの修繕等(屋上フェンス修繕、高圧負荷開閉器取付委託、擁壁補修業務委託、Wi-Fi整備) ②第4期指定管理期間の指定管理者の選定 ③緊急雇用創出事業 ④介護予防普及啓発事業 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					
				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		延べ利用者数	目標	1,420,000	1,338,000	1,050,000	1,236,636
			実績	1,338,330	1,133,583	221,841	361,277
		-	目標	-	-	-	-
	実績		-	-	-	-	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		142千円	8,153千円	14,847千円	30,288千円
		支出済額		1,027千円	31,526千円	25,088千円	23,817千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 885千円	△ 23,373千円	△ 10,241千円	6,471千円		
執行率(%)		723%	387%	169%	79%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		4,541千円	35,055千円	28,596千円	27,325千円		
増▲減		—	30,514千円	▲ 6,459千円	▲ 1,271千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	老人福祉センターは、本市の元気高齢者施策を実施する数少ない施設の一つであり、今後も高齢化が進む状況のなかで、その役割を果たしていくために必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	介護予防の知識と実技を学ぶ機会として介護予防教室や健康教育・講座をはじめとした、さまざまな活動を通じて、高齢者の健康増進・教養の向上に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ等、対象や目的が異なりながらも、設備や使用方法などの面で類似している施設が多数設置されているため、今後の改修や改築にあたっては、他施設とのダウンサイジングなど検討する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 各館において利用者会議等開催し、利用者の意見を取り入れる工夫を実施し、施設の運用に反映させている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者の固定化や高齢化が進んでいる中で、指定管理者の公募を通じ、多世代交流の促進や地域との協力等に取り組むとともに、各区の実態に応じた見直しを検討していく。また、施設の老朽化が進んでいるため、必要な修繕等を計画的に実施していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

鳥居 俊明

係長

榊原 剛

生きがい 係

川島 明

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 3 項 3 目 高齢者保養研修施設管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 3 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市高齢者保養研修施設条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢化社会に向けて、高齢者の社会参加や交流を促進するため、全市を対象とした「保養・健康づくり・研修」等の機能を有する高齢者保養研修施設ふれーゆの運営管理を委託し、運営の安定化を図るとともに、施設機能を維持する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保養研修施設ふれーゆの運営管理(指定管理)を円滑に実施</li> <li>・高齢者保養研修施設ふれーゆの施設維持のための工事を実施(プール床改修工事)</li> <li>・新型コロナウイルスの影響による指定管理者に生じた損失等の補填を実施</li> </ul>					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		年間利用者数	目標	278,902	278,902	278,902	281,165
			実績	278,224	252,572	10,154	53,920
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		88,134千円	85,179千円	187,454千円	238,751千円
		支出済額		91,691千円	85,395千円	187,814千円	233,471千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 3,557千円	△ 216千円	△ 360千円	5,280千円		
執行率(%)		104%	100%	100%	98%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		93,448千円	87,160千円	189,568千円	235,225千円		
増▲減		—	▲ 6,288千円	102,408千円	45,657千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	資源循環局鶴見工場の余熱利用施設として、高齢者の健康を増進し社会参加を促進するため、ふれーゆの運営・施設維持に取り組む必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用制限及び人数制限並びに開館時間短縮を設けて運営したことや、工事实施のため、臨時休館したことにより、利用者数実績は目標数を大幅に下回ったものの、継続的に施設利用することで、高齢者の健康増進に寄与している。運営管理については、通常の運営業務及び新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務を指定管理者に委託し、適切に実施した。					
	本事業の 効率性・ 類似性	周辺地域には通年で利用できる市営のプール施設がないため、多くの市民等に利用されてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、これまでよりも需要が低下することが懸念される。視点を市域に広げた場合や、民間施設を含めた場合には、類似する施設は複数存在するため、当施設を引き続き維持していくのか、検討が必要な状況である。加えて、施設は老朽化しており多数の不具合があるため、必要性の高い工事を見極め、資源循環局等と連携し計画的に実施する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	現指定管理期間中においては、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、より多くの集客を確保するために、指定管理者のノウハウや強みを生かした取組を一層強化し、利用増進を図る。また、限られた予算の範囲内で経年劣化に伴う建物・設備両面の不具合について、資源循環局等と連携し、優先順位を明確に定めたくうえで計画的な修繕を行う。一方で、新型コロナウイルスによる需要の低下の状況や、施設の維持管理コストの状況を踏まえ、当施設を引き続き維持していくのか、様々な選択肢を含めた検討を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生きがい係
	鳥居 俊明	榊原 剛	菅原 博美





令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 4 項 1 目 扶助事務費		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 4 - 1 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		生活保護法		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	生活保護関連事業(法定分)の執行に必要な事務的経費。					
	具体的な 事業内容	生活保護法施行事務指導監査により、法の適正な実施と円滑な運営を図った。生活保護法による医療及び介護機関の指定促進啓発と被保護者の受診確保を図った。診療報酬の適正な支払い、保護費の適正な執行を目的にレセプト点検を実施した。生活保護統計や職員向け手引の作成・研修等を行い、生活保護の適正実施に努めた。特別相談員による告訴案件等の支援や警察との連携強化により不正受給対策等を推進した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			現計予算額	1,165,819千円	1,703,361千円	1,151,761千円	1,981,147千円
			支出済額	1,727,520千円	1,582,674千円	1,108,649千円	1,897,699千円
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引	△ 561,701千円	120,687千円	43,112千円	83,448千円
			執行率(%)	148%	93%	96%	96%
			人 件 費	一般職職員	6.9人	6.9人	6.9人
再任用職員				0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	60,617千円	60,879千円		60,513千円	60,513千円		
		総事業費	1,788,137千円	1,643,553千円	1,169,162千円	1,958,212千円	
		増▲減	—	▲ 144,584千円	▲ 474,391千円	789,050千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	適正な実施水準を維持するためには、生活保護法施行事務指導監査を通じた各区への指導が不可欠であり、効果的な手法である。また、レセプト点検事業では医療費の返還に繋がり適正化の効果をあげている。生活保護法による医療及び介護機関の指定促進啓発により、多くの市内医療機関等が登録され、被保護者の受診機会の確保に繋がっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法定事業の執行に伴う事務費であり、仕組みは定められていない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	法定受託事務である生活保護は、各区福祉保健センターにおいて統一的に実施されることが求められるが、生活保護法施行事務指導監査を通じた各区への指導によって、本市全体としての実施水準の保障と、向上が図られている。生活保護の受給に対しての市民の関心は高く、生活保護の適正実施については、さらなる水準の向上のために継続して取り組んでいく。また、令和2年度に生活保護法の一部が改正されたことから、法改正を踏まえた保護の実施が各区において適正になされていることを生活保護法施行事務指導監査を通じて確認・指導し、統一的な実施に努める。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	事務係
	岩井 一芳	中川 晴美	松田 美穂

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 4 項 1 目 生活保護費		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 4 - 1 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、保護の実施要領			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことにより、その最低限度の生活を保障しつつ、その自立をすることを目的として開始された。					
	具体的な 事業内容	生活困窮者に対して、国の定める生活保護基準に基づき8種類の扶助(①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④医療扶助 ⑤介護扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助)、就労自立給付金、進学準備給付金の給付、施設事務費及び委託事務費を支弁した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	126,831,627千円	125,647,169千円	125,349,830千円	126,987,619千円	
		支出済額	125,993,373千円	125,666,517千円	125,384,789千円	127,296,764千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	838,254千円	△ 19,348千円	△ 34,959千円	△ 309,145千円	
		執行率(%)	99%	100%	100%	100%	
		人 件 費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	4,393千円		4,412千円	4,385千円	4,385千円		
	総事業費	125,997,766千円	125,670,929千円	125,389,174千円	127,301,149千円		
	増▲減	—	▲ 326,837千円	▲ 281,755千円	1,911,975千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	生活保護費の支給にあたっては、国の定める生活保護基準に基づいているため、本市独自で効率性・類似性を判断することはできない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法定の事業であり、特に仕組みは定められていない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国の定める生活保護基準に基づき事業執行し、支出に関しては監査等により確認しているため、適切に事業を行っている。今後も生活保護法に基づいた適正な扶助費の執行に努める。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

岩井 一芳

係長

中川 晴美

事務 係

室本 真伊

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 4 項 1 目 被保護者自立支援プログラム		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 4 - 1 3		
						政策番号	32		
						主な施策(事業)番号	1		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	生活保護法第1条、55条の7、就労支援プログラム実施要綱 就労支援専門員による就労支援事業実施要綱等			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保						
		施策(事業)	生活保護を受給している方への就労支援						
事業の目的	被保護者を自立に結びつけるため、平成14年度からモデル事業として就労支援専門員を配置し、専門特化した支援を行ったことを契機に、国による自立支援策の拡充に沿って、年金相談、教育相談等、本市における施策の充実を図っている。								
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援事業・就労支援専門員を18区に68名配置し、就労に向けた支援を実施。また、無料職業紹介事業、就労準備事業等の事業を実施するとともに、ハローワークとの一体的な就労支援と各区に設置したジョブスポットとの連携した就労支援を実施。</li> <li>教育支援事業・教育支援専門員を各区1名配置し、中学生の進学支援等に向けた支援を実施。</li> <li>年金相談事業・本来受け取れる年金を調査し、受給を支援。被保護者家計相談支援事業・家計に関する相談支援の実施を令和元年度より、全区にて実施。</li> </ul>								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
		生活保護受給者の就労者数		2,994人/年(29年度)	2,208人	3,100人/年			
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
		生活保護受給者の就労支援者数		5,291人/年(29年度)	4,735人	5,500人/年			
	備考								
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現予算額		470,830千円	485,763千円	497,497千円	493,464千円		
		支出済額		463,478千円	474,314千円	480,256千円	478,129千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引		7,352千円	11,449千円	17,241千円	15,335千円		
		執行率(%)		98%	98%	97%	97%		
		人件費	一般職員		0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費		3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
総事業費		466,992千円	477,843千円	483,764千円	481,637千円				
増▲減		—	10,851千円	5,921千円	▲ 2,127千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	増加する生活保護受給者に対する自立に向けた支援は喫緊の課題であり、ケースワーカーによる支援に加え、専門特化した支援を行うことにより、効率的に自立を後押しすることが必要。							
	事業目的に対する有効性	生活保護受給者の自立を支援することで、生活保護費の伸びを抑えることができる。							
	本事業の効率性・類似性	事業については、法第1条及び55条の7に規定されており、自立支援全般及び就労支援については、法定業務のため、国の方向性、社会情勢や利用実績を見ながら、実施方法等については検証、改善していく。							
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		法定事業のため。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	自立支援の取組により、短期的に高い費用対効果を出している。一部事業については、長期的な視点で現行の支援策を継続しながら、より積極的な支援について検討していく必要がある。							
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	生活保護受給者の早期就労に向け、令和3年度は4,735人の就労支援を行い、2,208人の就労者数となった。一方で長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、「就労支援者数:5,500人」「就労者数:3,100人」の目標値は未達成となった。次年度も引き続き、ジョブスポットと就労支援専門員が連携し、支援を継続していくとともに、対象者の状況に寄り添ったきめ細かな支援を実施していく。								
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	生活支援係				
			岩井 一芳	阿部 卓	五嶋 優子				

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 4 項 1 目 生活困窮者自立支援事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 4 - 1 4	
						政策番号	32	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	生活困窮者自立支援法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保					
		施策(事業)	生活に困窮している方への自立支援					
事業の目的	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するため、生活困窮者自立支援法が制定され、福祉事務所を設置する自治体に事業実施が義務化された。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度周知と庁内外連携強化を図りながら、区生活支援課等での相談及び支援を実施した。</li> <li>・支援を必要とする人の早期把握、地域と連携した支援促進のため、地域ネットワーク構築支援事業を各区で実施した。</li> <li>・「住居確保給付金」を支給し、コロナ禍等により減取となった方に対し家賃相当分を支援するとともに、就労に向けた支援を行った。</li> </ul>							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		生活困窮者自立支援事業による支援申込者数		1,541人/年(29年度)	12,172人	2,130人/年		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		生活困窮者自立支援事業による相談者数		4,793人/年(29年度)	16,804人 56,750人(4か年)	23,500人(4か年)		
	備考	政策29・主な施策3・想定事業量②の達成にも関連						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		405,345千円	493,519千円	2,649,520千円	1,680,694千円	
		支出済額		376,189千円	400,695千円	1,641,853千円	1,376,422千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		29,156千円	92,824千円	1,007,667千円	304,272千円	
執行率(%)		93%	81%	62%	82%			
人件費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
総事業費		393,759千円	418,341千円	1,659,393千円	1,393,962千円			
増▲減		—	24,582千円	1,241,052千円	▲ 265,431千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業であり、自治体に実施が義務付けられている。						
	事業目的に 対する有効性	対象となる市民の数は景気動向や社会情勢に左右される部分はあるものの、支援につながった方に対しては就労支援等を通じて着実に成果を上げている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	法の施行にあたり、従来の既存事業を整理・統合して新規の法定事業として実施していくものであり、改善・見直しの余地については今後の実施状況を踏まえ検討していく必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業であり、直接市民等外部意見を反映させる仕組みはないが、事業を推進するためには市民等の意見も踏まえる必要があるため、附属機関である横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会での意見聴取等を実施している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	全区に支援窓口を設置したことや、コロナ禍の影響を受けて、相談者数が急増している。潜在的な支援ニーズを捉え早期に支援に繋げていくため、更なる制度周知や庁内・庁外のネットワーク強化を進めていく必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	生活困窮者自立支援事業による令和3年度の新規相談者数は16,804人になり、12,172人の支援申込に繋がった。特に、令和2年度以降のコロナ禍で増加する生活に困窮している方の早期把握と自立に向けた取組を加速していく必要がある。また、コロナ禍以降、要件緩和を繰り返している「住居確保給付金」については、コロナ禍前の令和元年度111件の支給決定に対して、令和2年度4,576件、令和3年度1,329件と一定の社会的役割を果たしたと考えられる。特に、要件緩和の中心となった休業者への対応は、全体の決定件数に対して、令和2年度は約6割、令和3年度は約4割となっており、多くの方に支援を提供することができた。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	岩井 一芳		係長	野村 拓		係 山下 裕也	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 4項 1目 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付 原資助成事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-1 5
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	生活福祉資金貸付要綱(国)、生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)運営要綱(国)、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	65歳以上の高齢者で一定の居住用不動産を有し、将来にわたってその住居に住み続けることを希望する要保護世帯へ、不動産を担保に資金を貸し付けることで、生活保護の適用を受けずに生活を維持することを目的とする。事業開始にあたっては、扶養義務者が要保護者へ何ら援助をしないにも関わらず、不動産を相続するような状況は、国民の理解が得られないとして、国が創設したものである。					
	具体的な 事業内容	都道府県社会福祉協議会が、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行う際の、貸付原資を助成した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		貸付世帯数(人)	目標				
			実績	27	25	22	17
		貸付金額(千円)	目標				
	実績		35,261	32,478	25,860	21,769	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		要保護者の資産保有状況によるため、貸付世帯数の目標値設定はなじまない。また、貸付金額は生活保護の最低生活費を基準に設定するため、貸付金額の目標値設定はなじまない。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		34,277千円	33,915千円	39,033千円	31,991千円
		繰越額		17,597千円	25,652千円	744千円	16,159千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		16,680千円	8,263千円	38,289千円	15,832千円		
執行率(%)		51%	76%	2%	51%		
人 件 費		一般職職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円	
総事業費		21,990千円	30,064千円	5,129千円	20,544千円		
増▲減		—	8,074千円	▲ 24,935千円	15,415千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	神奈川県社会福祉協議会が貸付事業を実施するにあたって貸付原資の確保が必要であり、自治体から補助金交付により貸付原資を賄うことが国により規定されている。神奈川県社会福祉協議会が貸付事業を継続するためには、本助成制度が不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	被保護者は、本貸付事業を利用することにより、自身の資産を活用して生活することが可能となる。生活保護の適用を受けずに生活を維持することができるため有効な制度と言える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各世帯への貸付額は生活保護の最低生活費を基準としており、補助金の交付決定額は貸付額合計から償還金を除いた額とされている。国の制度に従い運用されるものであり、事業の効率化(費用削減)の検討は不可。なお、要保護世帯を対象とした類似事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国により規定された補助金事業のため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	必要な事業であるため、今後も事業を継続する。なお高齢者を対象とした事業であることから、契約判断能力に不安があり成年後見制度の手続きが必要となる場合がある。貸付事業への申し込みまでに時間を要することがあるため、事業利用に必要な支援を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生活支援係
	岩井 一芳	阿部 卓	木場 真希子

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 4項 1目 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-1 6
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要領、横浜市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱		
	その他	■					
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施する総合支援資金(特例貸付)の貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)の支給を令和3年7月から開始。					
具体的な 事業内容	社会福祉協議会が実施する総合支援資金の特例貸付を終了した世帯や再貸付が不承認になった世帯に対して、要件(収入、資産、求職活動等)を満たしている場合に自立支援金を支給。 ・支給額(月額):1人世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 ・支給期間:初回3か月、再支給3か月						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		申請件数	目標				
			実績				4,999
		支給決定件数	目標				
	実績					3,699	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		制度開始当初は令和3年8月末で終了予定であり、その後の延長及び申請要件の拡大などの度重なる制度改正があったため、一定の目標値を設定するのが困難であるため。				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					3,954,532千円
		支出済額					1,232,807千円
		繰越額					704,244千円
差▲引					2,017,481千円		
執行率(%)					49%		
人 件 費		一般職職員					3.0人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					26,310千円	
総事業費					1,963,361千円		
増▲減		—			1,963,361千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるための支援策として必要であり、福祉事務所設置自治体を実施することとなっているため。					
	事業目的に 対する 有効性	自立支援金は要件として、求職活動要件等が課されているため、一定数は就労による自立、または、生活保護への受給につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	制度開始当初は申請受付が令和3年7月～8月末までの短期間の実施予定であったが、度重なる制度改正を繰り返し延長しているため、今後延長した場合には、国の方向性、社会情勢を見ながら、業務効率化について検討する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		国事業であり、令和4年8月末で終了予定であるため。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特例貸付を利用できない世帯に対しての支援策として一定程度の効果はあったが、6か月間自立支援金を受給しても、なお生活にお困りの方に対しての支援については、引き続き、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度と連携していく必要がある。なお、本事業については令和4年8月末で申請受付期間を終了する予定。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

岩井 一芳

係長

野村 拓

生活支援 係

菊池 智美





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 4項 2目 救護施設等管理運営事業	所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-2 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	生活保護法、社会福祉法、保護施設条例、保護施設管理規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	救護施設及び更生施設について、対象となる要保護者を入所させることで、安定した生活扶助を行う。昭和25年施行の生活保護法により施設事務費の支弁を生活保護費で行う。				
	具体的な 事業内容	公募により選定された社会福祉法人を指定管理者とし、本市が設置した救護施設及び更生施設の管理運営を行った。本市が設置している救護施設・更生施設の指定管理者である社会福祉法人へ、指定管理料を支出した。平成18年度より指定管理制度を導入したため、支弁額相当分を歳入に入れて、指定管理料として支出を行った。また、指定管理施設の管理運営に関連する事務費等を支出した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	442,708千円	452,712千円	473,370千円	462,460千円
		支出済額	424,767千円	436,204千円	402,885千円	412,284千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	17,941千円	16,508千円	70,485千円	50,176千円
		執行率(%)	96%	96%	85%	89%
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
	総事業費	428,281千円	439,733千円	406,393千円	415,792千円	
	増▲減	—	11,452千円	▲ 33,340千円	9,399千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	国の基準に基づいて行う法定事業である。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 福祉サービス第三者評価受審済み(横浜市浦舟園は平成30年度受審。横浜市中央浩生館は令和元年度受審。)				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	救護施設及び更生施設は、生活保護法に定める施設であり、施設運営等について経験や実績が必要であると考えられる。令和2年度には指定管理者の選定に際し、施設運営の向上にむけて審査基準の見直しなどに取り組んだ。令和3年度以降も指定管理を継続する中で、日常の管理運営について検証していく。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 岩井 一芳	係長 中川 晴美	事務 係 室本 真伊
--------------------	-------------	-------------	---------------

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 4項 2目 寿生活館運営費	所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-2 2		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市寿生活館条例、横浜市寿生活館条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	戦後、全国から日雇労働者が桜木町、野毛一帯に集中していたが、昭和31年の接収解除に伴い、昭和32年に横浜公共職業安定所が寿町に移転したのを契機に、寿地区に次々と簡易宿泊所が建設され、昭和38年ころには70件余り、宿泊者数が12,000人の規模になった。本市では昭和37年3月に簡易宿泊所組合事務所の一部を借りて横浜市生活相談所を開設し、週1回夜間相談を行っていたが、相談件数の増加や相談内容が多様になったことを踏まえ、恒常的かつ総合的な福祉施策を実施するために本施設を開設した。					
	具体的な 事業内容	住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の生活相談、公衆衛生に関する機能補助及び、寿地区とその周辺地区の児童育成、指導等を目的とし、指定管理施設として寿生活館管理運営(1階保育園部分及び2階普通財産部分を除く)等を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		施設利用者数(人)	目標	167,700	176,065	201,994	99,630
			実績	197,222	206,590	131,496	137,966
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		44,599千円	44,990千円	45,607千円	43,884千円
		支出済額		42,268千円	46,749千円	45,364千円	45,074千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		2,331千円	△ 1,759千円	243千円	△ 1,190千円
		執行率(%)		95%	104%	99%	103%
		人 件 費	一般職職員	0.1人	0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	879千円		1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		43,147千円	48,514千円	47,118千円	46,828千円		
増▲減		—	5,367千円	▲ 1,396千円	▲ 290千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	住民同士の交流の場の提供や、高齢者事業・文化事業の実施等、毎年多くの住民が施設を利用しており、寿地区のニーズに応える施設として継続して運営することが必要である。また、シャワー室や洗濯室を備えており、寿地区の環境衛生の維持に貢献している。					
	事業目的に 対する 有効性	寿地区における居場所や公衆衛生に関する機能に対するニーズは高く、令和元年度までは毎年延べ17万人以上の施設利用者がいた。令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響もあったが、毎年延べ13万人以上の施設利用者がいる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	開館当時の昭和40～50年代の寿地区は日雇労働者の集まるまちであったが、現在では地区住民の高齢化が進み、福祉ニーズの高いまちへと変遷している。令和3年度からは第4期の指定管理期間となっており、指定管理者によって、現状に合わせた効率的な管理運営を行う。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 指定管理者第三者評価を実施。施設に日常的に関わる立場とは違った第三者の評価を受けることで、施設の業務・運営改善に繋げている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	寿地区は急激な高齢化が進んでいるが、施設は高齢者にとって利用しづらい構造となっているため、今後施設の改善にあたっては、高齢者の利用を視野に入れ、利用者ニーズを把握しながら進める必要がある。また、施設自体の老朽化も進んでいるため、指定管理者と協議のうえ必要な修繕を行っていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 遠藤 寿彦	係長 坂田 弘太郎	援護対策担当 係 加藤 宏幸		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 4項 2目 横浜市寿町健康福祉交流センター事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-2 3	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市寿町健康福祉交流センター条例 横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和49年に労働省(現厚生労働省)、雇用促進事業団(元雇用・能力開発機構)、神奈川県、本市の四者により、青空労働市場、福祉問題など寿地区が抱える諸問題を総合的に解決する施設として設立され、職業紹介施設、労働者福利厚生施設、住民福祉施設、市営住宅が一体として整備された。令和元年には必要な機能を整理し、寿地区周辺の医療、福祉、交流等の拠点となる新たな施設として整備された。					
	具体的な 事業内容	横浜市寿町健康福祉交流センター(公衆浴場・診療所を機能として含む)を運営することで、寿住民を中心とした市民へ医療・福祉の提供、交流の促進、公衆衛生の向上を図った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		施設利用者数(人)	目標	135,600	95,800	118,000	120,000
			実績	128,718	156,574	114,212	146,115
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		82,372千円	194,456千円	215,426千円	205,145千円
		支出済額		79,363千円	194,543千円	214,452千円	204,566千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,009千円	△ 87千円	974千円	579千円
		執行率(%)		96%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.3人	0.5人	0.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,636千円	4,412千円	4,385千円	7,016千円	
総事業費		81,999千円	198,955千円	218,837千円	211,582千円		
増▲減		—	116,956千円	19,883千円	▲ 7,255千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	簡易宿泊所は一室あたり平均約3.3畳で入浴設備がないものが半数以上であるなど居住環境が十分とは言えず、浴場や居場所・交流促進の場など生活環境の向上が求められている。 また、診療所の年間延利用者数は令和3年度は1万8000人を超え、高齢化の進行だけではなく、精神疾患を抱えた人なども相当数おり、周辺の医療機関(地区内に他に2か所)でこれらの人たちを全て対応することは現実的ではなく、地域の一次医療機関としての重要性は高い。					
	事業目的に 対する 有効性	横浜市寿町健康福祉交流センターは令和3年度は約14万6000人に利用されており、高齢者が多い寿地区の特性やニーズを踏まえて整備した施設である横浜市寿町健康福祉交流センターの必要性は高い。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の建替に際しては、現在の寿地区に求められるニーズを適切に把握し必要な機能を付加するなど、効率的な施設運営に資するよう検討を継続してきた。具体的な運営手法についても実績等を踏まえ効率的に行っていく必要がある。 なお、当施設は寿地区住民等を中心とした市民に福祉・医療・交流・公衆衛生等を一体的に提供するものであり、他に類似する事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 指定管理者第三者評価を実施し、施設の業務・運営改善に繋げている。また、利用者・利用団体が構成員となる運営委員会を組織しており、提供するサービスの向上に努めている。また、同センターは地域の様々なイベントに活用されており、運営法人は地域住民との接点も多い。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	横浜市寿町健康福祉交流センターは寿地区の中心的施設として、寿地区住民に憩いの場や集いの場を提供している。 今後も地域のニーズを適切に把握するとともに、これまで検討してきた果たすべき役割や運営手法等に基づき施設運営等を行っていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	援護対策担当 係		
			遠藤 寿彦	坂田 弘太郎	加藤 宏幸		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 4項 2目 ホームレス等自立支援事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-2 4	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、生活困窮者自立支援法等		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	生活困窮者自立支援法第2条第5項に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事の提供その他当該宿泊場所で日常生活を営むのに必要な日用品等を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援する。また、市内を巡回し、一定の住居を持たない生活困窮者等に対して、アウトリーチによる相談支援を実施する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活自立支援施設の運営(生活困窮者一時生活支援事業及び施設型自立相談支援事業)</li> <li>アウトリーチ活動(生活困窮者自立相談支援事業:巡回相談事業)</li> <li>借上げシェルター事業(生活困窮者一時生活支援事業)</li> </ul>					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		入所者数(人)	目標	1,000	1,000	900	850
			実績	714	661	454	334
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		403,797千円	400,765千円	409,858千円	406,034千円
		支出済額		358,504千円	360,079千円	348,491千円	335,497千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		45,293千円	40,686千円	61,367千円	70,537千円
		執行率(%)		89%	90%	85%	83%
		人 件 費	一般職職員	1.5人	0.7人	0.7人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			13,178千円	6,176千円	6,139千円	8,770千円	
総事業費		371,682千円	366,255千円	354,630千円	344,267千円		
増▲減		—	▲ 5,426千円	▲ 11,625千円	▲ 10,363千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一時的な生活の場を提供し、その自立を支援することは、行政の役割として強く求められている。					
	事業目的に 対する 有効性	本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、一定の住居をもたない生活困窮者が再度路上生活に戻ることがないように支援していくことにより、制度の目標とする「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者を通じた地域づくり」の達成につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく事業に位置付けられた。制度の目指す自立は、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会的自立も含まれる。一時生活支援事業と施設型の自立相談支援事業を一体的に実施することにより、制度が目指す自立にむけて効果的に支援していくことが可能である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領」第15条に、ホームレス支援団体、地域住民、学識経験者及び行政機関等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会の設置を規定。毎年懇談会を開催し、効果的なアウトリーチ及び適切な支援のあり方等の検討を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和元年度より実施している「第4期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」は、「個別支援(ホームレス状態にある人)」「未然防止(ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人)」「民間団体等との連携」「再路上(野宿)化の防止(ホームレス状態から脱却した人)」を重要な視点としている。今後の重要な取組としては、再路上化の防止であり、施設退所後の地域生活の定着支援をどのように行っていくかという点について、懇談会で議論を行った。退所後予想される課題へのアプローチ方法や退所後地域で孤立化しないための取組の検討などを話し合い、今後も民間団体や関係機関等と連携を図りつつ、自立支援を推進していく方向性を確認した。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

遠藤 寿彦

係長

齋藤 裕史

援護対策担当 係

川島 直亮

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 4項 2目 中国残留邦人等援護対策事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和4年度 事業評価書 番号	7-4-2 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	中国や樺太からの引揚者が言葉や文化の違いにより帰国後も不自由な生活を余儀なくされていたため、昭和62年より中国残留邦人等を対象とした相談員の設置を開始した。しかし、多くの帰国者が生活保護等の公的扶助を必要としていた上、高齢化が進んでいたため、平成20年より新たな法律に基づく新支援策を実施し、経済的・社会的にも安定した生活を送れるように支援することとなった。				
	具体的な 事業内容	<p>高齢基礎年金を受給しても、なお生活の安定が図れない中国残留邦人(一世)等に対し、補完する支援給付を支給した。生活費以外に、住宅費、医療費及び介護費等を制度に基づき支給する。また、支援給付業務、通訳及び日常生活の相談等、中国残留邦人等が安心して生活を送れるように、中国残留邦人等に対する理解が深く中国語ができる「支援・相談員」を設置した。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績				
		目標実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	現計予算額	785,650千円	809,795千円	803,536千円	830,717千円
		支出済額	722,183千円	753,241千円	717,140千円	650,735千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	63,467千円	56,554千円	86,396千円	179,982千円
		執行率(%)	92%	93%	89%	78%
		人件費	一般職職員	1.2人	1.3人	1.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			10,542千円	11,470千円	13,155千円	12,278千円
総事業費	732,725千円	764,711千円	730,295千円	663,013千円		
増▲減	—	31,986千円	▲ 34,416千円	▲ 67,282千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	法定受託事務であるため、事業におけるコストの関係を分析することはできない。生活保護制度に準ずる制度として、高齢者である対象者の生活を支えることが制度の趣旨となっており、法律に照らした適合性については検討しなければならないものの、効率性については判断することができない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の性質になじまないため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	高齢化が進み後期高齢者となった中国残留邦人等の地域生活は、言葉によるコミュニケーションに制約があり、制度を活用した福祉サービスの利用も支援が必要な状況が続いている。支えている二・三世家族を含めた在宅介護を継続するための支援、入所可能施設の確保などが課題である。 現状を国へ適切に説明し、支援相談員、自立支援相談員の人員を確保すること、中国語会話が可能な職員がいる福祉事業者などの情報を把握し、被支援者への情報提供及び相談に対応していく。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 遠藤 寿彦	係長 齋藤 裕史	援護対策担当 係 須沼 吉文	

## 事業評価書目次（令和4年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-5-1	1	地域ケアプラザ整備事業
7-5-1	2	松風学園改築・改修事業
7-5-1	3	障害者施設整備事業
7-5-1	4	新入所施設整備事業
7-5-1	5	特別養護老人ホーム整備事業
7-5-1	6	東部方面斎場（仮称）整備事業
7-5-1	7	社会福祉施設等償還金助成事業（障害者施設）
7-5-1	8	社会福祉施設等償還金助成事業（特別養護老人ホーム等）
7-5-1	9	社会福祉施設等償還金助成事業（地域ケアプラザ）
7-5-1	10	地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業
7-5-1	11	養護老人ホーム解体事業
7-5-1	12	高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備及び水害対策強化事業

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 5 項 1 目 地域ケアプラザ整備事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1 1		
						政策番号	14		
						主な施策(事業)番号	1		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	地域ケアプラザ条例				
		その他	<input type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進						
		施策(事業)	地域福祉保健推進のための基盤づくり						
事業の目的	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉保健に関する相談、地域の福祉保健活動の振興を図るとともに、福祉保健サービスを身近な場所で総合的に提供する施設として地域ケアプラザの整備を推進する。								
具体的な 事業内容	地域包括支援センター機能を含む福祉・保健の相談・調整機能と地域活動・交流機能を備えた地域ケアプラザを中学校区程度に1館ずつ、全市で146館整備するために、令和3年度は新築工事(都田)、設計(上永谷駅前(仮称))、床取得契約締結(西柴、保土ヶ谷)、床取得費支払い(本郷台駅前)を進め、累計開所数は新規開所2か所(山下、本郷台駅前)を含む142か所となった。								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
		—		—	—	—			
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
		地域ケアプラザ設置・運営か所数		運営137か所(累計)(29年度)	設置2か所・運営142か所(累計)	設置6か所・運営143か所(累計)			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			現計予算額		141,158千円	336,267千円	275,120千円	580,000千円	
			支出済額		251,432千円	301,222千円	298,238千円	329,065千円	
			繰越額		0千円	0千円	0千円	232,357千円	
			差▲引		△ 110,274千円	35,045千円	△ 23,118千円	18,578千円	
執行率(%)			178%	90%	108%	97%			
一般職員			3.0人	3.0人	3.0人	3.0人			
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
概算人件費			26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円			
総事業費			277,787千円	327,691千円	324,548千円	587,732千円			
増▲減		—	49,904千円	▲ 3,143千円	263,184千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市中期4か年計画2018～2021に定められている施策14「参加と協働による地域福祉保健の推進」を実現するために、介護保険法に規定されている地域包括支援センター機能を有する地域ケアプラザを本市が整備していく必要がある。							
	事業目的に 対する有効 性	未整備地区においては、地区外の地域ケアプラザの利用を強いられている状況がある。地域ケアプラザが地区内に整備されることにより、身近な相談窓口ができるだけではなく、相談・調整機能と地域活動・交流機能を融合させた地域支援を推進することが可能となる。							
	本事業の 効率性・ 類似性	地域ケアプラザにおけるデイサービス機能については、民間事業者による同機能の事業所開設が進んだため、平成19年度以降の設計から同機能の整備を廃止し、規模縮小により効率的な整備事業となっている。また、平成24年度の政策局長通知に基づき、地区センターやコミュニティハウスとの複合整備や重複する機能を各施設ごとに整備せず効率的に整備するようにしている。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 未整備地区の整備においては、区提案反映制度によって区役所を通じて寄せられた地域住民等の意見を基に、整備計画に反映させてきた。また、整備過程においては、地域懇談会やボランティア懇談会を開催し地域住民へ説明を行い、そこで出された意見を可能な限り設計へ反映させる仕組みを設けている。							
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「地域ニーズに沿った施設のあり方検討プロジェクト」(平成22年度)の検討結果を踏まえた、柔軟で効率的な整備手法を取り入れながら、未整備地区への整備を順次進めていく。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和3年度は新たに2館開所することができた。 残りの事業推進中の地域ケアプラザについても、引き続き関係区局との調整を密にし、整備を進めていく。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係			
				柿沼 千尋	花摘 梢子	森田 秀			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 5項 1目 松風学園改築・改修事業		所管区局・課	健康福祉局障害施設 サービス課	令和4年度 事業評価書番号	7-5-1 2	
						政策番号	31	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準 ・横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実					
		施策(事業)	障害児・者施設の充実					
事業の目的	公立の障害者入所施設である松風学園は、設備の老朽化が著しく、現入所者の居住環境の改善を図るため、新たな居住棟を建設する等により居室を現在の障害者入所施設の面積基準に適合させ、個室化等を図る。							
具体的な 事業内容	令和2年度に実施した実施設計をもとに、令和3年度は新居住棟の新設工事に着手するとともに、B棟解体工事及びA棟改修工事の実施設計を行った。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		松風学園		-(29年度)	新居住棟新設工事着工、実施設計	再整備完了		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		1,996千円	52,710千円	108,000千円	613,885千円	
		支出済額		1,997千円	56,815千円	82,531千円	596,607千円	
		繰越額		0千円	0千円	68,222千円	79,615千円	
		差▲引		△1千円	△4,105千円	△42,753千円	△62,337千円	
執行率(%)		100%	108%	140%	110%			
人件費		一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円			
総事業費		9,025千円	63,873千円	157,769千円	683,238千円			
増▲減		-	54,848千円	93,896千円	525,469千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市運営の障害者入所施設松風学園は老朽化等が進んでいることに加え、居室の面積基準適合化・個室化などの居住環境の改善を行う必要があり、管理運営主体として本市が事業を行う必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	平成29年度に①居室の基準適合化・個室化、②各設備の改修更新等による居住環境改善の方針を決定した。平成30年度は基礎調査を行い、様々な庁内手続を経て新たな案を検証し、一部建物を建設することとした。令和元年度は基本設計に着手し、①②を軸に置きながらも、事業費を削減するよう働きかけを行い、設計を進めた。令和2年度は、CS棟、プール、作業棟及び通所訓練棟の解体に着手するとともに、CS棟跡地への新居住棟新設工事の実施設計を行った。令和3年度は、新居住棟新設工事に着手するとともに、B棟解体工事及びA棟改修工事の実施設計を行った。今後行う工事の実施設計についても、居住性の向上と事業費抑制の両立に努める。						
	本事業の 効率性・ 類似性	平成30年度に事業手法・経費の再検討・見直しを行い、工事の手順を工夫し仮設棟を設置しないことにより、居住性の向上と事業費抑制の両立を図った。今後も効率性を重視しつつ、工事の安全性も両立する必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	公共事業評価に諮ると共に市民意見募集を行うなど、外部意見を聴取した。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成30年度の建築局を交えた専門的な検討により、当初案の向上を図ることができた。令和元年度に行った基本設計にて、課題を整理し、関係機関と調整し方向を決定した。令和2年度は、都度課題を整理、反映しつつ、解体工事・実施設計を行った。令和3年度は、B棟解体工事についてより利用者への影響が少ない工法を検討し、実施設計に反映するなど、都度課題を整理し事業を行った。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新居住棟工事について、入札が不調になったことにより工期が2か月(令和4年7月完了→令和4年9月完了)延期になった。令和4年度以降の新居住棟の新設、A棟改修工事等の再整備により、定員数(通所を除く)についても松風学園が70人、新入所施設が40人とし、松風学園の現定員数100人より10人の増となります。建築資材が高騰しつつあるため、関係者に事業費抑制への協力を要請している。今後も事業費抑制に努めるとともに、松風学園入居者の居住環境の早期改善を図る。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長		整備推進担当				
	高橋 昌広	赤池 洋一		宇野 修平				



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 5 項 1 目 障害者施設整備事業		所管区局・課 健康福祉局 障害施設サービス課		令和4年度 事業評価書番号 7 - 5 - 1 3		政策番号 31		主な施策(事業)番号 4		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	障害者総合支援法、社会福祉法、横浜市民間障害福祉施設 建設費補助金交付要綱、多機能型拠点整備費補助要綱						
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>									
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実									
		施策(事業)	障害児・者施設の充実									
事業の目的	障害者及びその家族が地域で安心して生活するために必要な施設を、計画的に整備することを目的として事業を開始した。											
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>【多機能型拠点整備】4館目の基本設計を行った。未整備エリアについて整備候補地のボリュームチェックやその条件等の検討を行った。</li> <li>【大規模修繕】公立施設との合築施設において、外壁改修工事を行った。</li> </ul>											
事業実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値						
		-		-	-	-						
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値						
		多機能型拠点の整備		3か所(累計)(29年度)	3か所(累計)	6か所(累計)						
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。										
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		現計予算額		144,543千円	81,362千円	52,346千円	60,577千円					
		支出済額		109,551千円	10,603千円	6,601千円	43,613千円					
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円					
		差▲引		34,992千円	70,759千円	45,745千円	16,964千円					
執行率(%)		76%	13%	13%	72%							
人 件 費		一般職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人						
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人						
概算人件費		5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円							
総事業費		114,822千円	15,897千円	11,863千円	48,875千円							
増▲減		-	▲ 98,925千円	▲ 4,034千円	37,012千円							
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【多機能型拠点】 多機能型拠点の利用対象者である医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等は、今後増加する見込みであるため、中期計画や障害者プランに基づき、早期に整備していく必要がある。 【大規模修繕等】 老朽化した民間障害者施設の改修や施設利用者等のニーズに合わせた民間障害者施設の改修(バリアフリー工事等)に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。										
	事業目的に 対する有効 性	【多機能型拠点】 多機能型拠点を整備することにより、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が利用できる診療所、短期入所、日中活動の場が整備され家族等と地域で安心して生活することができる。 【大規模修繕等】 資金面の理由で工事発注を見合わせている施設が少なくない現状では、整備費補助金の交付は有効である。										
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の整備及び大規模修繕は、国庫補助制度があるため、少ない市費負担での改修費補助が可能である。										
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」(横浜市附属機関)において、新規施設の建設や既存施設の全面改築等に対して、補助金交付先法人の組織体制や運営状況、事業計画における資金計画や施設計画等について、審査を行っている。あわせて、多機能型拠点整備事業については、社会福祉協議会での重症心身障害児者懇談会や親の会との意見交換会等に参加し、意見を取り入れるよう努めている。										
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【多機能型拠点】 4館目は基本設計を完了した。5、6館目の多機能型拠点整備予定地の選定が難航しているが、市有地の状況を積極的に把握することで、早急に整備予定地を選定し、整備を進めていく。 【大規模修繕等】 各法人の財務状況を把握していないため、案件ごとに資金的な支援の必要性の精査が必要となる。										
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	多機能型拠点の整備について、4館目は令和3年度に基本設計を完了した。令和4年度は実施設計を進め、年度内に着工する予定。5、6館目については、複数の候補地で検討・内部調整を進めているが、検討・調整に時間を要する候補地が多い状況である。市有地の状況を数多く積極的に把握することで早急に整備地を選定し、整備を進めていく。											
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 高橋 昌広	係長 赤池 洋一	整備推進担当 玉置 勇介						

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 5項 1目		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書番号	7-5-1 4	
	新入所施設整備事業				政策番号	31	主な施策(事業)番号
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	障害者総合支援法、社会福祉法、 横浜市民間障害者福祉施設建設費補助金交付要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	事業の目的	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実			
			施策(事業)	障害児・者施設の充実			
具体的な 事業内容	今後も増加する入所ニーズを踏まえ、既存公立施設(松風学園)の個室化による入所定員減を補うため、新たな障害者支援施設を民設民営により整備する。						
	・新入所施設の新築工事が完了した。(令和3年度出来高99.5%)(令和4年3月竣工)						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		—		—	—	—	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		松風学園		—(29年度)	しゅん工	再整備完了	
	備考	・本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。 ※松風学園再整備にかかる新入所施設整備の実績					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		3,000千円	33,495千円	25,539千円	807,036千円
		支出済額		1,248千円	13,218千円	25,774千円	814,976千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,752千円	20,277千円	△ 235千円	△ 7,940千円
執行率(%)		42%	39%	101%	101%		
人件費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		3,005千円	14,983千円	29,282千円	818,484千円		
増▲減		—	11,978千円	14,299千円	789,202千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	本市運営の障害者支援施設松風学園は老朽化等が進んでいることに加え、居室の面積基準適合化・個室化などの居住環境の改善を行うが、個室化等に伴う定員減により他施設への移転を余儀なくされる現入所者の移転先を確保する必要がある。これに加え、障害児施設から18歳以上の障害者を受け入れるなどの市内全体のセーフティーネットとしての役割や、地域移行を進め、地域での生活を支える役割を果たすため、本市が事業を行う必要がある。					
	事業目的に対する有効性	障害者が自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して学び・育ち・暮らしていくことができるよう、中期計画に基づき新たな障害者支援施設を整備することにより、松風学園個室化に伴う定員減を補うことができる。					
	本事業の効率性・類似性	新入所施設は、事業手法や経費などを検討するとともに、民間施設で対応可能な規模(定員40人)であることや、最重度の利用者は公立施設で対応可能であることから、民間法人による整備とした。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	近隣住民を対象に事業説明を実施し、利用者家族等を対象に「松風学園再整備事業説明会」を開催している。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により予期せぬ工事の遅れや資材高騰があったが予定された年度内に竣工することができた。今後、公立施設の求められる基本的役割・機能を整理していく、民間施設は公立施設とは異なる役割を担う。役割分担については、平成30年度に民間識者や民間事業者の意見を伺っており、多くの意見を取り入れて整理していく。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	新入所施設整備事業については、事業が円滑に進捗するよう各種条件を事前に調査・整理することを目的として基礎調査を行い、建築条件等を確認した。その結果等を踏まえて定員を決定し、地元説明を実施した後、設置運営する事業者を選定した。令和2年度に着工し、令和4年3月にしゅん工することができた。今後は、関係部署と調整しながら、円滑な初度設備等の補助手続きを完了させる。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	整備推進担当				
	高橋 昌広	赤池 洋一	玉置 勇介				

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 5 項 1 目		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1	
		特別養護老人ホーム整備事業				政策番号	5	
実施根拠		法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	社会福祉法、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱	主な施策(事業)番号	16	
		その他	■			5	5	
事業概要	中期計画	政策	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり				施策(事業)	施設や住まいの充実
	事業の目的	特別養護老人ホームの施設整備に対して補助金を交付することにより、整備を促進し、常時介護が必要とされ、居宅での介護が困難な高齢者の福祉増進を図ることを目的に開始された。						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護3以上の方が概ね11か月以内に特別養護老人ホームへ入所できるようにするため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図る。</li> <li>・令和3年度は、7か所の施設に建設費補助を行い、3か所がしゅん工した。</li> <li>・従来型特別養護老人ホーム大規模修繕事業について3か所の修繕に係る工事費用の一部補助、多床室のプライバシー保護改修費支援事業について2か所の改修費補助、大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICT導入支援事業について5か所の機器導入にかかる費用の補助等を行った。</li> </ul>							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した方の平均待ち月数		12か月(29年度)	10か月	12か月			
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	特別養護老人ホーム整備数		15,593人分(累計)(29年度)	17,011人分(累計)	17,633人分(累計)			
事業実績	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		2,545,268千円	2,487,315千円	3,234,280千円	2,724,797千円	
		支出済額		2,183,948千円	2,408,092千円	2,813,491千円	2,474,900千円	
		繰越額		198,590千円	137,078千円	541,493千円	676,843千円	
		差▲引		162,730千円	△ 57,855千円	△ 120,704千円	△ 426,946千円	
		執行率(%)		94%	102%	104%	116%	
		人件費	一般職職員		4.6人	4.6人	4.6人	4.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		40,411千円	40,586千円	40,342千円	40,342千円
総事業費		2,422,949千円	2,585,756千円	3,395,326千円	3,192,085千円			
増▲減		—	162,807千円	809,570千円	▲ 203,241千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えるため、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画に基づき、整備量を加速し、事業を継続する必要がある。						
	事業目的に 対する有効性	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準」を目指し、その水準を維持するために整備を進めており、目標値を上回る効果(10か月)をあげた。						
	本事業の 効率性・ 類似性	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、特別養護老人ホームの入所の需要は高まると予測できる。また、要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えると想定されるため、事業を切れ目なく行うことが必要である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 特別養護老人ホームの整備にあたっては、外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」で事業者(補助金交付先)を選定する。						
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	令和3年度は、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画に基づき、450人分の公募を行い、359人分の選定を行った。 今後も引き続き、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画に基づいた特別養護老人ホーム整備事業者公募を行うとともに、既存施設に対する改修費や修繕にかかる費用等の補助を行うことにより、居住環境改善を促進する。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できるよう必要な整備量の確保に努めてきた結果、令和3年度は特別養護老人ホームの入所平均待ち月数が10か月となった。しかし、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えると想定されることから、整備量を加速し、事業を継続する必要がある。そのため、年間450人分の公募・選定を達成できるよう、引き続き民有地での積極的な応募を促進していく必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			北條 雅之	岩瀬 敬二	長嶋 貴文			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 5 項 1 目 東部方面斎場(仮称)整備事業		所管区局・課	健康福祉局環境施設課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1 6	
						政策番号	17	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	墓地・埋葬等に関する法律、同施行規則 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例、同施行規則		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進					
		施策(事業)	新たな斎場及び市営墓地の整備					
事業の目的	将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進める。							
具体的な 事業内容	今後、死亡者数の増加に伴い、火葬需要の増加が見込まれる中で、現在、既存斎場の火葬受付枠を増やすため運用面の工夫を行っているが、それだけでは安定した火葬の供給は困難となることが見込まれるため、全市的な観点から新たな斎場の整備を進めている。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		東部方面斎場(仮称)		基本調査(29年度)	基本設計完了、実施設計着手	設計完了		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		20,000千円	688,148千円	160,977千円	236,930千円	
		支出済額		27,528千円	651,035千円	178,912千円	207,269千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 7,528千円	37,113千円	△ 17,935千円	29,661千円	
執行率(%)		138%	95%	111%	87%			
人件費		一般職職員		2.0人	2.0人	3.0人	3.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		45,098千円	668,681千円	205,222千円	233,579千円			
増▲減		-	623,583千円	▲ 463,459千円	28,357千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例において、火葬場(斎場)の経営主体は「地方公共団体、宗教法人、公益法人に限る」と規定されている。これは、斎場の永続的管理の必要性とともに、健全な経営を確保するためには営利を追求しない公益的事業として運営されるべきとの考えによるものである。さらに、将来にわたる火葬の安定供給を確保するためには、本市の責任で火葬を提供できる体制が必要である。						
	事業目的に対する有効性	今後、死亡者数の増加に伴い、火葬需要の増加が見込まれている。現在、既存斎場の火葬受付枠を増やすため運用面の工夫を行っているが、それだけでは安定した火葬の供給は困難となることが見込まれるため、全市的な観点から新たな斎場整備について検討を進めたものである。市民の火葬の安定供給を確保することは、基礎自治体としての責務であると考えます。						
	本事業の効率性・類似性	これまで、全ての火葬枠を市民優先として早めに予約できるようにしたほか、従来、休場していた日も利用できる斎場を増やし、火葬枠を拡大するなど、既存斎場の運営面で様々な工夫を行ってきたが、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しい状況である。そのため、全市的な観点から検討を進め、新たな斎場を整備することとした。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 基本設計の進捗状況について、令和3年9月に開催された市会で中間報告を行った。また、事業の進捗状況については、令和3年10月25日から令和3年11月24日にかけて動画配信形式で実施した説明会を通じ、周辺への周知を図った。さらに、関係団体、企業等にも事業説明を行い、意見や要望をいただく機会を設けている。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題である。一方で、地域の方々の理解と協力が必要不可欠である。そのため、地域の方々にも丁寧に説明し、理解をいただけるよう誠意を持って対応し、本市の将来を見据え斎場整備に着実に取り組んでいく必要がある。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において市内5か所目となる市営斎場の整備を進めている。令和3年度は基本設計を完了させるとともに実施設計に着手した。加えて、地質調査等や斎場関連用地の測量・分筆、経営許可手続きに係る標識設置等を行った。また、斎場予定地前の交差点改良について検討を進めるのにあたり、交通安全対策等を検討する委託を行った。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	井波 昭彦		係長	山口 真		施設係 川畑 佳寛	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 5項 1目 社会福祉施設等償還金助成事業 (障害者施設)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	7-5-1 7	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会福祉法人が施設を建設するにあたり、福祉医療機構及び横浜市社会福祉協議会から借り入れる資金の償還金の元金の一部及び福祉医療機構及び横浜市社会福祉協議会から借り入れる償還金の元金における利子を助成することにより、法人負担を軽減して、民間施設の建設促進を図る。					
	具体的な 事業内容	施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構又は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から資金を借り入れた社会福祉法人に対して、償還金の元金の一部及び利子を助成した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	60,932千円	53,231千円	51,054千円	48,629千円	
		支出済額	59,751千円	53,231千円	51,054千円	48,628千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	1,181千円	0千円	0千円	1千円	
		執行率(%)	98%	100%	100%	100%	
		人件費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		879千円	882千円	877千円	877千円	
	総事業費	60,630千円	54,113千円	51,931千円	49,505千円		
	増▲減	-	▲ 6,516千円	▲ 2,182千円	▲ 2,426千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	長期間にわたる助成となるため、単年度で見ると事業費圧縮の効果はあるものの、各施設整備への助成総額が把握しにくい、助成額が長期間固定的に必要となり金利変動に左右される、などの課題があり、見直しの余地がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 民間社会福祉施設整備のために借入を行った社会福祉法人を対象とした償還金助成であるため。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	償還金助成の新規募集は27年度で廃止しているため、償還の続く法人から適正に申請を受け、助成を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 赤池 洋一	整備推進担当 係 宇野 修平		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 5 項 1 目 社会福祉施設等償還金助成事業 (特別養護老人ホーム等)		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 5 - 1 8	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会福祉法人による特別養護老人ホーム等の整備促進に資することを目的に事業を開始した。						
	具体的な 事業内容	施設を建設するにあたり、独立行政法人福祉医療機構又は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から資金を借り入れた社会福祉法人に対して、償還金の元金の一部及び利子を助成した。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績						
		目標実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		1,600,941千円	1,488,856千円	1,335,241千円	1,199,873千円	
		支出済額		1,599,531千円	1,476,972千円	1,326,753千円	1,187,924千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		1,410千円	11,884千円	8,488千円	11,949千円	
		執行率(%)		100%	99%	99%	99%	
		人 件 費	一般職職員		0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費		1,604,802千円	1,482,266千円	1,332,015千円	1,193,186千円			
増▲減		—	▲ 122,536千円	▲ 150,251千円	▲ 138,829千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度より償還金助成の新規募集を廃止しているため、助成額は減少していく。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		民間社会福祉施設整備のために借入を行った社会福祉法人を対象とした償還金助成であるため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新規募集を廃止したため、現在は法人の償還終了を待つ状態となっている。 既存の施設運営に支障をきたさないよう、助成を継続していく必要がある。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設整備 係
	北條 雅之	岩瀬 敬二	勝沼 祥平

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 5 項 1 目 社会福祉施設等償還金助成事業 (地域ケアプラザ)	所管区局・課	健康福祉局 地域支援課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 5 - 1 9	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例 他		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	社会福祉法人が施設を建設するにあたり、横浜市社会福祉協議会等から借り入れる資金の元金の一部及び利子を助成することにより、法人負担を軽減して、民設整備による建設促進を図るため。				
	具体的な 事業内容	地域ケアプラザ建設に係る借入金の償還金を助成した。				
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	43,671千円	43,084千円	42,676千円	42,157千円
		支出済額	43,513千円	43,083千円	42,613千円	42,155千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	158千円	1千円	63千円	2千円
		執行率(%)	100%	100%	100%	100%
人 件 費		一般職職員	0.1人	0.0人	0.0人	0.0人
		再任用職員	0.0人	0.1人	0.1人	0.1人
	概算人件費	879千円	497千円	511千円	511千円	
	総事業費	44,392千円	43,580千円	43,124千円	42,666千円	
	増▲減	—	▲ 812千円	▲ 456千円	▲ 458千円	
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後、新規助成対象となる施設整備は行わない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	業務の性質上、外部へ意見聴取することが馴染まないため。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	助成対象となる法人の償還が完了するまで、引き続き事業を実施する。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 柿沼 千尋	係長 花摘 梢子	係 藤生 恵子	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 5項 1目		所管区局・課	健康福祉局 介護事業指導課	令和4年度 事業評価書番号	7-5-1		
	地域密着型サービス事業所整備及び消防用 設備設置等事業				政策番号	10	16	
				主な施策(事業)番号		3		
実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	介護保険法第8条第19項、第20項、第23項、 老人福祉法第5条の2第5項、第6項、第7項				
	その他	<input type="checkbox"/>		中期計画 政策 地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり				
事業の目的	18年度の介護保険制度の見直しにより、可能な限り在宅生活が継続できる地域社会を実現するため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供を目指す「地域密着型サービス」が創設された。18年度の介護保険法改正以降、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて日常生活圏域ごとに1か所以上の整備を進めるとし、未整備圏域の解消及び総量の確保に向けて整備を進めた。 また、事業所における防災・減災対策を推進し、利用者の安心・安全を確保するために、防災改修の補助を行った。							
	具体的な 事業内容 ・介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、「訪問」、「宿泊」のサービスを柔軟に組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、在宅生活を継続することができるよう支援した。 ・医療ニーズが高くなっても、在宅要介護者が住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、要介護者の在宅生活を継続を支援した。 ・認知症になっても住み慣れた地域の中で、共同生活(5~9人)を送りながら、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援を受け、認知症状の進行緩和、生活機能向上を目指し、安心して日常生活を送ることのできる認知症高齢者グループホームの整備を推進した。 ・利用者の安心・安全を確保するため、既存事業所に対して、防災改修の補助を行った。							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	—		—	—	—			
備考	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所数		147か所(累計)(29年度)	157か所(累計)	216か所(累計)			
事業実績	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はいたしません。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		85,303千円	449,110千円	352,530千円	252,266千円	
		支出済額		85,127千円	376,900千円	186,614千円	115,098千円	
		繰越額		0千円	33,600千円	1,764千円	33,600千円	
		差▲引		176千円	38,610千円	164,152千円	103,568千円	
		執行率(%)		100%	91%	53%	59%	
		人件費	一般職職員		3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		111,482千円	436,969千円	214,688千円	175,008千円			
増▲減		—	325,487千円	▲222,281千円	▲39,680千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性 整備が進んでいる圏域がある一方で、市内での未整備圏域は、小規模多機能型居宅介護が概ね36圏域、認知症高齢者グループホームが概ね8圏域あり、区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率等にばらつきがあるため、未整備圏域(未整備区)を中心に整備を進める必要がある。整備促進の支援策として、引き続き事業者への補助は必要である。 また、事業所における利用状況の変化や施設の老朽化などにより、安全性の確保が必要な事業所については、その対策として、国の交付金を活用した、防災改修、消防設備設置、ブロック塀改修、給水設備設置等を引き続き事業者へ働きかける必要がある。							
	事業目的に 対する有効 性 事業開設に係る事業所整備費用を補助することにより、事業者の初年度収支見込みに対する不安等を解消し、事業参入意欲の促進につながっている。また、事業者の初年度の経営を安定させ、利用者への質の高い介護サービスの提供に寄与しているものと考え。							
	本事業の 効率性・ 類似性 国の交付金及び県の基金を財源として活用しており、効率的に整備を推進している。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 整備費補助金交付にあたっては、外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」に諮る。							
	自己評価 及び 事業見直し の方向性 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホーム全てのサービスに共通して、総量の確保を目指した整備を推進し、かつ未整備圏域の解消を図る必要がある。そのため、引続き未整備圏域を対象とした随時公募を継続するとともに、民有地におけるマッチング事業及び市有地の活用検討等により、事業者の参入の促進に努めていく。また、既存事業所に対する防災改修等の補助については、応募はあったが国から採択されなかった事業がある等、整備の必要性はあると考えられるため、引き続き、事業者への補助を行う。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題		整備量の確保及び未整備圏域の解消のため、現在まで①未整備圏域を対象とした随時公募、②市街化調整区域における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の土地利用規制の緩和、③オーナー型補助制度の導入、④民有地におけるマッチング事業の実施、⑤未整備圏域である若葉台地域における神奈川県住宅供給公社と連携した公募の実施等の取り組みを行ってきた。今後もこれらを継続するとともに、市有地活用公募((看護)小規模多機能型居宅介護事業所)など新たな取り組みについても検討し、更なる整備促進を目指す。また、整備にあたっては土地の確保が困難との声があることから、R3年度から実施している前述④の民有地におけるマッチング事業について、幅広く周知を行うなど、引き続き取り組みを進めていく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	運営支援 係			
			北條 雅之	北山 智基	鈴木 季佐江			



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 5 項 1 目 養護老人ホーム解体事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 5 - 1 11
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	老人福祉法、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市養護老人ホーム整備費補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームあり方検討会(平成21年度)で「市内に適正な養護老人ホームの入所定員数(500人程度)を確保するとともに、効果的・効率的な運営を行うため、公立養護老人ホームについて、最適な運営主体を選定する取り組みを推進すること」とされた。</li> <li>・公立養護老人ホーム(名瀬ホーム・恵風ホーム)について、施設の老朽化、個室化未対応等の問題の解消が急務であった。</li> <li>・要介護状態となった入所者の介護保険施設等への転所を認める一方で、単身高齢者保護世帯の増加や精神疾患(統合失調者等)の増加など、養護老人ホームに対する一定の需要は引き続き見込まれる。</li> <li>・上記課題に対応するため、公立養護老人ホーム(恵風ホーム、名瀬ホーム)の代替施設について、民設民営による整備を進めることとした。</li> </ul>					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵風ホームの代替施設として、平成30年度に名瀬ホーム(戸塚区)跡地を活用した養護老人ホーム「名瀬の森」(市有地貸与、民設民営で整備)を開設した。</li> </ul> 令和3年度は、恵風ホーム解体工事に伴う、周辺家屋の事後家屋調査及び名瀬ホーム跡地における測量・分筆を実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		名瀬の森	目標	建設95%・しゅん工			
			実績	同上			
		恵風ホーム解体工 事	目標		解体設計・解体工事契約	解体工事完了	周辺事後家屋調査完了
	実績			同上	同上	同上	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,204,440千円	133,318千円	193,150千円	46,504千円
		支出済額		1,189,822千円	12,656千円	324,510千円	37,617千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		14,618千円	120,662千円	△ 131,360千円	8,887千円		
執行率(%)		99%	9%	168%	81%		
人 件 費		一般職職員		1.6人	1.6人	1.6人	1.6人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		14,056千円	14,117千円	14,032千円	14,032千円	
総事業費		1,203,878千円	26,773千円	338,542千円	51,649千円		
増▲減		—	▲ 1,177,105千円	311,769千円	▲ 286,893千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	既存の公立養護老人ホームについては、①施設の老朽化、②効率的な経営が困難(人件費の問題等)、③処遇上の問題(個室化未対応等)などの課題に対応するため、民設民営による代替施設の整備を進める必要があった。					
	事業目的に 対する 有効性	名瀬ホームの代替施設として、平成27年度に「野庭風の丘」、恵風ホームの代替施設として平成30年度に「名瀬の森」がしゅん工・開所したことにより、入所されていた方の居住寛容が大きく改善され、民設民営による効果的な運営が可能となった。					
	本事業の 効率性・ 類似性	恵風ホームの代替施設として、旧名瀬ホームの敷地の一部を有効活用し、民設民営による「名瀬の森」を整備したことにより、整備費にかかる本市の財政負担を最小限に抑えることができ、恵風ホーム入所者の居住環境の改善や、効果的かつ効率的な運営が可能となった。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		平成21年度に外部委員で構成される「養護老人ホームのあり方検討会」で検討結果等を踏まえ、整備方針を決定した。法人選定にあたっては、外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」で事業者(補助金交付先)を選定した。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	恵風ホーム(平成30年度末廃止)の解体工事は令和2年度で完了し、令和3年度には解体工事に伴う事後家屋調査を実施・完了したことで、本事業の目的を達成したため、令和3年度をもって事業を廃止とした。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設整備係
	北條 雅之	岩瀬 敬二	飯田 動

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 5項 1目 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水 設備整備及び水害対策強化事業		所管区局・課	健康福祉局高齢施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-5-1 12	
事業 概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱			
	その他	■						
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	社会福祉施設等について「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)により国で補助事業が創設されたことを受け、高齢者施設等の防災・減災対策を推進することを目的に事業を開始した。						
	具体的な 事業内容	高齢者施設等において、災害による停電・断水時に施設機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備整備にかかる費用の補助や大雨等により発生し得る災害に備え、円滑で安全な避難ができるような施設整備にかかる補助を行う。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ		
事業 実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標						
		実績						
		目標						
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額			45,000千円	97,500千円	97,526千円	
		支出済額			21,495千円	70,865千円	31,965千円	
		繰越額			0千円	8,910千円	28,366千円	
		差▲引			23,505千円	17,725千円	37,195千円	
		執行率(%)			48%	82%	62%	
人 件 費		一般職職員			0.3人	0.3人	0.3人	
		再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費			2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費			24,142千円	82,406千円	62,962千円			
増▲減		—	24,142千円	58,264千円	▲ 19,444千円			
事業 評価の 視点に よる点 検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	近年多発している自然災害による影響を踏まえ、非常用自家発電設備及び給水設備整備の需要が高まると予測できる。また、施設の老朽化にかかる対応や災害による停電・断水時にも施設機能を維持する必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		業務の性質上、外部へ意見聴取することがなじまないため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	災害対策として、高齢者施設が非常用自家発電設備及び給水設備の工事を行ったことにより、災害時に安定した電力・水の供給を行えることとなった。 厚生労働省より、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における補助事業として、非常用自家発電設備整備に加え、令和2年度から新たに給水設備整備事業が追加され、さらに補助対象上限が撤廃されたため、大規模な工事を実施することが可能となった。施設の老朽化や災害対策として必要があるため、引き続き事業を実施する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	北條 雅之	係長	岩瀬 敬二	施設整備 係 鶴見 遥

## 事業評価書目次（令和4年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-6-1	1	結核医療・健康管理事業
7-6-1	2	感染症発生動向調査事業
7-6-1	3	感染症・食中毒対策事業
7-6-1	4	エイズ・性感染症予防対策事業
7-6-1	5	定期予防接種事業
7-6-1	6	高齢者インフルエンザ予防接種事業
7-6-1	7	予防接種健康被害救済事業
7-6-1	8	新型インフルエンザ対策事業
7-6-1	9	高齢者予防接種事業（成人用肺炎球菌）
7-6-1	10	横浜市風しん対策事業
7-6-1	11	医療指導事業
7-6-1	12	新型コロナウイルス感染症対策事業
7-6-1	13	新型コロナウイルスワクチン接種事業

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 6項 1目 結核医療・健康管理事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・施行令・施行規則、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市定期健康診断費補助金交付要綱			
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	事業の目的 (事業開始の経緯)	結核の早期発見及びまん延防止を図るとともに、適正な結核医療及び医療費を提供することを目的に、昭和26年の結核予防法の施行に併せて本事業を開始した。(平成19年に結核予防法から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に変更)						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核患者と接触のあった者に対して健康診断を実施した。</li> <li>患者の治療期間終了後も、再発しないかどうか健康診断を実施し、まん延防止を図った。</li> <li>適正な医療を提供するために感染症診査協議会を行った。</li> <li>結核の早期発見のため、私立学校や施設に対し、結核健康診断費用の一部補助を行った。</li> </ul>							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		結核発生動向調査 年報における結核 新登録者患者の人口 10万対罹患率	目標	15.0	15.0	10.0	10	
			実績	11.8	10.9	9.4	8.9(暫定)	
			目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		243,354千円	235,076千円	219,445千円	215,323千円	
		支出済額		218,853千円	183,195千円	140,179千円	171,066千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		24,501千円	51,881千円	79,266千円	44,257千円	
		執行率(%)		90%	78%	64%	79%	
		人 件 費	一般職職員		3.1人	3.1人	3.1人	3.1人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			27,234千円	27,351千円	27,187千円	27,187千円		
総事業費		246,087千円	210,546千円	167,366千円	198,253千円			
増▲減		—	▲ 35,540千円	▲ 43,180千円	30,887千円			
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	結核の発生及びまん延、罹患率の上昇を抑えるために必要である。						
	事業目的に 対する 有効性	事業の達成指標である罹患率は年々低下傾向ではあるが、感染症を収束させる為には、継続的な事業実施が必要である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	法律に基づく事業であるため他事業との集約は難しく、また、費用は医療の必要性に基づき算出しているため削減は難しい。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	専門医や法律等の学識経験者から構成される附属機関「横浜市感染症診査協議会(結核分科会)」を設置し、各委員の専門的かつ客観的な立場から結核患者に対する入院勧告、入院期間の延長及び医療に関する審議を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新規患者の発見やまん延防止のため、積極的な健康診断の実施や感染ルートの解明に努め、さらなる罹患率の低下を図る。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

赤松 智子

係長

竹生田 美苗

根岸 優

係

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 6 項 1 目 感染症発生動向調査事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 2
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市感染症発生動向調査事業実施要綱 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	各種感染症の発生状況を正確に把握し速やかに対策を行うことを目的として、昭和56年に18疾患を対象とし、国により全国的なサーベイランス(監視)システムが立ち上げられ、本市においても、昭和57年から本事業を実施している。その後、昭和62年のオンラインシステムの導入(27疾患に拡大)など随時事業が拡大・拡充され、平成11年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い、感染症対策の基本として位置づけられることとなった法定事業(法第12~14条)であり、国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき実施している。さらに平成26年の同法改正により、患者等からの検体確保と病原体の検査による情報の収集・解析に関する明確な規定が設けられ、平成28年4月から情報収集体制が強化された。現在、115の疾患等が対象となっている。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内医療機関から感染症発生情報を収集し、市内での流行状況を把握した。</li> <li>市内の感染症発生情報を国へ報告することにより、国内での流行情報を把握した。</li> <li>病原体定点から提出された検体及び蚊等の病原体検査を行い、病原体保有状況を把握した。</li> <li>感染症発生動向調査委員会により市内の感染症情報を毎月把握し、情報をホームページ等により公表した。</li> </ul>						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		病原体定点検体 検査数(件)	目標	—	—	—	—
			実績	928	861	415	507
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		56,620千円	58,513千円	152,029千円	60,156千円
		支出済額		61,264千円	71,417千円	98,418千円	59,266千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 4,644千円	△ 12,904千円	53,611千円	890千円		
執行率(%)		108%	122%	65%	99%		
人 件 費		一般職職員	6.0人	6.0人	10.0人	6.0人	
		再任用職員	1.0人	1.0人	3.0人	1.0人	
	概算人件費	57,504千円	57,905千円	103,015千円	57,725千円		
総事業費		118,768千円	129,322千円	201,433千円	116,991千円		
増▲減		—	10,554千円	72,111千円	▲ 84,442千円		
事業評価の視点による 点検・検証・評価	本市が行う 必要性	法律及び国の要綱等で実施を求められる事業であり、国や地域の感染症施策の基礎となるべきものであり必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	感染症の発生動向調査により、市内で発生している感染症をいち早く探知するとともに、病原体の検査結果から感染源や発生動向を分析し、流行している感染症の予防方法を市民に注意喚起することで、市内の感染症のまん延を防止し市民の健康を守ることができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	検体等の収集・搬送等の方法について、区及び衛生研究所等関係機関との調整により効率性は向上するものと考えている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		定期的に「感染症発生動向調査委員会」を開催し、市内医療機関の関係者を交え、感染症の発生状況について協議し、感染症対策に反映させることとしている。			
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	国際的スポーツイベント(東京2020オリンピック・パラリンピック)の開催に伴い、蚊媒介感染症サーベイランスなど、輸入感染症対策を強化することができた。 新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた社会経済活動の復活が予想される中で、輸入感染症の増加が懸念されることや、これらの感染症の国内発生等を見据えた対策や検査の必要性が増している。 また、従来流行していなかった感染症(小児における原因不明肝炎やサル痘等)への対応が求められている。 そのため、引き続き感染症の発生状況を速やかに把握し、施策につなげていくことが重要と考える。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

赤松 智子

係長

中川 澄太

係

根岸 優

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 6 項 1 目 感染症・食中毒対策事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 6 - 1 3	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	感染症対策の強化					
事業の目的	感染症・食中毒の発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保する。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症・食中毒患者発生時の迅速な調査及び拡大防止対策の実施</li> <li>・市民及び関係団体等への感染症・食中毒予防啓発の実施</li> <li>・職員研修の実施</li> <li>・エボラ出血熱、MERS等の一類・二類感染症発生時対策(PPE着脱訓練)の実施</li> </ul>							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		エボラ出血熱・新型インフルエンザ等の発生時対応訓練		2回/年(29年度)	0回	2回/年		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		31,339千円	30,924千円	6,829,983千円	43,446千円	
		支出済額		31,390千円	341,037千円	6,029,990千円	31,795千円	
		繰越額		0千円	43,362千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 51千円	△ 353,475千円	799,993千円	11,651千円	
執行率(%)		100%	1243%	88%	73%			
人件費		一般職職員	3.6人	3.6人	18.6人	3.6人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	5.0人	0.0人		
	概算人件費	31,626千円	31,763千円	188,647千円	31,572千円			
総事業費		63,016千円	416,162千円	6,218,637千円	63,367千円			
増▲減		—	353,146千円	5,802,475千円	▲ 6,155,270千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	法令で実施を求められており、市民の健康を守るために必要な事業である。また、国際的な人流の平準化を見据え、輸入感染症対策を進める必要がある。						
	事業目的に対する有効性	感染症や食中毒の発生時に、検査や調査を行い原因を究明することで、感染拡大や再発を防止し、市民の健康を守る。						
	本事業の効率性・類似性	予防啓発については、感染症等の発生状況に応じ、より効果的かつ費用対効果の高い手法を選択する必要がある。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 専門医や法律等の学識経験者から構成される附属機関「横浜市感染症診査協議会(感染症分科会)」を設置し、各委員の専門的かつ客観的な立場から1類及び2類感染症が発生した場合には、患者に対する入院勧告及び入院期間の延長又は医療に関する審議を行うこととしている。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	発生予防に重点を置き、流行前の効果的な啓発や、保育園や高齢者施設への研修などに取り組んだ。この結果、施設等におけるノロウイルス集団発生時の保健所への連絡が速やかに行われるようになり、終息までの期間が短縮されるなどの効果があった。今後は、予防啓発を継続するとともに、国際イベントの開催や外国人労働者の流入機会が増加も視野に入れ、外国人患者への対応や、経験のない輸入感染症及び大規模な事件等が発生した場合の対応について、関係局と連携し体制を強化していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症では積極的疫学調査チームを立ち上げ、感染の流行の波を早期探知し、感染拡大防止に務めた。今後発生が懸念される新興感染症に対応するため、全庁的な連携強化が必要である。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	感染症対策では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、令和2年2月のクルーズ船受入時の対応を皮切りに、帰国者・接触者外来を拡充するとともに、横浜市医師会と協力し簡易検体採取所や行政検査実施医療機関の拡充に努め受診体制を整備し、患者の早期発見・蔓延防止に取り組んだ。 感染拡大防止に向けては、「感染症コールセンター」及び「帰国者・接触者相談センター」を開設し、幅広く相談に対応することで、正しい知識の啓発と市民の不安軽減に努めた。引き続き、市民の安全・安心の確保のため、流行拡大期に向けた対策の取組が求められる。 また、Y-AEITを発足し、福祉施設、医療機関等に対して、感染拡大防止のための早期の集団検査とゾーニング指導を実施した。 一・二類感染症疑似症患者をより安全に移送するため、購入した移送用救急車両2台を活用し、消防局と連携して、新型コロナウイルス感染症患者の移送を実施した。 新型コロナウイルス感染症以外では、当初予定していた発生時対応訓練は新型コロナウイルス感染症対応のため実施を見送ったが、規模を縮小し、エボラ出血熱疑似症患者対応に関する所内訓練として、発生時期を夏季に設定した厳しい条件下のもとPPEの着脱訓練を実施した。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			赤松 智子	中川 澄太	根岸 優			

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 エイズ・性感染症予防対策事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的な 名称	感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律(平成11年4月1日施行)、後天性免疫症候群に関する特定感染症予防指針(平成30年1月18日施行)			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	昭和61年に国内でエイズ患者が発生し、不安を持つ住民の相談等の対応が必要となり事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	HIV検査を受けやすい環境を整えるため、各区福祉保健センターでの検査に加え、夜間、土曜、日曜に検査を実施した。また、感染予防等について市民への啓発を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		HIV検査件数(件)	目標	3,500	3,800	3,500	3,500
			実績	2,990	2,650	1,188	1,090
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		60,215千円	61,317千円	62,319千円	61,221千円
		支出済額		53,997千円	54,310千円	50,372千円	52,621千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		6,218千円	7,007千円	11,947千円	8,600千円		
執行率(%)		90%	89%	81%	86%		
人件費		一般職職員	2.1人	2.1人	2.1人	2.1人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	18,449千円	18,528千円	18,417千円	18,417千円		
総事業費		72,446千円	72,838千円	68,789千円	71,038千円		
増▲減		—	393千円	▲4,049千円	2,249千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国が定める「HIV検査・相談事業実施要綱」に規定される政令市として、無料匿名のHIV検査を実施することで、市民が受検しやすい環境を整え、エイズ発症前の早い段階でのHIV感染を発見し、まん延を抑制する。					
	事業目的に 対する 有効性	2年度に続き、新型コロナウイルス感染対策で予約制を採用したこと等により、受検者数は減少しているが、夜間・土日等の受検しやすい環境整備及び啓発を実施することで、引き続き受検希望者のニーズに応じており、HIV感染の早期発見・まん延防止や医療費等の社会全体の負担抑制につながる事が期待できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	HIV感染を知る手段は血液検査のみである。一方で、性感染症に対する社会の偏見や差別が根強くあるため、受検を促すためには、希望者が安心して足を運べる検査体制が必要である。従って、保健所による無料匿名の検査については、今後も維持し啓発していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 外部有識者で構成される「エイズ対策推進協議会」を設置している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	エイズを発症してからHIV感染が判明する人の割合は依然として高く、感染予防の啓発と、早期発見のための検査については、今後も充実していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	赤松 智子	竹生田 美苗	石川 華子

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 定期予防接種事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、 予防接種実施規則、横浜市定期予防接種事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	予防接種の実施により、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として予防 接種法が昭和23年に制定された。同法には、市町村長はA類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市民に対し保健 所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならないとあり、横浜市でも法制定時より予防接種事業を実施 している。				
	具体的な 事業内容	予防接種法に定める疾病の予防接種を市内の協力医療機関で個別接種により実施  本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	7,760,269千円	8,236,976千円	8,370,032千円	8,206,657千円
		支出済額	7,611,460千円	7,570,705千円	8,254,001千円	8,473,245千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	148,809千円	666,271千円	116,031千円	△ 266,588千円
		執行率(%)	98%	92%	99%	103%
人 件 費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
	総事業費	7,629,030千円	7,588,351千円	8,271,541千円	8,490,785千円	
	増▲減	—	▲ 40,679千円	683,190千円	219,244千円	
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	予防接種は協力医療機関への委託により効率的に実施している。また、法定事業のため、他事業との類似性は認められない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法定事業のため				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	感染症の発生及びまん延防止のため、引き続き、市民の皆様が安心して接種できる体制を確保し、接種率の向上に取り組む。				

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

赤松 智子

係長

桑原 徹

予防接種担当 係

田川 祥帆



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 高齢者インフルエンザ予防接種事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 6
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、 予防接種実施規則、横浜市高齢者インフルエンザ予防接種 事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	インフルエンザの予防接種が高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されたことにより、平成13年に予防接種法及び予防接種法施行令が改正され、65歳以上の者及び60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより1級相当の障害を持つ者を対象に、予防接種が開始された。				
	具体的な 事業内容	予防接種の実施について、対象者に周知し、接種を協力医療機関に委託して、事業を実施した。また、そのために必要な印刷物の作成、配布などを行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	1,177,681千円	1,217,085千円	3,241,000千円	1,255,357千円
		支出済額	1,154,222千円	1,300,613千円	2,999,428千円	1,488,687千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	23,459千円	△ 83,528千円	241,572千円	△ 233,330千円
執行率(%)		98%	107%	93%	119%	
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
	総事業費	1,163,007千円	1,309,436千円	3,008,198千円	1,497,457千円	
	増▲減	—	146,429千円	1,698,762千円	▲ 1,510,741千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	予防接種は協力医療機関への委託により効率的に実施している。また、法定事業のため、他事業との類似性は認められない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業のため。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	感染症の発生及びまん延防止、並びに、高齢者の疾病予防のため、引き続き、市民の皆様が安心して接種できる体制を確保し、接種率の向上に取り組む。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 赤松 智子	係長 桑原 徹	予防接種担当 係 山本 努	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 6項 1目 予防接種健康被害救済事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 7	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和51年に予防接種法が改正され健康被害救済制度が創設された。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の認定を受けた給付対象者への医療費、医療手当、障害年金等の給付</li> <li>予防接種事故対策調査会の開催</li> </ul> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績						
		目標実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		61,451千円	62,337千円	63,276千円	59,510千円	
		支出済額		62,799千円	62,880千円	60,840千円	59,643千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 1,348千円	△ 543千円	2,436千円	△ 133千円	
		執行率(%)		102%	101%	96%	100%	
		人 件 費	一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		64,556千円	64,645千円	62,594千円	61,397千円			
増▲減		—	89千円	▲ 2,051千円	▲ 1,197千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	申請に始まり、認定から給付まで事務手続きはすべて法に定めがあり、その通り効率的に実施している。また、法定事業のため、他事業との類似性は認められない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市予防接種事故対策調査会:市民が受けた定期予防接種に起因した事故の諸問題について、適正な解決を図るため、市長の諮問機関として設置						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	予防接種によって健康被害が生じた方を救済するため、法に則り、引き続き、適正に事務を行います。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 赤松 智子	係長 桑原 徹	予防接種担当 係 金子 秀平
--------------------	-------------	------------	-------------------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 6項 1目 新型インフルエンザ等対策事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書番号	7-6-1 8	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	感染症対策の強化					
事業の目的	1997年に、新型インフルエンザに変異すると懸念されているH5N1型鳥インフルエンザの人への感染が初めて確認されて以降、世界各国で対策を講じている。本市においても、2005年12月に国が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、本市行動計画を策定し、予防・まん延防止、社会機能の維持を目的とした、具体的な対策を開始した。							
具体的な 事業内容	新型インフルエンザ等の発生に備えた医療資機材等の備蓄及び整備を、新型コロナウイルス感染症対策事業と連携して実施した。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		エボラ出血熱・新型インフルエンザ等の発生時対応訓練		2回/年(29年度)	0回	2回/年		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		77,098千円	75,219千円	63,829千円	55,229千円	
		支出済額		71,607千円	63,971千円	14,998千円	31,518千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		5,491千円	11,248千円	48,831千円	23,711千円	
執行率(%)		93%	85%	23%	57%			
人件費		一般職員	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	35,140千円	35,292千円	35,080千円	35,080千円			
総事業費		106,747千円	99,263千円	50,078千円	66,598千円			
増▲減		—	▲ 7,484千円	▲ 49,185千円	16,520千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型インフルエンザ等発生時に市内の医療機関を受診する患者数は最大71万人程度、死者数は最大19,000人程度と試算されている。市民の生命や安全の確保のため、市内医療体制の整備は必須である。また、医療の提供、積極的疫学調査、ウイルス検査等に係る必要物資の備蓄や、対応にあたる従事者や市民への感染を防止する対策を講じていく必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	本事業における成果は、新型インフルエンザ等の発生を以て最大限発揮されるものであるが、未発生期の現時点でも、帰国者・接触者外来設置協力医療機関を始めとした市内医療機関と専門外来の開設に関する協定を締結する等、着実に医療体制の整備・強化を進めている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	新型インフルエンザは、これまでもおよそ10年の周期で発生している。ひとたび発生すれば、その感染力の強さや多くの人が免疫を未獲得であること等の理由から大流行をする恐れがあり、健康被害や社会的影響の大きさが懸念されている。そのため、未発生時から対策を講じ、市中感染の抑制と市民の健康保護が必要であるとともに、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく事業でもあるため、他の事業による代替は困難である。 また、平時より、感染拡大に伴い必要とされる医療資器材の備蓄や帰国者接触者外来設置医療機関との協力体制の構築を実施していたことが、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症への対応に大きく貢献しているため、今後も継続していく。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		定期的に「横浜市新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を開催し、帰国者・接触者外来設置協力医療機関や市医師会等と協議を行いながら事業を進めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和3年2月の感染症法改正により、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症の中に位置付けられた。また、新型コロナウイルス感染症への対応の中で、平時より備蓄していた医療資器材の放出や帰国者・接触者外来設置医療機関との連携を強化してきたことが大きく貢献しているが、今後振り返りを行う段階では、本事業においても、新型コロナウイルス感染症への対応で得た知見やワクチンの住民接種におけるノウハウ等を活かして事業の見直しを図っていく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新型インフルエンザ等が発生すれば、国の想定では人口の25%が感染するとされているが、本市のような人口が密集する都市部においては、さらに感染者が拡大する恐れがあり、より厳しい想定にも対応できるよう体制の整備や医療用資器材の確保が必要である。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されるなど法整備が進む中、感染拡大、まん延防止を図るためには、神奈川県や近隣の自治体との連携が重要である。特に市内医療機関等とは、対応訓練の実施や協議会の開催等により情報共有を行い連携を強化していく必要がある。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関との連絡会を実施できなかったが、アフターコロナを見据え、同感染症の対応で得た知見等を今後の対策事業に生かしていく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	菅野 美穂	係長	岡村 研吾	新型インフルエンザ等対策担当 係 古川 あずさ	

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 6 項 1 目 高齢者予防接種事業(成人用肺炎球菌)		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 9	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、横浜市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	予防接種法に基づき、平成26年10月から市町村が実施主体となる定期の予防接種となっている。					
	具体的な 事業内容	予防接種の実施について、対象者に周知し、接種を協力医療機関に委託して、事業を実施した。また、そのために必要な印刷物の作成、配布などを行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標					
		実績					
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		512,504千円	185,147千円	249,153千円	204,076千円
		支出済額		434,974千円	195,521千円	229,201千円	188,449千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		77,530千円	△ 10,374千円	19,952千円	15,627千円
執行率(%)		85%	106%	92%	92%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		443,759千円	204,344千円	237,971千円	197,219千円		
増▲減		—	▲ 239,415千円	33,627千円	▲ 40,752千円		
事業評価 の視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	予防接種は協力医療機関への委託により効率的に実施している。また、法定事業のため、他事業との類似性は認められない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	感染症の発生及びまん延防止、並びに、高齢者の疾病予防のため、引き続き、市民の皆様が安心して接種できる体制を確保し、接種率の向上に取り組む。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

赤松 智子

係長

桑原 徹

予防接種担当 係

山本 努

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 横浜市風しん対策事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 10	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	風しんに関する特定感染症予防指針			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	「先天性風しん症候群」の発生及び風しんの発生を予防する。					
	具体的な 事業内容	①妊娠を希望する女性と②妊娠を希望する女性のパートナー及び同居家族③妊婦のパートナー及び同居家族を対象に風しんの予防接種、及び抗体検査事業を実施した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
			目標	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—
			目標				
			実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		ワクチン接種の効果測定が困難なため				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額			406,413千円	306,804千円	190,008千円	132,217千円
	支出済額			348,267千円	152,864千円	154,071千円	122,882千円
	繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円
	差▲引			58,146千円	153,940千円	35,937千円	9,335千円
	執行率(%)			86%	50%	81%	93%
	人 件 費	一般職職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円	
総事業費			352,660千円	157,276千円	158,456千円	127,267千円	
増▲減			—	▲ 195,384千円	1,181千円	▲ 31,189千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	WHO(世界保健機関)による風しんの排除認定を目指し、国及び県が風しんを排除することを目標としており、本市としても市民の健康と安全を守るために、対策を行う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	風しんを予防する唯一の手段はワクチン接種であり、風しんの抗体保有率が低い30代から40代を主な対象とする予防接種の実施は、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防止する上で有効な手段である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	国は風しん対策の一環として「風しん抗体検査費用」に対する補助事業のみを行っているが、結果として抗体がない場合は予防接種が必要となる。県費を活用した予防接種事業と組み合わせることにより効果的な事業としている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	「市民の声」事業や横浜市予防接種コールセンター等でお受けしたご意見やご要望を必要に応じて事業の見直しに反映します。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成25年と平成30年に風しんの流行がみられ、先天性風しん症候群の報告が相次いだことから、抗体の保有は全国的な課題となっており、本市としても予防接種の実施主体として引き続き事業を実施していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 赤松 智子	係長 桑原 徹	予防接種担当 係 金子 秀平		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 医療指導事業		所管区局・課	健康福祉局 医療安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 11		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、統計法等、横浜市病院安全管理者会議要綱				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	医療法に基づき、病院・診療所・助産所・医療法人等の許認可及び監督指導を行うことにより、市内における適切で安全な医療提供体制を確保する。(平成9年度、神奈川県からの権限移譲により事業を開始) 横浜市病院安全管理者会議にて、横浜市内の市立病院等及びその他の病院における医療安全を推進する。						
	具体的な 事業内容	(1) 医療法等に基づく病院・診療所・助産所・医療法人等の許認可及び立入検査を実施した。(新型コロナウイルス感染症の影響のため、病院は、定期立入検査を自主点検に変更。有床診療所及び助産所は、定期調査を書面で実施。) (2) 病院・診療所・助産所等に対し、医療安全等に係る情報提供及び啓発を行った。 (3) 横浜市病院安全管理者会議の開催について、各部会員と調整を行い中止とした。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	許可等取扱件数 (件)	目標	6,400	6,400	6,900	6,900		
		実績	6,812	6,872	6,677	6,835		
		医療法人許認可等 (件)	目標	3,600	3,600	3,800	3,800	
			実績	3,426	3,644	3,643	3,750	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		56,983千円		56,983千円	45,754千円	49,652千円	35,063千円	
		支出済額		48,332千円	34,105千円	44,396千円	27,013千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		8,651千円	11,649千円	5,256千円	8,050千円	
		執行率(%)		85%	75%	89%	77%	
		人 件 費	一般職職員		15.4人	15.4人	15.4人	20.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	1.0人	1.0人
概算人件費			135,289千円	135,874千円	140,163千円	185,767千円		
総事業費			183,621千円	169,979千円	184,559千円	212,780千円		
増▲減		—	▲ 13,642千円	14,580千円	28,221千円			
事業評価 の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	・病院、診療所、助産所、医療法人等の許認可等については、法令に基づいて実施する事業であるため、必須の業務である。 ・横浜市病院安全管理者会議は、市立病院、市立大学病院、地域中核病院等が主導となり市内病院での医療安全の向上、啓発、情報交換等する場として本市が事務的などりまとめを行っている。						
	事業目的に 対する 有効性	・医療法に基づく医療施設への立入検査(医療監視)業務及び許認可業務を通じて、病院・診療所・助産所等の医療施設における医療安全の取組の推進が図られるとともに、市民に対する「安心・安全な医療」の提供が行われる。 ・横浜市病院安全管理者会議は、病院の医療安全に関する研修会や各種専門部会の開催を通じ、各病院の安全管理担当者に対する医療安全の取組の推進が図られる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	・病院、診療所、助産所、医療法人等の許認可等については、法に基づく事業であり、類似事業は存在しない。 ・横浜市病院安全管理者会議は、医療安全支援センター事業の一つである医療安全研修会(医療従事者向け)との類似性はある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 ・医療法人の認可にあたっては、県医療審議会の意見を反映している。 ・医療安全推進協議会において、臨時案件の対応事例に関する意見や助言を得る機会があり、対応に反映させている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・引き続き、診療所を含めた全ての医療施設が積極的に医療安全に取り組むよう啓発を進める必要がある。 ・横浜市病院安全管理者会議は、市内各病院の安全管理責任者等が参加し、現場レベルでの医療安全に係る内容を議論する場である。他都市では例がない事業であり、医療安全の取組について共有する場として有用だが、発足から20年以上経過していることから、継続的な事業とするか否か本年度中に再検討する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	病院(チーム) 係			
			上田 誠	菅原 潤	秋山 勇也			

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 新型コロナウイルス感染症対策事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 12	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 及び関係政令・省令等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民が安全で安心した生活を送れるよう、まん延防止や医療提供体制の確保等に全力で取り組む。(令和2年1月、クルーズ船対応から事業開始)					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や症状のある方からの相談や問い合わせに対応するため、コールセンターを設置</li> <li>入院勧告に基づいて入院した患者の治療費用を公費で負担。行政検査の患者自己負担分を公費で負担。</li> <li>クラスターの発生防止、早期収束を図るため、クラスター予防・対策チーム(Y-AEIT)が検査等を実施。</li> <li>保健所の健康観察で医師の診断が必要とされた自宅療養者の医療につなげる見守り支援の実施。</li> </ul>					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		Y-AEITの出動回数	目標	—	—	—	—
			実績	—	—	543回	1,065回
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		新型コロナウイルス感染症の流行の状況により、対応が必要となる件数が変化するため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					12,195,472千円
		支出済額					13,624,495千円
		繰越額					0千円
		差▲引					△ 1,429,023千円
		執行率(%)					112%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						578,820千円	
総事業費					14,203,315千円		
増▲減		—			14,203,315千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	感染症法で保健所設置市の権限に位置付けられている業務であり、全国的な流行が続く中で、本市も対応を継続していく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	感染拡大防止、医療提供体制の確保、自宅療養者の健康観察等に取り組むことで、市民の命と暮らしを守ることができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新型コロナウイルス感染症対応が長期化する中で、事務の見直しや委託化等により、効率的な業務遂行を図ることができている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 神奈川モデルに基づき、県や市医師会など関係機関と協議・連携しながら対応している。 必要に応じて専門家会議を開き、意見聴取をして施策検討につなげている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	変異株の影響等により、全国的な感染状況や国の通知・取扱いが目まぐるしく変化する中で、県や市医師会など関係機関と綿密に連携しながら、臨機応変な対応を迅速に進めることができた。 感染状況や国の動向等を踏まえて、今後も柔軟な対応を継続する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

赤松 智子

係長

楠田 裕司

係

楠田 裕司

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 1目 新型コロナウイルスワクチン接種事業		所管区局・課	健康福祉局 健康安全課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-1 13		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	予防接種法、予防接種法施行令、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱等				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、希望する全市民を対象としたワクチンの接種体制を整備する。						
	具体的な 事業内容	新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンターの設置、個別通知による接種勧奨、人員及び会場の確保等により、安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、市民に対して接種を行った。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績		
		目標 実績						
		目標 実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額				1,603,000千円	67,372,634千円	
		支出済額				538,833千円	45,325,068千円	
		繰越額				1,064,167千円	0千円	
		差▲引				0千円	22,047,566千円	
		執行率(%)				100%	67%	
		人 件 費	一般職職員				55.0人	182.0人
			再任用職員				0.0人	0.0人
	概算人件費				482,350千円	1,596,140千円		
総事業費				2,085,350千円	46,921,208千円			
増▲減		—		2,085,350千円	44,835,858千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	接種状況に合わせて集団接種会場の運営を委託するなど、柔軟な対応により必要経費を抑えることできた。全市民を対象とする予防接種法に基づく特例臨時接種であり、本市の他事業との集約は困難である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 意見聴取の仕組みは設けていないが、コールセンターや広聴を通じて市民意見をふまえた事業を実施している。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルスワクチン接種にあたり、国のワクチン供給スケジュールに応じて、システム改修や資機材の調達、集団接種会場の設営・運営等の接種体制を整備し、1・2回目の市民接種率が約8割に達するなどの成果があった。本事業は法定受託事務であるため、事業の存廃については、今後国が決定する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 鳥丸 雅司	係長 頼政 佳緒里	係 三上 寧			





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 2目 健康診査事業	所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-2 1		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	・健康増進法 ・高齢者の医療の確保に関する法律			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	心臓病、脳卒中などの生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患の早期発見を図るとともに、診査結果に基づき、健康に関する正しい知識の普及等を図る。平成19年度までは40歳以上の市民の方に対して「住民基本健診」として実施していたが、20年度から加入する健康保険の保険者の実施義務となった。これにともない、保険者が直接健康診査を行うことができない後期高齢者と生活保護受給者等に対し、引き続き健康診査を実施している。					
	具体的な 事業内容	後期高齢者医療制度の被保険者や40歳以上の生活保護受給者等の方に、血圧測定、尿検査、血液検査等を医療機関で実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		受診者数	目標	56,000人	58,600人	78,000人	83,500人
			実績	63,347人	67,657人	62,314人	65,636人
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	目標				
	実績						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		支出済額	588,256千円	780,656千円	849,253千円	916,124千円	
		繰越額	661,776千円	721,034千円	681,928千円	723,931千円	
		差▲引	0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)	△ 73,520千円	59,622千円	167,325千円	192,193千円	
人 件 費		一般職職員	112%	92%	80%	79%	
		再任用職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	
		概算人件費	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
総事業費	7,907千円	7,941千円	7,893千円	7,893千円			
増▲減	669,683千円	728,975千円	689,821千円	731,824千円			
増▲減	—	59,292千円	▲ 39,154千円	42,003千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	特定健診の受診機会の無い75歳以上の後期高齢者等に対し、健康診査の機会を提供するために必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患で医療を要するものの早期発見を図るとともに、診査結果に基づき、健康に関する正しい知識の普及等、市民の健康への認識と自覚の高揚を図る。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により検診の受診控えがみられ、受診者数が減少したが、令和3年度は受診者数が増加し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の受診者数に戻りつつある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	健康診査を身近な医療機関で受診できる実施体制をとるなど、受診者の利便性を考慮して健診を実施している。また、制度の案内を後期高齢者保険料額決定通知書と同時に送付するなど、効率的な受診勧奨を行っている。類似性について、本事業は特定健診と内容が類似しているものの、対象が異なる(特定健診は国民健康保険加入者が対象であり、健康診査は後期高齢者が主な対象である)ため、独立した事業である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無	現在、市民等外部意見を反映させる仕組みはない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は、神奈川県後期高齢者医療広域連合からの依頼と補助により行っている事業のため、国の医療保険制度の変更により事業の内容・存続に大きな影響が生じる。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 秋野 奈緒子	係長 坪井 宏哲	係 郡志 裕樹
--------------------	--------------	-------------	------------

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 6 項 2 目 がん検診事業	所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 2 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	・がん対策基本法・健康増進法 ・横浜市がん撲滅対策推進条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	がんによる死亡者を減少させることを目的に、がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種がん検診を職場の検診などで受診する機会のない方で、一定の年齢要件等を満たす方に実施。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃、肺、子宮、乳、大腸、前立腺がんの6種類の検診を医療機関等で実施。</li> <li>受診率向上のため、個別通知を中心とした受診勧奨や啓発事業を実施。</li> <li>検診精度の維持・向上。</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		受診者数	目標	604,100人	604,100人	642,500人	648,500人
			実績	553,282人	561,255人	473,789人	527,432人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		4,451,258千円	4,456,769千円	4,848,238千円	4,926,843千円
		支出済額		4,025,187千円	4,116,411千円	3,584,817千円	4,028,888千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		426,071千円	340,358千円	1,263,421千円	897,955千円
		執行率(%)		90%	92%	74%	82%
		人 件 費	一般職職員	5.0人	5.7人	5.7人	5.7人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	43,925千円		50,291千円	49,989千円	49,989千円		
総事業費		4,069,112千円	4,166,702千円	3,634,806千円	4,078,877千円		
増▲減		—	97,590千円	▲531,896千円	444,071千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	がんて亡くならないためには、がんを早期で発見し治療することが大切であり、市民全体のがんによる死亡を減少させるためには、がん検診を受診する機会がない市民の方に、精度の高い検診を多く受診していただく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により検診の受診控えがみられ、がん検診の受診者数が減少したが、令和3年度は受診者数が増加し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の受診者数に戻りつつある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	職能団体である横浜市医師会に委託をしていることから、各種検診に関する医療機関への通知や照会、指導等について効率的に実施している。 また、がん対策基本法・健康増進法・横浜市がん撲滅対策推進条例に基づいている事業は本事業のみであるため、類似の事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		外部委員、内部委員で構成されるがん検診協議会を開催し、がん検診に関わる事項を検討し、検診の精度管理の向上を図っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の第2期健康横浜21及びよこはま保健医療プラン2018では、国のがん対策推進基本計画と同様に、令和4年度までのがん検診(胃、肺、大腸、子宮、乳)受診率を50%とすることを目標としている。</li> <li>令和元年の国民生活基礎調査の結果では、胃がん、子宮頸がん、乳がんの3つのがん検診について、50%をすでに達成した。</li> <li>市民全体のがんによる死亡を減少させるためにターゲットを絞った受診勧奨などを通じて受診率向上を図るとともに、精度の高い検診となるよう精度を維持・向上させていく。</li> <li>横浜市医師会と連携し、科学的根拠に基づいた対策型検診体制のより一層の整備に向けて議論を続けていく。</li> </ul>					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

秋野 奈緒子

係長

坪井 宏哲

係

荒井 成美



## 令和4年度事業評価書

中期計画 関連事業
--------------

令和3年度 事業名	7 款 6 項 3 目 市民の健康づくり推進事業		所管区局・課 健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 6 - 3 1		
				政策番号	15		
				主な施策(事業)番号	1		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	健康増進法、地域保健法、食育基本法、栄養士法、母子保健法、歯科口腔保健法、第2期健康横浜21等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	事業の目的	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保			
		施策(事業)		生活習慣病予防対策の強化			
事業の目的	市民の最も大きな健康課題のひとつである生活習慣病に着目し、平成25年度に策定した市民の健康づくりの指針である「第2期健康横浜21」を推進し、市民の健康の保持増進を図る。						
具体的な 事業内容	平成25年度に策定した市民の健康づくりの指針である「健康横浜21」第2期計画(計画期間:令和5年度まで)を引き続き推進した。また、平成29年度の第2期健康横浜21中間評価を踏まえ新たな要素を加えた「よこはま健康アクションStage2」を推進した。第2期計画の終期を迎えるにあたり、最終評価を実施した。						
事業実績	中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指 標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		がん検診の精密検査受診率(胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診)		①胃71% ②肺61% ③大腸65% ④子宮66% ⑤乳88% (29年度)	-	全て85%	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
	がんの予防・受診啓発に関する取組事業数		92事業/年(H29年度)	49事業	90事業/年		
	備考						
	予算額・ 執行率、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		75,257千円	75,315千円	84,585千円	87,125千円
		支出済額		69,825千円	63,701千円	52,944千円	56,133千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		5,432千円	11,614千円	31,641千円	30,992千円
執行率(%)		93%	85%	63%	64%		
人件費		一般職員	10.0人	10.0人	10.0人	10.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	87,850千円	88,230千円	87,700千円	87,700千円		
総事業費		157,675千円	151,931千円	140,644千円	143,833千円		
増▲減		—	▲ 5,744千円	▲ 11,287千円	3,189千円		
事業評価 の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	高齢者が増加していく現状のなか、健康寿命の延伸に向けては、若い世代から望ましい生活習慣を身につける等、市民一人ひとりの健康づくりを推進することが必要である。健康増進法に基づき、市町村が計画を策定し、健康づくりに関する施策を推進していくこととされている。本市では、市町村計画として第2期健康横浜21を策定しており、これを推進していく必要がある。					
	事業目的に 対する有効 性	各区が区の特性に応じた取組を進めるとともに、様々な関係機関・団体と情報共有しながら事業を進めており、効果的な事業展開となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	健康横浜21推進会議等を実施し、よこはま健康アクション事業等と合わせた効果的な事業展開の整理を検討している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・健康横浜21推進会議 ・健康に関する市民意識調査					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・20歳から59歳の市民の約8割を占める就労者に向けて、職域と連携した取組が必要である。 ・健康に関心の低い市民に働きかける手法を工夫し、啓発の対象をさらに拡大していく必要がある。 ・地域の健康格差縮小を目指した取組を進める必要がある。 ・横浜市全体の方向性を踏まえながら、それぞれの区の特性(人口構造や世帯構造、疾病状況、社会資源等)に応じた取組を進める必要がある。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和3年度の「がんの予防・受診啓発に関する取組事業数」は、新型コロナウイルス感染症の流行による事業の縮小のため、事業実施数が目標値に達していないが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、がんの予防・受診啓発をはじめとした生活習慣病予防の取組を、区の特性に応じて実施していく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	健康づくり担当		
			岩松 美樹	矢島 陽子・山田 和子	溝脇 啓子		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 6項 3目 スポーツ医科学センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-3 2	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市スポーツ医科学センター条例 横浜市スポーツ医科学センター施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図るための市内唯一の施設である横浜市スポーツ医科学センターの管理運営を行う。						
	具体的な 事業内容	管理運営団体:公益財団法人横浜市スポーツ協会 開館時間 :9時~21時(日曜日、祝日は9時~17時) 休館日 :年末年始、4月~6月及び9月~12月は第3火曜日、1月~3月は第3・4火曜日 実施事業 :スポーツプログラムサービス(SPS)、スポーツ外来・リハビリテーション、調査研究及び情報サービスの提供等 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		スポーツプログラム サービスの利用者数 (人)	目標	2,880	2,940	2,176	2,000	
			実績	2,488	1,630	884	1,232	
		スポーツ外来・リハビリ テーションの利用者数 (人)	目標	81,650	142,200	76,306	74,000	
	実績		89,568	88,085	58,981	70,563		
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		支出済額		337,647千円	347,031千円	583,954千円	410,839千円	
		繰越額		341,248千円	352,084千円	546,678千円	404,447千円	
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円	
執行率(%)		△ 3,601千円	△ 5,053千円	37,276千円	6,392千円			
人 件 費		一般職職員	101%	101%	94%	98%		
		再任用職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人		
		概算人件費	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
総事業費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円			
増▲減		343,884千円	354,731千円	549,309千円	407,078千円			
		—	10,847千円	194,578千円	▲ 142,231千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	スポーツ医科学センターは、市内では唯一、かつ全国でも有数のスポーツ医科学の拠点である。超高齢社会に対応した「市民の健康づくりの推進」や、「スポーツの振興」及び「競技選手の競技力向上」の面からも当施設の重要度は、今後ますます高まっていくものと考えられる。						
	事業目的に 対する 有効性	年間で延べ15万人近くの利用者があり、特にスポーツ整形及びリハビリテーションにおいて高い評価を得ている。その他クリニックの機能とプール・トレーニング室等の運動施設が連動した様々な事業が多くの市民に利用されている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	市民からトップアスリートまで幅広く対象とし、スポーツ医科学に基づいた類似の事業を行っている施設は、全国的に見ても少ない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で利用者数が大きく減少したが、令和3年度は利用制限を一部解除したことで、徐々にではあるが利用者数が戻りつつある。引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、将来に向けた施設の利用者増加策を検討していくとともに、持続可能な施設運営を目指していく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	秋野 奈緒子	田島 彰	渡邊 楓菜

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 6 項 3 目 健康経営企業応援事業 (よこはま健康アクション事業)		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 6 - 3 3	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	3	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	健康増進法、労働安全衛生法、第2期健康横浜21			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	健康経営の取組支援					
事業の目的	横浜市の就業人口は、167万人(平成27年国勢調査)であり、20歳から59歳の男女の約8割(平成29年就業状況基本調査)は就労していることから、企業が行う健康管理の在り方が本市の健康寿命の延伸の鍵を握っている。第2期健康横浜21中間評価を踏まえて、よこはま健康アクションStage2では、働き世代の健康づくりを強化することとし、健康経営をより推進している。							
具体的な 事業内容	1 協定締結企業と連携したオンラインによる健康経営セミナーの開催、事業所への個別支援により、健康経営の普及啓発を行った。 2 横浜健康経営認証等の実施により、健康経営を推進した。 3 よこはま企業健康推進員の登録の推進を行った。							
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		横浜健康経営認証制度 新規認証事業所数		54事業所/年(29年度)	230事業所 815事業所(4か年)	160事業所(4か年)		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		5,542千円	7,007千円	6,470千円	4,822千円	
		支出済額		4,847千円	4,944千円	4,559千円	4,408千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		695千円	2,063千円	1,911千円	414千円	
執行率(%)		87%	71%	70%	91%			
人 件 費		一般職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		13,632千円	13,767千円	13,329千円	13,178千円			
増▲減		—	135千円	▲438千円	▲151千円			
事業 評価の 視点に よる点 検・検 証・評 価	本市が行う 必要性	働き世代は運動不足や朝食の欠食、喫煙率が高い等、健康課題が多い現状がある。働き世代からの生活習慣の改善が、生活習慣病の発症や重症化に大きく影響するが、個人だけでは継続した取組が難しいため、職場等で健康づくりに取り組める環境の整備が必要である。						
	事業目的に 対する有効 性	健康づくりに取り組む企業を増やすことで、働き世代の健康づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化予防等、健康寿命の延伸につなげることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業の推進にあたっては、企業向けの認定制度を所管する他局と連携している。 また、全国健康保険協会神奈川支部や県産業保健総合支援センター等の関係団体と連携し、周知啓発等を行っている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜健康経営認証の審査や制度設計にあたっては、本市附属機関の健康横浜21推進会議の部会であり、外部の委員で構成する横浜健康経営認証委員会に諮っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	協定を締結している民間企業と連携し、オンラインでセミナーを開催したり、事業所を個別に支援したりすることで、新たに健康経営に取り組む事業所を増やし、働き世代の健康づくりを推進した。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	中期4か年計画の目標は平成30年度末時点で達成していますが、引き続き、関連団体や民間企業等と連携し、健康経営を通して働き世代の健康づくり、生活習慣病対策を推進していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	健康づくり担当			
			岩松 美樹	矢島 陽子	金子 睦美			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 6 項 3 目		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 6 - 3		
	よこはま健康スタイル推進事業				政策番号	4		
					主な施策(事業)番号	15		
実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	よこはまウォーキングポイント事業実施要綱・事業参加要領(歩数計・スマートフォン歩数計アプリ)				
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	継続的に取り組める健康づくりの推進					
事業の目的	平成26年度から、中期4か年計画の横浜版成長戦略4「100万人の健康づくり戦略」を具体化する施策の1つとして、壮年期から高齢期に至るまで市民一人ひとりが、日頃から健康づくりに関心を持ち、楽しみながら健康の維持・増進に取り組む習慣を身につけることを目指し開始した。28年6月からは参加対象年齢を40歳以上から18歳以上に拡大し、幅広い世代に健康づくりに取り組むきっかけとなることや習慣化を目的としている。							
具体的な 事業内容	よこはまウォーキングポイント(YWP)は18歳以上の市内在住・在勤・在学の方が対象で、歩数計(無料配布)もしくはスマートフォン用の歩数計アプリで参加。歩数に応じてポイントが付与され、ポイントによる景品の抽選や寄付プログラムを実施(景品等のインセンティブは共同事業者または民間企業から提供)。また、地域の活性化につながる仕組みとして、市内商店街店舗等に歩数計の専用リーダー(歩数計読み取り機)を設置している他、アプリ機能を活用し、例えば商店街催事と連携したスタンプイベント等を実施している。							
中期4か年 計画の指標、 想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	よこはまウォーキングポイント参加者アンケートで「あと1,000歩、歩くようになった」と回答した割合		41%(29年度)	42%	45%			
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	よこはまウォーキングポイント新規参加登録者数		300,306人(累計)(29年度)	11,475人	15,000人/年			
事業実績	備考		政策28・主な施策6の達成にも関連					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		300,851千円	328,104千円	361,513千円	374,003千円	
		支出済額		340,161千円	368,130千円	346,920千円	359,756千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 39,310千円	△ 40,026千円	14,593千円	14,247千円	
		執行率(%)		113%	112%	96%	96%	
		人 件 費	一般職職員		5.0人	5.0人	4.75人	4.7人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		43,925千円	44,115千円	41,658千円	41,219千円		
総事業費		384,086千円	412,245千円	388,578千円	400,975千円			
増▲減		—	28,159千円	▲ 23,668千円	12,398千円			
事業 評価の 視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市の65歳以上の人口は2025年には約100万人に近づき、今後、扶助費のさらなる増加が見込まれる中、市民一人ひとりの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることが求められている。本事業は幅広い世代に健康づくりのきっかけを提供し、運動習慣の向上につながることを目的としたものである。ウォーキングは1人や少数でも行える運動であるため、アプリ機能を活用して密を避けて運動できる企画を実施するなど、コロナ禍の健康づくりの支援の面においても重要である。						
	事業目的に 対する有効 性	YWP事業については大学などの研究機関との事業検証の結果、次の2点の事業効果が確認されている。①事業参加の高齢者は非参加者に比べ、歩行時間が1日約3.6分(約360歩)増加し、運動機能低下の程度やうつ傾向も抑制された。②3年連続の事業参加者は非参加者に比べ、高血圧の新規発症者が12.3%少なかった。						
	本事業の 効率性・ 類似性	YWP事業は民間事業者との共同事業であり、業務の一部を共同事業者が担っているほか、本市業務のうち年間約1万件の間合せ等、最も業務量が多い参加者対応等の事務局機能は委託することで効率化を図っている。また、歩数計を活用した仕組みは、本市独自のものであり、民間による類似の取組はない。アプリについては、歩数をカウントするアプリは民間事業者も提供しているが、本アプリは写真投稿、スタンプイベント、ミッション(歩数クリアでクーポン配信)などの独自機能を有しており、これらの機能を活用して地域活性化や街の魅力の再発見といった横浜の特性を活かした歩く機会の提供、継続支援を行い、差別化を図っている。また、民間にもインセンティブを用意しているアプリはあるが、無料参加者へのインセンティブは限られている。一方YWP事業は、共同事業者や協賛企業から協賛を受けており、市民は誰でも無料で参加できる事業でありながら、インセンティブも充実した健康ポイント事業である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 YWPは附属機関を設置しており、市民代表と学識有識者で構成する外部委員による事業評価・検証を行っている。また、毎年参加者アンケート調査を行い、結果を公表するとともに事業運営の検討材料としている。						
自己評価 及び 事業見直し の方向性	YWP事業は、大学などの研究機関との事業検証の結果、高血圧の新規発症抑制や高齢者の運動機能維持への効果も確認されたほか、ウォーキングは密を避けて1人や少数でも行えるため、コロナ禍の健康づくりとしても有用である。高血圧の新規発症抑制効果が確認されたことを受け、4年度から新たに、ウォーキングと血圧測定の習慣化を目的とする事業を開始する。そのため、使いやすくわかりやすいアプリへのリニューアル、フォトコンテストやスタンプイベントなど楽しみながら歩く機会を創出する企画の実施、さらに「ウォーキングと血圧」をテーマにした企画などを実施していく。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	「日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを広げ、健康ライフスタイルの浸透を図る」という政策の目標・方向性を掲げている。3年度のよこはまウォーキングポイントの新規参加登録者数は11,475人と想定事業量の15,000人を下回った。これは新型コロナウイルス感染症の影響で積極的なプロモーション活動が実施しにくい状況であったためと考えられる。しかしながら中期4か年計画の計画期間4年間の新規参加登録者数の合計は60,055名となり、平均では1年度あたり15,000人を上回った。ウォーキングの習慣化のために、継続支援に取り組む必要がある。そのため、使いやすくわかりやすいアプリへのリニューアル、フォトコンテストやスタンプイベントなど楽しみながら歩く機会を創出する企画の実施、さらに「ウォーキングと血圧」をテーマにした企画などを実施していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	阿部 響	係長	池田 達哉	係 岩村 あすか			



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 6 項 3 目 生活保護受給者等の健康支援事業 (よこはま健康アクション事業)		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 3 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	地域保健法、健康増進法、生活保護法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	生活保護受給者は、国保の被保険者と比較して糖尿病等の生活習慣病の割合が高く、重症化した場合、自立生活に大きく影響が出る。一方初期段階であれば状態の維持改善が見込まれるため、自立の助長を図るには健康管理に対する支援を行う必要がある。平成25年12月の生活保護法一部改正により「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、横浜市では平成26年度より健康づくり及び生活保護担当部署が連携して、生活保護受給者の健康支援事業を実施している。平成30年生活保護法改正により、被保護者健康管理支援事業の実施が規定され、令和3年1月より施行された。本市では、国の「被保護者健康管理支援事業実施要領」に基づき、必須事業となる「頻回受診指導」に加え、「健診受診勧奨」「保健指導・生活支援」を行うこととしている。					
	具体的な 事業内容	生活習慣病の予防や早期発見・重症化予防を目的として、生活保護受給者に健診受診勧奨及び健康相談、疾病の管理状況に応じた治療の理解と行動変容を促す保健指導・生活支援を行う。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ							
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		健診受診者数	目標	700	700	700	1,200
			実績	580	363	310	566
		保健指導・生活支援 者数	目標	180	180	180	180
	実績		167	191	80	96	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		28,845千円	26,140千円	26,101千円	56,799千円
		支出済額		16,126千円	19,360千円	18,403千円	46,758千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		12,719千円	6,780千円	7,698千円	10,041千円		
執行率(%)		56%	74%	71%	82%		
人 件 費		一般職職員	0.7人	0.7人	0.8人	0.8人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	6,150千円	6,176千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		22,276千円	25,536千円	25,419千円	53,774千円		
増▲減		—	3,261千円	▲ 117千円	28,355千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	生活保護受給者は、医療を必要とする者が多く、適切な食事習慣や運動習慣が確立されていない傾向もあり、多くの健康上の課題を抱えるにもかかわらず、健康に向けた取組が行われていない状況にある。生活保護受給者の責務として、自らの健康の保持及び増進に努めることが位置付けられており、40歳以上の医療保険加入者には生活習慣病の予防等に主眼をおいた取組が保険者から提供されていることを踏まえ、生活保護受給者にも、本事業を通じて本市が健康支援を行っていく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	看護師資格をもつ健康相談専門員等が健診受診について積極的に勧奨し、健診結果に応じた健康相談や、継続的な保健指導につなげることができた。継続的な保健指導を受けた者については、「血液検査・体重等の改善あり」が31.3%、「行動の改善あり」が57.3%、「意識・知識の改善あり」が47.9%などと、効果が現れている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成30年度からのモデル実施の成果と、令和3年1月の必須事業化を受けて、令和3年度から看護職派遣を全区に拡充した。局及び区における生活保護部門と健康増進部門の連携により、積極的に健診受診を勧奨する対象者の選定と、健康相談や保健指導へのつながりが効率的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 健康横浜21推進会議及び部会において、本市の取組を報告するとともに、委員の専門的見地に基づく事業に関する意見を伺い、事業実施の方針に反映させている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症により、令和3年度の保健指導を縮小せざるを得なかった。今後も感染状況を考慮しつつ、生活保護受給者の自立の支援につながるよう、更に健診受診者数を増やすとともに、健康相談や保健指導を受ける者を増やしていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当 係
	岩松 美樹	矢島 陽子	須藤 理凜



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 6 項 4 目 総合保健医療センター運営事業	所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 4  1		
事業概要	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> その他	具体的 名称	・横浜市総合保健医療センター条例 ・横浜市総合保健医療センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	要介護高齢者、認知症の高齢者等の要援護高齢者及び精神障害者が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びに、これらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、平成4年から横浜市総合保健医療センターの管理運営業務を開始した。					
	具体的な 事業内容	・要援護高齢者、精神障害者及びその家族に対する各種支援事業 ・要援護高齢者及び精神障害者等の在宅支援に関する専門研修事業 ・地域医療機関支援及び心身の生涯健康教育事業 ・保健、医療及び福祉施設の管理運営事業 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		施設利用者数(人)	目標 実績	78,860 78,492	80,930 75,676	78,764 65,362	78,428 66,366
		認知症診断・外来者数(人)	目標 実績	4,580 4,667	4,770 4,258	4,770 3,799	4,710 3,734
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		741,323千円	748,072千円	793,888千円	774,318千円
		支出済額		741,308千円	748,072千円	793,672千円	778,378千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		15千円	0千円	216千円	△ 4,060千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	101%
		人件費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	2,636千円		2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		743,944千円	750,719千円	796,303千円	781,009千円		
増▲減		—	6,775千円	45,584千円	▲ 15,294千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	我が国が既に超高齢社会となっている中で、認知症診断・治療や要介護高齢者支援を実施する本施設のニーズはますます高まっていくものとする。					
	事業目的に対する有効性	精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3つの事業が相互に連携し、サービスを提供している。例えば、認知症については、専門医による診断及び外来、介護老人保健施設認知症専門棟への入所など、複合施設としての特徴を生かした、専門スタッフによる総合的な支援を行っている。					
	本事業の効率性・類似性	精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3事業が相互に連携し、サービスを提供できる施設は、他に類を見ないものである。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有    □ 無	利用者及び家族に対する利用者満足度調査や、外部評価機関による福祉サービス第三者評価の受審を通して、外部の意見を施設の運営見直しに生かしている。また、5年に1度、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会を開催し、専門家の意見を取り入れている。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度に引き続き利用者数は低い水準となった。介護療養病床について、介護保険法改正に伴い令和5年度末をもって廃止されることとなったが、ますます高齢化が進んでいく中で、医療を必要とする要援護高齢者のニーズは、今後も継続していくことが見込まれる。そのため、介護療養病床を介護医療院へ転換した。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 秋野 奈緒子	係長 田島 彰	係 増尾 茉美香
--------------------	--------------	------------	-------------

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 6項 4目 難病対策事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-4 2	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	難病の患者に対する医療等に関する法律、障害者総合支援法、横浜市難病相談事業実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	治療法の研究という医学的観点から、県事業として昭和48年度に特定疾患医療給付事業が開始された。一方で、患者の日常生活の質の向上を目指すという社会的観点から、国庫補助事業として本市で平成9年度から難病患者等居宅生活支援事業、難病患者地域支援対策推進事業を開始した。平成27年1月には難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が施行され、難病に係る新たな医療費助成の制度(特定医療費(指定難病)助成制度)の実施、療養生活環境整備事業の実施等の措置が講じられた。その後、難病法の規定により、平成30年4月に難病対策事業(特定医療費(指定難病)助成制度、療養生活環境整備事業)が県から権限移譲された。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病法関連事業(特定医療費(指定難病)の申請・支給認定・給付、指定医療機関の指定等)</li> <li>国庫補助事業(難病相談事業、難病対策地域協議会、在宅療養支援計画策定・評価事業)</li> <li>市単独事業(在宅重症患者外出支援事業、外出支援サービス、難病患者一時入院事業、難病広報相談事業補助金交付)</li> </ul>						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		特定医療費(指定難病)受給者数	目標	—	—	—	—	
			実績	23,748人	24,145人	26,579人	26,905人	
		特定医療費(指定難病)扶助費	目標	—	—	—	—	
	実績		3,339,245千円	4,306,353千円	4,565,196千円	5,054,569千円		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		3,598,855千円	3,619,324千円	4,437,597千円	4,881,751千円	
		支出済額		3,475,728千円	4,478,447千円	4,735,578千円	5,223,429千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		123,127千円	△ 859,123千円	△ 297,981千円	△ 341,678千円	
		執行率(%)		97%	124%	107%	107%	
		人件費	一般職職員	7.0人	9.0人	10.0人	10.0人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費			61,495千円	79,407千円	92,805千円	92,805千円		
総事業費		3,537,223千円	4,557,854千円	4,828,383千円	5,316,234千円			
増▲減		—	1,020,631千円	270,529千円	487,851千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	難病法等関係法令により、政令指定都市として、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の向上を図ることが求められているため。						
	事業目的に対する有効性	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、QOLの向上を図る。また、在宅で療養する難病患者が増えている中で、医療依存度の高い方について、移動手段の確保の困難さや、経済的・心理的な面において、患者本人及びその介護者に大きな負担がかかることが課題となっている。それらの方への支援として、在宅重症患者外出支援事業及び一時入院事業を提供することにより、移動支援や介護者の負担軽減の役割を果たしている。						
	本事業の効率性・類似性	9月末に受給者証を一齐に更新するため、一時期に事務量が增大することから、更新の申請に伴う書類の確認及びシステムへの入力業務、コールセンター業務等を委託し効率化を図っている。難病相談支援センターについては、令和2年度から県と県内3政令市による共同運営とし、効率化を図っている。また、難病法に基づき実施している事業は本事業のみである。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地域における難病患者の課題解決のため、患者団体を含む関係者により構成される難病対策地域協議会を令和2年度に設置し、令和3年度には7月と12月の計2回開催した。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	難病法関連事業については、滞りなく実施することができた。 難病法の努力義務となっている難病対策地域協議会については、難病患者の課題について幅広く取り上げられるよう、引き続き継続的に取り組む必要がある。 市単独事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用実績が低く留まっているため、事業周知方法の見直し等を進めていく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	山田 洋	堀上 智貴	町田 紀香

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 6項 4目 療養援護対策事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7-6-4 3
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則	具体的 名称	横浜市原子爆弾被爆者援護費支給要綱、横浜市原子爆弾被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成要綱、横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	本市が実施している3事業(被爆者援護費支給事業、はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業、被爆者の子医療費助成事業)については、被爆者団体からの要望により、神奈川県全域(政令市は本市、川崎市、平成22年度から相模原市)で実施している。特に被爆者の子医療費助成については、昭和42年に川崎市が始め、53年に横浜市、54年から神奈川県全域で行われている。					
	具体的な 事業内容	1 援護費を申請した被爆者に対し、年額10,000円を支給。 2 被爆者のはり・きゅう・マッサージの療養に要した費用のうち、月額3,000円を限度に助成。 3 被爆者の子に対し、要綱第3条に規定する助成対象疾病で保険診療を受けた場合に、自己負担相当額の医療費を助成。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
事業実績	達成指標	被爆者援護費支給 金額	目標	-	-	-	-
			実績	9,620,000円	9,370,000円	8,900,000円	8,590,000円
		はり・きゅう・マッサー ジ療養費	目標	-	-	-	-
			実績	2,168,576円	1,914,850円	1,236,746円	1,222,060円
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		47,561千円	47,264千円	55,385千円	51,503千円
		支出済額		51,173千円	47,308千円	42,481千円	45,954千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 3,612千円	△ 44千円	12,904千円	5,549千円
執行率(%)		108%	100%	77%	89%		
人 件 費		一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費		56,444千円	52,602千円	47,743千円	51,216千円		
増▲減		-	▲ 3,842千円	▲ 4,859千円	3,473千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	原子爆弾により被害を受けた被爆者及び被爆者の子が、現在も疾病等で苦しんでいる状況に対して、本市として援護費や医療費等を助成するなど、支援の必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	戦後も強く健康不安を抱えている被爆者及び被爆者の子に対して、医療費等の助成をすることにより、健康の保持を図るとともに、受給者の不安を和らげる効果がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	被爆者関係で行っている類似の事業はない。また、神奈川県全域で行っている事業であり、本市のみ制度を変更するようなことがあると、不公平が生じる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 現在、市民等外部意見を反映させる仕組みはない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	被爆者の実子が対象となる「被爆者の子に対する医療費助成」は、受給者の高齢化や疾病の多様化が進むことから、1人あたりの支給額が増加傾向にある。また、請求件数も増加していることから、迅速に医療費を助成するために、申請の受付を行う各区役所の窓口でのチェック体制の強化をはじめ、申請に係る事務手続きの効率化を図る必要がある。今後は、各3事業(被爆者援護費支給事業、はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業、被爆者の子医療費助成事業)の要綱や様式の改正を視野に、引き続き事務手続きの効率化を進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

秋野 奈緒子

係長

坪井 宏哲

係

小泉 美紀

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 6 項 4 目 C型肝炎等対策事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 4 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	・肝炎対策基本法・特定感染症検査等事業実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	受診希望者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することで肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、フォローアップ事業を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げ、肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。					
	具体的な 事業内容	(1)肝炎ウイルス検査事業 (2)普及・啓発事業 (3)肝炎治療医療費助成事業(県事業受託事務) (4)陽性者フォローアップ事業					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		受診者数	目標	28,000人	28,000人	28,000人	26,000人
			実績	25,624人	23,790人	19,586人	19,274人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		137,603千円	140,594千円	139,323千円	159,395千円
		支出済額		157,436千円	141,807千円	123,849千円	142,343千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 19,833千円	△ 1,213千円	15,474千円	17,052千円
		執行率(%)		114%	101%	89%	89%
		人 件 費	一般職職員		0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円	
総事業費			164,464千円	148,865千円	130,865千円	149,359千円	
増▲減		—	▲ 15,599千円	▲ 18,000千円	18,494千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	近年、C型肝炎については、治療薬の進歩が目覚ましく、新薬が続々と薬価収載されている。このため新薬による治療の医療費助成等について、市民・医療機関共に関心が高く、問合せが増加しており、各福祉保健センター窓口での適切な情報提供が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	制度の情報、講演会等、事業の共催を含めた情報提供及び提案を行い、肝炎患者会、薬害肝炎弁護団、肝炎専門医のいる病院等との連携に努めている。これにより、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、肝炎ウイルス陽性者フォローアップが実施されている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	肝炎ウイルス検査は国庫補助金を活用することで、限られた予算の中で効率的な運用している。検査陽性者への受診勧奨(フォローアップ事業)について、神奈川県等と協議を行い、県内統一の基準を作成するなど、効果的な事業を実施していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国及び県事業のため、実施していない。 (国:肝炎対策推進協議会、県:神奈川県肝炎対策協議会)				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	肝炎ウイルス検査の実施により、肝炎の早期発見に繋がっているが、いまだ多くの潜在キャリアが存在していること、また診療が必要とされたが医療機関へ受診せず重症化する人が多く存在することが課題となっている。県、医療機関等とさらなる連携を図り、陽性者のフォローアップ事業の安定的な運営に向け、体制の充実が必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

秋野 奈緒子

係長

坪井 宏哲

係

島崎 郁美



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 6項 5目 公害健康被害補償事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 5 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	公害健康被害の補償等に関する法律 横浜市公害健康被害認定審査会条例 横浜市公害健康被害診療報酬審査会条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和30年代から40年代前半にかけての高度経済成長のもとで、大気汚染による深刻な公害問題が発生し、地域住民の健康に被害が生じるようになった。昭和46年には横浜市独自の「公害に係る健康被害の救済措置に関する規則」等が施行され、公害により健康を害した公害健康被害者(以下「認定患者」という。)の救済措置が制度化され、本事業が開始された。				
	具体的な 事業内容	認定患者に対し、障害の程度の見直し(1年ごと)及び認定の更新(3年ごと)等の審査を目的とした認定審査会を月1回行い、諮問等に基づき障害補償費等補償給付等の各補償給付費の支出を行っている。また、公害医療機関から請求のあった診療報酬の内容等の審査を目的とした診療報酬審査会を月1回行い、諮問等に基づき公害医療機関に対する診療報酬の支払いを実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績				
		目標実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成30年度 540,893千円	令和元年度 574,483千円	令和2年度 535,060千円	令和3年度 534,248千円
		支出済額	509,561千円	531,182千円	489,035千円	477,936千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	31,332千円	43,301千円	46,025千円	56,312千円
		執行率(%)	94%	92%	91%	89%
		人件費	一般職職員	4.0人	4.0人	4.0人
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
概算人件費	39,934千円		40,259千円	40,185千円	40,185千円	
総事業費	549,495千円	571,441千円	529,220千円	518,121千円		
増▲減	—	21,946千円	▲ 42,221千円	▲ 11,099千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性					
	事業目的に対する有効性					
	本事業の効率性・類似性	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき実施している事業であり、類似の事業はない。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	□ 有 ■ 無 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき実施している事業であり、聴取する仕組みは想定していない。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	本事業は公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき行う法定受託事務として、環境省への定期的な報告、監査等により事業内容について継続的に確認しているところであり、適正に実施できているものとする。なお、本市の認定患者は令和3年度末現在341名おり、30～50代の患者が全体の7割程度を占めていることから、今後についても法に基づき、継続して実施していく必要があるものとする。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 山田 洋	係長 鈴木 英里	係 松田 暁音
--------------------	------------	-------------	------------





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 1目 食品衛生監視等事業		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	食品衛生法・カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針 他			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市民の食の安全安心を確保するため、食品衛生法等の規定に基づき、食品関係営業施設への監視指導や食品の抜取検査等を実施する。						
	具体的な 事業内容	食品関係営業の許認可等と施設への監視指導、食品等の抜取(収去)検査、違反食品等の発見・措置、食中毒の予防、カネミ油症健康実態調査、食品衛生指導員による巡回指導の実施に伴う食品衛生協会への補助金交付、生活衛生業務システムの運用(保守委託)、ノロウイルス食中毒対策周知・啓発事業に伴う巡回指導の委託 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		監視指導件数(件)	目標	41,000	46,000	46,000	46,000	
			実績	51,086	52,510	30,445	23,145	
		収去検査検体数(検体)	目標	4,470	4,275	4,147	3,869	
	実績		4,331	4,133	2,166	2,443		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		47,017千円	46,751千円	48,215千円	45,613千円	
		支出済額		30,738千円	28,718千円	39,909千円	42,764千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		16,279千円	18,033千円	8,306千円	2,849千円	
		執行率(%)		65%	61%	83%	94%	
人件費		一般職職員	7.0人	3.0人	3.0人	3.0人		
		再任用職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人		
	概算人件費	66,289千円	31,436千円	31,415千円	31,415千円			
総事業費		97,027千円	60,154千円	71,324千円	74,179千円			
増▲減		—	▲ 36,873千円	11,170千円	2,855千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	食品関係営業施設に対する適切な許認可事務の執行及び監視指導により、無許可営業の排除及び食中毒等飲食に起因する健康被害の発生防止並びに違反食品の排除が行われ、市民の食の安全・安心が確保される。						
	事業目的に 対する 有効性	収去検査により違反品の発見・排除が出来ており、また、監視指導は食中毒等の発生防止に有効な事業である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	食中毒予防の観点から営業内容や施設の特性に応じ、重点的に監視指導を行う施設の設定等、常に業務の効率化を念頭に事業を計画する必要がある。なお、類似する事業はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や監視指導計画への市民意見等を施策に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、eラーニングによる食品衛生講習会や衛生管理記録の確認による施設に立入らない衛生点検等を新たに導入し、新しい生活様式に対応した業務を行った。今後は許認可業務や監視指導業務、収去検査業務等においてデジタル化を推進し、より効率的に業務を進める体制整備を目指す。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長  
牛頭 文雄係長  
中条 圭伺食品衛生 係  
丸山 久美

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 1目 中央卸売市場本場食品衛生検査所費		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-1 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	食品衛生法、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例、魚介類行商等に関する条例、食品安全基本法、食品表示法等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和45年、市場内流通食品の衛生確保を図る目的で、本場食品衛生検査所を設置し事業を開始した。昭和48年、同目的で南部市場に南部市場食品衛生検査所を設置して事業を開始したが、平成26年度末の南部市場廃止とともに、同検査所は閉所した。しかしながら、南部市場跡地では荷の物流が継続し、営業施設も存続していることから、平成27年度から本場食品衛生検査所からの出張により、市場全体の食の安全確保を図る体制を整備し、事業を継続している。					
	具体的な 事業内容	市場に入荷する食品の抜取検査を行い、違反不良食品の発見排除をするとともに、市場の食品関係事業者に対する監視指導及び衛生教育等を実施し、食中毒等の食に起因する健康危害の未然防止を図った。また、市場開設者(経済局)と連携して、食品の検査結果や衛生管理の重要性などを市場関係業者や消費者に対し情報提供を行った。平成27年度から、本場食品衛生検査所から出張して、抜取検査及び監視指導を実施し、市場全体の食の安全確保を図った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		監視件数(件)	目標	13,500	13,500	12,000	13,500
			実績	14,111	13,169	6,973	7,075
		検査実施検体数 (件)	目標	2,800	2,350	1,800	2,200
	実績		2,335	2,206	1,135	1,269	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		33,904千円	34,775千円	35,624千円	32,424千円
		支出済額		30,687千円	28,997千円	31,417千円	29,327千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		3,217千円	5,778千円	4,207千円	3,097千円		
執行率(%)		91%	83%	88%	90%		
人 件 費		一般職職員		13.0人	13.0人	11.0人	11.0人
		再任用職員		3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
	概算人件費		128,587千円	129,600千円	111,785千円	111,785千円	
総事業費		159,274千円	158,597千円	143,202千円	141,112千円		
増▲減		—	▲677千円	▲15,395千円	▲2,090千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	農林水産省卸売市場整備基本指針に基づき、検査体制を整えて市場を流通する食品の検査を行うことは、食の安全安心を確保する上で必要である。 荷の物流が継続し、営業施設も存続する南部市場跡地について、健康福祉局(本場食品衛生検査所)で、引き続き食品の検査、監視指導を実施し一層の食の安全確保を図ることは、市場開設運営を担う経済局の意向でもある。					
	事業目的に 対する 有効性	量販店や一般小売店等に流通する前の市場及び跡地に入荷する食品に対して監視指導、抜取検査を行うことは、食中毒等の食に起因する健康危害の未然防止のために極めて意義がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市場内に食品衛生検査所を設置し、早朝からの監視指導や抜取検査を行うことは市場流通食品の安全を確保する上で非常に効果的である。なお、類似する事業はない。 跡地の食の安全確保を図る本場食品衛生検査所の体制についても、効率的に実施できていると考えている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		「食の安全に関するアンケート」の結果や外部委員で構成される付属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容やシンポジウム及び監視指導計画への市民意見等を施策に反映している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水産及び青果を取り扱う横浜市唯一の中央卸売市場として、「食の安心安全は市場から」を合言葉に市場関係団体及び経済局と連携して、食品取扱施設の衛生管理の徹底を図るとともに、市民にも食の安全性の確保に関する情報を提供していく。 跡地は、今後も本場の市場外指定保管場所等として使用され、継続した食の安全確保事業が必要と考えている。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央卸売市場本場食品 衛生検査所
	毛利 一也	石井 賢雄	本田 勝久

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 1目 食の安全強化対策事業		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-1 3	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	食品衛生法（同法施行令、施行規則）等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	食の安全対策を強化することを目的とし、平成20年度に検査に関係する事業を統合した。					
	具体的な 事業内容	カンピロバクター・O157等食中毒予防対策事業、残留農薬検査事業、動物用医薬品検査事業、ノロウイルス食中毒予防対策事業、アレルギー原因物質・遺伝子組換え食品検査事業、魚介類の新たな寄生虫に対する検査事業、カビ毒検査事業					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		食の安全強化対策 事業検査検体数	目標	853検体	853検体	746検体	754検体
			実績	841検体	844検体	525検体	552検体
		食の安全強化対策 事業施設監視数	目標	12,200施設	13,500施設	13,500施設	14,300施設
	実績		14,940施設	14,117施設	9,282施設	8,111施設	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		80,016千円	81,882千円	74,379千円	70,000千円
		支出済額		73,949千円	74,708千円	70,244千円	62,948千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		6,067千円	7,174千円	4,135千円	7,052千円
		執行率(%)		92%	91%	94%	90%
		人 件 費	一般職職員	5.0人	5.0人	5.0人	5.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	43,925千円		44,115千円	43,850千円	43,850千円		
総事業費		117,874千円	118,823千円	114,094千円	106,798千円		
増▲減		—	949千円	▲ 4,729千円	▲ 7,296千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内に流通する食品を検査し違反食品を排除することは、市民の健康を守り、食の安全安心を確保する上で必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	検査により違反食品を排除することで、市内に流通する食品の安全確保が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本市で生産される農畜水産物や市内流通食品については、本市が主体的に検査することで、その後の指導や対応に迅速につなげることができる。また、本市では他に類似する事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や監視指導計画への市民意見等を施策に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	食品に関する事故や違反は後を絶たず、毎年のように新しい課題が生じている。また、市民の食の安全安心に対する関心は高いため、常に新しい情報を収集して迅速に検査体制を整備し、対応していくことが必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	食品監視係
	牛頭 文雄	柴野 智之	藤井 由季子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 7 項 1 目 HACCP導入支援事業		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和4年度 事業評価書番号	7 - 7 - 1 4		
						政策番号	15		
						主な施策(事業)番号	4		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	食品衛生法			
		その他	<input type="checkbox"/>						
	事業の目的	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
			施策(事業)	食の安全・安心の推進					
事業の目的	食品衛生法の改正により、令和3年までに飲食店を含む原則全ての食品等事業者に対し、衛生管理の国際標準であるHACCPが制度化される。そのため、市内約75,000件の食品等事業者に周知および導入指導を行う必要がある。また、HACCPによる衛生管理に関する技術的支援を実施し、より安全な食品の調理・製造につながるよう指導することにより食中毒発生を防止する。								
具体的な 事業内容	(1) HACCP制度化の周知・啓発 (2) HACCP導入確認 (3) HACCP導入に関する技術的支援								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
		-		-	-	-			
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
		HACCP導入指導件数		606件/年(29年度)	32,229件	9,600件/年			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現計予算額			11,031千円	11,997千円	10,575千円		
		支出済額			8,850千円	6,687千円	5,025千円		
		繰越額			0千円	0千円	0千円		
		差▲引			2,181千円	5,310千円	5,550千円		
		執行率(%)			80%	56%	48%		
		人件費	一般職職員			5.0人	3.3人	4.0人	
			再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費			44,115千円	28,941千円	35,080千円	
	総事業費			52,965千円	35,628千円	40,105千円			
増▲減			-	▲ 17,337千円	4,477千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	改正食品衛生法で定められたHACCPによる衛生管理を、市内の食品等事業者が確実に導入できるよう支援することで、市民の食の安全・安心が確保される。							
	事業目的に対する有効性	HACCPによる衛生管理に取り組んでいる事業者数が増えているため、有効な事業である。							
	本事業の効率性・類似性	多くの小規模事業者等に支援が行えるよう、対象となる主な事業者を年度毎に絞り込むなど、効率的な事業計画としている。なお、類似する事業はない。							
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や、食品関係団体への説明結果等を施策に反映している。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、HACCPの導入方法等に係る講習会については会場型講習会に加えeラーニングにより実施し、より多くの事業者への支援を図った。令和4年度は引き続きHACCPの導入確認を進めるとともに、既に導入している事業者に対してHACCPを適切に運用するための支援を行う。							
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	中期4か年計画政策15の主な施策「食の安全・安心の推進」想定事業量であるHACCP導入指導に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じながらも、令和3年度に予定していた9,600件を超え32,229件について実施することができた。引き続き、HACCP制度化の対象となる市内食品事業者が確実にHACCPを導入できるよう、効率的に指導及び支援を進めていく。								
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	食品監視 係				
			牛頭 文雄	柴野 智之	藤井 由季子				



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 2目 管理費		所管区局・課	健康福祉局衛生研究所 管理課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-2 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市衛生研究所条例、横浜市衛生研究所条例施行規則、 地方衛生研究所設置要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	市民の健康の維持及び安全・安心を提供するための試験検査環境を確保し、公衆衛生上の科学的・技術的中核施設としての機能の 維持・向上を果たすため、庁舎の適正な施設管理及び運営を行う。						
	具体的な 事業内容	衛生研究所の運営、建物設備管理等： 会計年度任用職員雇用、事務消耗品購入、光熱水費、通信運搬、庁舎管理関係委託、各種協議会会費・負担金等の衛生研究所の 管理・運営にかかる経費。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績						
		目標 実績						
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		110,343千円	110,893千円	133,003千円	141,332千円	
		支出済額		109,975千円	111,869千円	125,195千円	134,167千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		368千円	△ 976千円	7,808千円	7,165千円	
		執行率(%)		100%	101%	94%	95%	
		人 件 費	一般職職員		5.0人	5.0人	5.0人	5.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		43,925千円	44,115千円	43,850千円	43,850千円		
総事業費		153,900千円	155,984千円	169,045千円	178,017千円			
増▲減		—	2,084千円	13,061千円	8,972千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	衛生研究所の試験検査機能を発揮するために必要な管理・運営については、一定の成果を得ているものとする。事業全体が固定 経費主体となっているが、削減できる部分については継続的に見直しを行っている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	平成26年度に新庁舎へ移転後、経年により点検費及び点検数が増加している。今後、中長期的な視点に立ち、保守管理を要する機 器のリストアップや点検頻度の精査を進め、効率的かつ安定した施設運営につなげていく必要がある。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	小田 淳	吉山 良之	高橋 直宏

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 2目 試験検査費		所管区局・課	健康福祉局衛生研究所 微生物検査研究課 理化学検査研究課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-2 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	食品衛生法、水道法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	市民の安全、安心を確保する本市の公衆衛生行政を科学的・技術的に支援するため、保健所・区福祉保健センターから持ち込まれる検体の試験検査を実施し、その科学的データを通して保健所・区福祉保健センターが実施する指導助言の根拠を提供することを目的とした事業である。					
	具体的な 事業内容	<p>①食品等の行政検査及び企業や市民からの依頼検査 ②新興・再興感染症や大規模食中毒等の健康危機管理対策及び感染症法に基づく適正な管理に適合するための設備メンテナンスの実施 ③厚生労働省受託事業(食品の長期保管事業) 特定の有害物質の汚染が明らかになった場合に、保管しておいた食品等の検査を実施して、過去の暴露状況を把握する。当所では、そのためのサンプル採取、冷凍施設へ送付を行う。</p> <p>なお、本事業と次の事業中の検査は衛生研究所が行う検査として密接不可分なため、これら検査実績をまとめて本事業「事業実績」に掲載します。</p> <p>○771-01食品衛生監視等事業 ○771-03食品の放射性物質検査事業 ○771-08食の安全強化対策事業 ○774-01環境衛生監視指導事業 ○774-02居住衛生対策事業 ○774-05建築物衛生対策事業 ○761-02結核医療・健康管理事業 ○761-03感染症発生动向調査事業 ○761-04感染症・食中毒対策事業 ○761-05エイズ・性感染症予防対策事業 ○761-07新型コロナウイルス感染症対策事業 ○761-20医薬品等の安全性確保対策事業</p>					
		<p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		検査項目(件)	目標	102,454	102,454	102,454	102,454
			実績	95,524	95,728	80,613	81,794
		健康危機検査数 (件)	目標	4,780	4,780	4,780	4,780
	実績		3,283	2,955	1,489	2,665	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		30,300千円	30,597千円	37,445千円	40,615千円
		支出済額		30,669千円	28,269千円	34,749千円	37,797千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 369千円	2,328千円	2,696千円	2,818千円
		執行率(%)		101%	92%	93%	93%
		人 件 費	一般職職員	38.0人	40.0人	40.0人	38.0人
再任用職員			3.0人	2.0人	2.0人	5.0人	
概算人件費	348,212千円		362,854千円	361,010千円	358,785千円		
総事業費		378,881千円	391,123千円	395,759千円	396,582千円		
増▲減		—	12,242千円	4,636千円	823千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市民の安全、安心を守るための行政検査や感染症、食中毒等健康危機発生時の原因究明は行政が迅速かつ正確に行うことが求められている。また、そのためには精度管理や設備のメンテナンスは必須となっている。なお、企業や市民からの依頼検査は、民間検査機関で実施していない場合などに限って実施している。					
	事業目的に 対する 有効性	行政ニーズに対応した試験検査を通じて、行政機関に科学的データを提供するとともに、健康危機管理発生時には緊急検査を実施し、迅速かつ正確に原因を究明し、保健所が行う行政処分等の科学的根拠とする役割を果たしている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新興・再興感染症の出現、市民の健康や安全に関わるニーズの高度化、多様化に伴い、試験検査内容もこれらに対応していく必要があるが、検査機器の共有化など検査機器購入費やメンテナンス費用を抑える検討が必要となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	健康危機など市民の安全、安心を確保するため、行政検査や緊急検査を引き続き行っていく。また、検査の信頼性を維持、向上するため、機器、設備のメンテナンスは必須であるが、可能な限り検査機器の共有化を進め、保有機器の効率的な運用を図っていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				仙田 隆一 鈴木 祐子	宇宿 秀三	保 英樹	



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 2目 衛生研究所試験検査機器維持整備事業費		所管区局・課	健康福祉局衛生研究所 管理課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-2 3	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市衛生研究所条例、食品衛生法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成2年度から試験検査機器等整備事業として機器の更新等を行ったが、平成15年度までで終了した。平成21年度から、機器の不調や老朽化に対応し計画的な更新・整備を行うため、試験検査機器維持整備事業を開始した。併せて、それまで試験検査費において実施してきた機器のリースについて、本事業に統合した。					
	具体的な 事業内容	市民の健康と安全の確保・健康危機管理において、保健所の収去品の検査をはじめとした、各種試験検査に不可欠な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性確保を図る。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		機器リース件数	目標	継続 32件 新規・更新 2件	継続 26件 新規・更新 4件	継続 24件 新規・更新 0件	継続 21件 新規・更新 3件
			実績	継続 40件 新規・更新 2件	継続 26件 新規・更新 4件	継続 25件 新規・更新 1件	継続 21件 新規・更新 3件
		備品購入件数	目標	26件	25件	16件	12件
	実績		30件	16件	23件	11件	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		62,539千円	62,784千円	62,781千円	62,858千円
		支出済額		60,862千円	59,394千円	60,099千円	58,730千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		1,677千円	3,390千円	2,682千円	4,128千円		
執行率(%)		97%	95%	96%	93%		
人 件 費		一般職職員	44.0人	47.0人	47.0人	47.0人	
		再任用職員	3.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
	概算人件費	400,922千円	424,615千円	422,400千円	422,400千円		
総事業費		461,784千円	484,009千円	482,499千円	481,130千円		
増▲減		—	22,225千円	▲1,510千円	▲1,369千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市民の安全、安心を守るための行政検査や感染症、食中毒等健康危機発生時の原因究明は行政が迅速かつ正確に行うことが求められているため、試験検査機器の整備・更新は必須である。					
	事業目的に 対する 有効性	試験検査機器の整備・更新を計画的に行うことで、機器の老朽化に伴う故障や不安定化を未然に防ぎ、試験検査業務の迅速性及び信頼性を確保している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	試験検査機器の共有化などにより、機器購入費等を抑制できるか検討する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	直接的に市民等の意見を反映する仕組みはないが、保健所が市民等の意見を反映させた監視指導計画に基づく検査や法に規定する感染症や食中毒の原因究明のため検査を行うにあたり機器整備を実施している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	機器整備状況の見直しを継続的に行い、事業内容の検討と合わせて機器整備導入を計画的に進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

小田 淳

係長

吉山 良之

係

高橋 直宏



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 7 項 3 目 食肉衛生検査事業		所管区局・課	健康福祉局 食肉衛生検査所	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 3 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 □	具体的 名称	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、横浜市食肉衛生検査所条例、横浜市食肉衛生検査所長委任規則、横浜市食肉衛生検査所処務規程		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	と畜場法に基づき食肉市場に搬入される食肉動物のと畜検査を行うほか、食品衛生法や食鳥検査法による衛生指導、収去検査等を実施する。					
	具体的な 事業内容	①と畜検査及び微生物・病理組織・理化学検査の実施、②検査結果に基づく、と畜解体禁止、隔離、廃棄、消毒及び関係違反者の行政処分、③横浜市中央と畜場及び横浜市食肉市場の衛生管理指導、④食肉動物及び食肉類の衛生に関する検査、試験、研究の実施、⑤食鳥処理場の監視指導及び食鳥肉の収去検査、⑥輸出食肉に関する監視、証明書発行、⑦HACCPの導入促進 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		と畜検査頭数(頭)	目標	145,798	146,080	151,414	152,061
			実績	152,404	158,875	159,965	162,438
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		57,608千円	63,651千円	30,130千円	30,121千円
		繰越額		55,673千円	61,049千円	26,546千円	27,722千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		1,935千円	2,602千円	3,584千円	2,399千円		
執行率(%)		97%	96%	88%	92%		
人 件 費		一般職職員	16.7人	16.7人	16.7人	16.7人	
		再任用職員	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人	
	概算人件費	151,983千円	152,808千円	152,075千円	152,075千円		
総事業費		207,656千円	213,857千円	178,621千円	179,797千円		
増▲減		—	6,201千円	▲ 35,236千円	1,176千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	と畜場法に基づき、食肉動物の全頭と畜検査が義務付けられている。そのため本事業を終了した場合、市民に対し、安全な食肉の供給・流通ができなくなる。					
	事業目的に 対する 有効性	食肉市場に搬入される食肉動物のと畜検査を適確に行うことにより、食肉衛生上の危害発生が防止でき、安全な食肉の供給・流通が実現できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	当検査所は、市内に1箇所しかなく類似する事業は他にない。今後も食肉動物の新たな感染症が発生する可能性もあり、検査業務が高度化、複雑化することは避けられず、より分析機能の高い機器を導入することにより、業務の効率を図りたい。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 ①本市ホームページ「食の安全ヨコハマWeb」に次年度の食品衛生監視指導計画案を掲載し、市民からの意見募集を行っている(パブリックコメント)。 ②外部有識者で構成される「食の安全・安心推進横浜会議」を設置し、専門的かつ客観的な立場から意見を収集し、施策に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国が定める検査方法(公定法)に対応するため、必要な検査機器を配備し、検査精度の信頼性確保に努めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松野 桂	池田 和規	森田 岳史

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7 款 7 項 3 目 管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 食肉衛生検査所	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 3 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な 名称	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、横浜市食肉衛生検査所条例、横浜市食肉衛生検査所長委任規則、横浜市食肉衛生検査所処務規程		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	食肉衛生検査所の検査業務を円滑に行うための管理運営業務を行う。				
	具体的な 事業内容	①事業所の管理、運営 ②食肉衛生検査事業及びBSE(牛海綿状脳症)等検査事業の円滑な運営を図るための物品等の適正な管理 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	14,544千円	14,736千円	38,928千円	41,027千円
		支出済額	13,977千円	14,651千円	36,830千円	37,161千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		567千円	85千円	2,098千円	3,866千円	
執行率(%)		96%	99%	95%	91%	
人 件 費		一般職職員	5.6人	5.6人	5.6人	5.6人
		再任用職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
	概算人件費	53,031千円	53,382千円	53,196千円	53,196千円	
	総事業費	67,008千円	68,033千円	90,026千円	90,357千円	
	増▲減	—	1,025千円	21,993千円	331千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	当検査所は、市内に1箇所しかなく類似する事業は他にない。今後も食肉動物の新たな感染症が発生する可能性もあり、検査業務が高度化、複雑化することは避けられず、より分析機能の高い機器を導入することにより、業務の効率を図りたい。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	食肉市場関係者との連絡・調整・環境への配慮、所内システムの運用等を通じて、検査事業の円滑な運営を図っている。				

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松野 桂

係長

池田 和規

係

森田 岳史



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 4目 公衆浴場確保対策事業		所管区局・課	健康福祉局 生活衛生 課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-4 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 横浜市公衆浴場補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公衆浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるため、昭和48年から市内公衆浴場に対して助成を行っている。その後、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨を鑑み、市民による利用の機会の確保を図り、公衆衛生の向上及び健康増進並びに市民の福祉の向上に寄与することを目的として、市内公衆浴場への助成等の事業を展開している。					
	具体的な 事業内容	市内公衆浴場に対し、主に次の補助金を交付して衛生確保等に資する対策を促進した。 ・設備改善補助金 ・衛生向上対策費 ・確保浴場対策費(近隣に公衆浴場がなく、利用者の少ない浴場に対する補助) ・活性化対策補助費(菖蒲湯の実施費用に対する補助) ・利用促進対策費(浴場協同組合が行うPR経費に対する補助)					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		事業継続施設数 (施設)	目標	予算案作成時(平成29年8月) 70	予算案作成時(平成30年8月) 67	予算案作成時(令和元年8月) 60	予算案作成時(令和2年8月) 56
			実績	平成30年11月 66	令和元年11月 59	令和2年11月 55	令和3年11月 52
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度 49,466千円	令和元年度 47,503千円	令和2年度 45,050千円	令和3年度 45,050千円
		支出済額		46,087千円	47,502千円	44,234千円	45,050千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,379千円	1千円	816千円	0千円
		執行率(%)		93%	100%	98%	100%
		人 件 費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		54,872千円	56,325千円	53,004千円	53,820千円		
増▲減		—	1,453千円	▲ 3,321千円	816千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	公衆浴場は、衛生的で快適な市民生活の確保の面で重要な施設である。また、災害時においては、地域住民の避難場所になるだけでなく、被災者等の衛生的な環境の維持等のため入浴機会を確保する役割もあり、市民にとって欠くことのできない施設となっている。更に今日では、地域住民にとってのコミュニケーションの場としての役割も担っている。しかしながら、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化等による経営環境の悪化、後継者の確保難により廃業が進んでおり、施設の減少に歯止めをかけるためには本事業が必要となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	設備改善補助金により老朽化対策が促進されている。具体的には釜やボイラー等浴場経営の根幹となる設備の老朽化対策にも使われ、経営継続につながっている。また、衛生向上対策補助金は、感染リスクの低減に寄与し、水質の安全性を確保する等、衛生環境の維持向上に有効となっている。市内公衆浴場の経営は年々厳しくなっている中、多面的な支援を行うことで、市内公衆浴場の経営を様々な角度から支援できている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	設備改善補助金等は、各浴場の実費を補助対象として助成するもので、浴場ごとの状況に応じた助成を行えている。利用促進対策補助金及び衛生向上対策補助金のうち水質検査に係る部分等については、補助事業を横浜市浴場協同組合が各浴場を取りまとめて行っており、スケールメリットを活かした効率的で効果的な運用が行われている。本事業については、他事業と重複する内容がなく独自性が高い。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に沿った事業であるため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は市民生活の衛生確保には欠かせない事業であり、横浜市浴場協同組合とも密に連携し、今後も引き続き実施する方針。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

池田 進

係長

望月 圭太

環境指導 係

龍田 季代子



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7 款 7 項 5 目 墓地・霊堂事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 5 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	明治7年の久保山墓地開設に伴い、墓地の管理運営を開始し、その後、根岸外国人墓地(明治35年開設)、三ツ沢墓地(明治41年開設)及び日野公園墓地(昭和8年開設)の管理運営を実施している。 さらに、久保山霊堂(昭和32年開設)の管理運営も実施している。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地・霊堂の管理運営及び埋葬等が、市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の見地から永続的かつ安定的に行われるよう、墓地及び霊堂施設の維持・運営管理等を行う。</li> <li>・墓地・埋葬等に関する法律に基づき、申請受付、台帳管理を行うとともに、使用者の実態を調査した上で使用者から墓地使用料及び墓地管理料を徴収し、墓地管理に係る負担の適正化を図る。</li> <li>・老朽化している墓参環境や墓参道の安全性確保や墓地使用者の利便性向上のため、墓地の維持補修等のインフラ整備等を行う。</li> </ul>						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		墓地管理料 (徴収率、%)	目標	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	
			実績	86.9%	86.7%	87.0%	89.8%	
		霊堂使用料 (徴収率、%)	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	実績		99.5%	100.0%	100.0%	100.0%		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額			314,237千円	310,482千円	242,889千円	199,136千円
		支出済額			294,317千円	312,547千円	219,588千円	173,247千円
		繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引			19,920千円	△ 2,065千円	23,301千円	25,889千円		
執行率(%)			94%	101%	90%	87%		
人 件 費		一般職員			4.5人	5.0人	4.0人	4.0人
		再任用職員			2.0人	3.0人	3.0人	3.0人
	概算人件費			49,121千円	59,016千円	50,395千円	50,395千円	
総事業費			343,438千円	371,563千円	269,983千円	223,642千円		
増▲減			—	28,126千円	▲ 101,580千円	▲ 46,341千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	墓地等の公共性、公益性を理由に「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」(厚生省通知 平成12年12月6日生衛発第1764号「墓地経営・管理の指針等について」)とされており、市営墓地・霊堂の管理運営及び埋葬等は、本市が永続的かつ安定的に実施していく必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地管理に係る負担の適正化を図るため、平成20年度から墓地管理料の徴収を開始し、平成27年度からは管理料未納者に対する督促を開始している。</li> <li>・高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である墓地需要に対し、継続的な供給ができています。</li> </ul>						
	本事業の 効率性・ 類似性	毎年限られた予算で周辺住民や利用者からの要望等も踏まえながら優先順位をつけ整備工事や伐採、清掃等を行っているが、広範囲に及ぶ墓地の植栽管理や墓石倒壊等への対応は職員が手作業で行っており、維持整備に係る職員の負担が大きい。 また、墓地使用者の利便性向上及び墓地管理料の徴収率向上のため、平成30年度分以降の管理料について口座振替による納入を導入した。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 窓口等でいただいた様々な意見や地元要望を墓地・霊堂の運営に反映している。また5年に一度、横浜市墓地に関する市民アンケート調査を実施し、墓地行政に係る市民の考えやニーズを把握し、将来の墓地需要数や供給方策の検討を行っている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理料徴収率向上に向け、平成30年度分以降の墓地管理料について口座振替による納入を導入したが、電話納付案内の活用等、徴収方法の更なる効率化等を検討していく必要がある。</li> <li>・墓地の法面や霊堂設備は著しく老朽化しており、災害発生や設備故障の危険性がますます増加している。インフラ整備や設備修繕等は進めているものの、限られた予算の中で広範囲な墓地のインフラ整備や大規模施設修繕等を行っていくための方策を検討していく必要がある。</li> </ul>						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	岩澤 健司	出丸 太一	山上 英明



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 5目 久保山斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市の中央地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		火葬件数	目標	9,964体	10,110体	10,436体	10,221体
			実績	9,314体	9,798体	8,675体	8,226体
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		457,060千円	454,141千円	351,150千円	380,111千円
		支出済額		389,435千円	406,502千円	362,976千円	355,645千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		67,625千円	47,639千円	△ 11,826千円	24,466千円		
執行率(%)		85%	90%	103%	94%		
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	1.0人
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	22,645千円	
総事業費		407,005千円	424,148千円	380,516千円	378,290千円		
増▲減		—	17,143千円	▲ 43,632千円	▲ 2,226千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。 なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特別な仕組みはないが、窓口等でいただいた様々な御意見を斎場運営に反映するよう努めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和元年度からの取り組みとして、繁忙期における火葬可能時間帯を拡大し、15:30からの火葬枠(これまでは15:00が最大)を設定することで、令和3年度も増加する火葬需要に対応した。引き続き、運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。 またハード面については、火葬炉修繕、自動ドア改修、空調改修等を実施した。引き続き、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に進めていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

岩澤 健司

係長

堀籠 隆現

施設 係

米田 彩夏

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 5目 南部斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 3
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市南部地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、主に横浜市南部方面の火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。また、敷地内に併設された葬祭ホールの提供により、市民サービスの向上を図る。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	火葬件数	目標	6,949体	7,050体	7,312体	7,421体	
		実績	6,597体	6,300体	7,666体	8,216体	
		葬祭ホール件数 (件)	目標	636件	645件	675件	675件
			実績	612件	541件	615件	629件
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		381,717千円	365,378千円	265,394千円	308,722千円
		繰越額		367,106千円	338,203千円	267,138千円	325,672千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		14,611千円	27,175千円	△ 1,744千円	△ 16,950千円
		執行率(%)		96%	93%	101%	105%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	17,570千円		17,646千円	17,540千円	17,540千円		
総事業費		384,676千円	355,849千円	284,678千円	343,212千円		
増▲減		—	▲ 28,827千円	▲ 71,171千円	58,534千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供することで、使用者の利便性向上に資することが出来ている。なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年に数回、地元自治会との協議の場として、連絡協議会を開催し、南部斎場の事業実績等を報告して、要望等があれば改善している。また、窓口等でいただいた会葬者や葬祭業者からのご意見を斎場運営に反映するよう努めている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和元年7月以降、特別枠(休憩室を使用しない火葬枠)の運用を通じて火葬枠を拡大するとともに、令和3年度は令和2年度に引き続き繁忙期における火葬可能時間帯を拡大し、15:30からの火葬枠(これまでは15:00が最大)を設定することで、増加する火葬需要に対応した。引き続き、運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。またハード面についても、火葬炉修繕、給水ポンプ改修、監視カメラ更新等を実施した。引き続き、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に行っていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

岩澤 健司

係長

堀籠 隆現

施設係

米田 彩夏

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 5目 北部斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市北部地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、主に横浜市北部方面の火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。また、敷地内に併設された葬祭ホールの提供により、市民サービスの向上を図る。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		火葬件数	目標	10,787体	10,945体	11,089体	11,387体
			実績	10,198体	10,408体	10,643体	12,307体
		葬祭ホール件数 (件)	目標	1,278件	1,296件	1,349件	1,349件
			実績	1,261件	1,218件	1,240件	1,224件
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		615,869千円	604,954千円	567,783千円	522,941千円
		支出済額		616,158千円	552,678千円	563,041千円	526,751千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 289千円	52,276千円	4,742千円	△ 3,810千円
		執行率(%)		100%	91%	99%	101%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費	22,364千円		22,613千円	22,645千円	22,645千円		
総事業費		638,522千円	575,291千円	585,686千円	549,396千円		
増▲減		—	▲ 63,231千円	10,395千円	▲ 36,290千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。 また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供することで、使用者の利便性向上に資することが出来ている。 なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 年に1度、地元自治会との協議の場として、連絡協議会を開催し、北部斎場の事業実績等を報告して、要望等があれば改善している。また、窓口等でいただいた会葬者や葬祭業者からのご意見を斎場運営に反映するよう努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	増加する火葬需要に対応するため、火葬受付時間帯の延長や開場日数の増加等のソフト面による運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。 またハード面についても、火葬炉修繕、照明制御盤更新等を実施した。引き続き、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に行っていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。 更に北部斎場は施設規模が大きく、消費エネルギーが膨大であるため、更なる省エネ化の推進も必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	岩澤 健司	堀籠 隆現	米田 彩夏

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 5目 戸塚斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 5	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市西部地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、主に横浜市西部方面の火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供により、市民サービスの向上を図る。更に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から小動物の火葬業務を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		火葬件数	目標	5,296体	5,369体	5,493体	5,581体
			実績	4,697体	4,965体	4,111体	4,119体
		葬祭ホール件数 (件)	目標	636件	645件	662件	662件
	実績		589件	607件	509件	468件	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		333,525千円	361,286千円	319,025千円	299,606千円
		支出済額		338,180千円	303,904千円	297,352千円	280,272千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 4,655千円	57,382千円	21,673千円	19,334千円		
執行率(%)		101%	84%	93%	94%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		346,965千円	312,727千円	306,122千円	289,042千円		
増▲減		—	▲ 34,238千円	▲ 6,605千円	▲ 17,080千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供することで、使用者の利便性向上に資することが出来ている。なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 年に1度、地元自治会との協議の場として、連絡協議会を開催し、戸塚斎場の事業実績等を報告して、要望等があれば改善している。また、窓口等でいただいた会葬者や葬祭業者からのご意見を斎場運営に反映するよう努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和3年度は繁忙期における火葬可能時間帯を拡大し、新たに15:30からの火葬枠(これまでは15:00が最大)を設定することで、増加する火葬需要に対応した。引き続き、運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。またハード面については、火葬炉修繕、小動物棟の照明改修工事等を実施した。引き続き、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に行っていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。更に、火葬に使用する白灯油の値段が上昇傾向であり、更なる省エネ化の推進が必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	岩澤 健司	堀籠 隆現	米田 彩夏

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 5目 民営斎場使用料補助事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 6	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市民営斎場使用料補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	横浜市には市営斎場が4ヶ所(久保山斎場、南部斎場、北部斎場、戸塚斎場)あるが、東部方面の地域には市営斎場がなく、東部方面の市民は民営西寺尾火葬場(神奈川区)を利用せざるを得ない状況にあるため、火葬料金の差額の一部を補助し、利用者の不公平感の緩和を図る。					
	具体的な 事業内容	市民が民営西寺尾火葬場で火葬された場合、市営斎場との火葬料金の差額の一部を補助する。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		民営斎場使用料 補助件数	目標	1,796件	1,842件	1,848件	1,932件
			実績	1,797件	1,842件	1,847件	1,838件
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		29,048千円	29,827千円	29,932千円	31,110千円
		支出済額		29,026千円	29,638千円	29,725千円	29,581千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		22千円	189千円	207千円	1,529千円		
執行率(%)		100%	99%	99%	95%		
人 件 費		一般職職員		0.0人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		29,026千円	32,285千円	32,356千円	32,212千円		
増▲減		—	3,259千円	71千円	▲144千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市東部方面の地域には市営斎場がなく、民営の西寺尾火葬場が本市の方面別斎場の役割を担っている実態がある。しかし、市営斎場と民営の西寺尾火葬場では火葬料金が異なっているため、火葬料金に係る市民利用者の不公平感の緩和を図る必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の火葬料金との料金差の一部を補助することで、利用者の不公平感の緩和に資することが出来ている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度に補助金の支払事務を変更して支出事務の効率化を図り、平成28年度には補助金交付決定通知について公印申請から公印差込印刷へ変更して事務手続きの簡略化を図り、事務の効率性向上を図った。更に平成29年度以降は、対象者向け補助金の利用案内について、申請書で間違いが多い項目等について詳細に説明を行うことを通じ、申請書の訂正依頼の件数の削減を図るなど、事務の効率性向上に加え申請者の負担軽減にも努めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	申請をされる市民の方からお電話等でいただいたご意見を、事業に反映するよう努めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き現行の事業を進めていくが、一部補助にとどまっている補助金額の妥当性については、今後の検討課題である。また、1件1件、申請者の住所や口座情報等のデータを職員が手入力で処理しており、膨大な時間と労力を要しているため、更なる事務の効率化を図る必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	岩澤 健司	堀籠 隆現	米田 彩夏

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 5目 各市営斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 7
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	各斎場共通事務の効率化及び斎場設備大規模修繕対策		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	市営4斎場の共通事務を集約することを通じ、事務の効率化と適正化を図る。 また、各斎場設備において、突発的に大規模修繕が発生した場合に、即座に対応できるようにするとともに、設備の更新時期に応じた柔軟な施設修繕を実施する。					
	具体的な 事業内容	(1) 各斎場共通事務の効率化：施設賠償責任・傷害保険や斎場システム保守委託等の各斎場の共通事務や前渡金管理等、各斎場で対応が困難なものを一つの事業として集約することを通じ、非効率的な事務の是正を図り、事務執行の円滑化や適正化を図る。 (2) 斎場設備大規模修繕対策：老朽化が深刻化し、耐用年数を大きく経過している斎場施設設備の突発的故障等への対応や、設備の老朽化の現状等に応じた柔軟な施設修繕を実施するため、大規模修繕委託を実施する。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		大規模修繕(件)	目標	1件	1件	1件	1件
			実績	1件	1件	0件	0件
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		21,227千円	25,205千円	27,955千円	32,093千円
		支出済額		33,128千円	14,767千円	15,652千円	30,018千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 11,901千円	10,438千円	12,303千円	2,075千円		
執行率(%)		156%	59%	56%	94%		
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	概算人件費		22,364千円	22,613千円	22,645千円	22,645千円	
総事業費		55,492千円	37,380千円	38,297千円	52,663千円		
増▲減		—	▲ 18,112千円	917千円	14,366千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。 また、火葬行政の安定的継続のためには、斎場事務の効率的運営や老朽化する斎場設備に対する大規模修繕の実施が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	従前は、各斎場の事業に別々に予算計上していた各斎場共通事務を本事業に集約することは、事務の効率化や適正化を図る上で有効である。 また、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により、年々増加傾向である火葬需要に継続的に対応するため、市営斎場運営における事務の効率化や老朽化している斎場設備に対し、柔軟に大規模修繕を実施することは有効である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	従前は、各斎場の事業に別々に予算計上していた各斎場共通事務を本事業に集約することにより、事務の効率化や適正化を図ることが出来る。 また、今後ますます老朽化が深刻化していく斎場施設設備に対し、課全体で斎場全体を比較検討しながら、柔軟に対応できる大規模修繕委託費を計上することにより、最新の現状に応じた効率的かつ効果的な大規模修繕を実施することが可能になる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		斎場の大規模修繕等について、各斎場を利用された市民や事業者の方々に窓口等でいただいたご意見を、反映するよう努めている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成29年度から実施した本事業は、各斎場共通事務の集約化による事務の効率化や、施設設備の老朽化の最新の状況等を踏まえた柔軟な大規模修繕の実施に大いに役立っている。 近年、4斎場では、空調設備の故障や雨漏り被害の深刻化等、斎場設備の老朽化が深刻化している。平成30年度については、建築基準法第12条に基づく点検結果を踏まえ、久保山斎場の煙感連動防火シャッター及び排煙窓建具の改修を実施した。 超高齢社会を迎え、今後も増え続ける死亡者・火葬需要に対し、火葬の安定供給を行うために、4斎場の施設設備の老朽化状況等を課全体で比較検討しながら、優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等を実施していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	岩澤 健司	堀籠 隆現	米田 彩夏

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 5目 市営斎場利用環境向上等事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市斎場条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	各市営斎場の資源物等(残骨灰)については、従来は処理業務委託を実施していたが、資源物等に含まれる有価金属の取扱等にかかる透明性・公平性を確保するため、他都市の動向も参考に契約方法の見直しを検討した結果、平成29年6月から売払契約に変更した。資源物等の売払により得られる収入を、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用することで、斎場の利用環境向上等を図る。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物等の売払にあたっては、遺族感情等に配慮し、資源物等に含まれる「残骨」は墓地等に適正に埋葬及び供養すること等を契約条件とした上で、残骨、有価金属、及び廃棄物等の各分別量や最終処分先等を記載した報告書の提出を求めるとともに、分別処理先や埋葬先の現地確認等を適時行う。</li> <li>資源物等の売払により得られた収入については、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用することで、斎場の利用環境向上等を図る。</li> </ul> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		残骨灰搬出量 (市営4斎場分)	目標	54,417kg	57,530kg	60,900kg	56,000kg
			実績	55,848kg	54,585kg	57,003kg	63,165kg
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		105,000千円	144,000千円	181,000千円	200,000千円
		支出済額		117,926千円	136,573千円	180,661千円	220,236千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 12,926千円	7,427千円	339千円	△ 20,236千円		
執行率(%)		112%	95%	100%	110%		
人 件 費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		120,562千円	139,220千円	183,292千円	222,867千円		
増▲減		—	18,658千円	44,072千円	39,575千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	各市営斎場での火葬に伴い排出される資源物等(残骨灰)の処理については、本市の責任において適正に行う必要があり、資源物等の売払にあたっては、遺族感情等に配慮するとともに、契約の透明性・公平性を確保する必要がある。また、資源物等の売払により得られた収入については、これまで一般財源で対応できなかったもののうち、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用し、斎場の利用環境向上等を図る。					
	事業目的に 対する 有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>斎場資源物等の処理にあたって、従来の処理業務委託から売払契約に変更したことは、入札の公平性・透明性を確保する上で有効である。</li> <li>資源物等の売払により得られた収入を、これまで一般財源では対応しきれなかった、各斎場の利用環境向上等に活用することは、利用者サービス向上の観点から有効である。</li> </ul>					
	本事業の 効率性・ 類似性	各斎場事業においては、斎場利用者からの斎場使用料や一般財源等を、主として火葬や葬祭ホールの運営において必要な年間のランニングコストに充てている。本事業においては、斎場資源物等の売払により得られた収入を、各斎場の経年劣化した什器や壁紙の更新、トイレの洋式化等、これまで各斎場事業では対応しきれなかった部分に活用することにより、斎場の利用環境向上という形で利用者への還元を行うことが出来る。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		各斎場を利用された市民や事業者の方々に窓口等でいただいたご意見を、斎場の利用環境向上に反映している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	斎場資源物等の処理について、従来の処理業務委託から売払契約に変更し、売払により得られる収入をこれまで一般財源で対応しきれなかった、各斎場の利用環境向上等に活用することで、斎場利用者に対するサービス向上につながっていると考えられる。令和3年度は久保山斎場の収骨室やエントランスホールの照明及び内装改修工事、北部斎場の空調設備改修、戸塚斎場の駐車場再整備工事等を実施した。しかし、斎場資源物等に含まれる有価金属は、歯の治療で使用する金歯や銀歯等を主としており、これらは市場の動向によって価格が大きく変動するとともに、今後、減少していくことが見込まれることから、資源物等の売払を継続的に実施できるかは不確実な面もある。今後も、利用者等からいただいた意見等も参考にしつつ、現在の契約方式を継続していく予定であるが、執行状況によっては基金の設置や契約方式の見直し等、必要に応じて検討を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	岩澤 健司	堀籠 隆現	米田 彩夏

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		7款 7項 5目 大規模施設跡地等墓地整備事業		所管区局・課	健康福祉局環境施設課	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-5 9
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成29年度に実施した市民アンケート調査等により、令和18年までの墓地の整備必要数を公民あわせて約10万区画と推計している。増加する墓地の需要に対応するため、大規模施設跡地等において、新たな墓地整備計画を検討する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深谷通信所跡地では、環境影響評価評価書の手続に着手した。</li> <li>・旧上瀬谷通信施設では、墓地整備構想を検討した。</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		深谷通信所跡地	目標 実績	基本計画検討 基本計画策定	環境影響評価配慮書作成等 環境影響評価配慮書作成等	環境影響評価配慮書作成等 環境影響評価配慮書作成等	環境影響評価方法書作成等 環境影響評価方法書作成等
		旧上瀬谷通信施設	目標 実績	整備検討 整備構想作成	基本計画策定 整備構想作成	基本計画策定 整備構想検討	基本計画策定 整備構想検討
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由		大規模施設跡地等における墓地整備計画を進めるにあたり、必要な検討・手続を行うことが当面の目標であるため、定量的な設定が困難である。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		10,000千円	44,100千円	47,000千円	61,000千円
		支出済額		7,484千円	22,362千円	40,370千円	47,729千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		2,516千円	21,738千円	6,630千円	13,271千円
		執行率(%)		75%	51%	86%	78%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		16,269千円	31,185千円	49,140千円	56,499千円		
増▲減		—	14,916千円	17,955千円	7,359千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	墓地等の公共性、公益性を理由に「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」(厚生省通知 平成12年12月6日生衛発第1764号「墓地経営・管理の指針等について」とされており、増加する墓地の需要に本市が応えていく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	大規模施設跡地等における墓地整備に向けて、環境影響評価方法書手続に着手した。新たな墓地の整備により、増加する墓地の需要に応えていくことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	関係区局と連携しながら、大規模施設跡地等での墓地整備計画等について検討を進めた。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		今後実施する、環境影響評価の説明会、公共事業評価、都市計画の素案説明会、縦覧及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく計画説明会で、周辺住民等の意見をいただく。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深谷通信所跡地については、平成29年度に策定した「深谷通信所跡地利用基本計画」も踏まえ、関係区局と連携しながら、公園型墓園の整備を進めていく。</li> <li>・旧上瀬谷通信施設については、跡地全体での土地利用計画の検討にあわせて、関係区局と連携しながら、公園型墓園の整備の可能性について検討を進めていく。</li> </ul>					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	施設係	
				山根 好行	吉田 剛	榎本 開	





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 6目 動物愛護センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-6 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、 横浜市動物愛護センター条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和25年の狂犬病予防法の施行に伴い、南犬抑留所・磯子犬抑留所として昭和27年に業務を開始したのち、昭和44年に中区かもめ町に、犬の収容・保管・返還・譲渡・処分施設として畜犬センターを設置し業務継続。畜犬センター老朽化に伴い、平成23年に動物愛護行政の拠点として、動物愛護センター設立。					
	具体的な 事業内容	動物愛護行政の拠点及び市民交流の場として施設の管理運営を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	動物愛護センター 来場者数(人)	目標	9,000	8,000	6,100	6,000	
		実績	5,628	4,965	1,871	2,999	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		32,619千円	32,788千円	30,758千円	30,866千円
		支出済額		30,886千円	29,464千円	29,183千円	29,700千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		1,733千円	3,324千円	1,575千円	1,166千円		
執行率(%)		95%	90%	95%	96%		
人 件 費		一般職職員	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人	
		再任用職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
	概算人件費	39,934千円	40,259千円	40,185千円	40,185千円		
総事業費		70,820千円	69,723千円	69,368千円	69,885千円		
増▲減		—	▲ 1,097千円	▲ 355千円	517千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法に基づく業務を行うとともに、市民交流の場としての機能を維持し、施設の運営管理を行う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	動物の保護収容施設及び市民利用施設として、適切に使用されている。施設は市民交流の場として活発に利用されており、動物愛護活動者や学校関係者による施設見学や他都市からの視察等も恒常的にある。令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、施設利用人数の一部制限をしたため、市民利用施設の利用者数は減少している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の維持管理に最低限必要な経費のみとし、空調の温度管理や節電、光熱費の削減にも取り組んでいる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	附属機関及び関係団体などから意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	明るく親しみやすい施設への工夫等を検討し、多くの方に興味を持っていただくことで、利用者数の増加を図る。施設・設備の経年劣化による不具合等の補修や、感染症予防の対策として施設の消毒等を徹底して行うことにより、市民利用施設として安全に利用できる環境を維持する。また、今後は空調機器など更新時期を迎える設備があるため、計画的に整備を進めていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 知子	係長 相澤 隆	運営企画 係 篠崎 由佳		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 6目 動物保護管理事業		所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-6 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、 横浜市動物愛護センター条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和25年に狂犬病予防法が施行され、犬の保護収容業務等を開始。昭和49年には、動物の愛護及び管理に関する法律(施行当時: 動物の保護及び管理に関する法律)が施行され、動物の適正な取扱いや動物に起因する危害の発生防止といった観点からも事業を 行っている。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>法に基づく、動物の保護収容</li> <li>保護収容動物の返還、譲渡</li> <li>保護収容動物の飼養管理</li> <li>診療及び治療、不妊去勢手術の実施</li> </ul>					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		犬/猫/その他の 譲渡数(頭)	目標 実績	100頭/500頭/5頭 88頭/378頭/14頭	105頭/470頭/5頭 54頭/417頭/5頭	90頭/460頭/5頭 80頭/470頭/1頭	100頭/500頭/5頭 70頭/368頭/0頭
		犬/猫等の収容頭 数(頭)	目標 実績	335頭/1,310頭 227頭/972頭	305頭/1,300頭 150頭/916頭	265頭/1,165頭 169頭/907頭	180頭/900頭 148頭/631頭
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		66,685千円	67,915千円	65,376千円	62,962千円
		支出済額		56,428千円	55,570千円	59,735千円	56,831千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		10,257千円	12,345千円	5,641千円	6,131千円
		執行率(%)		85%	82%	91%	90%
		人 件 費	一般職職員	10.0人	10.0人	10.0人	10.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		87,850千円	88,230千円	87,700千円	87,700千円	
総事業費		144,278千円	143,800千円	147,435千円	144,531千円		
増▲減		—	▲ 478千円	3,635千円	▲ 2,904千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	動物の保護収容を行うとともに、保護収容した動物の飼養管理及び病気や怪我の治療等を適切に行い、譲渡対象となる動物を増やすことによって、出来る限り新しい飼い主へ譲渡を促進することは、行政として必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	日々保護収容される動物の適切な飼養管理を行い、必要な処置と個体の健康状態を維持し、譲渡の促進に繋がっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	収容動物の飼養管理については、一部業務を民間委託することによって、経費の節減や執行体制の見直しを行ってきた。譲渡対象動物を増やすべく、病気や怪我の治療と合わせて幼齢個体の飼養管理を行う中でワクチン接種を進める等、センター内での感染症防止対策の取組を進めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 附属機関及び関係団体などから意見を収集している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	感染症に対する防止対策(エリアごとの履物の履き替え徹底、ワクチン接種等)は効果を上げており、継続した取組が必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 知子	係長 渡邊 卓彌	愛護推進 係 篠崎 由佳		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	7款 7項 6目 狂犬病予防事業		所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和4年度 事業評価書 番号	7-7-6 3	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	狂犬病予防法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和25年、狂犬病予防法の制定により事業を開始。犬の登録・狂犬病予防注射の接種を推進し、狂犬病の発生を未然に防止することを目的とする。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防事業</li> <li>・鑑札、注射済票交付</li> <li>・狂犬病予防注射の啓発、注射勧奨</li> </ul>					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		狂犬病予防接種頭 数(頭)	目標	134,000頭	134,000頭	140,000頭	140,000頭
			実績	130,264頭	127,905頭	130,418頭	125,506頭
			目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		63,806千円	62,721千円	62,891千円	62,848千円
		支出済額		58,970千円	60,702千円	63,866千円	62,988千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		4,836千円	2,019千円	△ 975千円	△ 140千円
		執行率(%)		92%	97%	102%	100%
		人 件 費	一般職職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	26,355千円		26,469千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		85,325千円	87,171千円	90,176千円	89,298千円		
増▲減		—	1,846千円	3,005千円	▲ 878千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	犬の登録と狂犬病予防注射接種を勧奨し接種することにより、未然に狂犬病の発生を防ぐとともに狂犬病発生時の感染拡大を防ぐことは、狂犬病予防法の中で行政として必要な事業となっている。併せて、犬の鑑札や狂犬病予防注射済票の装着を勧奨することで、保護収容犬の飼い主への返還を間違いなく円滑に行うことができる。					
	事業目的に 対する 有効性	昭和32年を最後に現在まで、市内での狂犬病の発生は確認されていない。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市内の動物病院等でも犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料収納の手続きができるようにし、市民の利便性の向上を図ることで、飼い主が犬の登録と狂犬病予防注射接種をしやすい環境を作っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 附属機関及び関係団体などから意見を収集している。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	市民の利便性を向上させるため、市内の動物病院等で犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料収納の手続きができるようになった。狂犬病予防注射接種の必要性を犬の飼い主だけでなく広く市民の理解を深めるとともに、接種率の向上に向けて、機会を捉えて普及啓発を行い、狂犬病発生を未然に防ぐための環境作りが必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 知子	係長 相澤 隆	運営企画 係 篠崎 由佳		



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局保険年金課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的な 名称	国民健康保険法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、横浜市国民健康保険条例、横浜市国民健康保険条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	国民健康保険事業運営に要する人件費、事務費及び保険給付費等に充当するため。					
	具体的な 事業内容	基盤安定繰出金(保険料軽減分)、基盤安定繰出金(保険者支援分)、職員給与費等繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、その他国民健康保険等充当繰出金(保険料緩和分等)について、一般会計から国民健康保険事業費会計への繰出しを行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標					
		実績					
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		法により定められた基準で繰り入れるため、指標を設定することが困難。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		31,186,602千円	31,198,639千円	27,969,847千円	27,476,475千円
		支出済額		31,186,602千円	30,898,639千円	27,969,847千円	27,476,475千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	300,000千円	0千円	0千円
執行率(%)		100%	99%	100%	100%		
人 件 費		一般職職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		31,186,602千円	30,898,639千円	27,969,847千円	27,476,475千円		
増▲減		—	▲ 287,963千円	▲ 2,928,792千円	▲ 493,372千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国民健康保険事業の適切な運営や保険料負担緩和のために必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	国民健康保険事業の適切な運営や保険料負担緩和に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	義務的繰出金については、法令等で定められているため改善の余地がない。 任意的繰出金については、必要性を検証して適切に実施していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組み 自己評価 及び 事業見直し の方向性	■ 有 □ 無 国民健康保険事務の適正な運営を図るため、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成される「国民健康保険運営協議会」を設置し、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議している。 今後も適切に運営していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

海老原 雅司

係長

相澤 友之

管理 係

中村 友美



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		17 款 1 項 2 目 介護保険事業費会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局 介護保険課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 2 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		介護保険法 等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	介護保険制度が創設されたことに伴い、平成12年度から事業を開始。市費負担分。					
	具体的な 事業内容	3年ごとに、介護保険事業計画策定を行うとともに保険料を改定している。 介護保険制度実施のため、介護保険事業費会計へ繰出金を支出。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		38,955,335千円	43,580,336千円	46,742,091千円	48,902,262千円
		支出済額		38,104,848千円	43,071,264千円	46,742,091千円	48,902,262千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		850,487千円	509,072千円	0千円	0千円
		執行率(%)		98%	99%	100%	100%
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
	再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
	総事業費		38,122,418千円	43,088,910千円	46,759,631千円	48,919,802千円	
増▲減		—	4,966,492千円	3,670,721千円	2,160,171千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性	法定業務である。					
	事業目的に 対する 有効性	介護保険制度を適切に運営している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法定業務のため、改善・見直しはなし。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組み 自己評価や	■ 有 □ 無 介護保険の重要事項を審議するため、市民代表等有識者で構成される「横浜市介護保険運営協議会」を設置し、本事業に関する意見・提言を受けている。(年4回程度)					
	外部意見を 踏まえた 事業見直し	高齢化により、市費負担分は増加することが見込まれる。そのため、給付費適正化等の取組を強化する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	高橋 陽子	森 充弘	滝口 あや子





## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 3 目 後期高齢者医療事業費会計繰出金	所管区局・課	健康福祉局 医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 3 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	高齢者の医療の確保に関する法律		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、平成20年度から事業開始。市費負担分。				
	具体的な 事業内容	一般会計から後期高齢者医療事業費会計への繰出金。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	32,808,698千円	35,260,600千円	37,002,892千円	36,046,041千円
		支出済額	32,808,698千円	35,160,600千円	37,002,891千円	36,046,041千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	0千円	100,000千円	1千円	0千円
		執行率(%)	100%	100%	100%	100%
人 件 費		一般職職員	50.0人	50.0人	50.0人	50.0人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	439,250千円	441,150千円	438,500千円	438,500千円	
	総事業費	33,247,948千円	35,601,750千円	37,441,391千円	36,484,541千円	
	増▲減	—	2,353,802千円	1,839,641千円	▲ 956,850千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	制度の改正等の状況に応じて、執行体制や事務処理の方法について見直しを行っていく。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合ではモニター制度により広く意見を吸い上げている。また、本市広聴に寄せられた市民要望は広域連合に伝えている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	各区保険年金課及び神奈川県後期高齢者医療広域連合との連携を密に行い、引き続き円滑な制度運営に向けた取り組みを実施している。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 佐藤 修一	係長 原田 夏美	高齢者医療 係 竹谷 春香	



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金(ひとり親家庭等医療費助成)		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程、 横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	ひとり親世帯等に対して上下水道料金の減免措置を行い、ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため事業開始					
	具体的な 事業内容	水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		減免実績(件数)	目標 実績	107,106	105,800	97,835	96,602
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		171,597千円	169,748千円	167,493千円	162,245千円
		支出済額		171,597千円	169,748千円	167,493千円	162,245千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
人 件 費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		180,382千円	178,571千円	176,263千円	171,015千円		
増▲減		—	▲ 1,811千円	▲ 2,308千円	▲ 5,248千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	ひとり親世帯など、経済的負担の大きい世帯に対して、生活に直結する水道使用料のうち、基本料金を減免している。					
	事業目的に 対する 有効性	要件に該当し、申請のある世帯について水道使用料の基本料金を減免することにより、対象者世帯の生活支援につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	福祉要件による水道使用料金減免については類似した事業がない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局および子ども青少年局の各部署に関係しており、効率的な運用や改善を図るための連携体制を構築する必要がある。 このため、事務効率の向上や減免制度のあり方について所管課間での課題整理を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤 修一

係長

加藤 大済

福祉医療 係

生野 さゆみ

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金 (身体・知的・重複障害)	所管区局・課	健康福祉局障害自立支 援課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 2			
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規則				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人福祉減免として、昭和48年に、生活保護、身体障害、知的障害、高齢世帯等に対して上下水道料金の減免措置を行い、経済的負担の軽減を図る目的で事業開始。</li> <li>その後、ひとり親世帯、特別児童扶養手当受給世帯、精神障害者世帯を減免対象として追加(生活保護世帯を廃止、生活保護ひとり親世帯を追加)。</li> <li>平成29年度以降、繰出金事務の整理が行われ、各要件所管課にて事業執行(事業計画作成、予算管理、課題整理等)することとなった。</li> </ul>						
	具体的な 事業内容	身体障害者、知的障害者、重複障害者のいる世帯に対して、水道使用料の基本料金相当額(月額840~850円(税抜):令和3年7月から料金値上げ※口径別/月額790円(税抜):令和3年6月まで)を減免する。 水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出する。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		減免実績(件数)	目標					
			実績	46,305	46,231	47,441	45,386	
			目標					
		実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		445,895千円	441,084千円	437,916千円	442,635千円	
		支出済額		445,895千円	441,084千円	437,916千円	442,635千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円			
執行率(%)		100%	100%	100%	100%			
人 件 費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		454,680千円	449,907千円	446,686千円	451,405千円			
増▲減		—	▲ 4,773千円	▲ 3,221千円	4,719千円			
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	身体障害者、知的障害者、重複障害者のいる世帯に対して、生活に直結する水道使用料の基本料金相当額を減免することで、経済的負担の軽減を図っている。						
	事業目的に 対する 有効性	身体障害者、知的障害者、重複障害者の要件に該当し、申請のある世帯について水道使用料の基本料金を減免することにより、対象者世帯の経済支援、生活支援につながっている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	身体障害者、知的障害者、重複障害者のいる世帯等への水道使用料金減免については類似した事業がない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局及び子ども青少年局の各部署が関係する事業であり、効率的な運用や改善を図るため、引き続き関係部署が連携して取り組みを進める必要がある。 障害要件(及び要介護要件)による減免に関しては、資格確認の効率化と適正化のため、令和3年度よりシステム化による事務改善を実施している。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

今井 智子

係長

奈木 修人

福祉給付 係

新美 弥生

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金(精神・重複障害)		所管区局・課	健康福祉局障害施設 サービス課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 3	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和48年に個人福祉減免として、生活保護、身体障害、知的障害、高齢世帯等に対して上下水同料金の減免措置を行い経済的負担の軽減を図る目的で事業開始。その後、ひとり親世帯、特別児童扶養手当受給世帯、精神障害者世帯を減免対象として追加(生活保護世帯を廃止し、生活保護ひとり親世帯を追加) 平成29年度から、繰出金事務の整理が行われ各要件所管課にて事業執行(事業計画作成、予算管理、課題整理等)					
	具体的な 事業内容	精神障害者、重複障害者のいる世帯に対して、水道使用料の基本料金相当額(月額790円(税抜))を減免する。繰出金額は水道局の積算する減免実績に応じて支出する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		減免実績(件数)	目標 実績	16,871	18,563	19,694	21,086
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度 24,220千円	令和元年度 27,417千円	令和2年度 28,940千円	令和3年度 32,949千円
		支出済額		24,220千円	27,417千円	28,940千円	32,949千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		25,977千円	29,182千円	30,694千円	34,703千円		
増▲減		—	3,205千円	1,512千円	4,009千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は福祉政策の一環として行う公共料金の減免事業であり、民間サービスによる代替はない。					
	事業目的に 対する 有効性	対象者世帯において、水道料金の減免制度は経済的負担の軽減への一助となり、経済支援・生活支援として有効である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業に類似した事業は無く集約・統合は困難であるが、一方で対象者の増加による経費の増加は課題であり、繰出金の負担のあり方を含め、更なる方策の検討が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	障害要件(及び介護要件)については、資格確認の効率化・適正化のため令和3年度よりシステム化による事務改善を行っている。引き続き、効率的な運用や改善を図るため、関係部署と連携し検討を進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

高橋 昌広

係長

品田 和紀

施設管理 係  
毒島 望美

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金 (要介護4又は5)		所管区局・課	健康福祉局 高齢在宅支援課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 4
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市水道条例</li> <li>横浜市水道条例施行規程</li> <li>横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱</li> </ul>		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	在宅の要介護4又は5の方がいる世帯に対し、水道料金の基本料金相当額を減免することにより、減免対象世帯の経済的負担の軽減を図る。					
具体的な 事業内容	水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出した。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		減免実績(件数)	目標				
			実績	11,415	11,515	11,929	11,008
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		104,815千円	103,684千円	103,743千円	104,600千円
		支出済額		104,815千円	103,684千円	103,743千円	104,600千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		107,451千円	106,331千円	106,374千円	107,231千円		
増▲減		—	▲ 1,120千円	43千円	857千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	在宅の要介護4又は5の方がいる世帯に対し、生活に直結する水道料金の基本料金相当額を減免することにより、減免対象世帯の経済的負担の軽減を図っている。					
	事業目的に 対する 有効性	要件に該当し、申請のある世帯について水道使用料の基本料金を減免することにより、対象者世帯の生活支援につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	要介護4又は5の方がいる世帯への水道料金減免については類似した事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	福祉要件による水道料金減免については、水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局及び子ども青少年局の各部署に関係しており、効率的な運用や改善を図るための連携体制を構築する必要がある。このため、事務効率の向上や減免制度のあり方について所管課間での課題整理を引き続き行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

水野 直樹

係長

郷原 達也

在宅支援 係

鈴木 ひろ奈





令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		17 款 1 項 18 目 自動車事業会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課、 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 18 1
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	敬老特別乗車証条例、福祉特別乗車券条例、敬老特別乗車証条例施行規則、福祉特別乗車券条例施行規則		
	その他	<input type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	【敬老特別乗車証】 高齢者が豊かで充実した生きがいのある生活を送ること(高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」)を目的として事業を開始した。 【福祉特別乗車券】 市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の「社会参加の支援」及び「福祉の増進」のため、市営交通機関及び民営バスの両方に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標	実績				
		目標	実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由		高齢者及び障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		4,846,012千円	5,181,400千円	5,388,905千円	5,341,084千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
総事業費		4,849,526千円	5,184,929千円	5,392,413千円	5,344,592千円		
増▲減		—	335,403千円	207,484千円	▲47,821千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【敬老特別乗車証】 令和3年度末時点で対象者が77万人を超え、令和2年度末と比較して約1万3千人増加している。急激な高齢化が進展する中で、高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のため、事業の必要性はますます高まる一方、持続可能な制度運営が必要である。 【福祉特別乗車券】 本事業が廃止になった場合、対象者の支出のうち、交通費の占める割合が増え、外出を控えるようになる可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	【敬老特別乗車証】 令和3年度末時点の交付者数は約40万人となっており、利用実態調査(バス利用者)では、一日あたり延べ約23万人(平日)が利用していることから、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。 【福祉特別乗車券】 福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車証の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車証の受取り手続きが一連で可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		【敬老特別乗車証】 敬老バス利用者に対して、平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。 また、令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされた。これを受け、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全6回開催し、IC化に向けて検討を行った。現在、令和4年10月を目指し、敬老バスのICカード化に向けて準備を進めている。 【福祉特別乗車券】 平成29年度に第3期障害者プラン中間見直しに係る市民意見募集を実施した。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	【敬老特別乗車証】 持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、令和4年10月を目指し、敬老バスのICカード化に向けて準備を進めている。今後、高齢者等外出支援の観点で、ICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老バス制度も含め、地域の総合的な移動サービスの検討を進めていく。 【福祉特別乗車券】 交付者数が増加していることを考慮して、交通事業者の負担軽減のため、令和2年度から負担金積算手法を採用することとした。今後も、利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生きがい 移動支援 係
	喜内 亜澄 今井 智子	藤原 秀美 東 宏子	鈴木 裕子 平野 昌之



令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		17 款 1 項 19 目 高速鉄道事業会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課、 障害自立支援課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 19 1
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他    □	具体的 名称	敬老特別乗車証条例、福祉特別乗車券条例、敬老特別乗車証条例施行規則、福祉特別乗車券条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	【敬老特別乗車証】 高齢者が豊かで充実した生きがいのある生活を送ること(高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」)を目的として事業を開始した。 【福祉特別乗車券】 市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の「社会参加の支援」及び「福祉の増進」のため、市営交通機関及び民営バスの両方に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。    □ 法令に基づく義務的経費    □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		高齢者及び障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,906,581千円	1,699,845千円	1,883,240千円	1,898,566千円
		支出済額		1,906,581千円	1,699,845千円	1,883,240千円	1,898,566千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
人件費		一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
総事業費		1,910,095千円	1,703,374千円	1,886,748千円	1,902,074千円		
増▲減		—	▲ 206,721千円	183,374千円	15,326千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【敬老特別乗車証】 令和3年度末時点で対象者が77万人を超え、令和2年度末と比較して約1万3千人増加している。急激な高齢化が進展する中で、高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のため、事業の必要性はますます高まる一方、持続可能な制度運営が必要である。 【福祉特別乗車券】 本事業が廃止になった場合、対象者の支出のうち、交通費の占める割合が増え、外出を控えるようになる可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	【敬老特別乗車証】 令和3年度末時点の交付者数は約40万人となっており、利用実態調査(バス利用者)では、一日あたり延べ約23万人(平日)が利用していることから、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。 【福祉特別乗車券】 福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車証の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車証の受取り手続きが一連で可能となっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 有    □ 無					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	【敬老特別乗車証】 敬老バス利用者に対して、平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。 また、令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされた。これを受け、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全6回開催し、IC化に向けて検討を行った。現在、令和4年10月を目指し、敬老バスのICカード化に向けて準備を進めている。 【福祉特別乗車券】 平成29年度に第3期障害者プラン中間見直しに係る市民意見募集を実施した。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【敬老特別乗車証】 持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、令和4年10月を目指し、敬老バスのICカード化に向けて準備を進めている。今後、高齢者等外出支援の観点で、ICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老バス制度も含め、地域の総合的な移動サービスの検討を進めていく。 【福祉特別乗車券】 予算積算上の1回あたりの乗車単価を、実態に合わせて250円へ改定することとした。利用者数が増えていることを考慮して、今後も利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生きがい 移動支援 係
	喜内 亜澄 今井 智子	藤原 秀美 東 宏子	鈴木 裕子 平野 昌之